基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 · 等 \mathcal{O} 部 を 改正 する 件

〇厚生労働省告示第五十五号

診 療 報 酬 \mathcal{O} 算 定 方 法 平 成 + 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 五. + 九 号) \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設

基 準 等 平 成 + 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 六 十二号) 0) __ 部 を 次 \mathcal{O} よう ĺ 改 正 Ļ 令 和 兀 年 兀 月 日 か 5

適用する。

令和四年三月四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

本則を次のように改める。

基本診療料の施設基準等

第一 届出の通則

保 険 医 療 機 関 健 康 保 険法 (大正十一 年 法 律第七十号) 第六十三条第三 一項第 号に 規 定する保

険 医 療 機 関 を 1 う。 以 下 同 ľ は、 第二から 第 + までに 規定 す る施設 基 準 に 従 V) 適 正 に 届 出

を行わなければならないこと。

保 険 医 療 機 関 は 届 出 を行 · つ た 後 に、 当該 届 出 12 · 係 る 内 容と異 な る事 情 が 生じ た場 合 に は 速

B か に 届 出 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 変 更 を行 わ な け 'n ば ならないこと。

三 届 出 \mathcal{O} 内 容 又 は 届 出 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 内 容 が 第二から 第 + までに規定する 施設基準 - に適 合し な 7 場合に

は 当 該 届 出 又 は 届 出 \mathcal{O} 変 更 は 無 効で あること。

几 厚 長 生 届 以 出 局 に 又 下 は 0 地 地 1 7 方 方 厚 厚 は 生 生 支 届 局 出 局 長 等 を \mathcal{O} 行 分 室 と う 保 が 1 う。 あ 険 る 医 場 療 合 に 機 関 に 対 は \mathcal{O} L 所 7 当 行 在 該 うこと。 地 を管 分 室 を 轄 経 た す だ る 由 地 Ļ L 方 て 行 当 厚 うことと 生 該 局 所 在 長 又 地 す は を る 管 地 方 轄 厚 す 生 る 支 地 局 方

第二 施設基準の通則

- は 不 地 当 方 な 厚 生 届 出 局 長 法 等 令 に 対 \mathcal{O} L 規 て当 定 に 基 該 づ 届 < 出 を t 行う \mathcal{O} 12 前 限 る 六 月 間 に を 行 お 0 1 たこ て当 لح 該 が 届 な 出 に 1 係 る 事 項 に 関 不 正 又
- 準 す る 12 地 基 基 方 準 づ 厚 生 き 12 違 厚 局 生 長 反 労 等 L たことが に 働 対 大 臣 L て が な 当 定 く \Diamond 該 る 届 掲 か 出 0 示 を 行 事 現 に 項 う 等 違 前 反 六 平 月 L て 成 間 1 +12 な 八 お 年 11 1 厚 7 生 療 労 担 働 規 省 則 告 及 び 示 第 薬 担 百 七 規 号) 則 並 第 75 に に 療 規 担 定 基
- 三 う。 高 正 又 齢 地 は 者 方 不 第 厚 \mathcal{O} 当 生 七 医 な 十 療 局 行 \mathcal{O} 長 等 為 条 確 第 に が 保 認 対 12 関 L 8 項 7 5 す \mathcal{O} 当 れ 規 る たこ 定 該 法 律 届 に とが 基 出 を づ 昭 な 行 < 和 う 7 検 五. 前 査 + 等 六 七 月 年 \mathcal{O} 結 間 法 律 果 に 第 お 診 八 1 + て、 療 号。 内 健 容 以 又 康 下 保 は 険 診 高 法 療 報 第 齢 膕 者 七 + 医 \mathcal{O} 療 八 請 条 求 確 第 に 保 関 法 項 لح 及 不 び 1
- 兀 潍 に 規 及 地 定 方 び す 医 厚 生 る 師 入 等 局 院 \mathcal{O} 長 等 患 員 に 者 数 対 数 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 L 基 7 準 当 準 並 12 該 び 該 12 届 当 入 出 す 院 を る 基 行 保 本 う 時 料 険 点 医 \mathcal{O} 算 に 療 機 定 お 関 方 1 て、 法 又 は 平 厚 医 成 生 師 等 + 労 \mathcal{O} 八 働 員 大 年 厚 臣 数 生 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 基 労 準 働 8 に 省 る 該 告 入 院 示 す 第 患 者 る 百 保 兀 数 号 険 \mathcal{O} 基 医

療機関でないこと。

が 相目 ラルミス

第三 初 再 診 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

時 間 医 科 外 加 初 算 診 等 料 に \mathcal{O} 係 注 る 7 厚 及 生 び 労 注 働 8 大 臣 医 科 が 定 再 診 8 料 る 時 \mathcal{O} 注 間 6 外 来 診 療 料 \mathcal{O} 注 9 並 び に 歯 科 初

診

料

 \mathcal{O}

注

7

 \mathcal{O}

応

当 該 地 域 12 お 1 て ___ 般 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 が お お む ね 診 療 応 需 \mathcal{O} 態 勢 を 解 除 L た 後、 꽢 H に 診 療

需 0 態 勢 を 再 開 す Ź ま で \mathcal{O} 時 間 (深 夜 午 後 + 時 カ 5 午 前 六 時 ま で \mathcal{O} 時 間 を 1 う。 以 下 同 $\overset{\text{\tiny }}{\cup}_{\circ}$

及び休日を除く。)

 \mathcal{O} 医 科 初 診 料 \mathcal{O} 特 定 妥 結 率 初 診 料、 医 科 再 診 料 0) 特 定 妥 結 率 再 診 料 及 び 外 来 診 療 料 \mathcal{O} 特 定 妥

結率外来診療料の施設基準

次 \mathcal{O} 1 ず れ カ に 該 当 する 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 12 お け る 医 療 用 医 薬 品 \mathcal{O} 取 引 価 格 \mathcal{O} 妥 結 率 診 療 報 膕 \mathcal{O} 算 定 方 法 平 · 成二

+ 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 五. 十 九 号 別 表 第 医 科 診 療 報 膕 点 数 表 以 下 医 科 点 数 表 と 1 う。

 \mathcal{O} 初 診 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 医 療 用 医 薬 品 \mathcal{O} 取 引 価 格 \mathcal{O} 妥 結 率 を 1 う。 以 下 同 ľ が 五. 割 以

下であること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 12 お け る 医 療 用 医 薬 品 \mathcal{O} 取 引 価 格 \mathcal{O} 妥 結 率 単 品 単 価 契 約 率 卸 売 販 売 業

者 医 薬 品 医 療 機 器 等 \mathcal{O} 品 質 有 効 性 及 び 安 全 性 \mathcal{O} 確 保 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 三 + 五. 年 法 律

す を踏 療 第 険 に つ 医 機 ることを合意 百 几 7 療 ま 関 + 7 機 え と 立 総 て 関 \mathcal{O} 号) 価額 لح 価 間 格 で \mathcal{O} で交渉 第三十 間 を 取 L た 決 で 引 契 定 取 さ 約 引 Ļ 兀 L れ を 条 価 た た 第 7 総 格 契 医 う。 が 約 五. 療 価 項に 額 定 \mathcal{O} 用 に \Diamond 割 医 見合うよう当 5 合 薬 規定す に係る状況につ を 品 れ た 1 に う。 Ś 医 係 · 療 卸 る 契 用 売 該 医 及 約 販 7 売業者をい 薬 医 び に 占 て、 療 品 用 \Diamond 律 \mathcal{O} う 医 値 地 る、 薬品 方 ち、 引 う。 厚 き契 品 生 目 0 _ _ _ 単 約 定 以 局 とに 割 下 長 価 等 同 卸 を 合 ľ に 同 以 売 医 報 上 販 療 告 \mathcal{O} 売 \mathcal{O} 用 と当 割 医 業 L 医 合 者 7 療 薬 で と当 該 用 品 1 値 保 な 医 \mathcal{O} 引 薬 該 価 険 1 保 き 品 保 値 医

の 三 情 報 通 医 科 信 機 初 器を 診 料 用 **\ 医 た診 科 再 診 療 を行 料及 うに び 外 つき十 来診 療 分 料 な \mathcal{O} 情 体 報 制 が 通 整 信 一備され 機 器 を て 用 ١ ر 1 た ること。 診 療 に係 る施 設 基 潍

医 科 週 当 初 診 た 料 ŋ . 及び 0 診 医科 療 時 間 再 診 が \equiv 料 + \mathcal{O} 夜 時 間 間 以 早 上 朝 で 等 あること。 加 算 0) 施 設 基 進

険

医

療

機

関

で

あ

ること。

三 医 科 初 診 料 に 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 患 者

£ \mathcal{O} 他 を \mathcal{O} 除 病 院 又 は 診 療 所 等 か 5 0 文 書 に ょ る 紹 介 が な V 患 者 (緊急そ 0 他 , む を得 な 7 事 情 が あ る

の <u>-</u> 医 . 科 初 診 料 \mathcal{O} 機 能 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1)適 切 な 受診 に 0 な が るよ う な 助 言 及 び 指 導 を行うこと等、 質 \mathcal{O} 高 1 診 療 機 能 を 有 す る 体 制 が

整備されていること。

- (2) 次 0 7 ず 'n カン に 係 る 届 出 を行 0 て 1 ること。
- イ 区 分 番 号 Α 0 0 1 \mathcal{O} 注 12 に 規 定 す る 地 域 包 括 診 療 加 算
- 口 区 分 番 号 В 0 0 1 2 9 に 撂 げ る 地 域 包 括 診 療 料
- ハ 区 . 分 番 号 В 0 0 1 2 11 に 掲 げ る 小 児 カゝ か り 0 け 診 療 料
- 二 区 . 分番 号 C O 0 2 に 撂 げ る 在 宅 時 医学 総 合管 理 料 在 宅 療 養 支援 診 療 所 医 科 点 数 表
- 分 番 号 В 0 0 4 に 掲 げ る 退 院 時 共 同 指 導 料 1 に 規 定 す る 在 宅 療 養 支援 診 療 所 を 1 う。 以 下 同
- 支援病院をいう。以下同じ。)に限る。)

じ。

又

は

在

宅

療

養

支

援

病

院

区

分

番

号

C

0

0

0

に

掲

げ

る

往

診

料

 \mathcal{O}

注

1

に

規

定

す

る

在宅

療

養

 \mathcal{O}

区

- ホ 区 分番号C 0 0 2 2 に 掲 げ る 施 設 入 居 時 等 医学 総合管 理 料 (在宅療養支援診 療 所 又 は 在
- 宅療養支援病院に限る。)
- (3)1 場 地 所 域 及 に び な ホ 1 7 ム 包 <u>~</u>° 括 的 ジ な診 等 に 療 撂 を 示 担 す う る 医 等 療 \mathcal{O} 機 取 関 組 で を あることにつ 行 ってい ること。 ζ, て、 当 該 保 険 医 療 機 関 0) 見 Þ す
- 三の三 医 科 初 診 料 及 び 医 科 再 診 料 \mathcal{O} 外 来感染 対 策 向 上 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- (1)専 任 \mathcal{O} 院 内 感 染 管 理 者 が 配 置 され 7 **\ ること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感 染防 止 対 策 部 門 を 設 置 し、 組 織 的 に 感 染 防 止 対 策 を 実 施 す る 体 制 が

整備されていること。

(3)感 染 防 止 対 策 に つ き、 感 染 対 策 向 上 加 算 1 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 等 لح 連 携 L

ていること。

 \equiv \mathcal{O} 兀 医 科 初 診 料 及び 医 科 再 診 料 \mathcal{O} 連 携 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 感 染 対 策 向 上 加 算 1 に 係 る 届 出 を行 0 7 1 る ŧ 0) に限 る。 と の 連)携体: 制

が確保されていること。

三 \mathcal{O} 五 医 科 初 診 料 及 び 医 科 再 診 料 \mathcal{O} サ] ベ 1 ラ ン ス 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

地 域 に お 1 て 感 染 防 止 対 策 に 資 す る 情 報 を 提 供 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

三 \mathcal{O} 六 医 科 初 診 料 医 科 再 診 料 及 び 外 来 診 療 料 \mathcal{O} 電 子 的 保 健 医 療 情 報 活 用 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)+ 六 療 号) 養 \mathcal{O} 第 給 付 条 及 に Ţ 規 公 定 一費負 する 担 電 医 子 療 情 に 報 関 処 す Ś 理 組 費 織 用 \mathcal{O} \mathcal{O} 使 請 用 求 に 12 ょ 関 る する 請 求 省 を 令 行 (昭 0 て 和 () 五 ること。 + 年 厚 生 一省令 第三

(2)健 康 保 険 法 第 三 条 第 十三 項 に 規 定 す る 電 子 資 格 確 認 を 行 う 体 制 を 有 L 7 1 ること。

(3)(2) \mathcal{O} 体 制 12 関 す る 事 項 に 0 1 て、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 見 Þ す 1 場 所 に 掲 示 L てい ること。

兀 医 科 再 診 料 \mathcal{O} 外 来 管 理 加 算 に 係 る 厚 生労 働 大 臣 が 定 8 る 検 査 及 び 計 画 的 な 医学 管 理

① 厚生労働大臣が定める検査

医 科 点 数 表 \mathcal{O} 第二 章 第三 部 第 \equiv 節 生 体 検 査 料 に 掲 げ る 検 査 \mathcal{O} う ち、 超 音 波 検 査 等) 脳

波 検 査 等) 神 経 筋 検 査 ` 耳 鼻 咽 喉 科 学 的 検 査 眼 科 学 的 検 査) 負 荷 試 験 等

- (ラジ オ ア 1 ソ 1 プ を 用 15 た 諸 検 査 及 び 内 視 鏡 検 査 \mathcal{O} 各 区 分 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O}
- (2)厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 計 画 的 な 医 学 管 理

入 院 中 \mathcal{O} 患 者 以 外 \mathcal{O} 患 者 12 対 L て、 慢 性 疼さ 痛 疾 患 管 理 並 び に 定 \mathcal{O} 検 査 IJ ハ ピ IJ テ シ 日

ン、 精 神 科 専 門 療 法 処 置 手 術 麻 酔 及 び 放 射 線 治 療 を 行 わ ず、 懇 切 丁 寧 な 説 明 が 行 わ れ る

医学管理

五 時間外対応加算の施設基準

(1) 時間外対応加算1の施設基準

に ょ 当 該 ŋ 療 保 養 険 に 医 関 療 す 機 る 関 意 \mathcal{O} 見 表 を 示 求 す る 8 5 診 れ 療 た 時 場 間 合 以 に 外 \mathcal{O} 時 原 則 間 と に L お 7 1 当 て、 該 保 患 険 者 医 又 療 は 機 そ 関 \mathcal{O} に 家 族 お 等 11 7 か 5 常 電 時 話

対

等

(2) 時間外対応加算2の施設基準

応

で

き

る

体

制

に

あ

ること。

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 表 示 す る 診 療 時 間 以 外 \mathcal{O} 時 間 12 お 1 て、 患 者 又 は そ \mathcal{O} 家 族 等 カン 5 電 話 等

に ょ ŋ 療 養 に 関 す る 意 見 を 求 \Diamond 5 れ た 場 合 に 原 則 とし 7 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 対 応 で き

る体制にあること。

③ 時間外対応加算3の施設基準

関 に ょ 当 لح 該 \mathcal{O} 1) 連 保 療 携 養 険 医 に 12 療 関 ょ す 機 1) 対 る 関 応 \mathcal{O} 意 表 で 見 き を 示 る す 求 る 体 8 5 診 制 療 が れ 確 た 時 場 保 間 さ 合 以 に 外 れ \mathcal{O} て 1 当 時 間 る 該 に 保 お 険 1 医 て、 療 機 患 関 者 に お 又 は 1 そ て 又 \mathcal{O} 家 は 族 他 等 \mathcal{O} 保 か 5 険 電 医 話 療

機

等

六 明 細 書 発 行 体 制 等 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)療 養 \mathcal{O} 給 付 及 び 公 費 負 担 医 療 12 関 す Ź 費 用 0 請 求 に 関 する省令第 条 に 規 定 す る 電 子 情 報 処
- (2)号) 労 لح 理 担 項 厚 療 付 \mathcal{O} 当 生 等 働 に 組 確 1 保 う。 省 附 規 基 \mathcal{O} 省 規 保 織 険 告 則 令 定 に 準 取 則 \mathcal{O} 医 す 第 第 第 扱 及 示 関 使 療 る 第 す 第 用 五. び 11 機 条 + 条 及 保 + る 明 に 五 関 七 に ょ てド 険 細 兀 法 条 及 号) 号。 規 る 担 薬 書 律 \mathcal{O} び . 当 定 請 を \mathcal{O} 局 保 第二 す に 附 及 患 以 規 求 険 第 者 る 関 定 び 又 則 下 医 正 す 第 に は 保 12 項 療 項 当 療 る 三 無 及 光 ょ 険 養 な 条 デ 基 薬 償 担 る び 担 規 理 準 剤 基 第 又 で 療 イ 当 定 交 準」 ス 由 は \mathcal{O} 師 養 五 規 に 高 付 ク 条 療 \mathcal{O} 則 等 該 給 部 と 齢 養 し \mathcal{O} 当 を 者 7 を 7 担 付 昭 す 細 用 当 改 7 う 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 和 る場 書 るこ \equiv 医 規 1 正 \mathcal{O} 第 た + す 療 則 取 کے 無 請 合 第 る \mathcal{O} \mathcal{O} 扱 償 件 項 求 は 五. 年 確 1 で を 条 保 部 た 及 厚 12 行 交付 亚 だ 0) び 療 を 規 生 12 0 担 成 関 改 L 担 定 省 て 当 規 $\frac{-}{+}$ 第二 す 令 す 正 7 則 す 保 に る る 第 ること。 険 項 関 第 八 法 る 明 + 五. 年 律 省 及 五. 医 す 細 号。 条 厚 \mathcal{O} 令 療 び る 書 要 第 \mathcal{O} 生 規 機 基 並 平 労 定 関 五. 準 以 び な \mathcal{O} 働 成 条 12 及 12 下 1 昭 省 ょ び \mathcal{O} 高 \neg 第 告 + る 保 和 齢 療 険 示 療 八 \mathcal{O} 五. 者 担 項 第 養 年 医 + \mathcal{O} 規 及 第 則 厚 五. \mathcal{O} 療 八 医 び + 給 生 養 年 療

担

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

12

す

る

明

を

することを

L

(3) (2) \mathcal{O} 体 制 に 関 する 事 項 E つい て、 当 該 保 険 医 療 機 関 の見 ルやす ۱١ 場 所に掲 示して いること。

七 地 域 包 括 診 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 地 域 包 括 診 療 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 診 療 所 に 限 る。 に お 7 て、 脂 質 異 常症、 高 血. 圧 症、 糖 尿 病、 慢 性

不全、 慢 性 腎 臓 病 (慢 性 維 持 透 析 を行 0 て 1 な 7 ŧ \mathcal{O} に 限 る。 又 は 認 知 症 \mathcal{O} う 5 三以 上

0)

心

疾患を・ 有 す る 患者 に対 Ĺ て、 療養 上 必 要 な 指導 等 を行うにつき必要な体 制 が 整 備さ れ 7 V > る

口 往 診 又 は 訪 問 診 療 を 行 0 7 **(**) る 患 者 \mathcal{O} うち、 継 続 的 に . 外 来診 療 を 行 0 7 *(*) た 患 者 が 定

数

1 ること。

地

域包括診

療料

 \mathcal{O}

届

出

を行行

つてい

ないこと。

(2)

地 域 包括 診 療 加 算 2 0 施 設 基 潍

(1) \mathcal{O} 1 及 び ハ を満 た す £ \mathcal{O} で あ ること。

七 の <u>-</u> 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基準

(1) 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

地 域 包 括 診 療 加 算 1 に 係 る 届 出 を 行 つ 7 **,** \ る保 険 医 療機 関 であること。

(2) 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 $\frac{2}{\mathcal{O}}$ 施 設 基 潍

地 域 包括 診療 加算 2に係る届 出 を行行 ってい る保 険 医 |療機 関 で あ ること。

八 外 来 診 療 料 に 係 る 厚 生 労 働 大臣 が 定 8 る 患 者

当 該 病 院 が 他 \mathcal{O} 病 院 許 可 病 床 数 が ... 百 百 床 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 又は 診療 所 に 対 して文書 に ょ

る紹 介を行う旨 \mathcal{O} 申 出 を行 ってい る患者 (緊· 急 そ 0 他 Þ む を得 な 7 事 情 が あ る場 合を除 <_

八 の <u>-</u> 削 除

八 の 三 診 療 報 酬 \mathcal{O} 算定 方法 別表第二 歯 · 科診· 療 報 酬 点 数表 (以 下 歯 科点数表」 という。 第 章

第 部 初 • 再 診 料 第 節 初 診 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定、 す る 施 設 基 潍

- (2)歯 科 外 来 診 療 に お け る院 内 感 染防 止 対 策に つき十分な機器 を 有していること。

さ れ ていること。 (3)

歯

|科外

来

診

療

に

お

ける院

内

感

染防

止対策に係

る研

修

を受けた常

勤

 \mathcal{O}

歯

科

医

師

が一

名以上配

置

(1)

歯

科

外

来

診

療

に

お

け

る院

内

. 感

染

防

止

対

策

に

つ

き十分な

体

制

が

整

備

され

ていること。

(4) 歯 科 外 来 診 療 \mathcal{O} 院 内 感染 防 止 対 策 に係 る院 内 撂 示 を 行 0 て **\ ること。

九 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)看 護 師 及び 准 看 護 師 (以 下 「看護 職 員」とい 、 う。) が二名以上配置され てい ること。
- (2)歯 科 衛 生士 が 名以· 上 配 置されていること。
- (3)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策につ き十 分な体 制 が 整 備 さ れていること。

- (4)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 0 き十 分 な 機 器 を 有 L 7 1 ること。
- (5)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る 研 修 を 受け た 常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置
- (6)歯 科 外 来 診 療 \mathcal{O} 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る院 内 掲 示 を 行 0 7 7 ること。

さ

れ

7

1

ること。

- (7) 次 \mathcal{O} 1 又 は 口 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当 すす ること。
- イ 常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 され、 次 0) 1 ず れ か に 該 当 す ること。

1

歯

科

医

療

を

担

当

す

る

病

院

で

あ

る

保

険

医

療

機

関

に

お

け

る

当

該

歯

科

医

療

12

0

1

て

 \mathcal{O}

紹

介

率

- 診 療 別 L て 療 機 \mathcal{O} 得 関 時 保 た 間 等 険 数 以 か 医 を 外 療 5 紹 機 \mathcal{O} 1 う。 時 介 関 等 間、 か さ 以 5 下 文 休 れ 書 同 日 た じ。 又 患 に は 者 ょ 深 を ŋ 除 夜 が 紹 に受診 < 介 百 等 分 の 三 さ L れ \mathcal{O} +た 数 た 六 患 以 を 上 歳 者 初 診 で 未 **当** あ 満 患 ること。 者 該 \mathcal{O} 初 病 当 院 診 患 該 لح 者 特 保 を 険 別 除 医 \mathcal{O} <_ . 療 関 機 係 関 に \mathcal{O} が あ 総 表 る 数 保 示 で す 険 除 る 医
- 2 百 分 歯 \mathcal{O} 科 医 + 療 以 を担 上 当 で あ す 0 る て、 病 院 別 で あ 表 第 る 保 に 険 掲 医 げ 療 機 る 手 関 術 に お \mathcal{O} け 年 る 当 間 該 \mathcal{O} 実 歯 科 施 件 医 数 療 \mathcal{O} に 総 0 数 1 が て 三 \mathcal{O} + 紹 件 介 以 率 上 が

で

あ

ること。

3 療 機 歯 関 科 に 医 療 お を 1 担担 7 当 歯 す 科 Ź 点 数 病 院 表 で \mathcal{O} あ 初 診 る 保 料 \mathcal{O} 険 注 医 6 療 若 機 関 L < 12 は お 再 7 診 て、 料 歯 \mathcal{O} 科 注 4 医 に 療 を 規 定す 担 当 る す 加 る 算 他 又 \mathcal{O} 保 は 歯 険 科 医

点 診 数 療 情 表 報 \mathcal{O} 歯 \mathcal{O} 提 科 訪 供 を 間 受 診 け 療 料 7 当 を算定 該 保 L 険 た 医 患者 療 機 であ 関 \mathcal{O} 0 外 て、 来 診 当 療 部 該 門 他 \mathcal{O} に 保 お 険 1 7 医 歯 療 機 科 関 医 療 カ 5 を 文 行 書 0 た 12 ŧ ょ り \mathcal{O}

4 歯 科 医 療 を 担 当 す る 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 に お \ \ て、 歯 |科点 数 表 \mathcal{O} 初 診 料 \mathcal{O} 注 6 又は

 \mathcal{O}

月

平

均

患

者

数

が

五

人

以

上

で

あ

ること。

再 診 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る加 算 を 算 定 L た 患者 0 月 平 均 '患者 数が三十人 以 上 で あ ること。

- 口 次 \mathcal{O} 1 ず れ に ŧ 該 当 す ること。
- 1 常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ n て 11 ること。
- 2 歯 科 医 療 を 担 当 す る 病 院 で 腔り あ る 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 腔り 歯 科 点 数 表 \mathcal{O} 周 術 期 等 \Box 腔っ 機 能

管

理

計

画

策

定

料

周

術

期

等

 \Box

機

能

管

理

料

(I)

周

術

期

等

 \Box

機

能

管

理

料

(Ⅱ)

又

は

周

術

期

等

 \Box

腔り 機 能 管 理 料 \mathcal{O} 1 ず れ か を 算 定 L た 患 者 \mathcal{O} 月 平 均 患 者 数 が二 + 人 以 上 で あ ること。

(8)当 該 地 域 に お 1 て 歯 科 医 療 を 担 当 す る 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 کے \mathcal{O} 連 携 体 制 が 確 保 さ れ てい るこ

と。

+歯 科 外 来 診 療 環 境 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

歯

来

診

療

算

1

 \mathcal{O}

設

基

潍

(1)イ 歯 科 科 外 医 療 を 担 環 当 境 す 体 る 制 保 加 険 医 療 機 施 関 (歯 科 点 数 表 \mathcal{O} 地 域 歯 科 診 療 支援 病 院 歯 科 初

施 設 基 準 に 適 合す る ŧ \mathcal{O} とし 7 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た 保 険 医 療 機 関 を 除 く。 診 で 料 あ に るこ 係 る

口 歯 科 外 来 診 療 に お け る医療 安全 対策に 係 る研 修 を受け た常勤 0 歯 科 医 師 が 名 以 £ 配 置さ

れていること。

歯 科 医 師 が 複数名配 置されていること、 又は歯科医師 及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上

配置されていること。

二 緊 急時 の対 応を行うにつき必要な体 制が整備 されていること。

ホ 医 療安 全 対 策 12 つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。

(2) 歯 科 外 来 診 療 環境 体 制 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

歯

科

診

療

に

係

る

医

療安

(全対:

策

に係

る院

内

撂

示

を行っていること。

イ 歯科点数表 0) 地 域歯 科診療支援病院歯科初診料 に係る施設基準に適合するものとし て地方

厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

口 歯 科 外 来 診 療 に お け る 医 · 療 安全 対策に係る研修 を受け た常 勤 0 歯 科 医 師 が 名 以上 配 置さ

れていること。

歯 科 医 師 が 複数名配 置されていること、 又は歯科医師 及び歯科衛生士がそれぞれ 一名以上

配置されていること。

二 緊 急 時 \mathcal{O} 対 応を行うにつき必 要な体 制が整備 されていること。

ホ 医療安全対策につき十分な体制 が整備されていること。

歯 科 診 療 に 係 る 医 療 安 全 対 策 に 係 る院 内 掲示 を行っていること。

 \mathcal{O}

設

基

潍

+ 科 診 療 特 別 対 応 連 携 加 算 施

歯

イ

(1) 次 歯 0 科点数表 7 ず れ か に 0) 地 該当すること。 域歯 科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとし

て地方

厚 生 局 長等に 届 け 出た保険医 療機関 であること。

口 初 診 歯 料 科 医 \mathcal{O} 注 療 を 6 又 担 当 は 再 す 診 る 保 料 険 \mathcal{O} 注 医 4 療 機 に 規 関 定 で す あ り、 る加算 カン つ、 を算定 当 L 該 た外 保 険 来 医 患 療 者 機 関 \mathcal{O} 月 に 平 お 均 け る歯 患 者 数 科 が 点 + 数 人 表 以 \mathcal{O}

上 であること。

(2) 歯 科診療で特別な対応が必要であ る患者にとって安心で安全な歯科医療の提供を行うに . つき

+ 分な 機器 等を・ 有していること。

(3)は、 \mathcal{O} 連 緊急 当 携 該 体 時 保 制 に 険 円 (歯 医 滑 療 科 な対 機 診 関 療 応ができるよう医科 及 び \mathcal{O} 医 科 歯 診 科 療科との 診 療 以 外 連携: \mathcal{O} 診 診 療 体 療 を担 制) を併せて行う病 が す 整備されていること。 る 他 0 保 院 険 で 医 あ 療 る 機 保 関 険 (病 医 院 療 機 に 限 関 る。 に あ つ 7 لح

(4) 歯 科 診 療を担 当する他の 保険 医 療 機関 との 連 携 体 制 が 整備されていること。

第三の二 入 院 基本 料 文は 特定入院料 を算 定 せ ず、 短 期 滞 在 手 術等 基本 料3を算定する 患者

別 表 第十一の三に 掲げる手術、 検査又は放射線治療を実施する患者であって、 入院した日から起

算して五日までの期間のもの

第四 入 院 診 療 計 画 院 内 感 染 防 止 対策、 医療・ 安全管 理体 制、 褥瘡対策及び栄養 管理 体 制 0) 基 準

- 一 入院診療計画の基準
- (1)医 師、 看 護師 等 の共同により策定された入院診療計画であること。
- (2) 入 院 病名、 に関 症状、 し 必 要 な 推定される入院 事 項 が 記 載され 期間、 た総 合 予定される検査及び手術の内容 的 な 入院 診 療 計 画 であること。 立 び にその 日 程、 そ 0 他
- (3) り 交付され、 患 者 が 入院 説 L 明が た 日 なされるものであること。 か 5 起算 して七 日 以 内 に 当該 患者 に . 対 し、 当 該 入院 診療 計 画 が文書によ
- 一 院内感染防止対策の基準
- (1) メチシ リン 耐 性黄色ブドウ球菌等の感染を防 止するにつき十分な設 備を有 7 V) ること。
- (2) メチシリン 耐 性黄色ブドウ 球 菌等の感染を防 止するにつき十分な体制 が整備され ていること。
- 三 医療安全管理体制の基準

医療安全管理体制が整備されていること。

- 四褥瘡対策の基準
- (1) 適 切 な 褥ょ たさる ここころ 対 策 (T) 診 療計 画 0 作 成、 実施 及 が 評 価 \mathcal{O} 体 制 がとら れていること。

② 褥瘡対策を行うにつき適切な設備を有していること。

五 栄養管理体制の基準

(1)別 入院 当 該 基本料、 病 院 で あ 月平均· る保険 夜勤時 医 療機関 間 超過減 内に、 算及び 常 勤 の管 夜 勤 理栄: 時間 養 特 士 別 が 入 院 名 基本 以 上 料 を算 配 置さ 定 す れ る ていること。 病棟を除く。 特

(2) 入院患者の栄養管理につき必要な体制 が整 備 され てい ること。

六 医 科 点数 表 第 章第二 部入 院料 等 通 則第8号及び 歯 [科点] 数表 第一 章第二 部入院料等 通則第7号

に · 掲 げ る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 非 常 勤 \mathcal{O} 管 理 栄 養 士 又 は 常 勤 \mathcal{O} 栄 養士 が 名 以 上 配 置さ れ て *(*) ること。

潍

第 几 の 二 歯 科 点 数 表 第 章 第二 部 入 院 料 等 通 則 第 6号ただ し 書に 規 定 でする基

第四 \mathcal{O} か 5 兀 ま で 0) ζ, ずれに も該当するものであること。

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 管 理 栄 養 士 が 名 以 上 配 置 さ れ てい ること。

第 五 病 院 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 築

(2)

入

院

患

者

 \mathcal{O}

栄

養

管

理

に

0

き十

分

な

体

制

が

整

備

さ

れ

7

**\

ること。

次

0

栄

養

管

理

体

制

に

関

す

る

基

準

 \mathcal{O}

1

ず

れ

に

ŧ

該当するも

のであること。

一通則

(1) 病院であること。

- (2)病 棟 単 般 位 病 で 棟 行 Š 療 場 養 合 病 に 棟 は 結 当 核 該 病 病 棟 棟 又 を は 精 除 神 病 棟をそれ とし て 看 えぞれ 護 を行 単 位 う ŧ 特 定 \mathcal{O} で 入院 あ 料 ること。 に係る入 院 医 療 を
- (3)看 護 看 師 護 \mathcal{O} 又 指 は 示 看 を 護 受け 補 助 た は 看 護 当 補 該 助 保 者 険 が 医 行 療 う 機 ŧ 関 \mathcal{O} \mathcal{O} で 看 あ 護 ること。 職 員 又 は 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 主 治 医 若 L < は
- (4)次 に 掲 げ る 施 設 基 潍 · 等 Ò うち平 均 在 院 日 数に 関する基準につ ζ, ては 病 棟 0 種 別ごとに、 保
- (5) 治 険 診 療 次 室 療 (C に 掲 病 係 げ る入 室 る 及 看 院 び 護 専 患 職 者 用 員 施 及 (別 設 び を 表 看 除 第二に 護 く。 補 助 掲 者 げ \mathcal{O} \mathcal{O} る患 種 数 別 に 習を除る ごとに 関 する く。 ・ ・ 計 基 算 準 す に る を基 0 Ł V \mathcal{O} 礎 7 で に は 計 あ 算 ること。 病 す 棟 るも (別 のであること。 表 第三に 掲 げ る
- (6) と等 定する 夜 勤 病 看 を行 護 棟 職 \mathcal{O} う 員 看 看 及 護 護 び 職 職 看 員 員 を除 護 補 療 助 <_ 養 者 病 \mathcal{O} 棟 労 0) 入 働 院 人当た 時 基 間 本 が 料 適 り \mathcal{O} 0 切 届 な 月 出 Ł 平 を行 均 \mathcal{O} で 夜 0 あ 勤 て ること。 時 1 間 る 数 病 が 棟 七 及 十二時 び 特 別 入 院 間 以 下 基 本 で あ 料 るこ を 算
- (7)護 本 料 師 急 性 を含 + 期 対 むニ 般 入 入 以 院 院 上 基 基 \mathcal{O} 本 本 料 又 数 料 \mathcal{O} 看 は 地 護 十三 域 職 員 対 般 が 入 行 院院 入 うこと。 院 基 基 本 本 料 料 を 地 算 域 定 す 般 る 入 病 院 棟 料 に 3 お を 除 け る <_ 夜 勤 12 七 0 1 対 7 --- は 入 院 看 基
- (8)棟 \mathcal{O} 現 見 に Þ 看 す 護を行 1 場 所 0 に て 掲 1 示 る して 病 棟ご いること。 لح の 看 護 職 員 \mathcal{O} 数と当 ī該病 棟 \mathcal{O} 入 院患者 0) 数との 割 合を当 該 病

二 一般病棟入院基本料の施設基

準

等

(1) 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 する 入 院 料 0 施 設 基

準

① 通 則 1

急

性

期

般

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

施

設

基

進

1 <u>ځ</u> 。 数が る。 定 相 に 当す 当 該 カゝ ただ + か る 病 急性 数 棟 わ し、 . ら 以 に ず、 期一 お 上 当 で 該 7 て、 般 あ 病 以 る場 棟 入 院 上であること に 日 合 料 お に に 1 11 て、 に 看護を行う看 は あ 0 各 7 日 病 は 棟 に 般 七 看 に 病 護 護 お を行 又 は 職 棟 け 員 る 入 院基 う看 その 夜 0) 勤 数 は、 本 を 護 端数を増すごとに 料 行 職 常時、 う \mathcal{O} 員 看 注 \mathcal{O} 数が 護 6 当該 職 \mathcal{O} 場 本 員 病 合を除 文に \mathcal{O} 棟 数 以 規 の入院患者 は 定 上 本文 であ す る るこ \mathcal{O} 数 規 \mathcal{O}

2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 0 最 小 必要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が二十 日 (急 性 期 般 入 / 院 料 1 に あ 0 て は 十八

日)以内であること。

4 B 険 デ む 医 を得] 療 機 タ 提 な 関 \ \ を 出 開 事 加 情 設 算に係る届出を行って す が る場 あるときを除 合であって、 急 7 る保 性 期 険 般 医 入院 療機関 料6に係る届出 であること。 を行う場合そ ただし、 新 規 に保 0) 他

5 料 行 2 0 許 て 可 カン 要 病 5 1 床数 5 る 病 ま が二 で 棟 に 及 百床 係 1 75 て評 許 る 以上 届 可 病 価 出 0 を行うこと。 を 床 保 行 数 険 が 0 兀 医 7 療 1 百 機関 る 床 病 以 であ 棟 上 \mathcal{O} 12 って、 保 <u>つ</u> 7 険 て 医 急 性 は 療 機 関 期 般 で __ 般 あ 病 入 棟 0 院料 て、 用 \mathcal{O} 重 急 1 に 症 性 係 度 期 る届 般 医 療 出 入 院 を

2 急 性 期 般 入院 料 1 0 施 設 基

潍

看

護

必

度

 \prod

を

用

1 護 に 提 必 許 要 可 出 度 で 病 きる 床 \prod 数 \mathcal{O} が二 基 体 準 制 百 を が 満 整 床 以 た 備 す さ 上 患 0) れ 者 保 た を二 保 険 医 険 療 割 医 療 機 八 関 分 機 以 に 関 上 あ で 入院 あ 0 て 0 させ は、 て、 る 診 病 般 療 棟 内 病 容 で 棟 あ 用 に 関するデー ること。 \mathcal{O} 重 症 度、 タ 医 を 療 適 切 看

2 (-)許 可 般 病 病 床 棟 数 用 が \mathcal{O} 重 百 症 床 度、 未 満 医 \mathcal{O} 療 保 険 • 医 看 護 療 必要度 機 関 に Ι あ つ の基準 て は、 -を満 次 た \mathcal{O} す患者 7) ず れ を一 カ に該当すること。 割 八 分以 上入院

さ

せる病棟

で

あること。

- $(\underline{})$ て、 診 療 般 内 病 容 棟 に関 用 \mathcal{O} するデー 重 症 度、 タ 医 を適 療 • 切 看 E 護 提 必 出 要度 できる П O体 基 制 準 が を 整 満 備 た さ す れ 患 た 者 保 を一 険 医 割 療 五. 機 分 関 以 で 上 あ 入 0
- 3 当 該 病 棟を 退院する患者に占める、 自宅等 に退院するも <u>0</u> 0 割合 が 八割 以上であるこ

ک

院させ

る病

棟

で

あること。

- 4 常 勤 \mathcal{O} 医 師 の員数が、 当該病棟 の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であるこ
- ح.
- 3 急 性 期 般 入 院 料 2 0) 施 設 基 進
- 1 許 可 病 床数 が二百床 以上 保 険医 療機関にあっては、 次の いずれ かに該当すること。
- (-)させる病棟であること。 般 病棟 用の重症 度、 医 療 看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を二割七分以上入院
- $(\underline{})$ て、 院させる病棟で 診療内容に関するデー 般病 棟 用 あること。 0 重 症 度、 タ 医 を適 療 切に提出 • 看 護 必 出 要度Ⅱ できる体 0 基 制 準 が -を満 整 備 た さ す患者を二 れ た保 険 医 割 療 匹 機 分以 関 で 上入 あ

0

の保険医療機関にあっては、

次のいずれかに該当すること。

2

許

可

病床数が二百床未満

- (-)般 病棟 用の 重症度、 医療 • 看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を二割五分以上入院
- $(\underline{})$ させる病棟であること。 診 療内容に関するデー を適 切に 提出できる体 制 が 整備 され た保証 険 医 療

タ

機

関

で

あ

0

- て、 院させる病棟 一般病 棟 であること。 用の重症度、 医 療 · 看護必要度Ⅱ の基準を満たす患者を二割二分以上入
- 3 届出時点で、 継続して三月以上、 急性期一 般入院料 1を算定していること。

- 4 厚生労働省が行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。
- 4 急 性 期一 般入院 料3 0 施 設 基 潍

1

許

可

病

床数

が二百床

以上

一の保険

医

療機関に

あ

っては、

次の

いずれ

か

に該当すること。

- (-)させる病棟であること。 般 病棟 用 0 重 症 度、 医 療 • 看 護 心必要· 度 Ι 0 基準を満たす患者 を一 割 匹 分以上入院
- (_) て、 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であっ 般病 棟 用 \mathcal{O} 重症度、 医 療 看 護必要度Ⅱ 0) 基準を満 たす患者を二 割一分以上入
- 2 許 可 病床数が二百床未満 の保険医療機関にあっては、 次のいずれかに該当すること。

院させる病棟で

あること。

- (-)させる病棟であること。 一般 病棟 用の重症度、 医療 ・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を二割二分以上入院
- (__) て、 診療内容に関するデー 般病 棟 用 \mathcal{O} 重症度、 タ 医 を適 療 • 切に提出できる体 看 護必要度Ⅱ 0 基準を満 制 が 整備され たす患者を た 保 険 医 割 療 九 機 分以上入 関 で あ 0
- 3 届 出時点で、 継続して三月以上、 急性期 般入院料 1又は2を算定していること。

院させる病棟であること。

4 厚生労働省が 行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。

- ⑤ 急性期一般入院料4の施設基準
- 1 許 口 病 床数が二百床 以上 0) 保 険 医 療機関 に あって は、 次 0 7 ずれ かに該当すること。
- (-)る病棟であること。 般 病棟 用 0) 重症 度、 医 療 • 看 護 必要 度 Ι 0 基準 を 満 た す患者 を二割 以上入院させ
- 院させる病棟で て、一般病棟用の重症度、 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であっ あること。 医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を一 割七分以上入
- 2 許 可 病床数が二百床未満の 保険医療機関 にあっては、 次の いずれ かに該当すること。
- (-)させる病棟であること。 般病棟 用の 重症度、 医 療 • 看 護 必要度I の基準を満たす患者 r を 一 割八分以上入院
- (_) て、 院させる病棟で 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制 一般病 棟 用の あること。 重症度、 医 療 看 護 必要度Ⅱ 0) 基 準を満 が 整備された保険 たす患者を 医療 割 機 五. 一分以 関で 上 あ 入 0
- ⑥ 急性期一般入院料5の施設基準
- 1 般 病 棟 用 の重 症 度、 医療 • 看 護必 要度Ⅰの基準を満たす患者を一 割七分以上入院さ

せる病棟であること。

2 診 療 般 内 病 容 棟 に 用 \mathcal{O} 関するデー 重 一症度、 タを 医 療 適 • 切 看 に 護 提 必 要度 Щ できる体 П \mathcal{O} 基 制が 準 を 満 整 た 備 す さ 患 れ 者 た保 を 険 割 医 療 兀 機 分 以 関 で 上 入 あ 院 0 て さ

⑦ 急性期一般入院料6の施設基準

せる病棟であること。

当 該· 病棟に入院して ۲, 、る患者 \mathcal{O} 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護巡 要度Ⅰ 又 は \prod に 0 V

ロ 地域一般入院基本料の施設基準

て

継

続

的

に

測定

を

行

V ;

そ

 \mathcal{O}

結果に

基

<u>-</u>づ

き 評

価

を行

0

て

7

ること。

① 通 則

1 数 本文の規定に する数に相当する数以上で であること。 が 当該病棟において、 十 五 (地 ただ 域 か か 般 L わらず、 入院 当該 一日に看護を行う看 料 二以上であること ある場合に 1 病 棟 及 に び 2 に お **,** \ は、 て、 あ 0 各 て 護職員 日 は十三) 病 $\widehat{}$ 棟 12 般病 看護 に の数は、 お 又 は 棟 を け 入院基 行うで る 夜勤 常時、 そ 看 \mathcal{O} 本料 を行 端数を増すごとに一 護 当該病棟の 職 0 う 員 注 看 0 数が 6 護 職 \mathcal{O} 場 本 入院患者 員 文に 合を除 \mathcal{O} 数 以 上 規定 は 0)

2 当 該 病 棟に お **\ て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必要数 \mathcal{O} 兀 割 地 域 般 入入院 料料 1 及 び 2 に あ **つ** て

とする。

は七割)以上が看護師であること。

3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 . 院 日 数 が 六 + 日 地 域 般 入 院 料 1 及 び 2 に あ 0 7 は二

十四日)以内であること。

4 デ] タ 提 出 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 7 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

② 地域一般入院料1の施設基準

に 定 め る ŧ 0 0 ほ カン 当 該 病 棟 に 入 院 L て 1 る 患 者 \mathcal{O} 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看

護 必 要 度 Ι 又 は \prod に <u>つ</u> 11 て 継 続 的 に 測 定 を 行 1 その 結果に 基 づ き評 価 を 行 0 7 1 ること。

般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 た だ L 書 及 てバ 注 7 に 規 定 す る厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る ŧ \mathcal{O}

(2)

夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 人当 た り \mathcal{O} 月 亚 均 夜 勤 時 間 数 が 七 + 時 間 以 下 で あ ること。

般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 場 合

(3)

当 該 保 険 医 療 機 関 が 過 去 年 間 に お 1 て、 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 た だ L 書 に 規 定 す る

月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 l < は 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 7 12 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 别 入 院 基 本

料、 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 た だ L 書 に 規 定 す る 月 亚 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 結 核 病 棟

入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 别 入 院 基 本 料、 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 た だ L 書 に

規定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L Š は 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別

入 院 基 本 料 又 は 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 を 算 定 L た

لح \mathcal{O} あ る 保 険 医 療 機 関 で あ る 場 合

(4) 般 病 棟 数 入 院 基 本 料 未 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医

療

機

関

(5) 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る H

許

可

病

床

が

百

床

満

 \mathcal{O}

病

院

で

あ

る

次 \mathcal{O} 1 ず れ 12 ŧ 該 当す る 各 病 棟 に お 1 て、 夜 間 \mathcal{O} 救 急 外 来 を 受 診 L た 患 者 に 対 応す る た

当 1 該 各 看 護 病 職 棟 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 数 ず れ が か 時 的 病 に二 棟 に 未 お 満 1 لح 7 な 夜 0 勤 た を 時 行 間 う 帯 看 護 12 お 職 員 1 て、 0 数 が 患 者 \mathcal{O} 時 看 護 的 に二 12 支 障 未 満 が な لح な 1 لح 0 認 た 日

5 れ るこ

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二 未 満 となっ た 時 間 帯 に お 11 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数

が

 \Diamond

看 護 職 員 を含 む 以 上 であること。 た だ 入 院 患 者 数 が \equiv + 人 以 下 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 て は

看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 以 上 で あ ること。

(6) 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 する 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 退 院 日 に 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 别 入 院 基 本

料 等 を含 む。 を 算 定 す る t \mathcal{O} に 限 る。 に 占 \emptyset る、 午 前 中 に 退 院 す る t \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 が 九 割 以 上

で あ る 保 険 医 療 機 関

(7) 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 患 者

次 \mathcal{O} 1 ず れ に £ 該 当す る 患 者

イ 当 該 病 棟 に 三 + 日 を 超 え 7 入 院 L 7 1 る 者

口 午 前 中 12 退 院 す る者

ハ 当 該 退 院 日 に お 1 て、 処 置 所 定点 数 医 科 点 数 表 \mathcal{O} 第二 章 第 九 部 第 節 に 撂 げ る ŧ \mathcal{O} に

限 る。 が 千 点 以 上 \mathcal{O} t \mathcal{O} 12 限 る。 又 は 手 術 を 行 0 て 1 な 1 者

二 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L 7 1 な V 者

(8) 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 保 険 医 療

機 関

該

険

医

機

関

 \mathcal{O}

病

棟

に

入

す

る

患

入

日

12

病

棟

入

基

本

入

基

本

料 等 を 含 保 む。 療 を 算 定 す る 般 ŧ \mathcal{O} に 限 る。 院 に 占 者 め る 院 金 曜 日 12 般 入 院 す る 院 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 料 割 合 ٢, 特 别 当 院 該 保 険

医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 (退 院 日 に 般 病 棟 入 院 基 本 料 (特 別 入 院 基 本 料 等 を 含 む

を 算 定 す る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 に 占 8) る 月 曜 日 に 退 院 す る t \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 \mathcal{O} 合 計 が + 分 \mathcal{O} 几 以 上 で

あ る 保 険 医 療 機 関

(9) 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 日

当 該 病 棟 に 金 曜 日 12 入 院 す る 患 者 12 係 る 入 院 日 \mathcal{O} 캪 日 及 び 翌 Þ 日 (当 該 患 者 が 処 置 (所· 定

点 数 医 科 点 数 表 \mathcal{O} 第 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 が 千 点 以 上 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} に 限 る。

又 は 手 術 を 行 わ な 1 日 に 限 る。 並 び に 当 該 病 棟 を 月 曜 日 に 退 院 す る 患 者 12 係 る 退 院 日 \mathcal{O} 前 日

限 及 る び 前 Þ が 日 千 **(当** 点 該 以 患 上 者 \mathcal{O} が、 ŧ \mathcal{O} 処 に 置 限 る。 所 定 点 又 は 数 手 医 術 . 科 を 点 行 数 わ 表 な 1 \mathcal{O} 第 日 に 限 章 る。 第 九 部 第 節 に 掲 げるも \mathcal{O} に

(10)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

口 イ 名 7 語 γÌ 以 当 入 院 聴 覚 ること、 該 上 中 配 病 士 棟 \mathcal{O} が 置 患者 さ に 又 は 名 専 れ に対 従 以 て 当該 上 0 お して、 り、 常 配 勤 置 病 さ 棟 0 か A 理 学 れ つ、 に D 専 て L 療 当 従 1 \mathcal{O} 法士 ること。 該 \mathcal{O} 維 常 病 持、 勤 棟 作業療 に \mathcal{O} 向上等に資する十分な体 理学 尃 任 療 法士若 \mathcal{O} 常 法 士 勤 L \mathcal{O} Š 作業 理 学 は 療 言 療 法 語 法 聴覚 士 士 制 若 が 作 L 士 整備されてい Š が二 業 療 は 名 言 法 語 士 以 若 上 聴 覚 配 ること。 L Š 士 置 一され は が 言

 \equiv (1)療 療 養 病 養 病 棟 棟 入 院 入 院 基 基 本 本 料 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 注 設 1 基 本 準 文に 等

規定する入院料

 \mathcal{O}

施

設

基

準

イ 1 通 当 則 該 病 棟 12 お 7 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O}

入

院

患

者

 \mathcal{O}

数

が 二 看 護 を + 行う 又 は 看 そ 護 \mathcal{O} 職 端 数を 員 \mathcal{O} 数 増すごとに が 本文に · 規 定す 以 上 る数に で あ ること。 相 当する数以上 ただ し、 で 当 あ 該 る 病 場合 棟 に 12 お は、 1 7 各 病 棟 日 に 12

お け る 夜 勤 を行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 本文 0) 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上 であることとする。

2 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数数 0 _ 割 以 Ĺ が 看 護 師 で あ ること。

- 3 数 者 とし 下であること。 は 当該 0 て事 数 常時、 病棟にお が二十又は 務 的 当 業 務 いて、一日に 該 そ を 病 行 0) 棟 ごう看 端 0 入 数 院 を増 護 患者 補 看護補助を行う看護補助者 助者を含 すごとに一に の数が二百 1む場 合 相 又はその端数を増すごとに一に相 当す は、 る数 日 に 以 の数は、 上で 事 務 的 あることとする。 常時、 業務 を行 当該病 ごう看 当す 棟 護 な 補 0 入 院 る数以 お 助 者 主 患 \mathcal{O}
- 4 そ 当 該 0 結 果 病 に 棟に入院 基づ き 評 l 価 7 を行 7 る 2 患者に係る褥瘡の て V) ること。 発生割合等につい て継続的に測定を行 V.
- (5) ょ 当 る 判 該 定結 病 棟 果に \mathcal{O} 入 っいい 院 患 て、 者 に 関 記 録 す る してい (2) \mathcal{O} ること。 区 分に係 る疾 患及び状態等並 び に A D L \mathcal{O} 判 定 基 準 に
- 6 当該 保険 医療 微機関に お į, て、 適切 な意思決定支援に関する指針を定めていること。
- 7 حے 。 中 心 静 脈 注 射 用 カテ) テ ルに 係 る感染 を防 止するにつき十分な体 制 が 整 備されてい るこ

8 デ] タ 提 出 加 算 に 係 る届 出 を行 ってい る保 険 医 療機 関 で あること。

口

療

養

病

棟

入

院料

1

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

分三の 当該 患 病 者」 棟 \mathcal{O} とい 入院 う。 患者 \mathcal{O} うち と 別 表第 別 表第五 五. の三の一及び二に掲 の二に 掲げる疾患及び状態にある げる 疾 患 及 び 状 患者 態 に あ 。 以 る 患 下 者 医医 並

療区

びに

同 表 の三に掲げる患者(以下 「医療区分二の患者」という。) との合計が八割以上であるこ

<u>ک</u> 。

ハ 療 養 病 棟 入 院料 2 0) 施設 基 準

該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} うち 医 療 区 .分三の患者と医療区分二の患者との合計が五 割以上であ

ること。

(2) 療養 術棟 入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分

イ

医

療区

一分三の

患者で

あ

って、

A

D

L

 \mathcal{O}

判定基準

準 に

よる判定が二十三点以上

(以 下

Ā

D L

入院 料 Α

区分三」という。 であるも \mathcal{O}

口 入院料 В

医療 区 分三の患者であ って、 A D L 0) 判 定基 準 による判定が十一点以上二十三点未満 。 以

下 \bar{A} D L区分二」という。) であ る ŧ \mathcal{O}

入院料 C

医療区 分三の患者であって、 A D L の判定基準による判定が十一点未満 (以下「ADL区

分一 という。 であるもの

= 入院 料 D

医 療 区 分二の 患者であって、 ADL区分三であるも \mathcal{O}

ホ 入 院 料 Е

医 療 区 分 二 0) 患 者 で あ 0 て、 A D L 区 分二で あ る ŧ

 \mathcal{O}

入院 料 F

医 療 区 分二の 患者であって、 ADL区分一であ るも

1 入院 料 G \mathcal{O}

کے いう。 で あって、 A D L 区 分三で ある ŧ \mathcal{O}

チ 入院料 Н

患

及

び

状

態

12

あ

る

患者

並

 \mathcal{U}

に

同

表

 \mathcal{O}

 \equiv

に

掲

げ

る

患

者

以

外

 \mathcal{O}

患

者

(以 下

医医

療

区

分 一

 \mathcal{O}

患

者」

別

表

第

五.

の二に

撂

げ

る

疾

患

及

び

状態

に

あ

る

患

者

並

 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$

に

別

表

第 五.

の 三

 \mathcal{O}

及

びニに

撂

げ

る疾

医 療 区 分一 \mathcal{O} 患 者 で あ 0 て、 A D L区分二で あ る Ł \mathcal{O}

IJ 入 院 料 Ι

医 療 区 分 \mathcal{O} 患 者 で あ って、 A D L 区 分 __ で あ る ŧ \mathcal{O}

(3)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 に含まれ る画 像診 断 及 び 処 置 \mathcal{O} 費 用 並 びに含まれない 除 外薬 剤 注 射 薬

 \mathcal{O} 費 用

療 養 病 棟 入 院基・ 本 料 (特 別 入院 基本 料 を含. む。 を算定する患者に 対 L て 行 0 た 検 査、 投薬

用 入 院 は 注 基 射 当 本 並 該 料 び に に 入 院 含 別 基 表 ま 第 本 れ 料 五. る に に ŧ 掲 含 \mathcal{O} と げ ま れ し、 る な 画 別 像 1 t 表 診 第 断 \mathcal{O} とす 及 五. 及 び る。 処 び 別 置 表 \mathcal{O} 費 第 用 五. \mathcal{O} つフ 0) 1 ル に 7 \mathcal{O} 撂 費 げ る 用 を含 薬 剤 む。 及 び 注 射 は 薬 当 \mathcal{O} 費 該

(4) 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 に 含 ま れ る IJ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン \mathcal{O} 費 用

Functional 以 生 12 で ン 料 限 あ 内 労 シ 入 院 る。 0 \mathcal{O} 働 日 て、 省 廃 中 £ ン 料 用 \mathcal{O} 告 \mathcal{O} 当 は、 に 示 症 患 で Independence 該 対 第 者 候 あ 当該 入院 六 群 に して 0 十三号) 対 て IJ 基 行 す 入 院 ハ · つ ピ 本 る 日 た リテ 料 心 基 に ŧ 別 大 本 を算定する患者に 0 Measure) 料 表 き__] 血 \mathcal{O} に を 第 シ 管 除 含 単 疾 九 日 < ま 0) 位 ン 患 \equiv 料 を IJ れ (以 下 に る 超 ハ ピ ŧ \mathcal{O} 規 え 運 対 費 定 る 動 IJ \mathcal{O} \neg テ と F L 用 す ŧ 器 て、 す る] Ι IJ \mathcal{O} る。 療 M 脳 ハ シ ピ 特 養 血 日 とい 管 IJ 月 病 掲 ン テ 料、 に 棟 疾 診 う。 入 患] 療 口 院 等 シ 脳 料 以 基 血 \mathcal{O} \mathcal{O} 彐 管 上 \mathcal{O} 本 患 ン 施 料 疾 測 料 者 設 機 患 定 基 \mathcal{O} で 又 を行 等 能 注 潍 は あ 的 等 IJ 呼 0 11 0 吸 ハ 自 12 7 平 器 て ピ 立 発 規 度 IJ 定 成 IJ 1 症 テ 評 ない す 後 ノヽ + ピ] る 六 価 とき 法 場 年 IJ + シ テ 合 厚 日 日

(5) 別 療 養 表 第 病 五 棟 入 \mathcal{O} 院 几 に 基 掲 本 げ 料 る \mathcal{O} 状 注 態 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る状

態

(6) 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

在 宅 復 帰 支 援 を行 う に 0 き十 分な 体 制 及 び 実 績 を 有 7 いること。

- (7)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 12 規 定 す Ź 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る t \mathcal{O}
- (1) \mathcal{O} イ \mathcal{O} 1 若 L < は 3 又 は ノヽ に 撂 げ る 基 潍
- (8)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 基 進

イ + 当 五 該 又 病 は 棟 そ に \mathcal{O} お 端 1 数 て、 を 増 すごと 日 に 看 に 護 を __ 以 行 上 う で 看 あ 護 る 職 うこと。 員 \mathcal{O} 数 た は だ 常 L 時 当 該 当 病 該 棟 病 棟 に お \mathcal{O} 入 1 て、 院 患 者 日 \mathcal{O} 12 数 看 が

護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す Ź 数 以 上 で あ る 場 合 に は 各 病 棟 に お

け

る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に カン か わ 5 ず、 以 上 で あ る ことと す る

口 令 和 几 年 三 月 \equiv + 日 時 点 で、 診 療 報 酬 \mathcal{O} 算 定 方 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 件 (令 和 匹 年 厚 生 労

働 省 告 示 第 五. + 兀 号) に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 診 療 報 膕 \mathcal{O} 算 定 方 法 \mathcal{O} 医 科 点 数 表 以 下 旧 医 科 点

_

数

表 لح 1 う。 \mathcal{O} 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 \mathcal{O} 届 出 を 行 0 て 1 る 病 棟 で あ ること。

ノヽ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 12 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者

 \mathcal{O} 数 が + 五 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごと に ___ 以 上 で あ る こと。 な お 主 لح L 7 事 務 的 業 務 を 行

う 看 護 補 助 者 を 含 む 場 合 は 日 12 事 務 的 業 務 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O}

入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 百 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すご لح に に 相 当 す る 数 以 下 で あ ること。

(9)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 12 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

イ 夜 間 看 護 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- 1 らず、 合に 患 当該 夜 者 は、 勤 \mathcal{O} を行 病棟 看護職員一 数 が 各 病棟に う看 十六 にお いて、 又 護 を含 おけ は 職 そ 員 る夜 及 0) む三以上であることとする。 夜勤を行う看護職 び 端 勤を行う看護 看 数を増すごとに一 護 補 助 者 \mathcal{O} 職員 員 数が 及 び看 及 以 本 び 文に 上 i 護補 で 看 護 規 あること。 定 補 助者の数は、 助 する数 者 0 に 数 ただし、 · 相 当 は、 常 「する 時、 本文 当 当 該 数 \mathcal{O} 該 規 以 病 定 上 病 棟 に で に 棟 か あ Oお 入 院 カン る 1 場場 わ 7
- 2 A D _ L 区 分三の 患者 を五 割以上入院させる病棟であること。
- 口 看 護 補 助 体 制 充 実 加 算 0) 施 設 基 潍

3

看

護

職

員

 \mathcal{O}

負

担

軽

減

及

び

処

遇

改善

に 資

す

Ź

体

制

が

整

備

され

てい

ること。

- 1 1 \mathcal{O} 1 及 び②を満たすも 0 であること。
- 2 看護職員 の負担 軽 減及び処 遇 改善に資する十分な体制が整備されていること。

結 核 病 棟 入院 基 本 . 料 0 施 設 基 潍 築

匹

(1)結 核 七 対 病 棟 入 入 院 院 基 基 本 本 料 料 \mathcal{O} 0 注 施 設 1 本 基 文 潍 に 規定 す る入院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基

準

イ

護

を

行

Š

看

護

職

員

 \mathcal{O}

数が本文に規定する

数に相当する数以上である場

合に

は、

各 病

棟

に

お

1 が 七 当 該 又は 病 そ 棟 の端 に お 数を増すごとに一 7 て、 日 に 看護を行う看護 以上で あること。 職 員 の数は、 ただ Ļ 常 当 該 時、 当 病 該 棟 に 病 お 棟 の入 7 て、 院 患 者 日 に \mathcal{O} 看 数

ける夜勤を行う看護 職員の数は、 本 文の規定にか かわらず、 二以 上であること (結核病棟

- 入 院 基 本 料 0) 注 8 0 場 合を除っ <_ ° とす る。
- 2 当 該 病 棟 に お V て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小必 要数 0) 七 割 以 上が 看 護 師 で あること。
- 3 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に該当すること。
- 1 般 病 棟用 の重症度、 医療 ・看護必要度Iの基準を満たす患者を一割以上入院させる
- 病 棟であ ること。
- 2 診 療 般 内 病 |容に 棟 0) 関するデー 重 症 度、 医 タ を 療 適 看 切 護必 に 提 出できる 要度Ⅱ 0) 基準 体 制 を が 満 整 備 さ 患者を れ た 保 八 険 分以 医 療 Ĺ 機 入院させる 関 で あ 0 て
- 病 棟 で あ ること。

用

•

た

す

- 4 常 勤 \mathcal{O} 医師 の員数 が、 当該 病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。
- (5) 当 該 病 棟 に お () て、 患者 0) 適 切 な 服薬 を確 に 保 す るために必要な体 制 が 整 備されているこ

حے 。

口 十 対 一入院 基本 料 0 施 設 基 準

が

十又は

そ

の端

数を増すごとに一

以上で

あること。

ただ、

Ļ

当 該

病

棟

にお

いて、

日

に

看

1 当 該 病 棟 にお ١ ر て、 日 に 看護を行う看護 職 員 の数は、 常 時、 当 該 病 棟 の入院 患者 \mathcal{O} 数

護 を 行 う看 護 職 員 0 数 がが 本文に規定する数に相当する数以上である場 合に は、 各 病 棟 に お

け る夜勤を行う看護 職員 の数は、 本文の規定 に か かわらず、 二以 上であること (結核 病棟

入院基本料の注8の場合を除く。)とする。

- 2 当 該 病 棟 に お V て、 看護 職 員 \mathcal{O} 最 小必 要数 の七 割 以 上が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を確 保 す るために 必要な 体 制 が 整備され ているこ

と。

ハ 十三対一入院基本料の施設基準

1 おけ 看 が 棟 当 該 入 護 十三又 院 る夜勤 を行う 基本 病 は 棟 看護 料 そ を行う看 に \mathcal{O} 0 お 端 注 職 7 数を て、 8 員 0 護 \mathcal{O} 職 数が 場合を除く。 増すごとに 員 日 の数は、 本文に規定する数に に 看 護 を)とする。 以 行う 本文の規定 上 看 であること。 護 職 に 相当する数以上である場合には、 員 か \mathcal{O} かわらず、 数 ただ は、 Ļ 常 時、 二以上であること 当 当 該 該 病 棟 病 に 棟 \mathcal{O} お 入 1 て、 院 各病 患者 (結核 棟 日 \mathcal{O} 病 に 数 12

- 2 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小必 要数 0) 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を 確 保 す Ś ために 必要な 体 制 が 整 備され ているこ

ح

十五対一入院基本料の施設基準

=

1 当 該 病 棟 にお いて、 日に . 看 護 を行う看護 職員 \mathcal{O} 数は、 常時、 当 該 病 棟 の入院・ 患者 \mathcal{O} 数

棟 が お 看 + け 護 入 院 を 五. る 行 又 基 夜 は 勤 う 本 その 料 を行 看 護 \mathcal{O} 注 う 職 端数を増すごとに一以上であること。 看 員 8 護 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 数 職 合 が 員 を \mathcal{O} 本 除 文 数 < に は 規 定 本 とする。 す 文 る数 \mathcal{O} 規 定 に 相 に 当 か す か Ś わ ただし、 5 数 ず、 以 上 当 該 で 以 あ 上 る 病 一であ 棟 場 合 に ること お に は、 **\ て、 各 (結 病 日 核 棟 に に 病

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 護 職 員 0 最 小必 要数 0) 兀 割 以 上が 看 護師 であ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 7 て、 患者 看 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を確 保 す Ś た ために 必要な 体 制 が 整 一備さ れているこ

<u>ک</u> 。

ホ 十八 対 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

- 1 が 棟 看 お け 護 入 + 当 を行 院 八 該 る 又 基 夜 病 は 勤 う 棟 本 看護 そ 料 を行 に 0 お \mathcal{O} 端 注 う 職 1 看 員 数を増すごとに て、 8 護 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 数 職 合 が 員 日 を 本 に \mathcal{O} 除 ·文 に 看 数 < . 護 は 一 以 上 を行う看護 規 定 本 です とする。 文 0) る数に であること。 規定 職 相 員 に 当 の数 カゝ する カ は、 わ ただ 5 数 낈 し、 ず、 常 上 時、 当 該 で 以 あ 当 £ 該 る 病 場合 であること 棟 病 に 棟 に \mathcal{O} お は、 入 1 て、 院 患者 各 (結 病 核 棟 日 \mathcal{O} 数 に に 病
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 兀 割 以 上が 看 護 師 であ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 7 て、 患者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を確 保 す るために 必要な 体 制 が 整備されているこ

کے

<u>一</u> 十 対 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

- 1 棟 看 お が け 護 当 入 + 院 該 を る 行 基 夜 又 病 勤 う 本 は 棟 を行 料 看 そ に 護 \mathcal{O} \mathcal{O} お 注 う 職 端 1 看 員 数 て、 護 を \mathcal{O} \mathcal{O} 場 職 増 数 合 員 が す 日 を 0) 本 ごとに に 除 数 文 看 < に は、 護 規 を 定す 以 行 本 とす 文 上 う る数 0) で 看 Ź。 規定 あ 護 る に 職 ح کے ۔ 相 に 員 当 カン \mathcal{O} する か 数 わ た は だ 5 数 ず、 以 常 し、 上 時 二以上であること で 当 あ 該 当 る 病 該 場 棟 病 合 に 棟 に \mathcal{O} お は、 入 1 7 院 各 患 者 病 核 棟 \mathcal{O} 日 病 数 に に
- 2 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 几 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

8

3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を 確 保 す る た 8 に 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 るこ

(3)(2)結 結 夜 勤 核 核 を 病 病 行 棟 棟 う 入 入 院 院 看 基 基 護 職 本 本 料 料 員 \mathcal{O} 0) \mathcal{O} 注 注 2 人 2ただ 当 12 規 た L 定 ŋ す \mathcal{O} 書 及 月 る び 厚 亚 注 生 均 労 6 夜 働 勤 に 規 時 大 定 臣 間 す が 数 ´る厚 定 が 8 七 + 生 る 一労働 場 時 大 間 臣 以 が 下 定 で あること。 め る ŧ \mathcal{O}

入 院 料 月 平 当 結 基 均 該 本 核 夜 保 勤 料 病 険 棟 時 \mathcal{O} 医 注 入 間 療 院 6 超 機 基 に 過 関 規 本 減 が 定 料 算 す 若 \mathcal{O} 過 る夜 注 去 L 2 < 勤 た は 年 だ 時 間 般 間 L 12 書 特 病 お に 別 棟 1 入 規 入 て、 定す 院 院 基 基 る 本 本 般 月 料 料 病 平 \mathcal{O} 棟 精 均 注 入 夜 院 神 7 勤 に 基 病 時 規 本 棟 間 定 入 料 院 す 超 \mathcal{O} る 過 注 基 本 減 夜 2 勤 料 算 た 若 時 だ \mathcal{O} 注 L 間 L < 書 2 特 た に は 别 だ 結 規定 入 L 核 院 書 病 基 す る に 棟 本

規定 院 する月 基 本 料 平 又 均 は 障 夜 勤 害 者 時 施 間 超 設 等 過 減 入 院 算 若 基 本 L Š 料 は \mathcal{O} 精 注 神 2 に 病 棟 規 入 定 す 院 基 る 本 月 平 料 \mathcal{O} 均 注 夜 勤 9 12 時 規 間 定 超 する夜 減 算 勤 を算 時 定 間 特 L た 別

入 過

こと 0 あ る 保 険 医 療 機 関 で あ る 場 合

(4) 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 3 に 規定 す る 厚生 労 働 大 臣 が 定め る 患者

感 染 症 0 子 防 及び 感 染 症 \mathcal{O} 患 者に 対 す る 医 療 に 関 す Ź 法 律 平 成 + 年 法 律第百 + 匹 号。 以 下

感染 症 法 と ζ, う。 第 + 九 条、 第二十条及び 第二十二条 0) 規定等 に 基 づ き適 切 に 入退 院 が

行 わ れ て 1 る 患 者 以 外 \mathcal{O} 患 者

(5) 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 7 に 規 定 する 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 施 設 基 潍

イ 七 対 入 院 基 本 料 を 算 定す Ź 病 棟 で あ ること。

口 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 がが お お む ね三十 以下 0) 病棟 であること。

ハ 障 害 者 施設 等 入 院 基 本 料を 算 定 す る 病棟 논 _ 体 的 な 運 営営 を L て 1 る 病 棟 で あること。

結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 7 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る ŧ \mathcal{O}

次 0) 1 ず れ か 該 当す る ŧ \mathcal{O}

(6)

1 (1) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} (3) \mathcal{O} 基 潍

口 (1) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 3 及 び 4 \mathcal{O} 基 準

(7) 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満 \mathcal{O} t \mathcal{O} で あ ること。

(8) 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る H

当 該 次 各 \mathcal{O} 病 1 ず 棟 \mathcal{O} れ 1 に ず t 該 れ 当 か す 病 る 棟 各 に 病 お 棟 1 に 7 お 夜 1 勤 て、 を 行 夜 う 間 看 \mathcal{O} 護 救 急 職 員 外 \mathcal{O} 来 数 を 受 が 診 L 時 た 患 的 者 に二 に 未 対 満 応 と す な る た 0 た 8 H

イ 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二未 満 となっ た 時 間 帯 に お 1 て、 患者 \mathcal{O} 看 護 に支障 が な 1 لح 認 8

5 れ ること。

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二 未 満 لح な 0 た 時 間 帯 12 お 1 て、 看 護 職 員 及 U 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 が

看 護 職 員 を含 む 以 上 で あ ること。 た だ 入 院 患 者 数 が 三 $\overline{+}$ 人 以 下 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は

看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 以 上 で あること。

 \mathcal{O} 精 神 病 棟 入 院 基 料 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 筡

兀

(1)

精

神

病

棟

入

院

基

本

 \mathcal{O}

注

1

に

規

定

す

る

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

施

設

潍

イ + 対 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 淮

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数

護 が を + 行 又 う は 看 そ 護 \mathcal{O} 端 職 数 員 を \mathcal{O} 増 数 が すごとに 本 文 に 規 定 以 上で す Ź 数 あ に ること。 相 当す る数 ただ 以 L 上 当 で 該 あ る場 病 棟 合 に に お は 1 て、 各 病 棟 日 に に 看 お

け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か カコ わ . ら ず、 以 上で あること (精 神 病 棟

入院基本料の注10の場合を除く。)とする。

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 0) 最 小必 要数 0) 七 割 以 Ĺ が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が 兀 + 日 以 内 であ ること。
- 4 当 該 病 棟 に お 7 て、 新 規 入 院 患者 \mathcal{O} Ś ち G A F 尺度による判定が三十以下の患者が 五. 割

ロ 十三対一入院基本料の施設基準

以

上であること。

- 1 おけ 看 棟 が 入 護 十三又 当 院 該 る夜勤 を行う 基 病 本 は 棟 を行 料 看護 そ に 0) 0) な 1う看 端 職 注 7 数を て、 員 10 0 護 \mathcal{O} 職員 数が 場合を除く。 増すごとに 日 の数は、 本文に規定す に 看 護 を) とする。 以 本文 行う 上 看 の規定 る数に であること。 護 職 に 員 相当する数以上である か 0) カ 数 わ ただ は、 らず、 Ļ 常 時、 二以上であること 当 該 当 該 病 場合には、 棟 病 に 棟 \mathcal{O} お 入 1 院 て、 各病 患 **(**精 者 棟 神 日 \mathcal{O} 病 に 数 に
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 0 最 小必 要数 0 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が 八 + 日 以 内 で あること。
- 4 体 .. 合 当該 併 症 病 を 棟 有する患者 に お V) て、 新規 が 四四 割 入 院 以 患者 上であること。 のうちG A F 尺度によ る判定が三十以下の患者又は身
- ⑤ 身体疾患への治療体制を確保していること。

ハ 十五対一入院基本料の施設基準

- 1 棟 看 が お 入 け 護 + 当 院 を行 る 該 五. 夜 基 又 病 勤 本 う は 棟 を行 料 看 そ に 護 0 \mathcal{O} お う 端 注 職 1 看 員 数 て、 10 護 を 0 \mathcal{O} 場合を除く。 数 増 職 が す 員 日 0) 本 ごとに に 数 文に 看 は、 護 規 を 定す 以 本文 行 とす う 上 る数に 看 0 で ź。 規定 あ 護 る 職 ح کے ۔ に 相 員 当 か \mathcal{O} カコ する数 数 わ た は らず、 だ 以 常 し、 Ĺ 時 二以上であること で 当 あ 該 当 る 病 該 場合 棟 病 に 棟 に \mathcal{O} お は、 1 入 7 院 各 患 (精 者 病 神 棟 日 \mathcal{O} 数 病 12 に
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 几 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

二 十八対一入院基本料の施設基準

- 1 が 棟 お 看 け 護 入 + 当 を行 八 院 該 る 又 基 夜 病 は 勤 う 本 棟 看護 そ 料 を行 12 0) お \mathcal{O} 端 う 職 1 注 数を増すごとに て、 看 員 10 護 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 数 職 が 合 員 日 · を 除 本 に \mathcal{O} 文 看 数 く。 に 護を行う看護 は 規 以 上 定 本 とす す 文 る数 であること。 \mathcal{O} Ź 規 定 に 職 相 員 12 当 0 カコ 数 す カン Ź ただ は、 わ 5 数 し、 ず、 以 常 上 時、 で 当 以 該 当 あ 上 該 る 病 場合 であること 棟 病 に 棟 に お \mathcal{O} は、 入 1 院 て 患者 各 精 病 神 棟 日 \mathcal{O} 数 に に 病
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 0 兀 割 以 £ が 看 護 師 で あ ること。

ホ 二十対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 にお 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数

棟 看 が お け 護 入 + 院 る を 夜 行 又 基 う は 本 勤 料 そ を 看 行 護 \mathcal{O} \mathcal{O} う 職 端 注 看 数 員 10 を \mathcal{O} 護 \mathcal{O} 場 職 数 増すごとに 合 員 が を 本 \mathcal{O} 除 文 数 く。 は 12 規 以 定 本 と 上 文 す す であること。 る \mathcal{O} る 規 数 定 に 12 相 当 か す か Ź ただ わ 5 数 ず、 以 し、 上 当 で 該 以 あ 上 る 病 で 場 棟 あ 合 に ること 12 お は、 1 て、 各 精 病 神 棟 日 病 に に

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- (2) 行 を 十 行 う 五. 当 精 う 看 又 該 神 看 護 は 病 病 護 職 そ 棟 棟 職 \mathcal{O} 員 に 入 端 院 員 \mathcal{O} お 数 数 基 \mathcal{O} 1 数 が を て 本 料 は 本 増 文 すごとに \mathcal{O} に 本 日 注 規 文 に 2 本 0 定 看 規 す 文 護 定 以 に る を 12 数 上 行 規 定 で う カン 12 す カ あ 看 相 る わ 当 る 護 こと。 す 5 特 職 ず、 Ź 別 員 数 入 \mathcal{O} 院 以 た 数 Ŀ だ 以 は 基 で 上 本 あ 常 料 (看 る 当 時 \mathcal{O} 護 該 場 施 補 合 当 設 病 助 に 棟 該 基 者 は、 に 病 潍 が お 棟 夜 各 1 \mathcal{O} 勤 病 て 入 を 棟 院 行 に 患 う場

お

け

る

夜

勤

合

に

お

日

12

看

護

を

者

 \mathcal{O}

数

が

- (3)精 夜 勤 神 を 病 行 棟 う 入 院 看 護 基 職 本 料 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 注 人 2 当 た た だ Ŋ 書 \mathcal{O} 月 及 平 び 注 均 夜 9 勤 に 規 時 間 定 す 数 が る 厚 七 + 生 労 働 時 間 大 以 臣 下 が 定 で あ 8 ること。 る Ł \mathcal{O}
- 月 平 当 該 均 保 夜 勤 険 時 医 間 療 機 超 関 過 減 が 算 若 渦 去 L < __ は 年 間 般 12 病 お 棟 1 入 て、 院 基 本 般 料 病 \mathcal{O} 棟 注 入 院 7 に 基 規 本 定 料 す \mathcal{O} る 注 2 夜 た 勤 だ 時 間 L 書 特 别 12 入 規 院 定 基 す る 本

(4)

精

神

病

棟

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

2

に

規

定

す

る

厚

生

一労

働

大

臣

が

定

8

る

場

1

7

は

看

護

職

員

 \mathcal{O}

数

は

以

上

で

あ

ることとする。

規定 料、 こと 入 入 院 院 0 す 結 基 基 核 あ 本 る 本 料 る 月 料 病 保 平 棟 又 \mathcal{O} 険 入 は 均 注 院 医 障 夜 6 基 療 害 勤 に 者 本 機 規 時 関 料 施 定 間 す で 設 超 \mathcal{O} 等 注 あ 過 る る 2 入 減 夜 た 場 院 算 勤 だ 合 基 若 時 L 本 間 L 書 料 < 特 に は 別 \mathcal{O} 注 精 規 入 定す 2 に 院 神 基 病 Ź 規 棟 本 月 定 料 入 平 す 院 る 基 精 均 月 夜 本 神 平 料 勤 病 棟 均 時 \mathcal{O} 夜 注 間 入 勤 院 超 9 時 過 に 基 規 減 間 本 定 料 算 超 す 若 過 \mathcal{O} る 注 減 L < 算 夜 2 た を 勤 は 算 だ 結 時 定 核 間 L 特 書 病 L た 棟 别 12

(5) 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 4 に . 規 定 す る 重 度 認 知 症 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 場 る 護 + 夜 を 合 当 勤 行 に 五. 該 お を う 又 病 行 看 は 棟 1 て う 護 そ に 看 職 は \mathcal{O} お 護 端 看 員 1 て、 職 数 護 \mathcal{O} 職 員 を 数 増 員 \mathcal{O} が 「すごと 数 \mathcal{O} 本 日 文 数 は に に は 看 規 に 本 護 以 定 文 を す 上 以 \mathcal{O} 行 規 る 上 う 定 で 数 で 看 に に あ 護 あ か る ることとする。 相 職 ること。 当す か 員 わ \mathcal{O} らず、 Ś 数 数以. た は だ 上 常 L で 以 時、 当 上 あ 該 る 当 **(**看 場 病 該 護 合 棟 病 補 に 棟 に 助 は お \mathcal{O} 者 1 入 院 各 が 7 夜 病 患 勤 者 棟 を 日 \mathcal{O} に 行 数 12 お う け 看 が

口 重 度 認 知 症 \mathcal{O} 状 態 に あ り、 日 常 生 活 を 送 る上 で 介 動が 必 要 な 状 態 で あ ること。

(6) 精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

イ 該 病 棟 に 専 従 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

口 入 院 患 者 \mathcal{O} 退 院 が 着 実 に 進 \Diamond 5 れ て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(7) 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 10 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

許 口 病 床 数 が 百 床 未 満 \mathcal{O} t \mathcal{O} で あ ること。

(8) 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 10 に 規 定 す る厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る H

当 該 次 各 \mathcal{O} 病 1 ず 棟 れ \mathcal{O} 1 に ず t 該 れ 当 か す 病 る 棟 各 に 病 お 棟 11 に 7 お 夜 1 勤 て、 を 行 夜 間 看 \mathcal{O} 護 救 急 職 員 外 来 \mathcal{O} 数 を 受 が 診 L 時 た 患 的 者 に二 に 未 対 満 応 す な る た 0 た 8 H

う

と

イ 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二 未 満 となっ た 時 間 帯 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 看 護 に支障 が な 1 لح 認 8

5 れ ること。

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二 未 満 لح な 0 た 時 間 帯 12 お 1 て、 看 護 職 員 及 U 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 が

看 護 職 員 を 含 む 以 上 で あ ること。 た だ 入 院 患 者 数 が + 人 以 下 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は

` 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 以 上 で あること。

特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 筡

五.

(1)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 0) 注 1 に 規 定 す る 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 般 病 棟

1 七 対 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 1 7 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O}

数 が 七 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。 ただ 当 該 病 棟 に お 1 て、 日

12 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本文 に 規 定す る 数に 相 当す る 数 以 上 で あ る 場 合 に は、 各 病

棟 にお ける夜勤を行う看護職員 の数は、 本文の規定にかかわらず、 二以上であることと

する。

2 当 該 病 棟 に お **,** \ て、 看 護 職 員 0 最 小 必要数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看護 師 で あ ること。

3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 0 平 均 在 院 日 数 が二十六 日 以内 で あること。

4

診

療

内

容に

関するデー

タ

を適切に提出できる体

制が整備された保

険医療機関であ

って

般 病 棟用 の重症度、 医 療・ 看護必要度Ⅱ の基準を満たす患者を二割八分以上入院さ

せ る 病 棟 であ ること。

5 当 該 病 棟 を 退院する患者に占め る、 自宅等に退院するも <u>0</u> 0 割合が 八割 以上であるこ

<u>ک</u> 。

6

デー

タ提

出

加算に係る届出を行ってい

る保険医療機関であること。

2 十 対 一入 院 基 本 . 料 0 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 を 行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O}

数 が + 又 は そ \mathcal{O} 端 数を増すごとに一 以 上で あること。 ただし、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日

に 看 護を 行う看 護 職 員 への数が・ 本文に規定する数に相当する数以上で ある場合に は、 各病

棟 にお ける夜勤を行う看 護職 員 の数は、 本文の規定に かかわらず、 二以上であることと

する。

当該 病 棟 12 お いて、 看 護 職 員 の最小必要数 \mathcal{O} 七 割以 上 が 看護師であること。

2

- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が <u>二</u> 十 八 日 以 内 で あ ること。
- 4 1 7 当 継 該 続 病 的 棟 に に 測 入 院 定 を L 行 て V ; **,** \ る そ 患 \mathcal{O} 者 結 \mathcal{O} 果 般 に . 基 づ 病 棟 き 評 用 \mathcal{O} 価 重 を行 症 度、 0 てい 医 療 ること。 看護 必 要 度 Ι 又 は \prod に 0
- 5 デ] タ 提出 加算に係る届 出 を行ってい る保険医療機関であること。

口 結核病棟

① 七対一入院基本料の施設基準

1 棟 に 数 にこ が 看 当 お 七 護を行う看護 該 け 又 病 る夜 は 棟 そ に \mathcal{O} 勤を行う看 お 端 1 職 数を増すごとに一 7 員 への数が・ 護 日 職 に 本文に 員 看 護 0) 数 を行う看 以 規定する数に相当する数以 は、 上であること。 本文の 護 職 規 員 定に 0) 数 は、 か ただし、 かわらず、 常時、 当 該 上である場合に 当 該 二以上であることと 病 棟 病 に 棟 お 0 入 1 院 は、 て、 患 各病 者 日 \mathcal{O}

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 0 最 小 必要 数 \mathcal{O} 七割以 上 が 看 護師 で あること。

する。

- 3 1 て 当 継 該 続 病 棟 的 に に 測定 入院 を行 L てい \ \ \ る その 患 者 結 \mathcal{O} 果に 般 病 基づき評 棟 用 \mathcal{O} 価 重 を 症 行 度、 0 て 医 () 療 ること。 看護 必 要度Ⅰ又はⅡ につ
- 4 当 該 病 棟 に お *(* \ て、 患者 0 適 切 な 服 薬を 確 保す るため に必 要な体 制 が 整 備さ れ 7 ١ ر る

ト 3 す d

② 十対一入院基本料の施設基

準

- 1 する。 棟における夜勤を行う看護職員 に 数が十又 看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 当該 病 人はそ 棟 に の端数を増すごとに一以上であること。 お V) て 日に 看護を行う看 の数は、 本文の規定にかかわらず、二以上であることと 護職員 の数は、 ただし、 常時、 当 該 当該病棟 病棟に お の入院患者の ** \ て、 各病 日
- 2 当該 病棟において、 看護職員の最小必要数の七 割以上が看護師であること。
- 3 当 該 病 棟に おいて、 患者の適切 な服 薬を確保するために必要な体 制が整備されている

こと。

- ③ 十三対一入院基本料の施設基準
- 1 病棟にお 数が十三又は 日に看護を行う看 当該病 棟に ける夜勤を行う看護職 その端数を増すごとに一 お **\ て、 護職員の数が本文に 日 に 看 員の 護 を行う看護 数は、 規定する数に相当する数以上である場合には、各 以上であること。 本文の規定に 職 員 0 数は かかわらず、二以上であること ただし、 常時、 当 当 該· 該 病 病 棟 棟 に 0) お 入院患者 1 て、 \mathcal{O}

とする。

当該 病 棟に おいて、 看 護 職員 の最小必要数の七割以上が看護師であること。

2

3 当 該 病 棟 に お į, て、 患者の 適 切 な 服 薬を 確 保す るため に 必要な体 制 が 整備されて V) る

④ 十五対一入院基本料の施設基:

準

こと。

1 当該 病 棟に お 7 て、 日に看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟の入院患者の

数が十五 又はその端数を増すごとに一 以上であること。ただし、 当該病: 棟 に お いて、

日 12 看護 を行 · う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数が 本文に 規 定 す る数に相 当する数以上 で ある場 合 には、 各

病 棟に お け る 夜勤 を 行 う 看 護 職 員 0) 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規定 に カゝ か わ らず、 二以上で あること

とする。

2 当該病 棟において、 看護 職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

当 該 病 棟 に おい て、 患者の 適 切 な服 薬を確 保するために必要な体 制が 整備されてい る

こと。

3

· 精神病棟

① 七対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 に お *(* \ て、 日に 看 「護を行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常時、 当 該· 病 棟 \mathcal{O} 入 院患者の

数 が 七又はその端数を増すごとに一以上であること。 ただし、 当該 病 棟 にお 1 日

棟 に 看 に お 護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 ゖ る夜 勤を行う看 護 職 員 0 数 は、 本文の 規 定に か かわらず、 二以上であることと 各 病

2 当該 病 棟に おいて、 看護職 員 の最小必要数 の七割以上が 看護師であること。

する。

3 当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。

4 当該 病 棟 に お て、 新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五

② 十対一入院基本料の施設基準

割

以

上

で

あること。

1 棟 に 数 が 12 看 当 お 護を行う看 該 十又はそ け 病 る夜 棟 に 勤 の端数を増すごとに一以上であること。 お 護 7 を行う看 て、 職 員 0 数が 護 日 職 に 看 員 本文に規定する数に |護を行う看 0 数 は 本文の 護職員 規 定に ·相当· の数は、 カゝ する数以 ただし、 か 常時、 わ 5 当該 ず、 上で 当該 病棟 二以上であることと ある場合に 病 に 棟 お の入院患者の 7 は、 て、 各 病 日

2 当 該 病 棟 12 お いて、 看護 職 員 の最小必要数 の七割以上が看護師であること。

する。

3 当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。

4 当 該 病 棟 に お *(* \ て、 新 規 入院 患者 のうち G AF尺度による判定が三十以下の 患者 が 五

| 当以上であること。

③ 十三対一入院基本料の施設基準

1 病棟にお 日 数が十三又は に看護を行う看 当 該 病 棟 ける夜勤を行う看護職員の数は、 に その お 1 護職員 端数を増すごとに一 7 の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 日 に 看 護 を行う看 以上であること。 護 本文の規定にかかわらず、二以上であること 職 員 \mathcal{O} 数は、 ただし、 常時、 当 該· 当 該 病 病 棟 棟 に 0) 入院 お い 患者 て、 各 \mathcal{O}

2 当該 病 棟に おい て、 看護職! 員 の最 小 必要数 \mathcal{O} 七 割 以上 が 看護師であること。

とす

3 当該病棟の平均在院日数が八十日以内であること。

4 身 体 当該 : 合 併 病 棟に 症を有する患者 お , , て、 新規 が 兀 入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者又は 割 以上で あること。

5 身 体 疾 患 \mathcal{O} 治 療 体 制 を 確 保 L 7 7 ること。

④ 十五対一入院基本料の施設基準

1 数 日 が十五 当該 に 看 護 病 又 は 棟 を行う看 に その端数を増すごとに一 お ** \ て、 護 職 員 日 \mathcal{O} に看 数が本文に 「護を行う看護職員の数は、 規定する数に相当する数以上である場 以上であること。 ただし、 常時、 当該 当該病棟の入院患者 病 棟 に 合には、 お 1 て、 各 \mathcal{O}

病 棟 12 おお ける夜勤を行う看護職員の 数は、 本文の規定にか かわらず、二以上であること

とする。

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

(2) 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 0 注 2 に 規定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \emptyset る 患者

感 染 症 法 第 + -九条、 第二十条及び第二十二条の規定等に基づき適切に入退院が行われてい

る

患者以外の患者

(3) 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 4 に 規定 す る 重 度 認 知 症 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

重 度 認 知 症 \mathcal{O} 状 態 12 あ Ŋ 日 常 生 活 を送る上で 介助 が 必 要 な 状 態 で あること。

(4) 看護必要度加算の施設基準

イ 看護必要度加算1の施設基準

1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届出を行 0 て 7 る 病 棟 般 病 棟 に限る。) であること。

②次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 Ī 0 基 準 ーを満 たす 患者を二割 二分以上入院さ

せる病棟であること。

2 診 療 内 |容に 関するデータを 適 切 に · 提 出できる体 制 が 整 備 さ れ た保 険 医 療 機 関 で あ つ て

般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 Π \mathcal{O} 基 準 を 満 たす患者を二割 以上入院させる

病 棟 であること。

口 看 護 必 要度 加算 2 の 施 設 基 準

2 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該当すること。 1

+

対

入

院

基

本

料

に

係

る

届

出

を行

0

て

١ ر

る

病

棟

般

病

棟

12

. 限

る。

であること。

1 般 病 棟用 の重 症度、 医療 ・看護必要度Ⅰの基準 を満たす患者を二割以上入院させる

病 棟 で あ ること。

2

診

療

内

容に

関

するデー

タ

を

適

切

に

提

出

できる

体

制

が

整

備

さ

れ

た 保

険

医

療

機

関

で

あ

0 て

般 病 棟 用 0) 重 一症度、 医 療 • 看 護 必 要 度 Π \mathcal{O} 基準 を 満 た す 患 者 を 割 八分以 上入院さ

せる病 棟 であ ること。

ハ 看護必 要度 加算 3 0 施設 基 潍

1 + 対一入 院 基 本 - 料に 係る届出を行 0 て 7 る病棟 般 病 棟に限る。) であること。

2 次 \mathcal{O} 1 ず れ カ に 該 当すること。

1 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 I 0 基 準 を満たす 患者を一 割 八分以上入院さ

せる病棟 であること。

2 診 療 内 |容に 関するデー タを 適 切 に · 提 出できる体 制 が 整 備 され た保 険 医 療 機 関 で あ って

般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要度Ⅱ 0 基 準 を 満 たす 患者、 を 割 五. 分以 上入院さ

せ る 病 棟 で あること。

(5) 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

当 \mathcal{O} に 該 限 保 る。 険 医 療 に 機 占 関 8 \mathcal{O} る、 般 午 病 前 棟 中 を 退 12 退 院 院 す す る る 患 者 ŧ \mathcal{O} 退 \mathcal{O} 割 院 合 日 が 12 特 九 割 定 以 機 上 能 で 病 院 あ る 入 保 院 険 基 医 本 療 料 を 機 算 関 定 す

る

(6) 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 に 規定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る患 者

ŧ

次 0 1 ず れ に Ł 該 当す る 患 者

1 当 該 病 棟 に 三 + 日 を 超 え て 入 院 L 7 1 る 者

口 午 前 退 中 に 退 院 す る者 1 処 置 (所 定点 数 点 数 表 章

ノヽ

当

該

院

日

12

お

て、

限

る。

が

千

点

以

上

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

に

限

る。

又

は

手

術

を

行

0

て

7

な

1

者

医

科

 \mathcal{O}

第

第

九

部

第

節

に

撂

げ

る

ŧ

 \mathcal{O}

に

= 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L 7 1 な い 者

(7)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 7 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 に 入 院 す る 患 者 入 院 日 に 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る

保

険

医

療

機

関

Ł \mathcal{O} に 限 る。 に占 8 る 金 曜 日 に 入 院 す る t \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 <u>ك</u> 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院

する 患 者 **(**退 院 日 に 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 を算 定 す Ź ŧ 0) に 限 る に 占 \emptyset る 月 曜 日 12 退 院

する Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 \mathcal{O} 合 計 が + 分 \mathcal{O} 兀 以 上 で あ る 保 険 医 療 機 関

(8)当 特 定 該 機 病 棟 能 病 12 院 金 曜 入 院 日 基 12 本 入 院 料 す \mathcal{O} る 注 7 患 に 者 規 12 定 係 す る る 入 院 厚 生 日 労 \mathcal{O} 갶 働 大 日 及 臣 び が 翌 定 8 Þ る 日 H 当 該 患 者

限 点 及 又 数 る は び 前 手 術 医 Þ が 日 を 科 千 行 点 当 点 数 わ 該 表 以 な 患 上 \mathcal{O} 1 者 第 \mathcal{O} 日 t が に \mathcal{O} 限 章 に 処 る。 第 限 置 九 部 る 所 並 第 定 U --- 又 点 節 に は 当 数 に 手 該 掲 術 医 病 げ を 科 棟 る 行 点 を ŧ わ 数 月 \mathcal{O} な 表 曜 に 1 限 \mathcal{O} 日 日 第 る。 12 に 退 限 院 章 第 す る が る 千 九 部 点 患 第 者 以 に 上 節 係 \mathcal{O} 12 る が ŧ, 掲 退 \mathcal{O} げ 院 に 処 る 日 限 置 Ł \mathcal{O} る \mathcal{O} 前 所 に 定 日

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

口 イ 名 7 語 聴 V 当 以 院 覚 上 該 ること、 中 士 配 病 \mathcal{O} 置 棟 が 患 さ に 者 又 専 名 れ に 以 は 7 従 対 当 上 お \mathcal{O} り、 L 該 常 配 て、 置 病 勤 さ 棟 か \mathcal{O} Α れ つ、 に 理 D 専 学 7 L 療 当 従 1 \mathcal{O} るこ 法 該 \mathcal{O} 維 常 病 士 持 棟 勤 作 12 \mathcal{O} 向 理 業 尃 上 学 任 療 等 療 法 \mathcal{O} に 常 法 士 <u>資</u> 若 士 勤 する十分な \mathcal{O} L < 理 作 学 業 は 療 療 言 法 法 語 体 士 士 聴 制 若 覚 が 作 L 士 整 < 業 が 備 療 は さ 法 言 名 ħ 士 語 以 て 若 聴 上 1 覚 配 L ること。 < 置 士 され は が 言

(10)入 院 栄 養 管 理 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 車 従 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 管 理 栄 養 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

口 入 院 時 支 援 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(11)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 12 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 患 者

容 食 機 を 疾 能 病 有 若 す 治 療 L る < 特 \mathcal{O} 直 掲 は 嚥え 診 接手段とし 下 療 機 料 能 \mathcal{O} が 施 て、 低 設 下 基 準 医 L た 師 等 患 \mathcal{O} 别 者 発 表 第 行する食事箋に 又 は \equiv に 低 栄 撂 養 げ 状 る 態 特 別 基づき提供され に あ 食 る を 患 必 者 要とす た る 適 患 切 者 な栄養 が W 患 量 及 者 び 摂 内

六 専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 通 則

専 門 病 院 は、 主と L て 悪 性 腫 瘍 患 者 又 は 循 環器 疾 患 患 者 1 を 当 該 病 院 0 般 病 棟 に 七 割以 上入

院 さ せ、 高 度 か 0 専 門 的 な 医 療 を 行 0 て 1 る 病 院 で あ ること。

イ 七対一入院基本料の施設基準

(2)

専

菛

病

院

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

1

本

文

に

規

定

す

る

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

- 1 入 け が 護 院 る 当該 を 七 基 夜 又 行 勤 は 本 う 病 料 を 看 そ 棟 行 \mathcal{O} 護 0) に 端 う 職 お 注 数を増え 員 *(*) 看 10 て、 護 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 数 職 合を除る が 員 すごとに 日 本 \mathcal{O} 文に に 数 <_ . は、 看護を行う看護 規 __ 定 以 本 上で とす 文 す \mathcal{O} る 規 定 る。 数 あること。 に 職 に 相 当 員 か す \mathcal{O} か ただ 数 る数 わ は、 5 ず、 以 し、 常 上 で 当 時、 以 あ 該 上で る場 当 病 該 棟 病 あること 合 12 棟 に お 0 は 1 入 て、 院 各 専 患者 病 菛 棟 日 病 12 に 0) 数 院 看 お
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が <u>二</u> 十 八 日 以 内 で あ ること。

- ④ 次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用 0 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 I 0 基 準 -を満 たす 患者を三 割 以 上 入 院 さ

せる

病棟であること。

- 2 診 療 内 容 に 関するデー タを 適 切 に 提 出できる体 . 制 が 整 一備され、 た保 険 医 療 機 関 で あ って
- 般 病 棟 用 0 重 症度、 医 療 · 看 護必 要度Ⅱ の基準を満たす患者を二割八分以 上入院さ

せる病棟であること。

- (5) 常 勤 \mathcal{O} 医 師 \mathcal{O} 員 数 が、 当該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者数に百 分の + を乗じて得 た数以 上 で あ ること。
- 6 当 該 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 ず る患 者に占め る、 自 宅 等に退 院す Ś ŧ \mathcal{O} 0) 割 合が 八 割

以上であること。

7 デ タ 提 出 加 算 に 係る届出を行ってい る保険医 療機関であること。

ロ 十対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 5 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数

が + 文 は そ \mathcal{O} 端 数を増 すごとに一 以 上で あ ること。 ただ Ļ 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看

護 を 行 Š 看 護 職 員 \mathcal{O} 数が 本文に規 定する 数に相当す る数 以上であ る場 合に は、 各 病 棟 に お

け Ź 夜勤 を 行う 看護 職 員 0 数 は、 本 文の 規定 に か かわらず、 二以上であること (専門 病 院

入院基本料の注10の場合を除く。)とする。

- 2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小必 要数 0 七 割 以 £ が 看 護 師 で あること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が 三十三 日 以 内 で あ ること。
- 4 7 継 当 続 該 的 病 に 棟 測 に 定 入 を 院 行 L 7 1 1 そ る 患 \mathcal{O} 結 者 果 \mathcal{O} に 基 般 づ 病 き 棟 評 用 価 \mathcal{O} を 重 行 症 度、 0 て 医 1 ること。 療 • 看 護 必 要 度 Ι 又 は \prod に つ V)
- (5) デ] タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を行 0 7 7 る保 険 医 療 機 関 で あること。

ハ 十三対一入院基本料の施設基準

- 1 院 お 看 が け 護 入 十三又 当 院 る を 該 夜勤 行 基 病 う は 棟 本 を行 料 看 そ に 護 0) \mathcal{O} お ごう看 端 注 職 1 数 員 て、 10 を 0) 護 \mathcal{O} 場 職 数 増すごとに 合 員 が 日 を \mathcal{O} 本 に 除 数 文 看 < に は、 護 規 を 定す 本文 以 行 とす う 上 る数に 0) で 看 規定 ある る。 護 職 こと。 に 相 員 当する か \mathcal{O} 数 か わ ただ は、 数以 5 ず、 Ļ 常 上 時、 一であっ 二以上 当 該 当 る 該 病 場合 であること 棟 病 棟 に に お \mathcal{O} は、 1 入 院 て 各 患 (専 病 者 門 棟 日 \mathcal{O} 病 数 に に
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が 三十 六 日 以 内 で あ ること。
- 4 デ タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を行 0 7 1 る保 険 医 療機 関 で あること。

イ 看 護 看 護 必 必 要 要 度 度 加 算 加 算 \mathcal{O} 施 1 設 \mathcal{O} 施 基 設 淮 基 準

(3)

- 1 + 対 入 院 基 本 ・料に係る届出を行 0 て 7 る病: 棟 であること。
- 2 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該当すること。
- 1 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 I \mathcal{O} 基 準 -を満 た す 患者を二 割 分以 上 一入院
- せ る 病 棟 であ ること。
- 2 診 療 般 内 病 容に 棟 用 関するデー \mathcal{O} 重 症 度、 タ 医 を適 療 • 切 看 護 に提出できる体 必 要度Ⅱ 0 基 一準を 制 が整 満たす 備 され 患者を二割以上入院させる た保 険医 療機 関 であ 0

7

さ

病 棟 で あ ること。

- 口 看 護 必 要 度 加 算 2 0 施 設 基 潍
- 1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届出を行 ってい る 病棟 で あること。
- 2 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該当すること。
- 1 般 病 棟 用 0 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 I 0) 基 準 を満たす 患者を二割 以 上 入院させる

病 棟 で あ ること。

- 2 診 療 内 容 に 関 す るデー タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あ 0 7
- 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護必 要度Ⅱ \mathcal{O} 基準 -を満 たす 患者を 割 八分以 上入院さ

せ る 病 棟 であること。

ノヽ 看 護 必 要 度 加 算 3 D 施 設 基 準

- 1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を 行 0 7 7 る 病 棟 で あること。
- ②次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 Ι \mathcal{O} 基 潍 を 満 た す 患 者 を 割 八 分 以 上 入 院

さ

せる病棟であること。

- 2 診 療 内 容 に 関 するデー タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て
- 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 \prod 0 基 準 を 満 た す 患 者 を 割 五. 分 以 上 入 院さ

せる病棟であること。

- (4) 般 病 棟 看 護 必 要 度 評 価 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- イ 十三 対 入 院 基 本 料 12 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 病 棟 で あ ること。
- 口 当 該 加 算 を 算定 す Ź 患 者 に 0 1 7 測 定 L た 般 病 棟 用 0) 重 症 度、 医 療 看 護

必

要

度

Ι

文は

- \prod \mathcal{O} 結 果 に 基 づ き、 当 該 病 棟 に お け る 当 該 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 評 価 を 行 0 7 1 ること。
- 専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

(5)

- 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 退 院 日 12 車 門 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る も の
- に 限 る。 に 占 \Diamond る 午 前 中 に 退 院 す る t \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 が 九 割 以 上 で あ る 保 険 医 療 機 関
- (6) 次 専 門 \mathcal{O} 1 病 ず 院 れ 入 に 院 ţ 基 該 本 当す 料 \mathcal{O} る 注 患 5 者 に 規 定 す る 厚 生 一労 働 大 臣 が 定 め る 患者

イ 当 該 病 棟 に 三 + 日 を 超 えて 入 院 L 7 1 る 者

- ロ 午前中に退院する者
- ハ 限 る。 当 該 退 院 が 千 日 点 12 以 お 上 1 \mathcal{O} て、 t 処 \mathcal{O} 置 12 限 所 る。 定 点 数 又 は 手 医 術 科 点 を 行 数 表 0 て \mathcal{O} 第 1 な 章 1 第 者 九 部 第 節 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} に
- 二 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L て 1 な 1 者
- (7)患 \mathcal{O} に 者 割 限 当 専 門 合 る。 該 退 保 \mathcal{O} 病 院 合 険 院 計 に 日 医 入 占 院 が に 療 + 専 機 基 \Diamond 分 る 門 関 本 料 \mathcal{O} 病 金 \mathcal{O} 院 曜 兀 \mathcal{O} 以 入 日 般 注 院 上 に 病 6 で 基 入 棟 に あ 本 院 に 規 る 料 定 す 入 保 を る 院 す 算 険 す る Ł 定 る 厚 医 \mathcal{O} 療 す 生 \mathcal{O} 患 割 者 労 る 機 関 ŧ 合 働 と、 入 大 \mathcal{O} に 院 臣 当 限 が 日 該 12 定 る 保 8 車 険 門 る に 保 医 病 占 療 院 険 8 機 入 医 関 院 る 療 月 基 機 \mathcal{O} 曜 本 関 般 料 日 を 12 病 退 算 棟 院 を 定 す す 退 る 院 る す Ł る \mathcal{O} \mathcal{O}
- 点 限 及 又 る び は 数 当 前 手 該 術 医 Þ 病 が 日 を 科 棟 千 行 点 に 当 点 わ 数 金 該 な 以 表 曜 上 患 1 \mathcal{O} 日 第 者 12 \mathcal{O} 日 ŧ 入 が に \mathcal{O} 限 章 院 に 処 る。 第 す 限 置 九 る る。 部 患 所 並 第 者 定 U 12 点 又 係 に 節 数 当 は に る 手 該 掲 入 術 院 医 病 げ 科 を 棟 る 日 点 を 行 ŧ \mathcal{O} 数 꽢 わ 月 \mathcal{O} な 表 曜 に 日 限 1 \mathcal{O} 日 及 第 に る。 日 び に 退 꽢 章 院 限 Þ 第 す る が 日 九 る 千 **当** 部 点 患 第 者 該 以 に 患 上 節 係 者 \mathcal{O} る 12 £ が 掲 退 \mathcal{O} げ 院 に 処 る 限 日 置 Ł る \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 前 に 定 日

(8)

専

門

病

院

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

6

に

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

8

る

日

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 入 院 中 \mathcal{O} 患 者 に 対 し て、 Α D L \mathcal{O} 維 持 向 上 等 に 資 す る十 -分な 体 制 が 整 備 さ ħ 7 V ること。

口 7 7 当 ること、 該 病 棟 に 又 専 は 従 当 \mathcal{O} 該 常 病 勤 棟 \mathcal{O} 理 に 専 学 従 療 法 \mathcal{O} 常 士 勤 作 \mathcal{O} 理 業 学 療 法 療 法 士 若 共 L < 作 は 業 療 言 法 語 士 聴 若 覚 L 士 < が は 言 名 語 以 上 聴 覚 配 置 士 され が

名 以 上 配 置さ れ て お り、 か つ、 当 該 病 棟 に 専 任 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 L < は 言

語聴覚士が一名以上配置されていること。

(10)専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 10 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医

療

機

関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で あ る

(11)専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 10 12 規 定 す る厚生 労 働 大 臣 が 定 8) る H

次 \mathcal{O} 1 ず れ に Ł 該 当す る 各 病 棟 に お 1 て、 夜 間 \mathcal{O} 救 急 外 来 を 受診 L た患 者 に 対 応 す るた め

当 該 各 病 棟 \mathcal{O} 1 ず れ か 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に一 未 満 لح な 0 た 日

イ 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二 未 満 と な 0 た 時 間 帯 12 お 1 て 患 者 \mathcal{O} 看 護 に 支 障 が な いく لح 認 8

られること。

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二 未 満 となっ た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 が

看 護 職 員 を含 む 以 上 で あること。 ただし、 入 院 患 者 数 が三 + 人 以 下 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は

、看護職員の数が一以上であること。

築

(1)通 則

障 害 者 施 設 等 般 病 棟 は、 次 \mathcal{O} 7 ず れ にも 該 当 す る 病 棟 で あ ること。

イ 次 \mathcal{O} 1 ず れ カ に 該 当 す る 病 棟 で あ ること。

- 1 定す 児 の 二 児 童 入 所施 の 二 る 福 重 第 設 症 祉 法 心 (主として 項 身 (昭 に 障 規 害 和二十二年 定 児 する 肢 を 体 1 指 う。 不 定 法 自 発 以 由 律第百六十四号) 下 達 0 支 あ 同 る U. 援 児 医 · 療 童 一又は 機 を 関 入 第四十二条第二号に に 所 重 係 さ 症 せせ 心 る る 身 般 障 ₽ 害 病 \mathcal{O} 児 棟 に で 限 (同 る。 あ 法第 規定する医 ること。 七条 又 は 第 同 療型 法 項 第 障 六 に 規 害 条
- 2 次 0 1 ず れ に も該当する一 般 病 棟 で あ ること。
- 1 せて 九 \mathcal{O} 患 \mathcal{O} 重 者 度 ** \ 重 (1) 度 を に 0) 病 除 お 肢 \mathcal{O} 体 棟 意 く。 1 であ 不 7 識 自 障 第 同 由児 害 じ。 八 者 0) 九 (者) (脳 筋 \mathcal{O} 脊 ジ (1)髄 ス 並 損 び 1 卒中 12 傷 口 第 フ 等 - の後 0) イ 九 重] \mathcal{O} 遺症 度 患 八 障 \mathcal{O} 者 害 \mathcal{O} (1)者 患者及 難 \mathcal{O} 病 1 **(**脳 患 及 U 者 卒 び 認 等 + _ 中 を 知 \mathcal{O} お \mathcal{O} 後 症 遺 \mathcal{O} お (1)症 患者を除く。 む \mathcal{O} ね 1 0) 患者 七 に 割 お 以 1 及 上 7 び 入 認 第 同 院 U 八 知 さ 0) 症
- 2 常 当該 時 病 当 棟 該 に 病 お **\ 棟 て、 \mathcal{O} 入 院 日 患 に 者 看 \mathcal{O} 護を行う看 数 が + 又 は そ 護 \mathcal{O} 職 端 員 及び 数を増すごとに一 看 護 補 助 を 行 !う看 以 上 で 護 あること。 補 助 者 \mathcal{O} 数 た は

る

ること。

だし、 時 的 数 ること。 ること 護 業務 職 が 当 員 本 当 該 を行う 及 文 障 に 該 病 び 害 病 棟 看 規 者 \mathcal{O} 看 護 定 棟 入 護 施 補 す に 院 補 設 お 助 る 患者 等 者 ** \ 助 数 て、 者 入 に \mathcal{O} を含 \mathcal{O} 院 数 相 数 基 当 は、 が二百又 す 日 む 本 場 12 料 る 本 看護 合 文 数 \mathcal{O} は 注 \mathcal{O} 以 はそ 規 を行う看 上 11 定 で __ \mathcal{O} 0 場 日 に あ 端数を増すごとに一に に る 合 か を 護 事 場 か 除 職 務的業務を行う看 合 わ 員 < に 5 及び ず、 は 看護 看護 各 とする。 病 補 職 棟 員 助 に 護 相当する数 な お を行う看 補 お、 を け 含 助 る 主と 者 むニ 夜 護 勤 \mathcal{O} 以下 を行 L 以 数 補 は 7 上 助 であ 者 事 で う 常 務 看 あ \mathcal{O}

(2) 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る 入院

口

デ

]

タ 提

出

加

算

に係

る

届

出

を行

9

7

1

る

保

険

医

療

機

関

で

あること。

基

本

料

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

イ 七対一入院基本料の施設基準

1 ず、 以 上 常 (1)で 時 当 \mathcal{O} 以 あ 該 イ Ĺ る 当 病 12 場合 であること 棟 該 該 当 病 に に 棟 す お は、 る 1 \mathcal{O} て、 入 病 各病 院 棟 (障 で 患 害 棟 者 あ 日 者 に 0 に \mathcal{O} 施 て、 お 看 数 設 護 が け 等 る夜 を 当 七 入 又 該 行 院 勤 は 病 う 基 を 看 そ 棟 行 本 護 に \mathcal{O} 料 う 職 端 お 数 看 \mathcal{O} 員 7 を増 護 て、 注 \mathcal{O} 職 数 11 員 が すごとに一 \mathcal{O} 場 本 日 \mathcal{O} 文に 合 に 数 は 看 を除く。 · 規 定 護 以 を 本 行う 文 す 上で \mathcal{O} る 規 定 とする。 数 看 あ る に 護 ح に 相 職 当す か 員 か \mathcal{O} わ る た 数 5 数 だ は

2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

3 す る 当 該 準 超 病 重 棟 症 0 入 院 \mathcal{O} 状 患 態 者 \mathcal{O} 患者との のうち、 合計 第八 0 が 三 + 割 0 以 (1) に規 上 で あ 定 ること。 する超 重 症 \mathcal{O} 状 態 \mathcal{O} 患 者 لح 同 (2) に 規定

口 + 対 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 護 け が 十又は る を行う看 当 夜 該 勤 病 そ を 棟 行う 護 0) に 端 職 お 数を増すごとに一 看 員 7 て、 0 護 数が本文に規定する数に相当す 職 員 0) 日 数 に は、 看 護を行う看護 < 以上であること。 本 文 \mathcal{O} 規定 に 職 か 員 か \mathcal{O} る数 ただ 数 わ は、 5 以上 ず、 し、 常 二以 当 該 で 時、 あ 上で る場 当 病 該 棟 一合に あること に 病 お 棟 は、 \mathcal{O} 7 て、 入 院 各 (障 病 患者 棟 害 日 者 に に \mathcal{O} 施 お 看 数

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 の 七 割 以 上が 看 護 師 で あ ること。

設等

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

11

 \mathcal{O}

場

合

を除

とする。

十三 対一入院基 本料 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 施 お 看 が 設 当 け 護 十三又 等 を る 該 入 行 夜 病 院 勤 う は 棟 基本 を行 そ 看 に 護 \mathcal{O} お 料 Š 端 職 1 て、 \mathcal{O} 看 員 数 注 護 を \mathcal{O} 職 数 増 11 が 員 日 0 すごとに 場 \mathcal{O} 本 に 文に 数 合を除 看 は、 護 · 規 を 定す 行う < 以 本文 上 る数 であ 看護 \mathcal{O} 規定 とする。 12 ること。 職 に 相 員 か 当する数 \mathcal{O} 数 か ただ わ は、 らず、 以 し、 常 上で、 時、 二以上 当 あ 該 当 る 病 該 場合 であること 棟 病 に 棟 に お \mathcal{O} は、 入 1 院 7 各 患 (障 者 病 :害者 棟 0) 日 数 12 12

2 当 該 病 棟 にお 1 て、 看 護 職 員 、 の 最 小必 要数 \mathcal{O} 七 割 以 上が 看 護 師 であ ること。

二 + 五. 対 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 施 が お 看 設 け 護 当 十 る を 五. 該 夜 行 又 病 勤 う 院 は 棟 基 を そ 看 に 行 護 本 \mathcal{O} お 料 端 う 職 1 て、 看 員 数 注 護 \mathcal{O} を 職 数 増 す 員 が \mathcal{O} 日 場 ごとに に \mathcal{O} 本 数 文 看 に は 護 除 規 を く。 定 以 行 本 文 す 上 う る 看 \mathcal{O} で とす 規定 数 あ 護 に る 職 こと。 る。 相 に 員 当 カコ \mathcal{O} す 数 か Ś わ た は 数 だ 5 ず、 以 し、 常 上 時 で 当 以 あ 当 該 上 る 該 病 であ 場 棟 病 合 に 棟 ること に お \mathcal{O} は 入 1 7 院 各 患 (障 病 者 害 棟 \mathcal{O} 日 者 数 に に

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 几 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

(3)

障

害

者

施

設

等

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

2

12

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

8

る

ŧ

 \mathcal{O}

等

入

 \mathcal{O}

11

合

を

(4)夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 人 当 た り \mathcal{O} 月 平 均 夜 勤 時 間 数 が 七 + 時 間 以 下 で あ

規定 料 入 入 月 院 院 平 当 障 す 基 結 害 基 均 該 本 る 本 夜 保 者 核 料 月 料 病 勤 険 施 平 設 又 棟 時 \mathcal{O} 医 等 は 均 注 入 間 療 夜 院 障 超 機 入 6 害 勤 基 過 関 院 に 者 規 基 時 本 減 が 施 定 料 算 本 間 す 設 超 \mathcal{O} 若 渦 料 等 過 る 注 去 L \mathcal{O} 入 夜 < __ 注 減 2 院 算 勤 た は 年 2 若 だ 基 に 時 間 本 般 規 間 12 L L < 料 定 特 書 病 お す は \mathcal{O} 別 に 棟 1 注 精 規 て る 入 入 院 院 厚 2 定 神 に 基 す 基 生 病 般 労 規 棟 本 る 本 料、 定 入 月 料 病 働 す 院 平 大 \mathcal{O} 棟 る 基 精 均 注 入 臣 院 本 月 が 神 夜 7 平 料 勤 基 定 病 に 棟 規 め 均 時 本 \mathcal{O} 注 定 る 夜 間 料 入 勤 院 超 す 場 9 \mathcal{O} に る 基 過 注 合 時 規 2 間 本 減 夜 定 勤 た 超 料 算 す 若 だ 過 時 \mathcal{O} る 間 減 注 L L 算 夜 2 < 書 特 た を 勤 は 别 に 算 だ 結 時 入 規 院 定 間 定 L 核 書 す 特 基 L 病 た る 別 に 棟 本

ことのある保険医療機関である場合

(5) 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 状 態 等 に あ る 患 者

別表第四に掲げる患者

(6)特 定 入 院 基 本 料 並 び に 障 害者: 施設等入院 基 本 料 0 注 6 及 び 注 12 に · 規 定す る点 数 に 含 ま れ る 画

像 診 断 及 び 処 置 \mathcal{O} 費 用 並 びに含まれ な 1 除 外 薬 剤 注 射 薬 \mathcal{O} 費 用

当 患 該 当 者 特 定 該 に 入 院 入 対 入 院 院 基 L 基本 本 基 て 料 本 行 料 に 料 0 含 に た 又 含 は ま 別 障 ま 表 れ 害 第 な れ 者 7 る 五 施 £ Ł に 掲 設 \mathcal{O} \mathcal{O} 等 とす と げ 入院 る 画 基 別 像 本 表 診 第 料 断 0) 五. 及 注 び \mathcal{O} __ 処 6 若 置 \mathcal{O} \mathcal{O} L に < 費 撂 用 は 注 げ つフ る 12 に 薬 1 規定 剤 ル 及 A す び \mathcal{O} 費 注 る点数を 射 用 薬 を 含 \mathcal{O} 算 費 む。 定 用 する は は

(7) 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 に 規定 す る厚生労働 大 臣 が定め る施 設基 進

イ 看護補助加算の施設基準

次のいずれにも該当すること。

1 者 \mathcal{O} 当 数 該 が 病 \equiv 棟 + 12 又 お は 1 そ て、 \mathcal{O} 端 数 日 を に 増 看 すごとに 護 補 助 を 行 Š に 看 相 当す 護 補 る数 助 者 以 \mathcal{O} 上 数 一であ は ること。 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患

2 + 当 五. 該 又 は 病 そ 棟 \mathcal{O} に 端 お 数を増え 7 て、 すごとに一 夜勤 を 行 19看 に 相当 護 補 す 助 る 者 数 \mathcal{O} 以 数 Ĺ は であること。 常 時 当 該 病 棟 の入院 患 者 \mathcal{O} 数が 七

- 3 七 対 入 院 基 本 料 又 は + 対 --- 入 院 基 本 . 料 を算定 でする 病 棟 で あ ること。
- 4 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 する 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- 口 看 護 補 助 体 制 充 実 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進
- 1 イ \mathcal{O} 1 か 5 3 ま で を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- 2 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善善 に資する十分 な体体 制 が 整備されてい

ること。

(8)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 10 に 規 定 す Ź 夜間 看 護 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 夜 間 に お け る 看 護 業 務 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 に 資 す Ź $\dot{+}$ 分 な業 務 管 理 等 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 さ れ て 1 るこ

害者

ること。

口

障

施

設

等

入

、院基

本料

0

注

9

に

規

定す

うる看

護

補

助

加

算

に

係

る届

出

を行

って

7

る病

棟

であ

<u>ک</u> 。

(9)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 に 規 定 する 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} で あ ること。

障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 に 規定 でする 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る H

(10)

次 \mathcal{O} 1 ず れ に Ł 該 当す る 各 病 棟 に お 1 て、 夜 間 \mathcal{O} 救 急 外 来 を 受 診 L た 患 者 に 対 応す るた め、

当 該 各 病 棟 \mathcal{O} 1 ず れ か 病 棟 12 お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が、 時 的 に一 未 満 と な 0 た 日

イ 看 護 職 員 \mathcal{O} 数が 時 的 に二未満 となっ た 時 間 帯 に お 1 て、 患者 \mathcal{O} 看 護 に支障が が な 1 لح 認 8

られること。

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に一 未 満とな つ た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 が

看 護 職 員 を含 む 以 上で あること。 ただ、 入院患者数 が三十 人 以 下 \mathcal{O} 場 合に あ 0 て は

、看護職員の数が一以上であること。

一通則

第六

診療

所

 \mathcal{O}

入院基

本料

 \mathcal{O}

施

設基

準

· 等

(1) 診療所であること。

(2)当 該 保 険 医 療 機関を単位 とし て看 [護を 行うも 0 で あ ること。

(3) 看 護 看 師 護 0 又 指示を受けた看護補助 は 看 護 補 助 は、 当 該 保 者 険 が 医 行うも 療 機 関 のとする。 \mathcal{O} 看 護 職 員 又 は当該保険医 療機関 の主治医若しくは

(4) 現に 看 護 に 従 事 L 7 7 る 看護 職 員 0) 数を当 該 診 療 所 内 0 見 B す ĺ 場 所に · 掲示 していること。

一 有床診療所入院基本料の施設基準

(1) 有床 診 療 所 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す 、る入院は 基本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 有床診療所入院基本料1の施設基準

1 当 該 診 療 所 (療養 病 床 を除く。 に おお ける 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が、 七 以 上 であること。

2 患 者 に 対 して 必 要 な 医 療 を 提 供 す るた \Diamond に 適 切 な 機 能 を 担 つて いること。

ロ 有床診療所入院基本料2の施設基準

- 1 当 該 診 療 所 療 養 病 床 を 除 <_ に お け る 看 護 職 員 0) 数 が、 兀 以 上 七 未 満 で あること。
- ② イの②の基準を満たすものであること。
- ハ 有床診療所入院基本料3の施設基準
- 1 当 該 診療 所 (療: 養 病 床を除く。 における看護職員 の数が、一 以上四未満であること。
- ② イの②の基準を満たすものであること。

= 有 床 診 療 所 入院 基 本 料 4 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イの①の基準を満たすものであること。

有床診療所入院基本料5の施設基準

ホ

ロの①の基準を満たすものであること。

有床診療所入院基本料6の施設基準

ハの①の基準を満たすものであること。

有 床 診 療 所 急 性 期 患 者 支 援 病 床 初 期 加 算 及 び 有 床 診 療 所 在 宅患者支援病 床 初 期加 算 0 施 設基

準

(2)

イ 有床診療所急性期患者支援病床初期加算の施設基準

次のいずれかに該当すること。

- 1 在宅療養支援診療所であって、過去一年間に訪問診療を実施しているものであること。
- ② 急性期医療を担う診療所であること。
- ③ 緩和ケアに係る実績を有する診療所であること。

有床診療所在宅患者支援病床初期加算の施設基準

口

次のいずれにも該当すること。

- ① イの①から③までのいずれかに該当すること。
- 2 当 該 診 療 所に お 1 て、 適 切 な意思決定支援に関する指 針を定め ていること。

③ 夜間緊急体制確保加算の施設基準

入 院· 患 者 \mathcal{O} 病 状 0 急変に 備え た緊急 の診療提供体制を確保していること。

(4) 医師配置加算の施設基準

医 次 師 \mathcal{O} 7 配 ず 置 れ 加 に 算 Ł 1 該当、 0 施 すること。 設 基 準

1

- ① 当該診療所における医師の数が、二以上であること。
- ②次のいずれかに該当すること。
- 1 在宅 療 養支援診療所であって、 訪問診療を実施しているものであること。
- 2 急性期医療を担う診療所であること。

ロ 医師配置加算2の施設基準

看 護 配 該 診 置 加 療 算 所 に お 夜 間 け る 看 護 医 配 師 置 \mathcal{O} 加 数 算 が、 二 及 Ű 看 以 護 上 補 であること(イに 助 配 置 加算 <u>の</u> 施 該 設 基 当する場合を除 淮

イ 看護配置加算1の施設基準

(5)

当 該 診 療 所 (療養病床を除く。 における看護職員の数が、 看護師三を含む十以上である

کے

ロ 看護配置加算2の施設基準

該 診 療 所 (療 養 病 床 を除 < に お け る看 護職 員 0) 数が、 十以上であること(イに該当

する場合を除く。)。

ハ 夜間看護配置加算1の施設基準

当 該 診 療 所 にお ける夜間 0 看護 職 員 及び 看護補 助者 \mathcal{O} 数 が、 看護職員 一を含む二以上であ

ること。

ニ 夜間看護配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 におけ る夜間 0) 看護職員の数が、一 以上であること(ハに該当する場合を除

< _ .

ホ 看護補助配置加算1の施設基準

該 診 療 所 (療 養 病 床 を除 < に お け る看 ɪ 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 が、 二以 上 であること。

へ 看護補助配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 (療 養 病 床 を 除 く。 に お け る 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 が 以 Ĺ であること **(**ホ に 該

当する場合を除く。)。

(6) 看取り加算の施設基準

自亥多景丘のける复聞つ言隻哉員つ女。

該 診 療 所 に お け る 夜 間 \mathcal{O} 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 以 上 で あ ること。

有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 施 設 基 進

(7)

当 該 診 療 所 が 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 12 係 る 病 床 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 . 料 に 係 る

病床の双方を有していること。

(8) 栄養管理実施加算の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 常 勤 \mathcal{O} 管 理 栄 養 士 が 名 以 上 配 置 さ れ ていること。

栄 養 管 理 を 行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

口

(9) 有 床 診 療 所 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

在 宅 復 帰 支 援 を行 う É 0 き十 分 な 実 績 等 を有 L て 1 ること。

有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 12 に 規 定 す る 介 護 連 携 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(10)

介 護 保 険 法 施 行 令 平 成 + 年 政 令 第四 百十二号) 第二 条 各号 に 規 定 す る 疾 病 を 有 す る四 + 歳

以 上 六 + 五. 歳未 満 0 者 又 は 六 + 五. 歳 以 上 0 者 \mathcal{O} 受入れにつき、 十分な体制を有していること。

三 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 筡

(1)通 則

療 養 病 床 で あ ること。

(2)有床 診 療 所 療 養 病 床入院基本 . 料 0) 施設 基 準 等

イ 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定 す んる入院 基 本 料 0 施 設 基 潍

1

当

該

有

床

診

療

所

に

雇

用

さ

れ

そ

 \mathcal{O}

療

養

病

床

に

勤

務

することとさ

れ

て

1

る

看

護

職

員

 \mathcal{O}

数

は

当 該 療 養 病 床 \mathcal{O} 入 院 患 者 0) 数 が 六 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増すごとに一以 上 で あ ること。

2 当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ その 療 養 病 床 に 勤 務 することとされて 1 る 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数

は、 当 該 療 養 病 床 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数が 六又はそ 0 端 数を増すごとに一以 上で あること。

3 そ 当 \mathcal{O} 結 該 果 病 12 棟 基 に づ 入 き 評 院 l 価 て を 7 行 る 0 患者に て 7 ること。 . 係る 褥ょ く 瘡さ \mathcal{O} 発 生 割 合等 に つい て 継 続 的 に 測 定を行 V.

口 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 本 文に 規 定 です る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \emptyset る 区 分

1 入 院 基 本 料

1 当 該 有 床 診 療 所 \mathcal{O} 療 養 病 床 \mathcal{O} 入 院 患 者 0 うち 医 療 区 分三 \mathcal{O} 患 者と 医 療 区 分二 0) 患者と

 \mathcal{O} 合 計 が 八割 未 満 で あ る 場 合 。 以 下こ \mathcal{O} 口 に お 1 て 特定 患者 八 割 未 満 \mathcal{O} 場 合 とい う

- に あ って は、 医療区分三の 患者
- 2 である保 \mathcal{O} 合 当 に 該 計 あ が 有 険 0 八 床 医 て 割 診 原機関 は 以 療 上 所 で 次 \mathcal{O} 療 0 あ (以下この 養 る 1 ず 場 病 ħ 合 床 に \mathcal{O} 。 以 口 も該当 入 にお 下 院 患 「する 者 0 **\ · ~ のうち 口 四四 に ŧ \mathcal{O} お 対 として地方 医 1 __ 療区 て 配置保 特定 分三 険医 厚生 患 \mathcal{O} 者 患 療機 局 者 八 長 割 と 関 等 医 以 に 療 上 とい 届 \mathcal{O} 区 け 場 分二 う。 合 出 た診 0 لح 患 に入 者 療 V) 所 う

院

l

てい

る医

療区分三の

患者

 $(\underline{})$ 数 は、 当 当 該 該 当 有床 有 該 床 療 診療 診 養 療 病 所に雇用 所 床 に \mathcal{O} 雇 入院 用され、 用 さ 患者 れ、 0) その その 数 が 療養病床に勤務することとされてい 療 匹 養 又 病 は そ 床 に 0) 勤 端数を増すごとに一以上 務 することとされ 7 ** \ る看護な であること。 る 看 護 補 職 助者 員

 \mathcal{O}

- کے \mathcal{O} 数は、 当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一 以上であるこ
- 2 1 入 院 特 定 基 患 本 者 料 八 В 割 未 満 0 場 合に

であ

って、

A

D

L

区

分三又は

A

D

L 区

分二で

あ

るも

あ

って

は、

医

療

区

一分二の

患

者

医

療

区

分三の

患者

を除

2 分二の 特定患者八割 患者 <u>(</u>医 以 療 上 区分三の の場合に 患者を除く。 あ つって は、)であっ 匹 対 配 置保 て、 A D 険 医 L 区 療機関に 分三又 · 入院 は してい A D L る医 区 分二で 療 区

あるもの

- ③ 入院基本料 C
- 1 特 定 患 者 八 割 未 満 の 場 合 に あ っては、 医 療 区 分二の 患者 医 療 区 分三の 患者 を除
-)であって、ADL区分一であるもの
- 2 特定患者八割 以上 の場合にあっては、 四 対 配置保険医療機関に入院してい る医療区

分二の 患者 (医療区分三の患者を除く。 であって、 A D L 区分一 であるもの

- ④ 入院基本料D
- 1 特 定 患 者八 割 未 満 0 場 一合に あって は、 医 療 区 . 分 __ 0) 患者 であって、 A D L 区分三であ

るもの

- 2 分 一 特定患者八割以 0) 患者で あ 0 て、 Ĺ の場合にあっては、 A D L 区 分三である 四 対 一 ŧ \mathcal{O} 配置保険医療機関に入院している医療区
- ⑤ 入院基本料E
- 1 特 定 患 者 八 割 未 満 の場 合 に あ つって は、 医 療 区 分 _ の患 者であっ て、 A D L 区分二又は
- ADL区分一であるもの
- 2 特定 患者八割 以 上 \mathcal{O} 場合にあって は、 兀 対 配 置 保険 医 療機関に 入 院 L て V) る医 療区
- 分 一 0) 患者であって、 A D L 区 分二又は A D L 区 分 一 で あ るもの又は次のい ず れ か に 該

当し ない Ł 0 とし 7 地 方厚生 局 長等に 届 け 出 た 診 療 所 で あ る保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7 1

る患者

- (-)数 は、 当 該 当 有 該 床 療 診 養病床 療 所 に 0 雇 入院 用 さ 患者 れ、 \mathcal{O} その 数が 療 四又 養 病 は そ 床 に \mathcal{O} 勤 端数を増すごとに一以上 務 することとされ 7 **,** \ であること。 る 看 護 職 員 \mathcal{O}
- $(\underline{})$ 当 該 有床診療 所に 雇 用され、 その 療養病 床 に 勤務することとされてい . る看 護 補 助者

کے

 \mathcal{O}

数

は、

当

該

療

養

病

床

0

入 院

患

者

 \mathcal{O}

数

が

兀

又は

そ

0

端

数を増すごとに一

以上で

あ

るこ

ハ

有 床診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 . 料 に 含ま れ る 画 像 診 断 及 び 処 置 \mathcal{O} 費 用 並 び に含 ま れ な 1 除 外

薬剤及び注射薬の費用

剤及 む た 検 有 び 床 査 診 注 は 療 射 投 薬 薬 当 所 該 療 \mathcal{O} 費 入 注 養 院 用 射 病 床 基 並 は 入院 本 てバ 当該 料 に 基本料 別 に 含 入 表 第 院 ま 基 れ 五. (特 本 る に 掲 別 料 t に げ 入院基 \mathcal{O} 含ま とし る 画 本料 れ 像 診 な 別 表 を含む。 断 1 第 及 ŧ び \mathcal{O} 五 とす 及 処 び 置 別 0) を算定する患者 費 表 用 第 五 つフ \mathcal{O} 1 \mathcal{O} ル に L 対 に 0) 掲 費 して行 げ 用 る を 薬 含 0

= 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 4 に 規定 す る 厚 生労 働 大 臣 が 定 め る状態

別表第五の四に掲げる状態

ホ 有 床 診 療 所 急 性 期 患 者 支援 療 養 病 床 初 期 加 算 及び有 床診 療 所 在宅 患者 支援 療 養 病 床 初 期 加

算の施設基準

在 宅 療 養 支 援 診 療 所 で あ 0 て、 過去 年 間 に 訪 間 診 療 を 実 施 L 7 1 る ŧ 0 で あること。

へ 看取り加算の施設基準

該 診 療 所 に お け る 夜 間 \mathcal{O} 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が一 以上でな あること。

1 有 床診 療 所 療養 病 床 入院基 本 料 \mathcal{O} 注 9 に 規定 す る 厚 生労働大臣 が定め る施 設 基 準

当 該 診 療 所 が、 有床 診 療 所 入 院 基 本 料 に 係 る 病 床 及 び 有 床診 療 所 療 養 病床 入 院 基 本 . 料 12 係

る病床の双方を有していること。

チ 栄養管理実施加算の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 常 勤 \mathcal{O} 管 理栄 養 士 が 名 以 上 配 置されていること。

2 栄養管理 を行うに つき必要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 *(*) ること。

有 床 診 療 所 療 養 病 床 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(3)

在 宅 復 帰 支援 を行 う E 0 き十 分 な 実 入績等 ·を有 L 7 7 ること。

第七 削除

第八 入院基本料等加算の施設基準等

一 総合入院体制加算の施設基準

① 総合入院体制加算1の施設基準

- イ 特 定 機 能 病 院及び専門 病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院であること。
- 口 急 性 期 医 療 を行 うに つ き十 分な 体 制 が 整 備され 7 V) ること。
- ハ 医 療 従 事 者 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 され て 1 ること。
- = 急 性 期 医 療 に 係 る実 績 を十 · 分有 L て ١ ر ること。
- ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 敷 地 内 に お 7 7 喫 煙 が禁止されていること。
- へ 次のいずれにも該当すること。
- 1 届 出 地 域 を 包 行 括 0 て ケア 1 な 病 棟 1 保 入 院 険 料、 医 療 機 地 関 域 包 で あ 括 ること。 ケア入院 医 療管 理 料 又 は 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 に 係 る
- 2 法第 等 険 条 に 介介 法 ょ 当 該 0 護 り 八条第 五. 伞 な 老 部 保 規 お を 成 険 人 二十 定す そ 改 保 九 医 年 正 療 健 \mathcal{O} うる特 法律第 六 効 す 施 機 項に る 設」 力 関 法 別 を有する لح 養護 とい 規定す 律 同 百二十三号) 平 う。 老 建 Ś . 成 人 物 Ł 十八 介 ホ 内 \mathcal{O} 護 に とされ] 第八 老 年 療 L 同 養 条 |人福: 法 、 以 下 律第 型 た 同 第二十 条第二 医 祉 療 法 八 「 特 法 + 施 十三号) 九 第二十六条 (昭 設 凣 別 項 項に 養護老 に (以 下 和三十八年法 · 規 附 定 規 定する介護 介 \mathcal{O} 則 す 人ホ 第 る 規定に 護 百三十 介] . ム ニ 療養 護 律第 ょ 医 る改 老人 型 条 という。)、 療 百三十三号) 医 の 二 院 保健 療 正 又 第 は 施 前 設 施 健 \mathcal{O} 設 介 項 康 第二十 とい 介護 護 保 \mathcal{O} 。 以 保 規 険 保 う 定 下 法 険
- 。)を設置していないこと。

1 急性 期の 治療を要する精神疾 患を有する患者等に対する入院診療を行うにつき必要な体制

及び実績を有していること。

チ次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 i護必要度 I 0 基 準を満たす患者を三 割三分以上入院させ

る病棟であること。

2 診 療内容 に関するデー タを適 切 に提出 できる体 : 制 が 整備され た保険 医療 機関 で あっ て、

般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 \prod 0) 基準 を 満 たす 患者 を三 割 以 上 入 院 させ る 病 棟

であること。

IJ 公益 財 団法人日本医 |療機能| 評価 機構 (平成七年七月二十七 日に財団法 人人日 本医 療 機 能 評

価

機 構 という名称で設立された法 人をいう。 以下同じ。) 等が行う医療機能評価 を受け V) る

病院又はこれに準ずる病院であること。

② 総合入院体制加算2の施設基準

イ(1)のイ、ハ、へ、チ及びリを満たすものであること。

口 急 性 期 医 療を行うにつき必要な体 制 が 整 備されていること。

ハ 急性期医療に係る実績を相当程度有していること。

= 急 性 期 \mathcal{O} 治 療を 要す る精 神 疾 患 を有する患者等に対する診 療を行うに つき必 要な体 制 及び

実 績 を有していること。

(3) 総 合入院: 体 制 加算 3 0) 施 設 基 準

1

(1)

 \mathcal{O}

イ、

ノヽ

及

び

を

満

たす

ものであること。

口 (2) \mathcal{O} 口 を満 たす ŧ のであること。

= ハ 急 急 性 性 期 期 医療 0 治 療を要する精 に係る実績を一定程度有していること。 神 疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制

又は

実 績 を有 て いること。

ホ 次 0) 7 ず れ カン に 該当すること。

1 般 病 棟 用 O重症 度、 医 療 看護必要度I の基準を満たす患者を三割以上入院させる病

棟 であること。

2 診療内容に関するデー タを適 切に 提出 できる体 . 制 が 整備され た保険 医療 機 関 で あ って、

般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護必 要 度 \prod 0) 基準 を 満 たす 患者を二 割 七分以上入院させる

病 棟で ある

の 二 急 性 期 充実 体 制 加算 0 施 設基準等

(1) 急 性 期 充実 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 般 病 棟 入 院基 本料 (急性 期一 般 入院 料 1 に 限 る。 を算定する病棟を有する病院で あ る

と

口 地 域 に お *(* \ て高 度 か つ専門的 な 医 療 及 び 急性 期 医 療 を提 供 するにつき十分な体 制 が 整 備さ

れていること。

ハ 高 度 か つ 専門的な医 療及び急性 期医療に係る実績を十分有していること。

二 入院患者 \mathcal{O} 病状 の急 変 0 兆候を捉えて対応する体 制を確保 していること。

ホ 感染対 策向 上加 算 1 に係る届出 を行って ۲, る 保険 医 療 機 関 であること。

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 敷 地 内 に お 1 て 喫 煙 が 禁止 され てい ること。

1 公 益 財 寸 法 人 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行う医 療 機 能 評 価を受けてい る病 院 又はこれ に 準

ずる病院であること。

(2) 精神科充実体制加算の施設基準

急 性 期 \mathcal{O} 治 療 を要 す る 精 神 疾 患を有する患者等に対する診療を行うにつき充実した体 制 が 整

備されていること。

二から五まで 削除

六 臨床研修病院入院診療加算の

施設基準

(1) 基幹型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1 研 修 次 0 に 関 いずれにも該当する基幹型 す る 省令 平 成 + . 匹 年 厚 生 臨 一労働 床 研修 省 病院 令第 百 <u>(</u>医 五. + 師 ·八号) 法第十 第三 六条の二第一項に規定する臨床 一条第 号に 規 定す うる基 幹 型

- 療 録 理体 加 出 を行 っている保 険
- 1 診 管 制 算 に 係 でる届 医 療 機 関 であること。
- 3 そ \mathcal{O} 他 臨 床 研 修を行うにつき十分な体 制 が 整 備 さ れ 7 ١ ر ること。

2

研

修

医

 \mathcal{O}

診

療

録

0

記

載

E

つ

** \

て指

導

医

が

指

導

及

び

確

認

を

す

る体

制がとら

れていること。

臨

床

研

修

病

院

をい

う。

で

あ

ること。

- 口 病 院 次 0) \mathcal{O} う 1 ず ち、 れ 他 に Ł \mathcal{O} 該 病 当す 院 又 る基 は 診 幹 療 型 所 لح 相 共 当大 同 学 L 7 病 臨 院 床 <u>(</u>医 研 学 修 を履 を 行 う 修 病 す る課 院 で 程 あ 0 を て、 置 く大学に 当該 臨 附 床 研 属 す 修 る \mathcal{O}
- 管 理 を行 うも \mathcal{O} を 7 う。 以 下 同 Ü で あ ること。
- 1 診 療 録 管 理体 制 加 算 に · 係 る届 出 を行 2 ている保険 医 療機関 であること。
- 3 そ \mathcal{O} 他 臨 床 研 修 を 行 うに つ き + -分な 体 制 が 整 備 さ れ て Į, ること。

2

研

修

医

 \mathcal{O}

診

療

録

 \mathcal{O}

記

載に

0

1

7

指

導

医

が

指

導

及

び

確

認

を

す

る体

制が

とら

れていること。

(2)単 独 型 又 は 管 理 型 \mathcal{O} 施 設 基 準

次 \mathcal{O} ** \ ず れ か に 該 当すること。

イ に 規 次 定 0) す 7) ず Ś れ 臨 床研 に ŧ 修 該当する病院 に 関する省令 で ある単 平 -成十七 独 型臨 年 厚 床 研 生 労 修 働 施 設 省 令第百三号) (歯 科医師法第十 第三条第一 - 六 条 の二第 号に · 規 定 項

する単 -独型 臨 床研 修施 設をいう。 又 は 病院である管 理 型臨床研修施設 (同条第二号に · 規定

- す る 管 理 型 臨 床 研 修 施 設 を V) う。 で あ ること。
- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る届 出 を 行 0 てい る保 険 医 療 機 関 であること。
- 2 研 修 歯 科 医 \mathcal{O} 診 療 録 \mathcal{O} 記 載 に 0 7 7 指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認 をす る体 . 制 が とられ 7 V)

ること。

- 3 第 次 歯 + その 0) 科 六 7 条 他 ず 医 臨 業 \mathcal{O} れ に 床研修を行うにつき十分な体制が 第 Ł 該 わ 項 当す な 12 1 も の 規 る単 定 を除く。 す 独 Ź 型 歯 相 学若 当大)のうち、 学 L < 病 は 院 医 整備されてい 歯 単 学 を 科 で 又 履 医 修 師 は す 法 ること。 歯 る (昭 課 和二 医 程 を置 十三 1第十六 一く大学 年 法 条 に 律 第 *の* 附 属 す 第
- 口 除 に 院 1 に を行う病院 規 規 ŧ 定す 0) 定する臨 を除 Ź であ <_ ° 歯学若 を 床研 を行 ζ`\ って、 う。 修 \mathcal{O} L 当 う < 以 下 に 該臨 ち、 は 関 医 同 する省令第三条第一号に規定する研 学 ľ 床 他 を 研 \mathcal{O} 履 修 施 又 \mathcal{O} 設 修 管 と共 は す る 管 理を行うも 課 理型相 同 程 L て を 臨 置 当大学 \mathcal{O} 床 < 大学 を 独 研 修 病 1 う。 院 を行 に 附 修協 歯 以 下 う 属 病 す 科 科 同 医師 力施設 院 る U 師 病 単 院 法 法 と共 第 独 (歯 であ 型型 + 相 六 同 科 当大学· 条 ること。 医 L 業 7 0) を行 臨 病 第 床 二号 院 る病 研 わ を な 項 修 項
- 1 診 療 録管 理体 制 加 算 に 係 る 届 出 を行 ってい る保 険 医 療 機 関 で あること。
- 2 研 修 歯 科 医 \mathcal{O} 診 療 録 \mathcal{O} 記 載 に つい て 指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認をする体 制 が とら れ 7 1

ること。

3 その他 臨 床 研 修 を行うに つき十分な体 制 が 整 備 され ていること。

(3) 協力型の施設基

潍

次のいずれかに該当すること。

1 次 0) ١ ر ずれ にも該当する協力型臨床研修病院 (医師法第十六条の二第一項に規定する臨床

研 修 に 関する省令第三条第二号に規定する協力 型臨 床 研修病院をいう。) であること。

1 診 療 録 管 理体 制 加 算に係 る 富 出 を行行 2 てい る保 険 医 療 機 関 であること。

2 研 修 医 \mathcal{O} 診 療 録 \mathcal{O} 記 載 に 0 7 7 指 導 医 が 指 導 及 び 確 認 を す る体 制 がとら れ て () ること。

3 そ 0 他 臨 床研 修を行うに つき十分な体 制 が 整 備さ、 れて **\ ること。

病 院 次 のう 0) **\ ・ずれ ち、 他の病院と共同 にも該当する協 L 力型相当大学) て 臨 床研修 病院 を行う病院 (医学を履修する課程を置く大学に附 (基幹型相当大学病院を除く。 属 をい する

う。) であること。

口

1 診 療 録 管 理体 制 加 算 に係 る届 出を行 っている保 険医 療 機 関 であること。

2 研 修 医 \mathcal{O} 診療 録 \mathcal{O} 記 載に つ ζ, て 指 導 医 が 指 導 及 び 確 認 をする体 制がとられていること。

3 そ \mathcal{O} 他 臨 床 研 修を行うに つき十分な体 制 が 整 備 さ れ · ~ *(*) ること。

ハ 次 0 V ずれ にも該当する病院である協力 型 (I) 臨 床 研 修 施 設 (歯科医 師 法第十六条 の 二

項に規定する臨床研修に関する省令第三条第三号に規定する協力型①臨床研修施設をいう。

-)であること。
- 1 診療 録管理体 制 加算に係る届出を行っている保険医療機関 であること。
- 2 研 修 歯 科 医 0 診 療 録 \mathcal{O} 記 . 載 に つい て指 , 導 一 科 医 が 指導及 び 確認をする体制がとられてい

3 その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ること。

= 除く。)のうち、 及び管理型相当大学病院を除く。)をいう。)であること。 る歯学若 次 0) **\ ず しくは医学を履修する課 れ にも 該当する 他の施設と共同して三月以上の臨床研修を行う病院 る協 力型 程 (I) を置い 相当大学病 く大学に附 院 (歯 属する病 科医師 院 法第十六条 **(**歯 科 医業を 単 の二第 ·独型相当大学病院 行 わ 項に な 7 規 t 定す \mathcal{O} を

- 1 診療 録管 理体 制加算に係る届出を行ってい る保険医療機関であること。
- 2 研 修 歯 科 医 \mathcal{O} 診 療 録 0 記 載 に つい て指導 . 導 歯 科 医 が . 指 導 及 び確認をする体 制がとられ てい

ること。

3 その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二 救急医療管理加算の施設基準

休 日又 は 夜間 に おける救 急 医 療 \mathcal{O} 確 保のための診療を行っていること。

六の三 超急性期脳卒中加算の施設基準等

(1) 超急性期脳卒中加算の施設基準

イ次のいずれかに該当すること。

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 脳 卒 中 · の 診 療 につき十分な経験を有する専任 の常勤 医 師 が

配

置

されていること。

②次のいずれにも該当すること。

1 当 該 保 険 医 療 機 関 (別表第六 の二に掲げ る地 域に 所 在 す る保 険 医 療 機 関 に 限 る。

内

に、 脳 卒 中 \mathcal{O} 診 療 に 関 する 研修を受けた専 任 の 常 勤 医 師 が 名 以 上 一配置 っされ 7 いること。

口 そ 0) 他当該 治療 を行うにつき必 要な体制 が 整備され ていること。

2

脳

卒

中

 \mathcal{O}

診

療を行う他

O

保

険

医

療機

関

との

連携

体

制

が

確

保されていること。

ハ 治 療 室 等、 当 該 治療を行うにつき十 分な 構 造 設備を有していること。

② 超急性期脳卒中加算の対象患者

脳 梗 塞 発 症 後 兀 • 五 時 間 以 内 で あ る 患 者

六 \mathcal{O} 匹 妊 産 婦 緊 急 搬 送 入 院 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

妊 娠 状 態 \mathcal{O} 異 常 が 疑 わ れ る 妊 産 婦 \mathcal{O} 患者の受入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体制が

整備されていること。

六 \mathcal{O} 五. 在 宅 患者緊急入院診 療 加算 に . 規 定する別 に厚生労 働大臣 一が定 めるも \mathcal{O}

特 掲 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準等 第 \equiv 一 の 六 0) (2) に 該当 す る在を 宅 療 養支 援 診 療 所 及 び 第 兀 0) 0 (2) に 該 当

する在宅療養支援病院

六 の六 在 宅 患者 緊 急 入 院 診 療 加 算 に規 定する別 に厚生労働大臣が定 める疾病 等

別表第十三に掲げる疾病等

診療録管理体制加算の施設基準

七

(1) 診療録管理体制加算1

イ 患 者 12 対 L 診 療 情 報 \mathcal{O} 提 供 が 現 に 行 わ れ ていること。

口 診 療 記 録 \mathcal{O} 全て が 保 管 及 び 管 理 さ れ てい ること。

ハ 診 療 記 録 管 理を行うに つき十分な体制が整備されていること。

二 中 央 病 歴 管 理室 等 、 診 療 記 録管 理を行う (Z 0 き適 切 な 施 設及び 設 備 を有していること。

ホ 入 院 患 者 に 0 い て 疾 病 統 計 及 び 退 院 時 要 約 が 適 切 (C 作 成 され ていること。

② 診療録管理体制加算2

イ(1)のイ、ロ及びニを満たすものであること。

口 診 療 記 録 管 理を 行うに つき必 要 な 体 制 が整備され ていること。

ハ 入 院 患 者 に つい て 疾 病 統 計 及 Ţ 退 院院 時 要 約 が 作成されていること。

七 の 二 医 師 事 務 作 .. 業 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1) 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 1
- 1 医 師 \mathcal{O} 事 務 作 業 を 補 助 す る 十分 な 体 制 が そ れ ぞ れ \mathcal{O} 加 算 に 応 じ て 整 備 され て 7
- 口 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 12 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。
- (2) 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 2

1 医 師 \mathcal{O} 事 務 作業 を 補 助 す る 体 制 が そ れぞ れ 0 加算に応じ て 整備されていること。

口 (1) \mathcal{O} 口 を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ ること。

七 の 三 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

- (1) 25 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 看 護 補 助 者 五. 割 以 上
- イ 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 補 助 を 行 !う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

患者

- \mathcal{O} 数 が + 五 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増すごとに一 に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。
- 口 的 業 看 務 護 を 補 行 助 う 者 看 \mathcal{O} 護 配 補 置 助 基 準 者 に \mathcal{O} 数 主 とし は て事 常 時 務 的 当 業 該 病 務 棟 を 行 \mathcal{O} 入 う 院 看 患 護 者 補 助 \mathcal{O} 者 数 を含む が 百 場 又 は 合 そ は \mathcal{O} 端 数 日 を に 増 事 務 す
- ごとに に 相 当す る数 以 下 で あ ること。
- 当 該 勤 病 務 棟 に お 1 1 る者 て、 であること。 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 最 小 必 要数 0 五. 割 以 上が 当 該保険医 療機関 に 看護補 助 者

として

L

て

ニ 急性期医療を担う病院であること。

ホ 専 門 急 性 病 院 期 入 院 般 基 入 院 本 料 基 \mathcal{O} 本 七 料 対 又 は 入 特 定 院 基 機 能 本 料 病 若 院 入 院 L < は 基 + 本 対 料 入 院 般 基 病 本 棟 料 \mathcal{O} を 場 算 合 定 に す 限 る病 る。 棟 若 で あ L < るこ は

と。

急 性 期一 般 入院料6を算定する病棟又は十対一 入院基本料を算定する病棟にあっては、 次

 \mathcal{O} V) ず れ カン に 該当 すること。

棟であること。

1

般

病

棟

用

 \mathcal{O}

重

症

度、

医

療

看

護

必

要

度

Ι

 \mathcal{O}

基

準

を

満

た

す

患者

を七

分以

上

入

院

させ

る

病

2 診 療 内 容 に関 するデー タを適 切に 提出 できる体 制が 整 備され た 保 険 医 療 機 関 で あって、

般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医療 看護 必要 度 Π の基準 -を満 た す患者を六分以上入院させる病棟

であること。

1 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 Į, ること。

25 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 看 護 補 助 者 五. 割 未 満 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(2)

①のイ、ロ及びニからトまでを満たすものであること。

(3)50 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

イ 当 該 病 棟 12 お 7 て、 日 に 看 護 補 助 を 行 う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者

 \mathcal{O} 数 が 五. 十又 は そ \mathcal{O} 端 数を増すごとに _ に 相当する数以 上で あること。

口 (1) \mathcal{O} 口 及 び = か 5 1 ま で を 満 たす ŧ \mathcal{O} で あ ること。

(4) 75 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 補 助 を 行 !う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院

患者

 \mathcal{O} 数 が 七 + 五. 又 は その 端 数を増すごとに一 に 相 当す る数 낈 上 で あ ること。

口 (1) \mathcal{O} 口 及 び = か らト ま で を 満 たす ŧ \mathcal{O} で あること。

(5) 夜 間 30 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

当

該

病

棟

に

お

1

て、

夜

勤

を

行

う

看

護

補

助

者

 \mathcal{O}

数

は

常

時

当

該

病

棟

 \mathcal{O}

入院

患

者

 \mathcal{O}

数

が

三十又

は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごとに一 に 相 当 す る数 以 上 で あ ること。

(6) 夜 間 50 対 1 急 性 期看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者

0)

数

が

五.

十又

は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごとに --- に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

(7) 夜 間 100 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

当 該 病 棟 に お ** \ て、 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病棟 \mathcal{O} 入院患者 0) 数が 百 又は

その端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8) 夜間看護体制加算の施設基準

イ 夜 勤 時 間 帯 に 看 護補 助 者を 配 置 L 7 7 ること。

口 夜 間 12 お け る 看 護 業 務 0) 負 担 0) 軽 減 に 資 する十 分な業 務 管 理 等 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 され 7 V るこ

حے

(9)看 護 補 助 体 制 充 実 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 0 改 善に資する十分な体制が 整備されていること。

七 \mathcal{O} 兀 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 看 護 職 員 夜 間 12 対 1 配 置 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当 該 病 棟 0 入 院 患 者 0) 数 が 十二又

は そ \mathcal{O} 端 数 を 増すごとに --- 以 上 であること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 7 て、 夜 間 に 看 護 を 行

う

看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本 文 に 規定する数に 相 当する数以 上である場 合 に は、 各 病 棟 に お け る夜 勤を

行 う 看 護 職 員 0) 数 は、 本 文 0 規 定 に か か わ らず、 三以上であることとする。

ロ 急性期医療を担う病院であること。

ノヽ 急 性 期 般 入 院 基 本 料 又 は 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 般 病 棟 \mathcal{O} 場 合 に 限 る。 若 L くは

専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 七 対 入 院 基 本 料 若 し Š は + . 対 入 院 基 本 料 を算定する病 棟 で あ るこ

と。

二 急 性 期 般 入院 料 6 を算 定する 病 棟 又 は + 対 入院基本料を算定する 病 棟に あ 0 て は、 次

のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用 0) 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι 0) 基 準 を 満 たす患者 を七 分以 上 入 、院させ る病

棟であること。

2 診 療 内 容 に関 するデー タ を適 切 に 提 出 できる体 制 が 整 一備され た保険 医 療 機 関 で あって、

般 病 棟 用 0) 重 症 度、 医 療 看 護必要度 \prod の基準 -を満 たす 患者を六 分 以上入院させ る病棟

であること。

ホ 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

夜 間 12 お け る 看 護業 務 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 12 資 す Ź 十分な業務 管 理 等 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 され 7 いるこ

حے 。

(2)看 護 職 員 夜間 12 対 1 配 置 加 算 2 <u>ー</u> 施 設 基 潍

(1) \mathcal{O} 1 カ 5 ホ ま で を 満 た す Ł \mathcal{O} で あ ること。

(3)看 護 職 員 夜 間 16 対 1 配 置 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が + 六 又

は そ \mathcal{O} 端 数 を 増すごとに 以 上 であること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 間 に 看 護 を 行 う

看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本 文に 規定す る数に 相当する数以 上で 、ある場 合 に は、 各 病 棟 に お ける夜 勤を

行 う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 本 文の 規 定 に カュ かわらず、 三以上であることとする。

口 (1) \mathcal{O} 口 か 5 ^ ま で を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ ること。

(4)看 護 職 員 夜 間 16 対 1 配 置 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ (1) \mathcal{O} 口 及 び ホ 並 び 12 (3) \mathcal{O} 1 を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ る

口 急 性 期 般 入 院 料 2 カン 5 6 ま で \mathcal{O} 1 ず れ か を 算 定 す る 病 棟 で あ ること。

難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 に 規 定 す る 疾 患 及 び 状 態

八

別表第六に掲げる疾患及び状態

九 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

(1) 重 度 \mathcal{O} 肢 体 不 自 由 児 者 脊 髄 損 傷 等 \mathcal{O} 重 度 障 害 者、 重 度 \mathcal{O} 意 識 障 害 者、 筋 ジ ス 1 口 フ イ

般 病 床 に 限 る 以 下 ک \mathcal{O} 号 に お 1 7 同 U. で あ ること。

患

者、

難

病

患者

等

を

お

お

む

ね

七

割

以

上

入

院

させ

て

1

る

般

病

棟

精

神

病

棟

又

は

有

床

診

療

所

(2)当 該 病 棟 又 は 当 該 有 床 診 療 所 12 お 1 て、 一 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 及 U 看 護 補 助 を 行 う 看 護

補

助

者

 \mathcal{O}

数

は

常

時

当

該

病

棟

又

は

当

該

有

床

診

療

所

 \mathcal{O}

入

院

患

者

 \mathcal{O}

数

が

+

又

は

そ

 \mathcal{O}

端

数

を

増

す

٢

と に 以 上 で あ る こと。 た だ し、 当 該 病 棟 又 は 当 該 有 床 診 療 所 に お 1 て、 日 12 看 護 を 行 う 看

護 職 員 及 U 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る 数 以 上 で あ る 場 合 に

は 当 該 病 棟 又 は 当 該 有 床 診 療 所 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 本 文 \mathcal{O}

規 定 に か か わ 5 ず、 看 護 職 員 を 含 むニ 以 Ĺ で あることとす る。 な お 主 とし て 事 務 的 業 務 を

行う 入 院 患 看 者 護 補 \mathcal{O} 数 助 者 が を 含 百 む 又 は 場 そ 合 は \mathcal{O} 端 数 を 日 増 に 事 すごとに 務 的 業 務 に を 行 相 !う看 当 す る 護 数 補 以 助 下 者 で \mathcal{O} あ 数 る は 常 時 該 病 棟 \mathcal{O}

- (3)ととす 該 て、 患 者 有 当 床 \mathcal{O} 該 診 数 日 有 に が 療 床 看 + 診 所 護 に 五 療 を お 又 所 行 は け に う そ る お 看 夜 \mathcal{O} い 勤 護 端 7 を 数 職 行 を 員 う 増 \mathcal{O} 日 すごと 看 数 に 護 が 看 本 護 職 員 文 に を に 行 \mathcal{O} 数 規 以 う は 定 上 看 す で 護 る あ 本 職 る 文 数 員 に こと。 \mathcal{O} \mathcal{O} 相 規 数 定 当 は す た に だ る 常 か 数 カ L 時 わ 以 上 5 当 当 ず、 で 該 該 あ 有 有 る 床 床 以 場 診 診 上 合 療 療 で に 所 所 あ は に \mathcal{O} るこ お 入 当 院 1
- (4)当 該 有 床 診 療 所 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 几 割 以 上 が 看 護 師 で あ る
- (1)超 重 症 児 (者 入 院 診 療 加 算 潍 超 重 症 児 (者 入 院 診 療 加 算 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る 超 重 症 \mathcal{O} 状

態

十

超

重

症

児

(者)

入

院

診

療

加

算

•

潍

超

重

症

児

者)

入

院

診

療

加

算

 \mathcal{O}

対

象

患

者

 \mathcal{O}

状

熊

1 が 必 介 要 助 な 12 状 ょ 態 5 が な 六 け 月 れ ば 以 上 座 又 位 は が 新 保 生 持 児 で 期 き ず、 か 5 継 か つ、 続 L 7 人 工 1 呼 る 吸 状 態 器 で を 使 あ る 用 す る 等 特 別 \mathcal{O} 医 学 的 管 理

口 超 重 症 児 者) \mathcal{O} 判 定 基 準 に ょ る 判 定 ス コ ア が + 五 点 以 上 で あ ること。

(2)超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 潍 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 \mathcal{O} 注 2 に · 規定 す Ź 潍 超 重 症 \mathcal{O}

状態

イ 超重症の状態に準ずる状態であること。

口 超 重 症 児 (者) 0 判 定基 準 に ょ る 判 |定ス コ ア が + 点 以 上で あること。

十一 削除

十二 看護配置加算の施設基準

(1) 地 域 般 入院 料 3 障 害者施設等入院基本料 の十五 対 __ 入院基本料又は結核病棟入院基本 料

若 くは 精 神 病 棟 入院 基 本 - 料の十一 · 五 対 入 院 基本 料、 十八 対 入院基· 本料若しく は二十対 入

院基本料を算定する病棟であること。

(2)当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 七 割 以上 が 看 護師

で

あること。

十三 看護補助加算の施設基準

(1) 看護補助加算1の施設基準

1 当 該 病 棟 12 お 7 て、 日 に 看 護 補 助 を 行う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者

 \mathcal{O} 数 が \equiv + 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増 すごとに に 相当 す る 数 以 上 で あ ること。

口 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 配 置 基 準 に主とし て事 務 的 業 務 を 行う 看 護 補 助 者を含む 場 合は、 日 に 事 務

的 業 務 を行う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者 \mathcal{O} 数が二百 又はその端数を増す

ごとに一に相当する数以下であること。

ハー次のいずれかに該当すること。

1 算 を 五. 定 地 分 す 域 る 以 上 般 病 入院 入 院 棟 に さ 料 あ せ 1 0 若 7 病 は L Š 棟 で は 地 あ 般 ること。 域 病 棟 般 用 入 \mathcal{O} 院 重 料2を算定 症 度、 医 療 する病 • 看 護 棟 必 又 要 は十 度 I \equiv \mathcal{O} 対 基 準 入 を 満 院 基 た す 本 料 患 者 を

る

- 2 定す 兀 地 分 域 診 以 る 療 病 般 上 内 棟 入 容 入 院 院 に に 関 あ 料 さ せ つ 1 す 若 るデ て る 病 は L < 棟] は で タ あ 般 地 を 域 病 適 ること。 棟 __ 切 E 般 用 提 0 入 院 出 重 症 料2を算 できる体 度、 医 療 定 制 す が • Ś 整 看 護 備 病 され 必 棟 要 又 度 た は 保険 Π 十三 0 基準 対 医 療 を 満 入 機 院 関 たす で 基 あ 本 患 料 0 者 を て、 算 を
- 3 を算 地 定 域 す る 般 病 入 院 棟 で 料 あ 3 ること。 + 五. 対 入 院 基 本 料、 + 八 対 __ 入 院 基 本 料 又 は <u>一</u> 十 対 入院 基 本

料

二 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 軽 減 及 Ű 処遇 改善に資する体 制が整備されてい ること。

(2)

看

護

補

助

加

算

2

 \mathcal{O}

施

設

基

淮

- イ \mathcal{O} 数 当 が 該 五 病 + 棟 又 に は お そ 1 て、 \mathcal{O} 端 数 を 日 増 に すごとに 看 護 補 助 を に 行 相当 う 看 す 護 る 補 数 助 以 者 上 \mathcal{O} で 数 あ は、 ること。 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者
- 口 は 地 + 域 対 般 入 入 院 院 基 基 本 本 料 料、 を 算 十三対一入院 定 す Ź 病 棟 基 で 本 あること。 料、 + 五. 対 入 院 基 本 料、 + 凣 対 入 院基 本 料 又
- ハ (1) \mathcal{O} 口 及 び = を 満 たす ŧ \mathcal{O} で あ ること。

- (3)看 護 補 助 加 算 3 0 施 設 基 準
- イ \mathcal{O} 数 が 該 七 病 + 棟 に 五. 又 お は 1 そ て、 \mathcal{O} 端 数 日 を に 増 看 護 すごとに 補 助 を 行 に う看 相 当 護 す 補 る 助 数 者 以 \mathcal{O} 上 数 で は、 あ 常 ること。 時 、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者
- 口 は二十 地 域 対 一入 般 入 院基本料 院 基 本 料、 を算定す 十三対 る病棟であること。 一入院 基 本 料、 十 五 対 __ 入 院 基 本 料、 十八 対 入院基本 料

又

- (4) ノヽ 夜 間 (1) \mathcal{O} 75 対 口 及 1 び 看 ニを 護 補 満 助 たす 加 算 É \mathcal{O} 施 0 で 設 あること。 基 潍
- イ 五. 又 当 は 該 そ 病 \mathcal{O} 棟 端 12 数を お 1 増すごとに て、 夜 勤 を 行 に う 看 相 . 当 す 護 補 Ź 助 数以 者 0 数 上であること。 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患 者 \mathcal{O} 数 が 七 $\overline{+}$
- 口 ること。 地 域 般 入 院料 1若しくは 地 域 般入院料2又は十三対一入院基本料を算定する病棟 であ
- (5) 夜間 看 護 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ

夜

勤

時

間

帯

12

看

護

補

助

者

を

配

置

L

て

7

ること。

- 口 夜 間 に お け る 看 護業 務 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 に資する十分な業務管理等の体制が 整備されているこ

(6) 看 護 補 助 体 制 充実 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

<u>ک</u> 。

看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及び 処遇 0 改善に資する十分な体 制 が 整 一備され てい ること。

十四 地域加算に係る地域

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 法 律 昭 和 十 五 年 法 律 第 九 + 五. 号) 第十 条 の 三 第 項 E · 規 定

す る 人 事 院 規 則 で 定 \Diamond る 地 域 及 び 当 該 地 域 に 準 Ü る 地 域

十五から十七まで 削除

十八 離島加算に係る地域

(1) 離 島 振 興 法 昭 和二 + 八 年 法 律 第 七十二号) 第二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 離 島 振 興 対 策 実 施 地

域として指定された離島の地域

(2) 奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和二十九 年 法 律第百八十九号) 第 条 に規 定す る 奄 美 群 島

の地域

(3) 小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和 匹 十 匹 年 法 律 第 七 + · 九 号) 第 四 条 第一 項に 規 定する小

笠原諸島の地域

(4)沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 平 成 + 兀 年 法 律 第 + · 四 号) 第三条第三 一号に 規 定 です る 離 島

十九 重 症 者 等 療 養 環 境 特 別 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 常 時 監 視 を 要 し、 随 時 滴 切 な 看 護 及び 介助 を必要とする重症者等の 看護を行うにつき十分な

看護師等が配置されていること。

- (2)個室又は二人部屋の病床であって、 療養上の必要から当該重症者等を入院させるのに適した
- ŧ のであること。
- <u>一</u>十 療 養 病棟 療養環境 加 算 0 施設 基準
- (1) 療 養 病 棟療 養 環境 加 算 1 0 施 設 基 潍
- 1 長期に 長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。 わたる療養を行うにつき必要な器械 器具が具備されている機能訓練室を有してい

•

ること。

口

- 口 に掲 げる 機能 訓練 室 のほ か、 十分な施設を有していること。
- 二 二号及び第三号に定める医師及び看護師 医 療法: 施 行 規則 昭昭 和二十三年厚生省令第五十号) 等の員数以上の員数が配置されていること。 第十九条第一項第一号並びに第二項第
- (2) 療養 病棟療養環境 加算 2 の施 設 基 淮
- 1 長 期 に わ た る療 養 を行 5 ĺ つ き十 - 分な 構造設備 を有 L て V) ること。
- 口 長 期に わ た る療 養を行うにつき必 要な 器 械 • 器 具 が 具備されている機能訓 練室 一を有 してい
- ること。
- 口 に掲げる機能 訓練 室 のほ か、 適切な施設を有していること。
- 二 医 療 法 施行 規則 第十九条第 項 第 号 並 びに第二項第二号及び第三号に定める医師 及び看

護 師 等 \mathcal{O} 員数以上 一の員 (数が 配置されていること。

二 十 . の 二 療 養 病 棟 療 養 環 境 改 善 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 療 養 病 棟 療 養 環 境 改 善 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1

長

期

E

わ

た

る療

養を行うに

つ

き

適

切

な

構

造設備を有していること。

口 長 が期に わ た る療養を行うにつき必要な器械 • 器 具 が具備されている機能訓練室を有 してい

ること。

ハ 口 に掲 げ る 機 能 訓 練 室 \mathcal{O} ほ か、 適切 な 施 設 を有 L て 1 ること。

= 医 療 法 施 行 規則 第 + 九 条 第 項 第 号 並 び に 第 項第二号及び第三号に定める 医師 及 び看

護 師 等 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 がが 配 置されていること。

ホ 療 養 環 境 \mathcal{O} 改善に係る計画を策定し、 定期的に、 改善の状況を地方厚生局長等に報告して

1 ること。

(2)療 養 病 棟 療 養 環 境 改 善 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 長 期 に わ た る 療 養を行 らに つ き 適 切 な 構 造 設 備 を有 L 7 ** \ ること。

口 機 能 訓 練 室 \mathcal{O} ほ か、 適 切 な 施 設 を有 していること。

ハ 医 療 法 施 行 規則 第十 九条第 項 第 一号並 びに第二項第二号及び第三号に定める医師 及び看

護 師 等 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置されていること。

二 療養環境の改善に係る計画を策定し、 定期的に、 改善の状況を地方厚生局長等に報告して

いること。

<u>一</u>十 診 療所療 養 病 床 療 養 環 境 加加 算 \mathcal{O} 施設 基 潍

(1) 長 期 に わ た る 療 養を行うにつき十分な構造 設備を有していること。

② 機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

(3)医療法 施行規則第二十一条の二第一 項及び第二項に定める医師及び看護師等の員数以上の員

数が配置されていること。

二 十 一 の <u>ニ</u> 診 療 所 療 養病床療 養環 境改 善加 算 0 施 設 基 潍

(1) 長 期 に わ たる 療養を行うにつき適 切 な 構 造 設 備 を有していること。

② 機能訓練室を有していること。

(3)長期に わ たる 療養を行うにつき十分な 医師及び 看 護師 等が 配置され てい ること。

(4)療養 環 境 0 改 多善に係 る計 画を策定 し、 定期 的 に、 改 善善 \mathcal{O} 状 況 を地方厚生 局長等に報告して

ること。

二十一の三 無菌治療室管理加算の施設基準

(1) 無菌治療室管理加算1の施設基準

室 内 を無 菌 \mathcal{O} 状態 に保 · ために十分な体 制 が 整 備されていること。

(2) 無菌治療室管理加算2の施設基準

室 内 を無い 菌 \mathcal{O} 状 態 に 保 0 た 8 8 に 適 切 な体 制 が 整 備 され ていること。

<u>一</u>十 \mathcal{O} 兀 放 射 線 治 療 病 室 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1) 治 療 用 放 射 性 同 位 . 元 素に よる 治 療 \mathcal{O} 場 合 \mathcal{O} 施 設基準

放 射 性同 位元 素による治療を行うにつき十分な設備を有していること。

② 密封小線源による治療の場合の施設基準

密 封 小 線 源 に ょ る 治 療 を 行う É つ き十 分な設備 を有していること。

二十二 重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準

(1) 皮膚泌 尿器科 若しく は皮 膚科 又は 形成外科を標榜している保険医療機関であること。

(2) 重症· 皮膚潰瘍を有する入院患者について、 皮膚泌尿器科若 しくは皮膚科又は形成外科を担当

する医師が重症皮膚潰瘍管理を行うこと。

(3) 重 症 皮 膚 潰 瘍 管理 を行うにつき必要な器械 器 買りが 具備され てい ること。

二十三の緩和ケア診療加算の施設基準等

(1) 緩和ケア診療加算の施設基準

イ 緩 和 ケ ア 診 療を 行うに つき十分な体 制が整備されていること。

口 当 該 体 制 に おいて、 緩 和 ケア んに関 す る 研 修を受け た医 師 金歯 科 医 療 を 担担 当する保 険 医 療 機

関 ケ ア に あ 診 療 0 7 加 は 算 を 医 算 師 定 又 す は る 歯 悪 科 性 医 腫 師 瘍 又 が は 配 末 置 期 さ 心 れ 不 7 全 1 \mathcal{O} ること 患 者 に **当** 対 L 該 7 保 緩 険 和 医 ケ 療 ア 機 を 関 行 に う お 場 1 合 7 緩 に 限 和

る。

ノヽ 評 価 が を受 ん 診 け 療 7 \mathcal{O} 拠 1 る 点 とな 病 院 る病 又 は これ 院 若 5 L < に 準 は ず 公 益 る 病 財 院 寸 で 法 あ 人 る 日 こと。 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行 う 医 療 機

能

(2)緩 别 和 表 第 ケ ア 六 診 \mathcal{O} 療 に 加 掲 算 げ \mathcal{O} る 注 批 2 域 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 地 域

(3)イ 機 緩 能 和 般 病 ケ 院 病 T 及 診 棟 び 療 入 許 院 加 算 可 基 本 病 \mathcal{O} 床 料 注 数 2 急 が に 兀 規 性 定 百 期 す 床 以 般 る 上 施 入 院 \mathcal{O} 設 病 料 基 院 準 1 を 並 除 び <_ 12 診 療 報 を 酬 算 定 \mathcal{O} す 算 定 る 方 病 法 棟 第 を 有 号 す

た

だ

L

書

12

規

る

病

院

特

定

口 定 す 緩 る 和 ケ 别 ア に 診 厚 生 療 労 を 行 働 う 大 に 臣 が 0 き 指 + 定 す 分 な る 体 病 院 制 が \mathcal{O} 整 病 棟 備 さ を 有 れ す 7 1 る ること。 病 院 を 除 <_ で あること。

ノヽ ケア 関 当 に 診 あ 該 療 0 体 7 制 加 算 に は を お 医 1 算 師 て、 定 又 す は 緩 る 歯 和 悪 科 ケ 性 T 医 腫 に 師 瘍 関 又 が す は 配 る 末 置 研 期 され 修 心 を 不 . T 受 全 ** \ け 0 ること た 患者に 医 師 **(当** 対 歯 L 該 科 て 保 医 緩 険 療 和 を 医 ケ 担 療 T 機 当 す を 関 行 る に う お 保 場 険 11 合 7 医 療 に 緩 機 限 和

る。

- = が λ 診 療 \mathcal{O} 拠点となる病 院若し くは 公益 財 団 法 人 日 本 - 医療 機 能 評 価機構等 が 行う医 療機能
- 評 価 を 受 け て 1 る 病 院 又 はこ れ ら に 準 ず る 病院 で あること。
- (4) 個 別 栄 養 食 事 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進
- イ 緩 和 ケ Ź を 要す る患 者 \mathcal{O} 個 別 栄養食事管理を行うにつき十分な体制 が整備されてい ること。
- 口 当 該 体 制 に お 7 て、 緩 和 ケア を要する患者に対する個別栄養食事管理に係る必要な経験を

有 す る管 理 栄 養士 が 配 置 さ れ 7 いること。

十三 \mathcal{O} 有 床 診 療 所 緩 和 ケ T 診 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)

緩

和

ケ

ア

診

療

を

行

う

ĺΞ

0

き十

分

な

体

制

が

整

備

さ

れ

7

()

ること。

(2)当 該 体 制 に お 7 て、 緩 和 ケア に 関 す Ź 経 験 を有 す る 医 師 歯 科 医 療 を担当する保 険 医 療 機

関

こと に あ って **金**当 該 は 保 医師 険 医 又 療 機 は 歯 関 科 に 医 お 師) 1 7 有 及 び 床 診 緩 療 和 ケ 所 緩 ア 和 に ケ 関 ア す る経 診 療 加算 験 を を算 有 す 定 Ś 看 す 護 る 悪 師 性 が 腫 配 瘍 置 さ 又 は れ 末 7 期心 1 る

不 全 \mathcal{O} 患 者 に 対 L 7 緩 和 ケ ア を 行 う 場 合 に 限 る。

- (3)(2) \mathcal{O} 医 師 又 は 看 護 師 \mathcal{O} 1 ず れ か が 緩 和 ケ ア に 関 す る 研 修 を受け Ć , · ること。
- (4) 当 該 診 療 所 に お け る 夜 間 \mathcal{O} 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 以 上 で あ ること。

二十四四 精 神 科 応 急 入 院 施 設 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

(1) 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 する 法 律 昭昭 和 <u>-</u> 十 五. 年 法 律 第 百二十三号) 第三十三条 \mathcal{O}

七 第 項 0 規定により都道 府 県 知 事が指定する精神科病院であること。

(2)第三 精 項 神 ま 保 で 健 0 及 規 び 定 精 に 神 ょ 障 ŋ 害 入 者 院 福 す 祉 る者の に 関 す た Ź \emptyset 法律第三十三 に 必 要 な 専 用 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 病 七 床 第 を 確 項 及 保 L び ていること。 第 三十 匹 条 第 項 カン 5

二十五 精 神 病 棟 入 院 時 医学 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

- (1) 者 師 \mathcal{O} 入 0 \mathcal{O} 医 院 員 数を三をもつて除 · 療 数 患 法 者 以 施 行規 上 \mathcal{O} 数を三 \mathcal{O} 別第十 員 数 が を した 配 ŧ 九 条第一 置 つ さ て 数 れ 除 項 第 を 7 L *(*) た 「精 ること。 数 を 神 号の規定中 加 病 え 床 に係 た 数 る 「精神病床及び療養病床に係る病室 と 読 病 室 み \mathcal{O} 替え 入 院 た場合 患 者 \mathcal{O} 数に に お 療 け る 養 病床に 同 号 に 係 定 の入院患 め る る 病 医 室
- (2)当 該 地 域 12 お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確保のために整備 され た精神科救急医療施設である

二十五 の <u>ニ</u> 精神 - 科地: 域 移 行 実 施 加加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

- (1) 精 神 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ ること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 地 域 移 行 を 推 進 す る 部 門 を設 置 し、 組織 的 に · 地域 移行 を実 施する体 制

が整備されていること。

(3)

当

該

部

門

に

専

従

0

精

神

保

健福

祉士が

配

置されていること。

(4) 長 期 入 院 患 者 \mathcal{O} 退 院 が 着 実 に 進 \Diamond 5 れ て 1 る保 険 医 療 機 関 で あること。

二 十 五. の 三 精 神 科 身体 合併 症 管理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

が 榜^ぼう

1

精

神

科

を

標

す

る保

険

医

療

機

関

で

あ

る病

院

で

あること。

口 当 該 病 棟 に 専 任 \mathcal{O} 内 科 又 は 外 科 \mathcal{O} 医 師 が 配 置 されていること。

ハ 精 神 障 害者 で あ 0 7 身 体 合 併 症 を有する 患者 の治 療 が 行えるよう、 精 神 科以外 の診 療

科

 \mathcal{O}

医 療 体 制 と \mathcal{O} 連 携 が 取 5 れ 7 7 る 病 棟 で あ ること。

(2)精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 \mathcal{O} 注 に 規 定 す る 厚 生労働 大 臣 が 定 8) る身 体 合 併 症 を 有 す る患 者

別 表 第 七 の 二 に 撂 げ る 身 体 合 併 症 を 有 す る 患 者

<u>二</u> 十 五. \mathcal{O} 几 精 神 科 IJ 工 ゾ ン チ] Δ 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

精 神 疾 患 に · 係る· 症 状 \mathcal{O} 評 価 等 \mathcal{O} 必 要 な 診 療 を行うに つき十分な体制が整備されていること。

二十六 強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 築

(1)強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

強 度 行 動 障 害 \mathcal{O} 診 療 を 行 う ĺ つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ <u>-</u> 7 ること。

(2)強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

強 度 行 動 障 害 ス コ ア が + 点 以 上 カン 0 医 療 度 ス コ ア が二十四点以上の患者

<u>二</u> 十 六 の <u>ニ</u> 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 築

(1) 依存症入院医療管理加算の施設基準

ア ル コ ル 依 存 症 又 は 薬 物 依 存 症 \mathcal{O} 診 療 を行うに つき必 要な 体 制 が 整 備されていること。

(2)依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

入 院 治 療 が 必 要な ア ル コ ル 依 存 症 \mathcal{O} 患者 又 は 薬 物 依 存 症 \mathcal{O} 患者

二十六 0) \equiv 摂 食障 害 入 院 医 療 管理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 箬

(1) 摂 食 障 害入 院 医 療 管 理 加 算 0 施 設 基 準

摂 食 障 害 \mathcal{O} 診 療 を 行 5 に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ てい

(2) 摂 食 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

重 度 \mathcal{O} 摂 食 障 害 に ょ り 著 L 1 体 重 \mathcal{O} 減 少 が 認められる患者

二十七がん拠点病院加算の施設基準等

(1) が λ 診 療 連 携 拠 点 病 院 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

が

 λ

診

療

 \mathcal{O}

拠

点

とな

る

病

院

で

あ

ること。

(2)小 児 が λ 拠 点 病 院 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

小児がんの診療の拠点となる病院であること。

(3)が λ 拠 点 病 院 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規定す る 施 設 基 潍

ゲ 1 ム 情 報 を 用 1 たが ん 医 療 を提 供 す る 拠 点 病 院 で あること。

二十八 栄養サポートチーム加算の施設基

準

等

(1) 栄 養 サ ポ 1 チ A 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

1 栄 養 管 理 に 係 る 診 療 を 行 う に 0 き十 · 分 な 体 制 が 整 備 され て 7 ること。

口 当 該 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者 に 0 い て 栄 養 治 療 実 施 計 画 を 作 成 す るとともに、 当 該 患者に対 L 7 当

該 計 画 が 文 書 によ り 交 付 ごされ、 説 明 が なされ る ŧ \mathcal{O} で あること。

ノヽ 当 該 患 者 \mathcal{O} 栄 養 管 理 に 係 る 診 療 \mathcal{O} 終 了 時 に栄養 治 療 実 施 報 告書 を作 成 するとともに、 当 該

患 者 に 対 L て 当 該 報 告 書 が 文 書 に ょ り 交 付 さ れ 説 明 が な さ れ る ŧ \mathcal{O} で あ ること。

(2)栄 養 サ ポ 1 チ] A 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

栄 養 障 害 \mathcal{O} 状 態 に あ る 患 者 又 は 栄 養管 理 を行 わ なけ れば 栄 養 障 害 \mathcal{O} 状態 になることが 見込ま

れ る 患 者 で あ って、 栄養 管 理 計 画 が 策定され てい る ŧ 0) で あること。

(3) 栄 養 サ ポ] 1 チ L 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規定 す Ź 厚生 労 働 大 臣 が 定 \emptyset る 地 域

別表第六の二に掲げる地域

(4) 栄 養 サ ポ 1 チ] ム 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規定 す る 施 設 基 潍

イ 般 病 棟 入 院 基 本 料) 急 性 期 般 入 院 料 1 を 除 <_ ° を算定する病 棟 (特 定 機 能 病 院 及び

許 可 病 床 数 が 几 百 床 以 上 \mathcal{O} 病 院 \mathcal{O} 病 棟 並 び に 診 療 報 膕 \mathcal{O} 算定方法 第 号 ただ し し 書 に 規定 する

別 に 厚 生 労 働 大臣 が 指 定 す る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 を除 < で あること。

栄 養 管 理 に 係る診療を行うにつき必 要な 体 制 が整 備され ていること。

口

ハ 当 該 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者 に つ ۲, 7 栄 養 治 療 実 施 計 画 を 作 成するとともに、 当 該 患 者 に 対 7

二 該 当 計 該 画 患 が 者 文 書 \mathcal{O} 栄養 に ょ 管理 ŋ 交 付 に され、 係 る 診 療 説 \mathcal{O} 明 終 が なされ 了 時 に栄 る 養 ŧ 治 \mathcal{O} で 療 実 あ 施 ること。 報 告書 を作成 するとともに、

二十九 医療安全対策加算の施設基準

患

者

に

対

して

当該

報告

書

が

文

書によ

ŋ

交付

ごされ、

説

明

がが

なされ

る

Ł

0

であ

ること。

当 該

① 医療安全対策加算1の施設基準

イ 医 療 安 全 対 策 に 係 る 研 修 を受 け た . 専 従 0 薬 剤 師、 看 護 師 等 が 医 療 安 全管理者 とし 7 配 [置 さ

れていること。

口

当 該 保 険 医 「療機 関内に医療安全管理 部門を設置 Ļ 組織的 に医療安全対策を実施する体 制

が整備されていること。

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 患 者 相 談 窓 П を 設 置 L 7 7 ること。

② 医療安全対策加算2の施設基準

イ 医 療 安 全対 策 に 係 る 研 修 を受け た専 任 の薬 剤 師、 看護師等が医療安全管理者として配 |置

れていること。

ロ ①のロ及びハの要件を満たしていること。

- (3)医 療 安 全 対 策 地 域 連 携 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- イ 医 療 安 全 対 策 加 算 1 に 係 る 施 設 基 準 \mathcal{O} 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 口 け た 医 専 療 安 任 全 \mathcal{O} 対 医 師 策 に が 関 医 療 す 安 る 全管 + 分 理 な 部 経 門に 験 を 配 有 置 す さ る専 れ 7 任 1 \mathcal{O} ること。 医 師 又 は 医 療 安 全 対 策 に 関 す る研 修 を受
- ノヽ 医 療安 全対 策 加 算 1 を算定す Ś 他 0) 保 険 医 療 機 関及び医療安全対策 加 算 2を算定する保険
- 医 療 安 全 対 策 地 域 連 携 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

医

療

機

関

と

0

連

携

に

ょ

り、

医

療

安全对象

策を実施す

るため

0

必

要な体

制

が

整

備

されていること。

イ

医

療

安

全

対

策

加

算

2

に

係

る

施

設

基

準

 \mathcal{O}

届

出

を

行

0

7

** \

る

保

険

医

療

機

関

で

あること。

- (4)
- 口 る た 医 め 療 安 \mathcal{O} 必 全 要 対 な体 策 加 制 算 が 1 を算 整 備 され 定 す てい る 他 ること。 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 لح \mathcal{O} 連 携に ょ り、 医 療 安全対策を実施す
- 二 十 九 の <u>-</u> 感 染 対 策 向 上 加 算 0) 施 設 基 潍 等
- (1)感 染 対 策 向 上 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 進
- イ 専 任 \mathcal{O} 院 内 感 染 管 理 者 が 配 置 さ れ て 7 ること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感 染 防 止 対 策 部 門 を設置 Ļ 組 織 的 に感染防 止 対 策 を実 施 する 体 制
- が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- ノヽ 当 該 部 門 に お 1 て、 感染 症 対 策 に . 関 する十分な経 験 を 有 す る 医 師 及 び 感 染 管 理 に 関 する十

務 分 な に 経験 関 す を有 る + する 分な 経 看 護 験 を 師 有 (感染 す る 防 薬 剤 止 対 師 策 及 に び 臨 関 はする研 床 検 査 修を受け 技 師 が 適 た 切 ŧ に 配 \mathcal{O} に 置 限 さ る。 れ 7 1 並 ること。 び に 病 院 勤

二 る 保 感 染 険 医 防 療 止 機 対 関 策 等 に と連 <u>つ</u> き、 携 感染 L 7 7 対 策 ること。 向 上 加 算 2 又 は 感 染 対 策 向 上 加 算 3 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1

ホ 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 (感染 対 策 向 上 加 算 1に係る届出を行 0 7 *(*) る保証 険 医 療 機関に限 る。

と 抗 0 連 菌 薬 携 を に 適 ょ り 正 感 に 染 使 用 防 す 止 る 対 策 た を \Diamond 実 に 施 必 す 要 な支 る た 援 \otimes 体 0) 必 制 要 が な 整 備 体 さ 制 れ が 整 て 備 7 ること。 さ れ て ١ ر ること。

② 感染対策向上加算2の施設基準

イ 専 任 \mathcal{O} 院 内 感 染 管 理 者 が 配 置 さ れ てい ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感染 防 止 対 策 部 門を設し 置 し、 組 織 的 に感染防止対策を実施 する体 制

が整備されていること。

ハ 分 当 な 経 該 験 部 を 門 有 12 す お る 1 て、 看 護 感 師 染 並 症 び に 対 策 病 院 12 関 勤 務 す る に $\dot{+}$ 関 す 分 る な + 経 . 分 験 な を 経 有 験 す を る 有 医 す 師 る 及 薬 び 感 剤 師 染 管 及 び 理 臨 12 関 床 検 す 査 る十 技

= 感 染 防 止 対 策に つき、 感染対策 向 上加算 1に係る届出 を行っている保険医療 機関と連 携

ていること。

師

が

適

切

に

配

置

さ

れ

7

7

ること。

③ 感染対策向上加算3の施設基準

イ 専 任 \mathcal{O} 院 内 感染 管 理 者 が 配 置 さ れ て いること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感染 防 止 対 策 部 門を設置 し、 組 織 的 に感染防 止 対 策 を実 施 する 体 制

が整備されていること。

ハ 当 該 部 門に お いて、 医師及び看護師 が適 切に配置されていること。

二 感染防 止対 策に つき、 感染 対策 向 上加算 1 に 係 る届出を行っている保 険 医

療機関と

連

携

ていること。

(4) 指導強化加算の施設基準

他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 (感 染 対策向上加算2、 感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に

係る 届 出 を行 0 てい る保険 医 療 機 関 に . 限 る。 に 対 Ļ 院内感染対策に係 る助言を行うた め 0)

必要な体制が整備されていること。

(5) 連携強化加算の施設基準

他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 (感 染 対 策 向 上 加 算 1 に係 る 届 出 を行 0 て 7 る保 <u>険</u> 医 療機関 に限る。 لح

の連携体制を確保していること。

(6) サ] ベ 1 ーラン ス 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

地 域 に お 7 . て 感染 防 止 対 策に 資する情 報を提供する体制 が 整 備 され ていること。

<u>一</u>十 九 の 三 患者 サポ] 1 体 制 充 実 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

- (1) 患 者 相 談 窓 \Box を 設 置 し、 患者 に 対 す る 支 援 \mathcal{O} 充 実 に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 され ていること。
- (2)当 該 窓 \Box に、 専 任 \mathcal{O} 看 護 師 社 会 福 祉 士 等 が 配 置 さ れ て ζ`\ ること。

二十九 \mathcal{O} 兀 重 症 患 者 初 期支 援 充実 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)患 者 サ ポ] ŀ 体 制 充実 加算に係 る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2)特 に 重 篤 な患者及びその家族等に対する支援を行うにつき必要な体 制 が整備されていること。

<u>一</u>十 九 \mathcal{O} 五. 報 告 書 管 理 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

- (1)放 射 線 科 又 は 病 理 診 断 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- (2)医 療 安 全 対 策 加 算 1 又 は 2 に 係 る 届 出 を行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関であること。
- (3)画 像 診 断 管 理 加 算2若し くは 3 又 は 病 理 診 断 管 理 加 算 1 若 しくは2に係る届 出を行ってい 、る

保険医療機関であること。

- (4)確 認 医 管 療 理 安 者とし 全 対 策 て 12 配 係 置 る研 さ れ 修 7 を受 ζ, ること。 け た 専 任 \mathcal{O} 臨 床 検 査 技 師 又 は 専 任 0 診 療 放 射線 技 師 等 が 報 告 書
- (5)組 織 的 な 医 療安全対 策 \mathcal{O} 実施 状況 \mathcal{O} 確 認につき必要な体制が 整備されていること。

三十 褥よ た。 たっ 1 IJ Ź ク患者 ケア 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 · 等

① 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準

- 1 褥^{じよくそう} ケアに 係 る専門の研修を受け た専従 の看 護師等が 褥瘡 理者として配置され 7 **,** \ る
- 口 褥 によくそう 管 理者 が 褥 ょ え そ う 対策チ 1 ムと連 携 ĺ て、 あ 5 か ľ め 定 め 5 れ た 方 法 に 基

づ

き、

個

别

ハ 褥瘡リス 患者ごとに クア 褥よく ・< 瘡^そう セ ス メン ス クア 1 . (7) セスメントを行っていること。 結果を踏まえ、 特に重 点的な 褥^{じよくそ}う ケアが 必 要と認 め 5 れ る 患

 \mathcal{O}

IJ

者 について、 主治 医そ 0 他 0) 医療従 事 者 が 共 同 L 7 褥はそう \mathcal{O} 発生予 · 防 等 に 関 す Ź 計 画 を 個 別

に 作 成 当 該 計 画 に 基 づき 重 点 的 な 褥ょうそう ケア を 継 続 して実施 して () ること。

= 褥 (に よ く そ う \mathcal{O} 早 期 発 見 及 び 重 症 化 予 防 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 総 合 的 な 褥ょ たくそう 管 理 対 策を行うにふさわ L 1 体 制

が 整備されていること。

(2) 褥^{じよくそう} ハイリスク患者ケア加 算 (T) 注2に規定 する厚生労働大臣 が定める地 域

別表第六の二に掲げる 地 域

(3)褥^{じよくそ}う 1 IJ ス ク患者 ケ ´ア加 算 \mathcal{O} 注 2 に · 規 定 する 施 設 基

イ 許 可 般 病 病 床 棟 数 が 入 院 兀 百 基 本 床 以 料 上 (急性 \mathcal{O} 病 院 期 \mathcal{O} 病 般 棟 入 院 並 び 料 に 1 診 を 療 除 く。 報 であること。 酬 \mathcal{O} を算 算定方法 定す 第 る 病 号ただ 棟 (特 L 定 書 機 に 能 規 病 定 院 する 及 び

口 別 に 褥歩 厚生 瘡ケア 一労働 を行うにつき必要な体 大臣 が 指 定する病院 \mathcal{O} 制 病 が 棟 整備されていること。 を除く。

ノヽ 褥^{じよくそ}う の早期 発見及び重 症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわし ١ ر 体制

が整備されていること。

三十 ハ 1 IJ ス ク妊 娠 管理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 1 ij ス ク 妊 娠 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

イー産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に専ら産 婦 人 科 又は 産科 12 従 事する医 師 が 一名以上配 置されているこ

ک

ノヽ 医 公益 療 補 償 財 約 寸 款 法 に 人日 . 基 本 づ Ś 医 補 療 償 機 を 能 実 評 価 施 L 機 て 構 が 7 ること。 定 8) る 産 科 医 療 補 償 制 度標 準 補 償 約 款 کے 同 __ 0 産

科

② ハイリスク妊娠管理加算の対象患者

妊婦であって、別表第六の三に掲げるもの

三十二 ノヽ 1 IJ ス ク分娩が 等 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍 築

(1) ハイリスク分娩管理加算の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専 5 産 婦 人 科又は 産科に従 事する常勤 医師 が三名以上配置されてい

ること。

口 当該 保 険 医 療 機 関 内 に常 勤 \mathcal{O} 助 産 師 が三 |名以上| 配 置されていること。

- ノヽ 年 間 \mathcal{O} 分娩実施件数が百二十件以 上であり、 かつ、 その実施件数等を当該保険医 療 機関
- の見やすい場所に掲示していること。
- = 公 益 財 寸 法 人 日 本 医 療 機 能 評価 機構 が 定 \Diamond る産 科 医 療 補 償 制 度標 準 補 償 約 款 と 同 0) 産 科
- ② 地域連携分娩管理加算の施設基準

医

療

補

償

約

款

に

基

づ

<

補

償を

実

施

して

7

ること。

- イ(1)を満たすものであること。
- 口 周 産 期 医 療 に 関 す る 専門 0 保険 医 · 療 機 関 との 連 携 に より、 分娩を 理を行うにつき十分な体

制が整備されていること。

(3) ノヽ 1 リスク分娩管 理 加 算及び 地域 連携分娩管理加算の対象患者

妊産婦であって、別表第七に掲げるもの

三十三から三十三の五まで 削除

三十三の 六 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携紹 介 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

- (1) る保険医 救 急 患 療 者 機関 \mathcal{O} 転 との間であらかじ 院 体 制 に 0 () て、 め協 精 神 議を行っていること。 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受入 加 算 に 係 る 届 出 を行 って 7
- 三十三の (2) 精 七 神 科 救 精 急搬 神 科 送患 救急 者地 搬 送 患 域 者地 連 携受入 域連 携受入 加算 に係る届 加 算 \mathcal{O} 施 出を行って 設 基 準 ζ, ない 保険医療機関であること。

- (1) る 保 救 険 急患者 医 療 機 \mathcal{O} 関 転 と 院 \mathcal{O} 体 間 制 で につ あ 5 , , カゝ て、 ľ \otimes 精 協 神 科 議 を 救急 行 0 搬送患者 て 1 ること。 地 域 連 携 紹 介加 算に 係 る届出 を行 って 1
- (2)精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算 12 係 る 届 出 を行 って 1 な **,** \ 保 険 医 療 機 関 で あること。

三十四及び三十五 削除

三十五の二 呼吸ケアチーム加算の施設基準等

(1) 呼吸ケアチーム加算の施設基準

1 人 工 呼 吸 器 \mathcal{O} 離 脱 \mathcal{O} た \emptyset に 必 要 な 診 療 を 行うに つ き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ て

口 該 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者 に 0 1 7 呼 吸 ケ ア チ A に ょ る 診 療 計 画 書 を 作 成 L 7 7 ること。

② 呼吸ケアチーム加算の対象患者

次のいずれにも該当する患者であること。

イ 兀 + 八 時 間 以 上 継 続 L て 人 工 呼 吸 器を装 着 L 7 1 る患 者 で あること。

口 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当 す る 患 者 で あ ること。

- 1 む。 人工 L 呼 た 吸 患者 器 を で 装 あ 着 って、 L てい 当 る 状 該 態 病 棟 で 当 に 該 入 院 加 L 算 を算 た 日 定 か 5 できる 起 算 病 L て 棟 に 月 入 以 院 内 (転 \mathcal{O} t 棟 及 \mathcal{O} び 転 床 を含
- 2 当 該 加 算 を算 定 で きる病 棟 に 入 院 L た 後に 人 工 呼吸器 を装着 L た患者で あっ て、 装着 L

た

日

カコ

5

起

算

L

て

月

以

内

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

三十 五. の 二 の 二 術 後 疼さ 痛 管 理 チー 4 加 算 O施 設 基 潍

- (1)麻 酔 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 三十 (2)五. \mathcal{O} 手 \equiv 術 後 後 \mathcal{O} 発 患 者 医 薬 \mathcal{O} 疼ら 밆 痛 使 用 管 体 理 を行 制 加 うに 算 \mathcal{O} 施 0 設 き十分な 基 進 体 制 が 整 備 され て *(*) ること。
- (1)後 発 医 薬 品品 使 用 体 制 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

薬 体 され

1

後

発

医

品

 \mathcal{O}

使

用

を

促

進

す

る

た

8)

 \mathcal{O}

制

が

整

備

ていること。

口 量 年 薬 に 厚 品 厚 生 当 とい 生 省 後 該 労 とい 保 発 令 働 う。 医 第 険 う。 省 薬 + 医 告示 ·六号。 品 療 に 機 占 第六 及 び とい 関 め 以 に + う。 後発医 下 る お 後 · 号) 1 発 薬 て 医 別 薬 0 担 調 밆 表 薬 あ 規 剤 [を合算 品 に る 則 L 規定す 薬担 た \mathcal{O} 保 規 لح 格 L 規 1 険 た薬 う。 る 単 則 薬 第 位 規 局 格 剤 七 数 及 単 \mathcal{O} 第 量 条 \mathcal{U} 使用 保 位ごとに 七 \mathcal{O} の二に 割 条 険 薬 の 二 合 薬 規 が 剤 剤 数 定 に 師 九 \mathcal{O} え す 割 薬 規 療 養 定 以 た 価 る 数 す 上 新 担 (薬 量 当 で る 医 あ 価 薬 後 規 。 以 ること。 基 品 発 則 下 準) 医 以 昭 薬 下 規 品 和 平 格 三十二 「 先 単 . 成 以 二十 位 発 下 年 数 医 単

- 薬 品品 当 該 及 保 び 後 険 発 医 医 療 薬 機 밆 関 を に 合 お 算 1 L 7 た 調 規 剤 格 L 単 た 位 薬 数 剤 量 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 割 格 合 単 が 位 五. 数 量 割 以 に 上 占 で め あ る ること。 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} あ る 先 発 医
- = 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組 んで 1 る旨 を、 当該 保 険 医 療 機関 の見やす ĺ 場 所 に 掲

示

L

7

(\

ること。

- ② 後発医薬品使用体制加算2の施設基
- イ 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 を 促 進 す る た 8 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 さ れ 7 いること。

準

- 口 た 規 当 格 該 単 保 位 険 数 医 量 療 に 機 占 関 \emptyset に る お 後 7 発 7 医 調 薬 剤 品 L た \mathcal{O} 規 後 格 発 単 医 位 薬 数 밂 量 \mathcal{O} \mathcal{O} あ 割 る 先 合 が 発 八 医 · 薬 割 밆 五. 分 及 び 以 後 上 で 発 あ 医 ること。 薬 品 を合 算
- ハ 当 該 保 険 医 療機 関 に お 1 て 調 剤 L た 薬 剤 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医薬 品 \mathcal{O} あ る先 発医
- = 薬 品品 後 発 及 び 医 後 薬 品 発 医 \mathcal{O} 薬 使 品 用 を合う に 積 極 算 L 的 に た 取 規 格 り 単 組 位 W で 数 量 1 る 0 旨 割 合が を、 当 五. 該 割 保 以 上 険 で 医 療 あること。 機 関 0) 見 Þ す ** \ 場 所

に

掲

(3)後 発 医 薬 品品 使 用 体 制 加 算 3 \mathcal{O} 施設 基 準

示

L

7

1

ること。

- イ 後 発 医 薬 묘 \mathcal{O} 使 用 を 促 進 す Ź た 8) の体 制 が 整備され ていること。
- 口 た 規 当 格 該 保 単 位 険 数 医 量 療 に 機 占 関 に \Diamond る お 後 1 発 7 医 調 薬 剤 品 L た \mathcal{O} 後 規 発 格 単 医 位 薬 밆 数 量 \mathcal{O} あ \mathcal{O} 割 る 合 先 発 が 医 七 割 薬 品 五. 分 及 以 び 上 後 で 発 あ 医 薬 ること。 묘 を合 算
- ハ 薬 品 当 及 該 保 び 後 険 発 医 医 療 薬 機 밆 関 を合 に お 算 1 L 7 た 調 規 剤 格 L 単 た 位 薬 数 剤 量 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 割 格 合が 単 位 五. 数 量 割 以 に 上 占 で め あ る ること。 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} あ る 先 発医
- = 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組 んで 7 る旨 を、 当該 保 険 医 療 機 関 の見やす ĺ١ 場 所 に 撂

示していること。

準

- (1)病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 淮
- イ 病 棟 とに 専 任 \mathcal{O} 薬 剤 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。
- 口 薬 剤 師 が 実 施 す る 病 棟 に お け る 薬 剤 関 連 業 務 につ き、 病 院 勤 務 医 等 \mathcal{O} 負 担 軽 減 及 び 薬
- ノヽ 医 薬 品品 情 報 \mathcal{O} 収 集 及 び 伝 達 を 行 う た め \mathcal{O} 専 用 施 設 を 有 すること。

法

0)

有

効

性、

安 全

性

に

資

する

た

め

に

+

分

な

時

間

が

確

保

され

て

** \

ること。

物

療

- = 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 状 況 を 把 握 するとと ŧ に、 医 薬 品 \mathcal{O} 安 全 性
- ホ 薬 剤 管 理 指 導 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 って 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- (2)病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 進

に

係

る

重

要

な

情

報

を

把

握

L

た

際

に、

速

B

か

に

必

要

な

措

置

を

講

U

る

体

制

を

有

L

7

1

ること。

- イ 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 室 を 単 位 لح L て 行 Š ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- 口 病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 1 に 係 る 施 設 基 準 \mathcal{O} 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- ハ 治 療 室 ごと に 専 任 \mathcal{O} 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。
- 二 療 法 薬 剤 \mathcal{O} 有 師 効 が 性 実 施 す 安 全性 る治 に 療 資 室 す に Ź お た け 8) る に 薬 + 剤 分 関 な 連 時 業 務 間 に が . つ 確 き、 保 さ れ 病 院 7 勤 7 ること。 務 医 等 \mathcal{O} 負 担 軽 減 及 び 薬 物
- ホ ハ \mathcal{O} 薬 剤 師 を通 じ て、 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 状 況 を 把 握 するとと

Ł に、 医 薬 品 \mathcal{O} 安全性 に 係 る 重 要 な 情 報 を把 握 L た際 に、 速 J. カュ に 必 要 な措 置 を 講 じ る 体 制

を有していること。

三十 五. \mathcal{O} 五 デ タ 提 出 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) デ タ 提 出 加 算 1 及 び 3 \mathcal{O} 施 設 基 進

イ 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 施 設 基 準 \mathcal{O} 届 出 を 行 0 て 1 る保 険 医 療 機 関 で あ ること。

ただし

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 又 は 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 1 ず れ か 又 は そ \mathcal{O} 両

方 \mathcal{O} 4 \mathcal{O} 届 出 を 行 う 保 険 医 療 機 関 12 あ 0 て は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず 七 \mathcal{O} (1) 又 は (2)を 満

たすものであること。

口 入 院 患 者 に 係 る 診 療 内 容 に 関 す るデ] タ を 継 続 的 か 0 適 切 に 提 出 す る た め に 必 要な 体 制

が

整備されていること。

(2)デ タ 提 出 加 算 2 及 び 4 \mathcal{O} 施 設 基 進

イ 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 施 設 基 準 \mathcal{O} 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。 た だ

口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ 1 シ 日 ン 病 棟 入 院 料 又 は 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 1 ず れ カン 又 は そ \mathcal{O} 両

方 \mathcal{O} 4 \mathcal{O} 届 出 を 行 う保 険 医 療 機 関 12 あ 0 て は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 七 \mathcal{O} (1)又 は (2)を 満

たすものであること。

口 入 院 患 者 及 び 外 来 患 者 に 係 る 診 療 内 容 に 関 する、 デ] タ を 継 続 的 か 0 適 切 に 提 出 す る た \Diamond に

必要な体制が整備されていること。

③ 提出データ評価加算の施設基準

イ デ タ 提 出 加 算 2 \mathcal{O} 口 又 は 4 \mathcal{O} 口 に 係 る施設 基 準 \mathcal{O} 届 出 を行 って **,** \ る保険 医 療 機関 である

کے

口 診療内容に関する質の高いデー タが 継続的かつ適切に提出されていること。

三十五の六 入退院支援加算の施設基準等

① 入退院支援加算1に関する施設基準

1 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入 退院 支援及び 地 域 連 携業 務 を担う部門が 設 置され てい ること。

口 該 部 門に 入退院支援及び 地域 連 携に係る業 務に 関する十 分な経験 を有する専 従 \mathcal{O} 看 護師

又は専従の社会福祉士が配置されていること。

ハ 当 該 部 門に 専従 0 看 護 師 が 配置 さ れ 7 **\ る場 一合に あ 0 て は 専 任 \mathcal{O} 社 . 会 福 祉 士 が、 専 従 の社

会福 祉 士 が 配 置さ れ て 7) る場 合 に あ 0 て は 専 任 \mathcal{O} 看 護 師 が 配 置 さ れ て い ること。

二 各 病 棟 に、 入 退 院 支援 及び 地 域 連 携 業 務 に専 従 とし て従 事 す る 専 任 \mathcal{O} 看 護 師 又 は社会福 祉

士が配置されていること。

ホ そ 0 他入退院支援等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

② 入退院支援加算2に関する施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入 退 院 支援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 . う 部 門 が 設 置 さ れ 7 1 ること。

口 当 該 部 門 12 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 に 係 る 業 務 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 専 従 \mathcal{O} 看 護 師

又 は 専 従 \mathcal{O} 社 会 福 祉 士 が 配 置 さ れ て 1 る

ハ 当 該 部 門 12 専 従 \mathcal{O} 看 護 師 が 配 置 さ れ て 1 る場 合 に あ 0 て は 専 任 \mathcal{O} 社 会 福 祉 士 が、 専 従 0 社

会 福 祉 士 が 配 置さ れ 7 1 る 場 合 に あ 0 7 は 専 任 \mathcal{O} 看 護 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

(3)入 退 院 支 援 加 算 3 12 関 す る 施 設 基 淮

二

そ

0

他

入

退

院

支

援等

を行う

ĺ

0

き十

分

な

体

制

が

整

備

さ

れ

て

7

ること。

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 う 部 門 が 設 置 さ れ 7 1 ること。

口 当 該 部 門 に 新 生 児 \mathcal{O} 集 中 治 療、 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 に 係 る 業 務 に 関 す る + 分 な 経 験

治 有 療、 し、 入 小 退 児 院 患 者 支 援 0) 在 及 び 宅 移 地 行 域 連 に 携 関 す に 係 る る業 研 修 務 を受け に 関 す た 専 る + 任 分 \mathcal{O} な 看 経 護 験 師 を が 有 す 名 る 以 専 上 任 又 は \mathcal{O} 看 新 護 生 児 師 及 \mathcal{O} び 集 車 中

従 \mathcal{O} 社 会 福 祉 士 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 る

(4)地 域 連 携 診 療 計 画 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 当 該 地 域 に お 1 て、 当 該 病 院 か 5 \mathcal{O} 転 院 後 又は 退 院 後 \mathcal{O} 治 療等 を 担 , う 複 数 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関

又 は 介 護 サ ピ ス 事 業 所 等 を 記 載 L た 地 域 連 携 診 療 計 画 を あ 5 か じ 8) 作 成 し、 地 方 厚 生 局 長

等に届け出ていること。

口 保 険 地 域 医 療 連 機 携 関 診 療 又 計 は 介 画 護 12 サ お] 1 7 ピ 連 ス 事 携 業 す る 所 等 保 لح 険 \mathcal{O} 医 間 療 で、 機 関 定 又 期 は 介 的 護 に サ 診] 療 ビ 情 ス 事 報 業 \mathcal{O} 共 所 等 有 کے L 地 域 7 定 連 携 \Diamond た 診

(5) 入 療 退 計 院 画 支 \mathcal{O} 援 評 加 価 算 等 を \mathcal{O} 行 注 う に た 規 8 定 \mathcal{O} す 機 会 を 厚 生 設 労 け 7 働 大 1 る 臣 が 定 8 地 域

5

る

る

别 表 第 六 0 に 掲 げ る 地 域

(6) 入 退 院 支 援 加 算 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 施 設 基 準

機

能

病

院

及

び

許

可

病

床

数

が

兀

百

床

以

上

 \mathcal{O}

病

院

並

び

12

診

療

報

酬

 \mathcal{O}

算

定

方

法

第

号

た

だ

L

書

12

規

1 般 病 棟 入 院 基 本 料 急 性 期 般 入 院 料 1 を 除 < ° を 算 定 す る 病 棟 を 有 す る 病 院 特 定

定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 を 有 す る 病 院 を 除 <_ で あ ること。

口 入 退 院 支 援 を行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(7)入 院 時 支 援 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

イ 入 院 前 支 援 を 行 う 者 لح L て、 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 う 部 門 に、 入 退 院 支 援 及 び

地 域 連 携 業 務 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 専 従 \mathcal{O} 看 護 師 又 は 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 に

関 支 L 援 す に 許 る 関 可 + す 病 分 る 床 な + 数 経 分 が 験 な を 経 百 有 験 床 す を 未 る 有 満 専 す 任 \mathcal{O} 保 る \mathcal{O} 専 険 看 護 任 医 療 \mathcal{O} 師 機 及 看 関 護 U 専 師 に が 任 あ 配 0 \mathcal{O} 置 7 社 さ 会 は れ 福 7 本 祉 文 士 1 ること。 が \mathcal{O} 規 配 定 置 に さ カン れ カン て わ 1 らず、 るこ کے 入 退 た 院 だ

地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

口

8 入院時支援加算に規定する厚生労働大臣が定めるも

1 自宅 等 か 5 入院 する予定入院 患 者 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 か 5 転院する患者を除 である

الح

ロ 入退院支援加算を算定する患者であること。

(9) 総合機能評価加算の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 総合: 的 な機能評価 に係る研 修 を受け た常 勤 \mathcal{O} 医 師 若 L < は 歯 科

医師

又は総・ 合 的 な 機 能 評 価 \mathcal{O} 経 験 を 有 す る常 勤 \mathcal{O} 医 師 若 L Š は 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 る

ر کے

(10)総合機能評価加算に規定する厚生労働大臣が定めるもの

イ 入退院支援加算1又は2を算定する患者であること。

口 介 護 保 険 法 施行 令 第二条各号に規定する疾病を有する四十歳 以上六十五 歳未満 \mathcal{O} 患 者 又は

六十五歳以上の患者であること。

三十五の七 認知症ケア加算の施設基準等

(1) 認知症ケア加算1の施設基準

該 保 <u>険</u> 医 療 機関 に お 7 て、 認 知 症 を有する患者の ケアを行うにつき十分な体 制 が 整 備 され

ていること。

② 認知症ケア加算2の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 認 知 症を有する患者 \mathcal{O} ケアを行うに つき適 切 な 体 制 が 整 備 され

ていること。

(3) 認知症ケア加算3の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 認知: 症を有する患者のケア を行うにつき必要な体 制が整備され

ていること。

(4) 認知症ケア加算の対象患者

認 知 症 又 は 認 知 症 \mathcal{O} 症 状 を有 し、 日常生活を送る上で介助が 必要な状態である患者

三 十 五 の 七 の 二 せ ん安 ハ 1 ij スク患者 ケア 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

入 院 中 0 患者 に対して、 せん妄 つのリ ス ク 確 認 及び せ ん妄 対策を行うにつき必要な体 制 が 整 一備さ

れていること。

三 十 五 0) 八 精 神 疾 患診 療 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 許 可 病 床 数 が 百 床 (別 表 第六 の二に掲 げ Ś 地域に所在する保険 医療機関にあっては八十床)

以上の病院であること。

(2) 救 急 医 療を行うにつき必要な体制 が整: 一備され ていること。

三 十 五 の 九 精 神 科急性 期医 師 配置加算の施設基 準

(1) 通 則

当 該 病棟 に お いて、 常 勤 0) 医 師 は、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者 I の 数 が 十六 又は その端数を増すごと

に 以 上 配 置されていること。

精神 科急性期医師配置加算1の施設基準

(2)

1 精神科 救急 医療に係る実績を相 当 程度有 していること。

口 治 療 抵 抗 性 統 合 失調 症 患者 に 対 す る 入 院 医 · 療 に 係 ぶる実績 を 相 当 程 度 有 していること。

ハ 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料 文 は 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 を 算 定する精 神病 棟 であ

ること。

= 当該病棟に常勤の精神保健指定医 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 十八条第

項 0) 規 定 に よる 指定を受け た 医 師 を () う。 以下同じ。 が 二名以上配 置され てい ること。

(3)精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 2 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 + 対 入 院 基本 料又は 十三対一入院基本料に限る。) 又 は 特定 機能

病院 入院 基本料を算定する精 神 病 棟 (七 対 一入院基本料、 + 対 入院基本料又は十三対 入

院 基 本 料に限 る。) で あること。

口 精 神 障 害者 で あ つ て 身 体 疾患を有 する患者に 対する急 性 期治 療 を行うにつき十分な体 制を

有 する保 険医 療機 関 0 精 神 病棟であること。

ハ 療 機 許 関 可 病 に あ 床 0 て 精 は 神 八十 病 床 床) を除 以 <_ 上 0 病 \mathcal{O} 院 数 で が あること。 百 床 (別 表 第六 に掲げ る地 域 に 所在する保 険

医

(4)精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 2 \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 (2) 0 1 を満 たすも 0 であること。

口

精

神

科急性

期治

療

病

棟

入院

料1を算

定す

る精

神

病

棟

であること。

(5) 精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 3 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 精 神 科 救 急 医 療 に 係 る 実 績 を __ 定 程 度 有 していること。

ハ (2) \mathcal{O} ハを満 たすも <u>0</u> であること。

口

治

療

抵

抗

性

統

合

失調

症

患者

12

対する入院

医療

に

.係る実績を一定程度有していること。

三 十 五 0) + 排 尿 自 立支援 加 算 0) 施 設 基 潍 · 等

(1) 排 尿 自 <u>\\</u> 支 援 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

排 尿 に 関 す る ケア を行うにつき十分な体 制 が 整 備 され ていること。

(2)排 尿 自 <u>\frac{1}{2}</u> 支援 加 算 \mathcal{O} 対 象 患者

患者

で

あっ

て、

尿道

カテ

]

テ

ル

抜去

後

に

下

部

尿

路

機

能

障 害

を生

ずると見込まれ

るも

0

尿道 力 テ ーテ ル 抜 去 後に下 部 尿 路 機 能 障 害 \mathcal{O} 症状を有する患者又は 尿道 カテ テル留 置 中の

三十 五. 0 + -地 域 医 療 体 制 確 保加 算 0 施 設 基 潍

- (1) 救 急 搬 送、 周 産 期 医 療 又 は 小 児 救 急 医 療 に 係 る 実 績 を 相当 程 度 有 L て いること。
- (2)病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ て いること。

三十六 地 域 歯 科 診 療 支援 病 院 入 院 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (2)当 該 地 域 E お いて、 歯科 · 診療 を担当する別 0 保 険 医 療機関との 連携 体 制が確 保されているこ

با

(1)

地

域

歯

科

診

療支援病

院

歯

|科初

診

料

 \mathcal{O}

施

設基

準に係る届出を行っていること。

第九 特定入院料の施設基準等

一通則

- (1) 病院であること。
- (2)看護 又 は 看 護 補 助 は、 当 該 保 険 医 療 機 関 0) 看 護 職 員 又 は 当 該保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 主治 . 医若 しく

は

看 護 師 \mathcal{O} 指 示 を 受け た 看 護 補 助 者 が 行 う ŧ 0 で あ ること。

- (3)を含む。 入 院 基 本 に . 料 を算定 お ** \ て算定する特 L て V な **\ 定 保 入 院 険 医 料 療 は、 機 関 別 表 特 第 別 + 入 五. 院 基本 \mathcal{O} t \mathcal{O} 料等を算定し に限 ること。 て () る保 険 医 療 機 関
- (4) 法 に 厚生労 規 定 ?働大臣 す る入院 の定める入院 患者 数 \mathcal{O} 基 患者 準 又 数 は 医 0) 基 師 準及 等 0 員 び 数 医 師 \mathcal{O} 基 等 準 \dot{O} \mathcal{O} 員 数 1 ず \mathcal{O} れに 基準 並 も該当 びに 入院 L て 基本 1 ないこと。 . 料 0 算定方

救命救急入院料の施設基 準等

(1) 救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定 でする 入院 基本 料 0 施 設 基 準

イ 救 命 救 急 入 院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 てい 都道 、る病院 府 県 が定 0) 般病 \Diamond る 救 棟 急医 の治療室 療に関する計 を単位として行うものであること。 画に基づいて運営される救 命救急センター を有し

2 1 ること。 当該 治療室内に重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師が常時 配置されて

3 を増すごとに一以上であること。 当該治療室に お け る看 護 師 0) 数は、 常時、 当 該 治療室 0 入院患者の数が 兀 又 はその端数

4 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(5) 1 当 該 て 継 治療 続 的 ※室に に測 入院し 定 を 行 い、 てい そ る患者 \mathcal{O} 結果に基 _の ハイ づき評 ケアユ = 価 を行 ット 用 っていること。 0 重 症 度、 医 療 看護必要度に

0

救 命 救 急 入 院 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

口

次 \mathcal{O} V ず れ にも該当するも のであること。

1 1 \mathcal{O} 1 か ら④までを満たすものであること。

2 次 \mathcal{O} 7 ず れかに該当すること。

- 1 三の①のイを満たすものであること。
- 2 三の①のハを満たすものであること。
- ハ救命救急入院料3の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

- ① イを満たすものであること。
- 2 広 範 囲 熱 傷 特 定集中治療を行うにつき十分な体 制が整備されていること。
- 二 救命救急入院料4の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

- ① ロを満たすものであること。
- 救 命 救急 入院 料 0 注 1 に 規定 する厚生労働大臣 が定め る区 分
- イ 救命救急入院料

(2)

2

広

範

肼

|熱傷特:

定集

中治療を行うにつき十分な体

-制 が

整備されていること。

広 範 囲 熱 傷 特 定 集中 治 療管 理 が 必 要 な 患者以: 外 0 患者

広範囲熱傷特定集中治療管理料

口

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な患者

救 命 救 急入院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定 する 厚生 労働大臣 が定め る状況 態

(3)

広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療管 理 が 必 要な 状 態

(4)救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る 算 定 上 限 日 数 に 係 る 施 設 基 進

患 者 \mathcal{O} 早 期 口 復 を 目 的 と L た 取 組 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 V) ること。

(5) 救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 2 \mathcal{O} 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 施 設 基 進

(6) 救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 3 に 規 定 す る 厚生 労 働 大 臣 が 定 め る施 設 基 準

自

殺

企

义

後

 \mathcal{O}

精

神

疾

患

 \mathcal{O}

患

者

に

対

す

る

指

導

を行

う

に

0

き

必

要

な

体

制

が

整

備

され

ていること。

1 救 急 体 制 充 実 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 進

重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を 行 Š に つ き充 実 L た体

制

が

整

備

さ

れ

7

V

ること。

口 救 急 体 制 充 実 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 準

重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を行うにつき十分な体制 が 整 正備され ていること。

ハ 救 急 体 制 充 実 加 算 3 \mathcal{O} 施 設 基 準

重 篤 な 救 急 患 者 12 対 す る 医 療 を 行 う に つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

(7)

重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を 行うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 施 設 基 潍

(8)

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 専 任 \mathcal{O} 小 児 科 \mathcal{O} 医 師 が 常 時 配 置 さ れ てい ること。

(9)救 命 救 急入院 料 0 注 8 に 規定 する 厚生 一労働 大 臣 が 定 め る施 設 基 準

イ 早 期 \mathcal{O} 離 床 を 目 的 とし た 取 組 を 行 う に つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

口 心 大 血 管 IJ ノヽ ピ リテ シ 彐 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料 又 は 呼吸 器 IJ ハ ピ IJ

テ] シ 日 料 に 係 る届 出 を 行 0 て V る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(10)救 命 救 急 入 院 料 0 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る施 設 基 潍

イ 該 治 療室 内 に 集中 治 療室 に お け る栄養管理 元に関 す る十二 分な経 験を有する専任 の管理栄養

士が配置されていること。

口 当 該 治 療 室 に お 1 て 早 期 か 5 栄 養 管 理 を 行うに つ き十 -分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 11に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 施 設 基 潍

(11)

該 治 療 室 を 有す る保 険 医 療 機 関 に お V) て、 重 症 患者 の対応につき十分な体制が整備されて

いること。

三 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 築

(1) 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す る 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- 1 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療室 を単 位 として行うも 0) で あ ること。
- 2 当 該 治 療 室内 に 集 中 治 . 療 を行うにつき十分な医 師 が 常 時 配 置 さ れて

- 3 当該 治療室内に集中治療を行うにつき十分な看 護師 が配置されていること。
- 4 を増すごとに一 当 該 治 療 室 に 以 お 上で け Ś 看 あること。 護 師 0 数 は 常 時、 当 該 治 療室 0) 入院 患者 \mathcal{O} 数が二又はその端数
- (5) 集中 治 療 を行うにつき十分な専 用 施設を有 していること。
- 6 次 0 7 ず 'n かに該当すること。
- (-)させる治療室であること。 特定集中治 療室用 0 重 症 度、 医療 看護必要度Iの基準を満たす患者を八割以上入院
- $(\underline{})$ させる治療室であること。 特定集中 診 療 内容に関 治療室用 するデータ \mathcal{O} 重症 度、 を適切 医 療 • に 提出できる体 看護 必要度Ⅱ 制 の基準を満たす患者 が 整 備 され た保 険 医 を七 療 機 割 関 以上入院 で あ 0

7

次 特定集中 V ず 治療室管理 れ に 該当 料 2 0 施 設 で あること。 基 準

口

 \mathcal{O}

ŧ

す

る

ŧ

0

- 1 1 を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- 2 広 範 拼 熱 傷 特 定 集 中 治療を行うにつき十分な体 制が整備されていること。
- 特定集中 治 療室 管理 料 3 0 施 設 基 潍
- 1 1 0 ①及び④を満たすも のであること。

- 2 当該 治療室内 に集中治療を行うにつき必要な医 師 が 常時配置されていること。
- 3 集中 治 療 を行 うに つ き必要な専 用 施設を有 ï 7 V) ること。
- 4 次 \mathcal{O} 7 ず れ か に 該当すること。
- (-)させる治療室であること。 特 定集 中 治 療室 用 0 重 症 度、 医療 • 看護必要度 I の基準 を満たす患者を七 割 以上入院
- (_) させる治療室 特 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医 定集中 治療 であること。 室 用 \mathcal{O} 重症 度、 医 療 • 看護必要度 Π 0 基準 -を満、 たす患者 を六 療機関 割 以 であ 上 入院 0

て

- 二 次 特定集中 \mathcal{O} いずれにも該当するものであること。 治療室管理 料 4の施設基準
- 1 ハ を満たすも ので あること。
- 特 定 集 中 治 療 室管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定す る厚生労働 大 臣 が 定 め る区分
- 1 特 定集中 治 療室 管 理 料

(2)

2

広

範

井

熱

傷

特

定

集

中

治療を行うにつき十分な体

制

が

整

備

され

てい

ること。

広 範 囲 熱傷 特 定 集中 治療管理が必要な患者以外の患者

口 広 範 囲 熱傷 特定 集中 治 療管 理 料

広 範 进 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 患 者

(3)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

広 範 开 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 状 熊

(4) 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す うる算 定上 限 日 数 に 係 る 施 設 基 潍

患 者 \mathcal{O} 早 期 口 復 を 目 的 と L た 取 組 を行うに つ き 十 分 な 体 制 が 整 備 され て ζ,

(5) 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 施 設 基 準

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 専 任 \mathcal{O} 小 児 科 医 が 常 時 配 置 さ n て 7 ること。

(6) 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \otimes る 施 設 基 潍

イ 早 期 \mathcal{O} 離 床 を 目 的 とし た 取 組 を 行う ĺ つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

口 心 大 血 管 疾 患リ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 IJ ノヽ ピ リテ シ 彐 ン 料 文は 呼 吸

リハ

ピ IJ テ シ 日 ン 料 12 係 る 届 出 を 行 つ て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(7) 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 施 設 基 潍

1 当 該 治 療 室 内 に 集 中 治 療 室 に お け る 栄 養 管 理 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 専 任 \mathcal{O} 管 理 栄 養

士が配置されていること。

口 当 該 治 療室 に お 7 7 早 期 か 5 栄 養 管 理 を 行うに つき十 -分 な 体 制 が 整備 さ れ ていること。

特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 施 設 基 準

(8)

ること。

兀 1 ケアユニ ット 入 院 医 療管理 料 \mathcal{O} 施設 基 潍

(1) 1 ケア ユ = ツ \vdash · 入院 医 · 療 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基準

1 病 院 の一般・ 病棟 の治療室を単位として行うものであること。

口 当該治 療室 一の病 床数は、三十床以下であること。

ハ ハ 1 ケア ユ = ツ 1 入 院 医 療管 理を行うにつき必要な医師 が 常 時配 置当さ れ ていること。

増すごとに一 以上であること。 =

当該

治

療室

に

お

け

る

看

護

師

 \mathcal{O}

数

は

常

時、

当該

治

療

室

0)

入

院

患者

 \mathcal{O} 数

が 匹

又

はその

端

数を

ホ ハイケアユニット用 の重症度、 医療・看護必要度の基準を満たす患者を八割以上入院させ

る治療室であ ること。

当 該 病 院 \mathcal{O} 般 病棟 \mathcal{O} 入院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が 十 九 日 以 内 であること。

1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

(2) 1 ケアユニット · 入院 医 |療管 理料 2の施設 基 潍

チ

1

ケア

ユ

=

ツ

}

入

院

医

療

管理を行うにつき十分な専

用

施

設を有していること。

1 (1) のイからハまで及びへからチまでの 基 準 を満たすものであること。

口 該 治 療室 にお ける 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当該治療室 \mathcal{O} 入院 患者 \mathcal{O} 数 が 五. 又 は そ 0 端 数を

増 すごとに 以 Ĺ で あ ること。

ノヽ 1 ケ ア ユ = ツ 1 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 準 を 満 た す 患 者 を六 割 以 上 入院 させ

る治・ 療室 で あ ること。

(3) ハ 1 ケア ユ = ツ 1 入院医療管 理料 の注3に規定する厚生労働大臣が定め る施 設基

1 早 期 \mathcal{O} 離床 を目 的とし た 取 組 を 行 うにつ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

テ] シ 日 料 に 係 る届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(4)

ノヽ

イケ

ア

ユ

=

ツ

}

入 院

医

療管

理

料

 \mathcal{O}

注

4

に

規

定

す

る

厚

生労

(働大臣

が

定め

る

施

設

基

潍

口

心

大

血

管

IJ

ハ

ピ

リテ

]

シ

日

ン

料、

脳

血

管

疾

患

等

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

又

は

呼

吸

器

IJ

ハ

ピ

IJ

潍

イ 当該 治 療室 内 に 集中 治 療 室 に お け る栄養管理 に 関する十分な経 験 を 有 す る 専 任 \mathcal{O} 管 1理栄 養

士 が 配 置さ、 れ 7 7 ること。

口 当 該 治 療 室 に お 7 て 早 期 カン 5 棠 養管 理 を行うに つ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ \vdash 入 院 医 療管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

五.

(1)病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療室 を単 位として行うも のであること。

(2)該 治 療 室 \mathcal{O} 病 床 数 は、 三十 ·床以 下 ・であること。

(3)脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ } 入 院 医 療 管 理 を行うにつき必要な 医 師 が 常 時 配 置さ れ て いること。

- (4)当 該 治 療 室 に お け る看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 治 療室 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 数が 三又は そ の端数を増
- ごとに 以 上 で あ ること。
- (5)当 該 治 療 室 に お 1 て、 常 勤 \mathcal{O} 理学 療 法 士 又 は 作 業 療 法 士 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。
- (6)脳 梗 塞 脳 出 血. 及 び < ŧ 膜 下 出 血. \mathcal{O} 患 者 を お お む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 治 療 室 で あること。
- (7)脳 卒 中 ケア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行うに . つ き十分な 専用・ 施 設を有 Ĺ 7 いること。
- (8)脳 卒 中 ケア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行うに つき必要 な器 械 器 具 を 有 L て *(*) ること。

•

(9)当 該 治 療 室 12 入 院 L 7 1 る 患 者 \mathcal{O} 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度 医 療 看 護 必 要 度 Ι 又 は \prod に 0 1 て

継 続 的 12 測 定 を 行 \\ \ そ 0) 結 果 に 基 づ き 評 価 を 行 0 7 7 ること。

- (10)脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 O注 3 に 規 定 す Ś 厚生労 働 大臣 が 定 8 る 施 設 基 潍
- イ 早 期 \mathcal{O} 離 床 を目 的 とし た 取 組 を行うにつき十 分 な体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- 口 テ] 心 大 シ 日 ĺП. 管 料 IJ ハ に 係 ピ リテ る 届] 出 を シ 行 日 0 料、 て 1 脳 る 保 血 管 険 疾 医 療 患 等 機 IJ 関 ハ で ピ あ リテ ること。 シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ
- (11)脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 厚生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍
- 1 該 治 療 室 内 に 集 中 治 療 室 に お け る 栄 養 管 理 に 関 す る +分 な 経 験 を 有 す る 専 任 \mathcal{O} 管 理 栄 養

士

が

配

置

さ

れ

て

7

ること。

口 当 該 治 療室 に お 1 7 早 期 か 5 栄 養管 理 を 行うに つき十 -分 な 体 制 が 整 備 さ れ て ること。

五. の 二 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 施 設

基

潍

- (1)病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 室 を単 位 と て 行 う ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- (2)当 該 治 療 室 内 12 小 児 集 中 治 療 を 行うに つき必 要 な 医 師 が 常 時 配 置 さ れ 7 7 ること。
- (3)当 該 治 療 室 12 お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 二又は その 端 数 を増
- すごとに一以上であること。
- (4) 集中 治 療を行うにつき十分な 体制 及 び 専 用 施設 を有 L ていること。
- (5)者、 \mathcal{O} 受入 他 救 \mathcal{O} れに 急 保 搬 険 つい 送 医 診 療 て、 療 機 料 関 相 を 12 当 算 お 定 \mathcal{O} 1 実 L て 績 た 救 を 患 命 有 者 救 してい 又 急 は 入 手 院 ること。 術 料 を 若 必 L 要 < とす は 特 んる先天 定 集 中 性 治 心 療室 疾 患 管 理 \mathcal{O} 患 料 者 を 算 \mathcal{O} 当 定 該 L 治 7 療 1 室 る

患

- (6) 小 児 特 定 集中 治 療 室管 理 料 \mathcal{O} 注 3 に 規定する厚生労働 大臣 が 定 め る 施 設 基 潍
- 1 早 期 \mathcal{O} 離 床 を 目 的 と L た 取 組 を 行 う ĺZ つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 るこ
- 口 テ] 心 シ 大 彐 ĺП. 管 ン 料 IJ に ハ 係 ピ リテ る届 出 1 を シ 行 日 ン 0 料、 7 1 脳 る 保 血 管 険 医 疾 療 患 等 機 関 IJ で ハ あ ビ ること。 IJ テ 1 シ 彐 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ
- (7) 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 施 設 基 潍
- イ 当 該 治 療室 内 に 集中 治 療 室 に お け る栄養管理に関 す る十分な経 験を有 する 専 任 の管 理栄養

士が配置されていること。

口 当 該 治 療室 に お 7 て 早 期か ら栄養管理を行うにつき十分な体制 が整備されていること。

六 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 築

(1) 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 室 を 単 位 لح L て行うも ので、 あること。

口 当 該 治 療室 内 に 集中 治 療を行うにつき必 要な 医 師 が常 時 配 置され てい ること。

その端数を増すごとに一以上であること。

ハ

当 該

治

療室

に

お

ける

助

産

師

又

は

看

護

師

0

数は

常時、

当 該

治

療室

一の入

院患者の

数が三又は

= 集 中 治 療 を 行うに つ き 十 · 分 な 専 用 施 設を有 L 7 *(*)

ること。

ホ 集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。

② 新生児特定集中治療室管理料2の施設基準

1 (1) 0) イ、 ノヽ 及 び = 0) 基準 を 満 たす É ので あること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 集 中 治 療を行うにつき必要な専 任 \mathcal{O} 医 師 が 常 時 配 置 っされ ていること。

ハ 集中治療を行うにつき相当の実績を有していること。

(3) 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定 する厚生労働大臣が定める疾患

別表第十四に掲げる疾患

六 の <u>ニ</u> 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 0 施 設 基 準 等

- (1) 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室管 理 料 1 0 施 設 基 潍
- イ 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 室 を 単 位 と L 7 行 う t \mathcal{O} で あ ること。
- 口 当 該 治 療 室 内 に 集 中 治 療 を 行うに つき必 要な 医 師 が 常 時 配 置され てい ること。
- ハ 該 治 療室 に お け る 助 産 師 又 は 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院 患者の 数が三又は

その端数を増すごとに一以上であること。

- = 集 中 治 療を行うにつき十分な 専 用 施 設を有していること。
- (2) 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2 0) 施 設 基 潍

イ (1) 0) 1 か 5 = ま で \mathcal{O} 基 準 を 満 た す Ł \mathcal{O} で あ ること。

- ロ 集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。
- (3) 総 合 周 産 期 特 定集中 治 療 室管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 する厚生労働大臣 が定め る疾 患

別表第十四に掲げる疾患

(4)総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室管 理 料 \mathcal{O} 注 3 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

妊 婦 及 U そ \mathcal{O} 家族 等 に 対 L て 必 要な支援 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

六の三 新 生児 治 療 口 復室 入 院 医療 管理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

- (1)病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 室 を単 位として行う É 0 であること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 新 生児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理を行うに . つき必 要 な 小 児 科 \mathcal{O} 専 任 \mathcal{O} 医

師が常時配置されていること。

- (3)当 該 治 療 室 に お け る 助 産 師 又 は 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 六 又 は そ
- の端数を増すごとに一以上であること。
- (4)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院院 医 療 管 理を行うにつ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 い ること。
- (5) 新 生 児 治 療 口 [復室 入 院院 医 療管 理 を行う ĺZ つ き十 分 な 構 造 設 備 を 有 L 7 7 ること。
- (6) 新 生児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 又 は 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る届 出を行 つて 7 る

保険医療機関であること。

(7) 新 生 児 治 療 口 復 室 入院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 でする 厚生 一労 働 大 臣 が 定 8

る

疾

患

別表第十四に掲げる疾患

七 類 感染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

- (1)類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 淮
- イ 病 院 \mathcal{O} 治 療 室 を 単 位 کے L て 行 う t \mathcal{O} で あ ること。
- 口 当 該 治 療 室 12 お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 治 療 室 0 入 院 患者 \mathcal{O} 数 が 二又 は そ 0 端 数を

増すごとに一以上であること。

(2) 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 対象・ 患者

別表第八に掲げる患者

(1)特 殊 特 疾 殊 疾 患入院医 患 入 院 原管 医 療 管 理 理 料 料 \mathcal{O} 0 施 施 設 基 設 準 基 築 淮

口 イ 0 者 لح 職 数 う お つする。 看 員 当 む が た 0 脊 本文 護 だ ね 及 数 該 髄 び 病室を 補 Ļ 八 は 損 割 なお、 助 看 に 傷 以 者 護 規 当 常 等 定 時、 上入院させる病室であって、 補 該 有する病 \mathcal{O} \mathcal{O} す 数 主とし 病 重 助 る数 当該 者 度 は 棟 障 \mathcal{O} に 棟 常 て事 数 害 に お 病 は、 棟 に 者 時 相 7 当す 務 お て、 0 当 的 本 入 7 重 業務 て、 文 る 院 度 該 \mathcal{O} 数 患 病 \mathcal{O} 日 者 を行う看護 意 棟 規 以 に 定 日に看護を行う看護職員及び看護補 識 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 看 数が 障 入 に で 護 .害者、 院 か あ を 般病 + 患 か る 行 者 補 わ 場 又 は う 棟 筋ジ 助 \mathcal{O} 5 合 看 の病 ず、 に そ 数 者を含む 護 が \mathcal{O} ス は 職 室を単位として行う 端 \vdash 看 員 百 護 当 及 数を増すごとに一 口 場 職 該 フ 又 び は 合 員 病 看 イ とその は 棟 護 を含 に 補 患 端 者 助 お む二以 数 及 を 日 け を に る 行 び 助を行う看護 ŧ 増 事 以 難 夜 う 0 上で 上で 務 勤 すごとに 看 病 で 的 あ 患 を 護 業務 者 行 補 あ あること ること。 · 等 る う 助 を行 こと をお 看 者 補 に 護 \mathcal{O} 助

当 該 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 最 小 必 要数 0 五. 割 以上 が 看 護

職

員

で

あ

ること。

相

当

す

る

数

以

下

で

あ

る

としと。

ホ = 特 当 殊 該 病 疾 室を有する病 患 入 院 医 療 を 行 棟 に う お に 0 1 き て、 必 要 看 な 護 職 体 員 制 の最 が 整 小 備 必 さ 要 れ 数 7 0) 7 ること。 割 以 上が 看 護 師 で あること。

デ タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 であること。

(2) 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 5 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 注 射

小児入院医療管理料の施設基準

九

別

表

第

五.

 \mathcal{O}

の 二

に

掲

げ

る

薬

剤

及

び

注

射

薬

薬

(1) 通 則

イー小児科を標榜している病院であること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号に 定 め る 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置 さ れ て 7 るこ

کے

ハ 小 児 医 療 を行うに つ き十 分 な体 制 が 整 備 され 7 7 ること。

(2) 小 児 入 院 医 療 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1

該

保

険

医

療

機

関

内

に

小

児

科

 \mathcal{O}

常

勤

 \mathcal{O}

医

師

が

+

名

以

上

配

置

さ

れ

7

1

ること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 七

う 又 は 看 護 そ 師 \mathcal{O} 端 \mathcal{O} 数 数 が を 増 本 文に すごとに一 規定する 以 Ź 数 上 に で 相 あ 当する数以 ること。 ただ 上で、 あ る場 当 該 合 病 に 棟 は 12 お 当 1 該 て、 病 棟 に 日 お に け 看 る 護 夜 を 勤 行

を 0 て 行 う看 ŧ, 当 護 該 師 病 \mathcal{O} 棟 数 に は、 お け 本 る看 文 \mathcal{O} 護 規 定 師 に \mathcal{O} 数 か は か わ 夜 5 ず、 勤 \mathcal{O} 時 以 間 帯 上であることとする も含 め、 常 時 当 該 病 が 棟 ک \mathcal{O} 入 \mathcal{O} 院 場 合 患 者 で あ \mathcal{O}

数が九又はその端数を増すごとに一以上であること。

す Ź 専 5 小 児 + 慢 五. 性 歳 特定 未 満 疾 \mathcal{O} 病 小 児 医 療支援 介 · 児 慢 を 1 性 う。 特 定 以 下 疾 病 同 医 Ü 療 支援 \mathcal{O} (児 対 象 童 で 福 あ 祉 る場 法 第 合 六 は、 条 の二第三 二十歳 未満 項 に 規定 0) 者

)を入院させる病棟であること。

= 専 ら小 · 児 の 入 院 医療に係る相当の実績を有していること。

ホ 入院を要す る小 児救 急 医療を行うにつき十分な体 制 が 整 備 されていること。

当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が二十 日 以 内 で あること。

(3) 小 児 入 院 医 療 管 理 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 該 保 険 医 療機 関 内 に 小 児 科 の常勤 \mathcal{O} 医 一師が 九名以上 配置されていること。

口 う う 又 看 当該 看 は そ 護 護 病 師 師 \mathcal{O} 端数 棟 が \mathcal{O} 数 本 に 文に おい を増すごとに一以上であること。 は、 本 て、 規定す 文 \mathcal{O} る数 規 定 日 12 に に 看護を行う看 相 か 当する数以 カン わ らず、 護師 二以 上であ ただ \mathcal{O} 数 上で、 る場 し、 は、 あることとする。 常時、 合 当 該 に は、 病 棟 当該病棟 当 に 該 お 病 7 て、 の入院 棟 に お 患者 け 日 に る I の 数 看 夜 勤 護 を行 が を行 七

専 · ら 十 五. 歳 未満 \mathcal{O} 小 児 (小児慢 性 特 定疾病医療支援 \mathcal{O} 対象である場合は、 二十歳未満 0) 者

)を入院させる病棟であること。

二 入 院 を要す る小 児救 急 医療を行うにつき必要な体 制 が 整 備されていること。

ホ 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 平. 均 在 院 日 数 が二十 日 以 内 で あること。

(4) 小 児 入 院 医 療 管 理 料 3 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 五. 名 以 上 配 置 され て *(*) ること。

口 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行 う 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 0 数 が 七

又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに一 以上であること。 ただし、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行

う 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 二以 上で あ ることとす る。 。

う

看

護

師

が

本

文に

規定す

る数

にこ

相

当する数以上である場合に

は、

当

該

病

棟

に

お

け

る

夜勤

を行

0)

者

専 5 + 五. 歳 未 満 \mathcal{O} 小 児 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 支 援 \mathcal{O} 対 象 で あ る場合は、 <u>-</u>+ . 歳 未 満

)を入院させる病棟であること。

当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院院 日 数 が二十一日以内であること。

(5) 小 児 入 院 医 療 管 理 料 4 \mathcal{O} 施 設 基 淮

イ 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 三 名 以 上 配 置 さ れ 7 Į, ること。

口 当 該 病 床 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 0 入

院 患 者 \mathcal{O} 数 が + 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに 以 上 で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、

日 に 看 護 を 行う 看 護 職 員 が 本 文に 規 定する数 に 相 当する数 낈 上である場合 に は、 当該 病 棟

に

お

け

る

夜

勤

を行

う

看

護

職

員

 \mathcal{O}

数

は

本文

 \mathcal{O}

規

定

に

カュ

カコ

わ

5

ず、

二以上であることとする。

- ハ 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 0 七 割 以 上 が 看 護 師 であること。
- = 当 該 病 棟 に お 1 て、 専 5 小 児 を 入 院 さ せ る 病 床 が + 床 以 上 で あ ること。

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 当 該 病 棟 を 含 め た 般 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が二十八 日 以 内

であること。

(6) 小児入院医療管理料5の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 名 以 上 西己 置き れて いること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が

+ を 行う看 五. 又 は 護 そ 職 \mathcal{O} 端 員 が 数 を増 本文に規定 すごとに す る 以 数 上 に で 相 当 あ する数以上である ること。 ただ し、 場 当 合 該 に 病 は、 棟 12 各 お 病 1 棟 て、 に お け 日 る 12 夜 看 勤 護

を 行う看 護 職 員 0) 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規 定 に カ か わ 5 ず、 二以 上 であることとする。

ノヽ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 0) 匹 割 以 上 が 看 護 師 であること。

二 特定機能病院以外の病院であること。

(7) 小 児 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に 専 5 + 五. 歳 未 満 \mathcal{O} 小 児 \mathcal{O} 療 養 生 活 \mathcal{O} 指 導 を 担 , 当 す る常 勤 \mathcal{O} 保 育 士 玉 家 戦 略 特

別 区 域 法 平 · 成 二 + 五. 年 法 律 第 百 七 号) 第 十 二 一 条 \mathcal{O} 五. 第 五. 項 に 規 定 す Ź 事 ,業 実 施 区 域 内 に あ

る 保 険 医 療 機 関 に あ 0 て は、 保 育 士 一又は 当 該 事 業 実 施 区 域 に 係 る 玉 家 戦 略 特 別 区 域 限 定 保 育

士 が 一名以上配置されていること。

口 小 ,児患 者 に 対 す る療養を行 うにつき十分な構造設備 を有 L てい ること。

(8) 小 児 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に · 規定 でする加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 当 該 病 棟 に 専ら十五 歳 未満 \mathcal{O} 小 児 0 療 養 生活 0 指 導 を担当する常勤の保育士が一名以上配

置されていること。

ノヽ

に

規定

す

る超

重症

 \mathcal{O} 状

態

又

は

同

(2)

に

規定す

る準

超

重

症

 \mathcal{O}

状 態

に

該

当する十

五.

歳

未

満

0)

患 者

 \mathcal{O}

口 小 児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

他 の保 険 医 療 機 関 に お いて新生児特 定 集 中 治 **上療室管** 理料を算 定 した患者 及 び 第 八 0 + \mathcal{O} (1)

当該 病 棟 への受入れについて、 相当の立 実績 を有 ľ てい ること。

小 児入院 医療管理 料の注5に規定する加算 \mathcal{O} 施 設 基 準

(9)

イ 無菌 治療管 理加 算 1 0) 施設 基 準

室 内 を 無菌 0 状態 に保 つために 十分 な体 制 が 整 備 さ れ · ** \ ること。

口 無 菌 治 療 管 理加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 準

室内 を 無菌 \mathcal{O} 状態 に保 つために適切な体制が整備されていること。

小 児入院 医 療 管 理 料 (T) 注 7に規定する 加 算 \mathcal{O} 施 設 基

(10)

虐 待等 不 適 切 な養 育 が 行 わ れ ていることが 疑わ れ る小 ,児患者に対する支援を行うに つき十分

潍

な体制が整備されていること。

(11)小 児 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 す る 加 算 \mathcal{O} 施 設

基

準

1 時 間 外 受 入 体 制 強 化 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 表 示 す る 診 療 時 間 以 外 0 時 間、 休 日 又 は 深 夜に お 7 て、 当 該 病 棟 に
- お け る 緊 急 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 受 入 れ に 0 き、 + 分な 実 績 を有 L 7 1 ること。

口 時 間 外 受 入 体 制 強 化 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

2

看

護

職

員

 \mathcal{O}

負

担

 \mathcal{O}

軽

減

及

び

処

遇

 \mathcal{O}

改

善善

に

資

くする

体

制

が

整

備

さ

れ

ていること。

- 1 お け 当 る 該 緊 保 急 険 \mathcal{O} 医 療 入 院 機 関 患 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 受 示 入 す れ る に 診 療 0 き、 時 間 相 以 当 外 0 \mathcal{O} 実 時 績 間 を有 休 日 L て 又 7 は 深 ること。 夜 に お 1 て、 当該 病 棟 に
- ② イの②を満たすものであること。

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 0 施 設 基 潍 等

(1) 通則 +

1 口 復 期 IJ ハ Ľ IJ テ シ 彐 ン \mathcal{O} 必 要 性 \mathcal{O} 高 1 患 者 を 八 割 以 上 一入院され せ、 般 病 棟 又 は 療 養 病

棟の病棟単位で行うものであること。

- 口 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン を行うに つ き必要 な 構 造 設 備 を 有 L 7 7 ること。
- ハ 心 大 血 管 疾 患リ ハ ピ リテ] シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ノヽ ピ リテ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

す シ る ビリテ 日 リハ \mathcal{O}] ピ 効 リテ 果 シ 日 ン 実] 料、 施 シ 方 彐 法 ン 運 等 に 動 器 を 係 評 る リハビリテ 適 価 す 切 な る 体 実 Ì 制 施 シ 計 が とら 日 画 を ン 料 れ 作 成 又 て は 1 す る 呼吸器リハビリテ ること。 体 制 及 び 適 切 な当 ĺ シ 該 IJ 日 ハ ン 料 ピ を算定 IJ テ

= 回 復 期 IJ が ノヽ 行 ピ IJ わ れ テ ζ, シ ること。 日 ン を 要 す る状 態 \mathcal{O} 患 者 に 対 し、 日当たり二単位以上 一の リ ハビリ

ホ 当 該 病 棟 に 専任 0 常 勤 医 師 が __ 名以 上 配 置さ れ てい ること。

テ

]

シ

日

ン

7

1 ごとに一 規定する数に 十 あ 五 当 当 本 0 7 文 該 該 \mathcal{O} 病 口 病 以 上 棟 看 規 復 棟 定 護 期 に に 補 に 相当する数以 であること。 IJ お お 助 カゝ 1 ハ 1 者 て、 か ピ て、 が IJ わ 夜 5 テ 看 勤を行う場合にお ず、二以上 護] 日 上である場合 ただし、 職 シ に 員 看 日 \mathcal{O} 護 ン 最 病 を 当 該 棟 行 小 (回 必 入 う には、 復期リ 院 要 病 看 7 数 棟 料 護 ては に 職 \mathcal{O} 1 当 該 ハ 兀 お 及 員 看護 , ビリテ 割 7 び \mathcal{O} 病棟 て、 数 2 職 回 12 は 員 に 復 あ \mathcal{O} 期 シ お 日 常 0 数 け 7 時、 IJ に 日 は ン る夜勤を 看 は ノヽ で護を行 +== ピ 病 当 以 リテ 棟 該 上 入 病 行う看 う看 又 院] 棟 であ 料 は シ \mathcal{O} 護 3 そ 入 彐 ることとする。 護 職 院 か ン \mathcal{O} 端 病 5 職 員 患 棟 者 員 が 数 5 入 ま 0) 本 を \mathcal{O} 院 文に で 数 増 数 料 で は す が

チ \mathcal{O} 数 該 が 三十 病 棟 又 に 人はそ お 7 の 端 て、 数を増すごとに一 日 に 看 護 補 助 を 以上であること。 行 う看 護 補 助 者 \mathcal{O} ただ 数 は、 し、 常 時、 当 該 当該 病 棟 病 に お 棟 0) 1 入 院 患者 日

1

及

び

2

に

あ

って

は

七

割

以

上

が

看

護

師

で

あ

ること。

者 お 勤 以 棟 に 0 看 を に 下 数は 主とし 行 護 であること。 お う 補 け 場 る 助を行う看護 常 て 合 夜 事 時、 に 勤 務 お を 当 行 的 **,** \ 業 該 て う 病 補 務 は 看 棟 を行 護 助 者 0 補 Š 入 カン が 助 院 看 本文に規定する数に 5 者 患者 護 当 \mathcal{O} 補 該 数 \mathcal{O} 助 は 看 者 数 護 を含 が二百 職 本 員 文 む \mathcal{O} \mathcal{O} 場 又はその 数 規 合 を 相当する数以上で 定 は、 減 に ľ か 端 た か 数を増すごとに一 数 日 わ に 以 5 上 ず、 事 務 的 で ある場合に 業務 あ 以 上 ることとす を行う看護 に 看 は、 相当す 護 職 る。 当 員 んる数 該 補 が な 夜 病 助

IJ 2 2 に 当 に あ あ 該 0 0 病 ては 7 棟 に は 二名) 専 三 名 従 \mathcal{O} 以 常 以 上 上 勤 配 \mathcal{O} 置 作 理 言され 業 学 療 療 てい 法 法 士 士 ること。 が が 名 名 口 口 復 復 期 期 IJ IJ ハ ハ ピ ピ IJ リテ テ シ シ 日 日 ン ン 病 病 棟 棟 入 入 院 院 料 料 1 1 及 及 び び

ヌ 特定機能病院以外の病院であること。

ル \mathcal{O} 状 別 シ 態 表 日 ン 12 第 料 該 九 当 に に 掲げ 係 す る る る 患 届 急 者 出 性 を に 行 対 心 筋 L 0 て 7 梗 塞、 IJ 1 る ハ 保 ピ 狭 険 IJ 心 テ 医 症 療 発 機 作 シ 関 そ 日 で ン \mathcal{O} を あ 他 ること。 行 急 う場 性 発 合 症 は L た 心 心 大 大 血. 血 管 管 疾 疾 患 患 IJ 又 は ハ ピ 手 術 IJ テ 後

(2)回 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

口 イ 当 該 該 病 病 棟 棟 12 に 専 専 従 任 0 \mathcal{O} 常 常 勤 勤 \mathcal{O} \mathcal{O} 管 言 理 語 栄 聴 覚 養 士 士 が が 名 名 以 以 上 上 配 配 置 置 さ さ れ れ 7 ていること。 *(*) ること。

ノヽ 当 該 病 棟 に · 在宅 復帰 支援を担当する専任 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 社会福祉 士 等 が 名 以 上 配置され 7 7 る

こと。

二 休 日 を 含 め、 週 七 日 間 IJ ノヽ ピ リテ] シ 日 ン を 提 供 で きる 体 制 を 有 L て ١ ر ること。

ホ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 新 規 入 院 患 者 \mathcal{O} う 5 匹 割 以 上 が 重 症 \mathcal{O} 患 者 で あること。

当 該 病 棟 12 お 1 て、 退院 患者 \mathcal{O} う 5 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 ^ 転 院 L た者等を除く者 の割合が七

割 以 上 で あること。

1 重 症 \mathcal{O} 患 者 の 三 割 以 上 が 退 院 時 に 日 常 生 活 機 能 又 は F Ι M が 改善 L て ること。

チ デ] タ 提 出 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(3)

IJ

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

]

シ

彐

ン

 \mathcal{O}

効

果

に

係

る

実

績

 \mathcal{O}

指

数

が

兀

+

以

上

で

あること。

回 復 期 リハ ピ リナ] シ 彐 ン病 棟 入院 料料 2 0) 施 設 基 進

(2)口 復 ハ ピ シ 日 ン 3 基 進

 \mathcal{O}

1

及

び

ハ

か

5

チ

ま

で

を

満

たす

ŧ

 \mathcal{O}

であ

ること。

(4) イ 当 該 期 IJ 病 棟 に IJ お テ 1 て、] 新 規 病 入 院 棟 患 入 者 院 料 \mathcal{O} う 5 \mathcal{O} 三 施 割 設 以 上 が 重 症 \mathcal{O} 患 者

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 退 院 患 者 \mathcal{O} う 5 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 \sim 転 院 L た 者等を除 く者 \mathcal{O} 割 合が 七

で

あること。

割 以 上 で あること。

ハ 重 症 \mathcal{O} 患者 の 三 割 以 上 が 退 院 時 に . 日 常 生 活 機 能 又 は F Ι M が 改善 L ていること。

二 デ] タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を行 0 て 7 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

ホ IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン \mathcal{O} 効 果 に 係 る 実 績 \mathcal{O} 指 数 が 三十 五 以 上 であること。

(5)回 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 4 \mathcal{O} 施 設 基 進

⑷のイからニまでを満たすものであること。

(6) 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 5 \mathcal{O} 施 設 基 潍

デ] タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 71 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

(7)

回

復

期

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

を

要す

る状

態

及

び

算

定

上

限

日

数

別表第九に掲げる状態及び日数

(8) 休 日 IJ ノヽ ピ IJ テ] シ 日 ン 提 供 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

回 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 3 に 規 定す る 費 用

(9)

休

日

を含め、

週

七

日

間

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

を 提

供

できる体

制

を有

していること。

別表第九の三に掲げる費用

(10)回 復 期 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 3 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 用 灌が 流 液 及 U 别 表 第 五. \mathcal{O} の二に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

(11) 体制強化加算の施設基準

イ 当 該 病 棟 12 お 7 て、 IJ ハ ビリテー シ 日 ン を行 う に つ き 十 分 な経 験 を 有 す る 専 従 \mathcal{O} 常 勤 医 師

が適切に配置されていること。

口 該 病 棟 に お 1 て、 入院 患者 0) 退 院 に 係 る調 整 以 下 退 院 調 整」 という。 を行うに 0

き十分な 経 験 を有 する 専 従 0) 常 勤 \mathcal{O} 社 会 福 祉 士 が 適 切 に 配 置 されてい ること。

十一の二割除

- 一の二 地域包括ケア病棟入院料の施設基準等

(1) 通 則

イ <u>ك</u> 。 を行う看 規定する数に 病 棟 当 ただし、 該 又 は 病 護職 病 棟 室 又 は病 当 該 一を有 員 相当する数以上である場合には、 0) 数は、 病棟 する 室 を 又 有 病 本文 は 棟 する病 病室を有する病棟に 0) 0 入 院 規定に 棟 患 に 者 お 0 か 1 カュ て、 数が わらず、二以上であること 十三又 当該 お 日 いて、 に 八はそ 病棟又は病室を有する病棟 看 護 0 を行う看護職 日 端 数を増 に 看護を行う看 すごとに 員 (地域包括ケア病 0) 数 護職 は、 以 に お 上 常 員 が であ 時、 け Ś 本 棟入 夜勤 文に 当 るこ 該

口 当 該 病 棟 又 は病 室を有する病棟 に お 7 て、 看 i 護 職 員 \mathcal{O} 最 小必要数の 七割以 上が 看護師 で

あ

ること。

院

料

 \mathcal{O}

注

8

 \mathcal{O}

場合

を除

く。

) とする。

、次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医療 看 護 必 要 度 Ι の 基 準を満たす患者 を 一 割二分以上入院させ

る病棟又は病室であること。

2 般 診 病 療 棟 内 容 用 \mathcal{O} に 関 重 す 症 るデ 度、] 医 タ 療 を 適 看 護 切 に 必 要 提 度 出 で \prod きる \mathcal{O} 基 潍 体 を 制 満 が た 整 す 備 患 さ 者 れ を た 八 保 分 険 以 医 上 療 入 機 院 関 さ で せ あ る 0 て、 病 棟

又

は

病

室

で

あ

ること。

二 専 該 護 あ 当 従 部 師 0 門 該 7 が \mathcal{O} 保 配 は 社 に 専 入 置 会 険 さ 退 福 医 任 れ 院 療 \mathcal{O} 祉 支 機 て 社 士 関内 숲 が 援 7 福 及 ること。 配 に び 祉 置 地 士 さ 入退院支援及び が れ 域 て 連 専 携 1 従 ること。 に 係 \mathcal{O} る業 社 地 会 当 域 福 務 連 祉 該 にこ 関 携 部 士 す 業務を担う部 が 門 Ś 配 に 置 + 専 -分な さ 従 れ \mathcal{O} 経 7 看 門が 験 護 1 を る 師 有 場 設置され が 合 配 す うる専 に 置 さ あ 7 従 0 n *(*) 7 \mathcal{O} て ること。 看 は 1 専 護 る 場 任 師 合 又 \mathcal{O} 当 看 は 12

ホ 上 配 当 置 該 さ 病 れ 棟 て 又 は 1 病 ること。 室を有 する 病 棟 に 常常 勤 \mathcal{O} 理学 療 法士、 作業療法士又は 言語 聴 覚士 が 名以

デ] タ 提 出 加 算 に係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

ト 特定機能病院以外の病院であること。

チ 患 者 ピ 心 リハ IJ 大 テ ĺП. ピ] 管 IJ シ 疾 テ 患 日 1 IJ ン 料、 シ ハ ピ 彐 リテ ン 運 料 動 器 に] 係 IJ シ る ノヽ 日 ピ 届 ン 出 リテ 料、 を 行 脳 0 シ 血 て 管 日 7 疾 ン 患等 る保 料、 呼 IJ 険 ·吸器 ノヽ 医 ピ 療 リテ 機 IJ 関 ハ で] ピ IJ あること。 シ テ 日] ン シ 料、 日 廃 ン 料 用 又 症 は 候 が 群 W IJ

- IJ 救 急 医 療又は在宅医療を提供する体制等の地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制
- を有していること。
- ヌ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 適 切 な意思 決定支援に 関 する指 針 を定め ていること。
- (2) 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- 1 地 域包 括 ケア入 院 医 療を行うにつき必要な構造設備を有 L てい ること。
- 口 当該 病 棟 に お V > て、 退院患者に占める、 在宅等 に退院するも 0) 0 割合が七割二分五 厘以上
- であること。
- ノヽ 当 該 病 棟に お 7 て、 入 院 患者に占め る、 自宅 等 か ら入院 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 が 二 割 以 上 で ある
- <u>ر</u> الح

上

で

あ

ること。

- 二 当該 病 棟における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、 前三月間において九人以
- ホ 次のいずれか二つ以上を満たしていること。
- 1 在 宅 患者 訪 問 診 療 料 (I) 及 び 在 宅 患 者訪 間 診 療 料 $(\; \underline{\hspace{-.1cm} \hspace{-.1cm} \hspace{-.1$ を 前 三 月 間 に お 7 て三十回 以上 算 定
- ている保険医療機関であること。
- 2 料 在宅 (I) 及 患者 び 精 神 訪 問 科 訪 看 護 間 看 護 指 導 • 料、 指 導 同 料 $(\, {\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I} \,)$ を 建 物 前 居住者訪 三 月 間 に おお 問 **\ 看 護 て六十回以 • 指 導 料、 上算 精 定 神 科 L 7 訪問 1 る保 看 護 険 • 指 医 導 療

機関であること。

3 第六 おい ること。 訪 + て三百 間 七 看 号) 護 **胶療養費** 回 に規 以 上算定 定す に 係 してい る訪 . る指. 定訪 間 る 看 訪 護基 問 間 看 本 看 護 護 療 \mathcal{O} 養費及 ステ 費 用 1 0 シ び 額 精 彐 の算定方法 ン 神 が 科 当 訪 間 該 保 看 平 険 護 基 成二 医 療 本 療養: 機関 + 年厚生 費を に併 労 設され 前 (働省) 三月 告示 7 間 に 1

4 る保険 在宅患者訪問リハビリテー 医 療 機関 で あ ること。 シ ョン指導管理料を前三月間において三十回以上算定し て

V

- (5) 施設 看護 五. 項に 介護 又は が当 規定 保 同条第四項に規定する介護予防 該 険 保険 する 法第 医療 訪問 八条 機関に併設され リハビリテーシ 第二項に規定する訪問 てい 日 ン、 訪問 ること。 同法第 介護、 リハビリテ 八 同 条第四 条の二] シ 第三項に規定する介 項に規定す ョンの提供実績を有してい Ś 訪 問 看 護 護、 予 防 同 条第 訪 問 る
- 6 る 保 退院 険 医 時 共 療 機関 同 指 であ 導 料 ること。 2 及 び 外 来 在 宅 共 同 指導 料 1 を前 三月間 にお 7 て六回 以上 算 定 L 7
- 八十 許 床 可病 未満 床数 の保険医 が二百床 療機関 (別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百 であること。
- 1 病 院 の 一 般 病 棟 又は 療 養 病 棟の病棟を単位として行うものであること。

③ 地域包括ケア入院医療管理料1の施設基準

イ 該 病 室 に お 71 て、 退院 患者に占 \emptyset る、 在 宅 等 に 退 院 する ŧ 0 0) 割 合 が 七割 二分五 厘 以上

であること。

口 当 該 病室に おいて、 入院患者に占める、 自宅 等 から入院 したも の の 割 合が二割 以上で ある

ただし、 当該病: 室 に お ける病床数が 十未 満 \mathcal{O} ŧ のに あ っては、 前三月間 12 お 7 て、 自

宅等から入院した患者が八人以上であること。

当 該 病 室 に お け る自 宅等 カン 5 \mathcal{O} 緊急 \mathcal{O} 入院患者 \mathcal{O} 受入れ 人 数が、 前三月間 に お いて 九人以

上であること。

ニ ②のイ、ホ及びへを満たすものであること。

ホ 病院 \mathcal{O} 般 病棟 又は 療 養 病 棟 \mathcal{O} 病室を単位として行うものであること。

(4) 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入院 料 $\frac{2}{\mathcal{O}}$ 施 設 基 潍

1 許 可 病 床 数 が 匹 百 床 未 満 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 であること。

口 (2) \mathcal{O} 1 口 及 び 1 を 満 たす ₽ \mathcal{O} で あ ること。

ハ 次のいずれか一つ以上を満たしていること。

1 当 該 病 棟 にお **(**) て、 入院患者に占める、 自宅等 から入院したものの割合が二割以上であ

ること。

2 当 該 病 棟 に お け る自宅: 等 か 5 \mathcal{O} 緊 急 \mathcal{O} 入院 患者 の受入れ 人数 が 前 三月 間 12 お 7 7 九 人

以

上

で

あ

る

3 7 1 在 宅 る 保 患 者 険 訪 医 療 間 機 診 関 療 料 で あ (I) ること。 及 び 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 $(\;\underline{\hspace{-.1cm} \hspace{-.1cm} \hspace{-.1c$ を 前 三 月 間 に お 1 て三十 口 以 上

算

定

- 4 料 機 関 (I) 在 宅 及 で 患者 あ び る 精 神 訪 科 問 訪 看 問 護 看 • 護 指 導 • 指導 料 料 同 $(\, {\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I} \,)$ を 建 物 前 居 \equiv 住 月 者 間 訪 12 お 問 1 看 て 六 護 • + 指 導 口 料、 以 上 精 算 定 神 L 科 7 訪 間 1 る 看 保 護 険 • 指 医 療 導
- (5) 費 テ] 及 訪 間 シ 75 精 日 看 護 神 が 科 療 当 訪 養 費 該 間 保 に 看 険 係 護 医 基 る 指 療 本 機 療 定 関 訪 養 費 12 間 併 を 看 設され 前 護 \mathcal{O} 月 費 て 間 用 **\ に \mathcal{O} ること。 額 お 1 \mathcal{O} 算 て三百 定 方 回 法 以 に 上 規 算定 定す る して 訪 1 問 る 看 訪 護 問 基 本 看 護 療 ス 養
- 6 る 保 在 宅 険 医 患 療 者 機 訪 関 問 で IJ あ ノヽ ること。 ピ IJ テ] シ 日 ン 指導 管 理 料 を 前 \equiv 月 間 に お 7 て三十 口 以 上 算 定 L 7 1
- \bigcirc 施 看 五 設 護 項 介 又 12 護 が 当 は 規 保 該 同 定 険 条第 保 す 法 険 る 第 医 兀 訪 八 項 間 条 療 第 12 機 IJ 規定 二項 関 ハ ピ に 併 す IJ に Ś 設され テ 規 定す 介] 護 シ 予 7 る 日 7 訪 防 ン ること。 訪 間 間 介 同 法 IJ 護、 第 ノヽ ピ 同 八 IJ 条 条 テ の 二 第] 兀 シ 第三 項 に 日 ン 規 項 定 0 に 提 す 規 供 定 る 実 す 訪 **入績を有** る 間 介 看 護 護 L 予 て 防 同 V) 訪 条 問 第 る

- 8 退院 時 共 同 指 導料2及び外来 在宅共同指導 料 1 を前 三月間 にお ١ ر て 六回以上 算 定し 7 1
- る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- = 当 該 病 棟 許 可 病 床 数 が二百床 以 上 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 に 限 る。 に お 7 て、 入院· 患者に 占め
- る、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} --- 般 病 棟 か 5 転 棟 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 が 六 割 未 満 で あること。
- (5) 地 域 包 括 ケア 入 院 医 療 管 理料 2 (T) 施 設 基 潍

イ

(2)

 \mathcal{O}

1

· 及び

へ 並

び

に

(3)

0

1

及

び

ホ

を満たすも

(T)

で

あること。

- 口 次 \mathcal{O} 1 ず れ か つ 以 上 を 満 た L 7 ** \ ること。
- 1 ること。 当 該 病 ただし、 室 に お 7 当該 て、 病室 入 院 患者 に お け に占め る 病 る、 床 数が 自 宅等 + 未 満 か 5 \mathcal{O} 入院 £ \mathcal{O} に L た あ ŧ 0 7 \mathcal{O} は \mathcal{O} 割 合 前 三月 が二 間 割 に 以

上

一であ

お

1

て

- 自 宅等から入院 L た に患者 が 八以 上であ ること。
- 3 2 以 上 当該 在 宅 で 患 あ 病 者 る 室 訪 に 問 お け 診 療 る 自 料 宅 等 (I) 及 び カコ 在 5 宅 \mathcal{O} 患 緊 急 者 訪 0 入院 問 診 患者 療 料 の受入れ $(\; {\rm I\hspace{-.1em}I} \;)$ を前 三 月 人数が、 間 に お 1 前 て三十 三月 間 口 に 以 お 上 7 算 て九人 定
- 7 る 保 険 医 療 機 関 で あること。
- 4 料 在 (I) 宅 及 患者 び 精 神 訪 問 科 訪 看 護 間 看 護 指 導 指 料、 導 料 同 $(\, {\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I} \,)$ 建物 を 前 居住者訪 三 月 間 に 問 お 看 1 護 て六十 • 指 回 導 以 料 £ 算 精 神 定 科 L 訪問 7 1 る 看 保 護 険 • 指 医 導 療

機関であること。

(5) 費 テ 1 及 訪 シ てバ 問 精 日 看 神 護 が 療 科 当 養 訪 費 該 問 保 に 看 険 護 係 医 基 る 療 本 指 機 療 定 関 訪 養 に 費 間 併 を 看 設 前 護 さ \mathcal{O} れ 月 費 7 間 用 い に \mathcal{O} ること。 お 額 1 \mathcal{O} て三 算 定 百 方 法 口 以 に 上 規 算 定 定 す る L て 訪 間 1 る 看 訪 護 問 基 看 本 護 療 養 ス

6 る 保 在 宅 険 患者 医 療 機 訪 関 問 で IJ あ ノヽ ること。 F リテ] シ 日 ン 指 導 管理 料 を前三月 間 に お て三十 回 以 上 算 定 L 7

1

- 7 看 施 五. 設 護 項 介 12 護 が 又 当 は 規 保 該 定 険 同 保 条 す 法 る 険 第 第 医 兀 八 訪 療 間 条 項 第二項 機 12 IJ 関 規 ノヽ に 定 ピ 併 す IJ に 設 る テ 規 され 介] 定 護 です シ 予 る 7 日 防 訪 7 ること。 訪 問 問 介 同 IJ 法 護、 ノヽ 第 ピ 同 八 IJ 条 条 テ 第 の 二 兀 第 シ 項 三 に 彐 規 ン 項 定す \mathcal{O} に 提 規 定 供 る 実 す 訪 績 る 問 を 介 看 有 護 護、 L 予 7 防 同 1 訪 条 間 第 る
- 8 る 保 退 院 険 医 時 療 共 機 同 関 指 導 で あ 料 る 2 こと。 及 び 外 来 在 宅 共 同 指 導 料 1 を 前 月 間 に お 1 て 六 口 以 £ 算 定 7 1

(6) 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 3 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 (2) \mathcal{O} ハ か 5 1 ま で を 満 た す t \mathcal{O} で あ ること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 退 院院 患 者 に占める、 在宅等 に退院するも 0) 0) 割 合 が 七 割 以上であるこ

<u>ک</u> 。

(7) 地域包括ケア入院医療管理料3の施設基準

イ(2のホ及びへを満たすものであること。

ロ
③のロ、ハ及びホを満たすものであること。

当 該 病 室 12 お 7 て、 退院 患者に占める、 在宅等に退院するもの の割合が七割 以上であるこ

<u>ک</u> 。

(8) 地域包括ケア病棟入院料4の施設基準

1 許 可 病 床 数 が 兀 百 床 未 満 \mathcal{O} 保 険 医 療 機関 であること。

ロ2のトを満たすものであること。

ハ(4のハを満たすものであること。

⑷のニを満たすものであること。

=

ホーのロを満たすものであること。

イ(②のへ及び③のホを満たすものであること。

(9)

地

域

包

括

ケ

ア

入 院

医

療

管

理

料

4 0)

施

設

基準

ロ
⑤のロを満たすものであること。

ハのののを満たすものであること。

(10)地 域 包 括 ケア 病棟 入院 料 \mathcal{O} 注 1に規定 する 別 に厚 生労働 大臣 一が定め る場 合

次 \mathcal{O} 7 ず れ か に 該 当す んる場 合 で あ ること。

イ 当 該 病 棟 又 は 病 室 に お 1 て、 入 院 患 者 に 占 8 る、 自 宅 等 か 5 入 院 L た ŧ 0 \mathcal{O} 割 合 が 六 割 以

上 で あ る こと。

口 当 該 病 棟 又 は 病 室 に お け る自 宅 等 か らの 緊急 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 受入 れ 人 数 が、 前三 月 間 に お 1

て三十 人以上であ ること。

救 急 医 療を 行うにつき必 要 な 体 制 が 整 備 さ

地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

れ

7

()

ること。

别 表 第 六 の 二 に 撂 げ る 地 域 (11)

(12)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 2 に 規定 する 施 設 基 潍

イ 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 又 は 療 養 病 棟 \mathcal{O} 病 棟 又 は 病 室 単 位 で 行うも 0) であること。

当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 看 護 職 員 0) 数 は 常 時 当

う

該

口

病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 十 五. 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごとに --- 以 上 で あ ること。 た だ し、 当 該 病 棟

又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 が 本 文に 規 定 す る 数 に 相 当 す る

数 以 上 で あ る 場合 に は、 当該 病 棟 又 は 病室 一を有り する 病 棟 に お け る夜 勤 を 行う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は

本 文 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上 で あることとする。

ノヽ 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 する 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 匹 割 以 上 が 看 護 師 で あ

二 1 て 地域包括 は 当該 ケア病 病棟 又 棟 は 入 病室に 院 料 1 若 お しくは 1 て、 2 又 は 退院 患者 地 に 域 占 包 め 括 る、 ケア 入 在 院 宅 等に 医 療管 退院 理 す 料 る 1 若 ŧ しく \mathcal{O} \mathcal{O} は 割 2 に 合 が 七 0

割 二分五厘以上で あること。

ホ 地域包括ケア病棟入院料1若しくは2又は地域包括ケア入院医療管理料1若しくは2につ

1 て は、 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設 備を有 していること。

地域包括ケア 病 棟 入院料 1又は3については、 (2)のハからへまでを満たすものであること。

1 地 域 包 括 ケア入院 医 療管 理 料 1 又は3につい ては、 (2) O ホ及びへ並びに (3) \mathcal{O} 口 及 びハを満

たすも のであること。

看護職員配置加算の施設基準

(13)

1 日 に看護を行 う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当 該 病 棟 又は病室を含む 病棟 \mathcal{O} 入院患者 \mathcal{O} 数が

五. + 文 は そ \mathcal{O} 端数 を増 すごとに 一 以 上 で あること。

(14)看 護 職 員 負 担 の軽減及び 処遇 改 善に資する 体制 が 整備, され ていること。

地 域 包括 ! ケア 病棟 入院料 の注 4に規定する施 設 基準

イ

看

護

補

助

者

配置

加 算

 \mathcal{O}

施

設

基

準

口

 \mathcal{O}

1 日 に 看 護 補 助 を行 ごう看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常時、 当該 病 棟 又は 病室を含 む病 棟 0 入院

患

者 を 病 行 棟 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} う が二 看 入 院 護 + 補 患 者 五. 助 者 又 \mathcal{O} は 数 を 含 そ が \mathcal{O} む 端 百 場 又 合 数を増すごとに は は、 そ \mathcal{O} 端 日 数 に を 事 増 務 以 す 的 ごと 上 業 で 務 に あること。 を 行 に う 看 相 当 護 す 補 な お、 る 助 数 者 主と 以 \mathcal{O} 下 数 L で は 7 あ 常 事 ること。 務 時 的 業 当 該 務

- 2 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ て 7 る
- 口 看 護 補 助 体 制 充 実 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- ① イの①を満たすものであること。
- 2 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 6 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 注 射 薬

(15)

自

己

連

続

携

行

式

腹

膜

灌か

流

用

灌が

流

液

及

び

别

表

第

五.

 \mathcal{O}

の 三

に

撂

げ

る

薬

剤

及

び

注

射

薬

入

地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 7 に 規 定 す Ź 施 設 基 進

(16)

イ 院 当 患 者 該 \mathcal{O} 病 数 棟 が 又 は + 六 病 又 室 は を 含 そ \mathcal{O} む 端 病 数 棟 を に 増 お すごと 1 て、 にこ 夜 勤 ___ 以 を 行 上 で う 看 あ る 護 職 員 0) 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O}

口 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} う ち三 割 以 上 が 認 知 症 等 \mathcal{O} 患 者 で あ ること。

ノヽ 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

(17)

地

域

包

括

ケ

T

病

棟

入

院

料

 \mathcal{O}

注

7

に

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

8

る

日

当 該 病 棟 又 は 病 室 を 含 む 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が \equiv 未 満 で あ る 日

地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 す う る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

(18)

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で あ ること。

(19)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る \exists

次 \mathcal{O} 1 ず れ 12 ŧ 該 当す る 各 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 各 病 棟 に お 1 て 夜 間 \mathcal{O} 救 急 外 来 を受

診

た 患 者 に 対 応 す る た 8 当 該 各 病 棟 \mathcal{O} 1 ず れ か 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が

時的に二未満となった日

1 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に 未 満 と な 0 た 時 間 帯 12 お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 看 護 12 支 障 が な 1 لح 認

られること。

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 時 的 に二 未 満 とな 0 た 時 間 帯 12 お 11 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数

が

 \Diamond

看 護 職 員 を含 む 以 上 で あ ること。 た だ 入 院 患 者 数 が 三 + 人 以 下 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は

看護職員の数が一以上であること。

地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 9 に 規 定 す る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る £ \mathcal{O}

似のニ又は8のニの基準

(20)

(21)地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 10 に 規 定 す る 别 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る t \mathcal{O}

(6) \mathcal{O} 口 若 し < は (8) \mathcal{O} ホ 又 は (7) \mathcal{O} ハ 若 し < は (9) \mathcal{O} ノヽ \mathcal{O} 基

準

(22)地 域 包 括 ケ Ź 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 11 に 規 定 す る 别 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る Ł \mathcal{O}

(4) \mathcal{O} ノヽ 若 L < は (8) \mathcal{O} ノヽ 又 は (5) \mathcal{O} 口 若 L < は (9) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 基 準

地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 12 に 規 定 す る 别 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

(23)

入退

院

支

援

加

算

1

12

係

る

届

出

を

行

0

て

1

な

1

保

険

医

療

機

関

許

可

病

床

数

が

百

床

以

上

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

に

限る。)

+ -特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 0 施 設 基 準 筡

(1) 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 脊 髄 損 傷 等 \mathcal{O} 重 度 障 害 者 重 度 \mathcal{O} 意 識 障 害 者 筋 ジ ス 1 口 フ イ] 患 者 及 び 難 病 患 者 等 を お

お む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 般 病 棟 で あ 0 て、 病 棟 単 位 で 行 う t \mathcal{O} で あ ること。

口 者 時 は る کے 該 L 数 病 \mathcal{O} 当 常 て 数 に 当 棟 該 事 時 該 は 相 に 病 当 務 お 病 棟 当 的 す 棟 本 1 に 該 業 る数 て、 文 \mathcal{O} お 病 務 入 \mathcal{O} 1 院 て、 棟 を 規 以 __ 行 患 定 上 \mathcal{O} 日 入 者 う に で に 院 看 あ 看 \mathcal{O} 日 か 患 護 数 護 か る 12 者 補 場 を が わ 看 \mathcal{O} 行 + 護 5 合 助 ず、 者 数 12 う 又 を が を は 看 は 行 含 そ う 護 看 百 当 護 職 \mathcal{O} 看 む 又は 端 場 該 護 職 員 合 員 数 職 病 及 そ を 員 び は 棟 \mathcal{O} を 増 看 及 12 端 含 すごとに お 護 び 数を む け 補 看 日 る 助 護 に 増 以 を 事 補 夜 すごとに一 務 上 勤 行 助 以 的 で を う を 業 上 あ 行 看 行 務 で う 護 う ることとす あ を行う看 看 補 看 に ること。 護 護 助 相 者 職 補 当す が 員 助 る。 護 者 本 及 Ź 文 た 補 び \mathcal{O} 数 に だ 数 看 助 な 以 規 L は 者 護 お 下 定 \mathcal{O} 補 で 数 当 常 主 助 す

あ

ること。

当 該 病 棟 に お 7 て、 看護 職員及 び 看護補助者 0 最 小心 要数 \mathcal{O} 五. 割 以 上がっ 看護職員であるこ

と。

ノヽ

= 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

ホ 特 殊 疾 患 医 療 を 行うに つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ \ \ ること。

デ 1 タ 提 出 加 算 に係 る届 出 を行 って ١ ر る 保険医 療 機関であること。

(2) 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

次のいずれかに該当する病棟であること。

イ 次のいずれにも該当する病棟であること。

1 に あ る 規 児 児 定 童 童 す 福 る 又 祉 指定 は 法 重 第 発 兀 症 達 心 十二条第二号に 支援医 身障· 害 児 療 を 機 関に 入所させ 規定する医 係る るも 般 療型 病 0) 棟 に で 障 限 あること。 害児入 る。) 又 は 所 施設 同 法第 (主として肢 六条の二の二第三 体不自 由 項 \mathcal{O}

② 1)のへを満たすものであること。

ロ 次のいずれにも該当する病棟であること。

1 度 0) 重 障 度 害 \mathcal{O} 者 肢 体 <u>(1)</u> 不 \mathcal{O} 自 1 由 に 児 掲げる者 (者) 等 を除 (脳 卒中 < . О を 後 遺 お 症 お む \mathcal{O} 患 ね 者及 八 割 び 以 認 上 入院させる一 知 症 \mathcal{O} 患者を除 般 < o 病棟又は 精 重

神

病

棟

で

あ

って、

病

棟

単

位

で行うも

のであること。

2 (1) O口 カ らへまでを満たすも のであること。

(3) 特殊 疾 患 病 棟 入院 料 0) 注 5 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 注 射 薬

別

表

第

五.

 \mathcal{O}

の二に

撂

げ

る薬

剤

注

射

薬

十三 緩和 ケア 病 棟 入 院 料 0 施 設基 準 · 等

(1) 緩和 ケア 病 棟 入院 料 1 \mathcal{O} 施設 基 潍

ケア を 般 病 棟 \mathcal{O} 病 棟 単 位 で 行 Š ŧ \mathcal{O} で あ ること。 1

主とし

て悪

性

腫

瘍

 \mathcal{O}

患者又は後

天

性

免疫不全症候

群に

罹り 患

し

ている患者を入院させ、

緩和

口 又は 当 そ 該 O病 端 棟 数を増すごとに一以上であること。 12 お 1 て、 日 に 看 護 を行 う 看 護 師 ただし、 の数 は、 当 該 常時、 病 棟に 当該 お 病 棟 1 て、 0 入 院 日 患 者 に 看 0 護 数 を が 行 七

う 看 護 師 0 数 は、 本文 0 規定 に カュ か わ らず、二以上であることとする。

文に規定する数に相当する数以上である場合に

は、

当 該

病

棟

に

お け

る

夜

勤

を行

う看

護

師

が本

当 該 療 養を行う ĺ つ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

= 当 該 体 制 に おい て、 緩和ケアに関 す る研修を受けた医師 が 配置されていること (当該 病 棟

に お ** \ 7 緩 和 ケア 病 棟 入院 料を算定する悪 性 腫 瘍 の患者に対して 緩和 ケアを行う場合 12 限

る。

ホ 当 該 療 養を行うにつき十分な構造設備を有 していること。

- 当 該 病 棟に おける患者 0 入退 棟 を判定する体 制 がとら れ ていること。
- 1 す Ź 健 選 康 定定 保 療 険 養 法 第六 とし 十三 ての 条 特 別 第二 \mathcal{O} 療 項 第 養 環 五. 号 境 及 \mathcal{O} 提 び 高 供 に 齢 係 者 る 医 病 療 室 確 保 が 適 法 第 切 六十四 な 割 合 一 条 で あ 第二 ること。 項 第 五. 号 に 規定
- チ 評 価 が を受けて λ 診 療 \mathcal{O} ١ ر 拠点となる病院 る 病院 又はこれ 若 らに しく 準ずる病院 は 公益 財 寸 であ 法 人 ること。 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行う医 · 療 機能
- IJ 連 携 す んる保 険 医 療 機 関 0 医 師 看 護 師 等 っ に 対 し 7 研修を実 施 し ていること。
- ヌ 次のいずれかに該当すること。
- 1 入 院 を 希 望す る 患 者 0 速 やか な受入 れ につき十 -分な 体 制 を有 すること。
- 2 在 宅 に お け る 緩 和 ケア 0 提 供 に つい て、 相 当 \mathcal{O} 実 績 でを有 していること。
- ル 次のいずれかに係る届出を行っていること。
- 1 区 . 分 番号 A 2 2 6 2 12 撂 げげ る緩 和ケア診 療 加 算

2

区

分

番

号

В

0

0

1

 \mathcal{O}

24

に

撂

げ

る

外

来

緩

和

ケ

ア

管

理

料

- 3 区 分 番 号 C 0 0 3 に 撂 げ る 在 宅 が λ 医 療 総 合 診 療 料
- ヲ デ] タ 提 出 加 算 に係 る 届 出 を行 って 1 る 保 険 医 療 機関であること。
- 緩和ケア病棟入院料2の施設基準

(2)

⑴のイからリまで及びヲを満たすものであること。

(3)緩 和 ケア 病 棟 入院 料 \mathcal{O} 注 3 0 除 外 薬 剤 注 射 薬

别 表 第 五. \mathcal{O} --- の <u>-</u> に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

+ 兀 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等

(1) 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 主とし て 急 性期 \mathcal{O} 集 中 的 な治 療 を要す る精神疾患を有する患者を入院させ、 精 神 病 棟

を単

位として行うものであること。

医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第 項 第 号に 定 め る 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置 さ れ て 1 るこ

کی

口

ノヽ 医 療法 施 行 規則 第 + 九条第 項第二号に定める看 護 師 及び 准 看 護師 \mathcal{O} 員 数 以上 0 員 数 が 配

置されていること。

= 当 該 病 棟 に おけ る常 勤 0) 医 師 \mathcal{O} 数 は、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が + 六 又 は そ 0 端 数 を 増 す

ごとに一以上であること。

ホ 当 該 病 棟 に 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医 が 名 以 上 配 置 さ れ --お り、 か つ、 当 該 病 棟 を有 す る保

険 医 療 機 関 に 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医 が 兀 名 以 上 配 置 され . T ١ ر ること。

当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \bigcirc 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が +

又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに一以上であること。 ただし、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 12 看 護 を行

う看 う 看 護 護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合に 師 \mathcal{O} 数 は、 本文 \mathcal{O} 規 定 に か カン わ らず、 二以 上で、 あることとする。 は、 当 該 病 棟 に お け Ś 夜勤 を行

1 当 該 地 域 に お け る精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 0) た め に 整 備され た精神は 科 救 急 医 療 施 設 であ

ること。

チ 精 神科救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

IJ 精 神 科 救急 医療を行うにつき十 分な構造 設 備を有し ていること。

ヌ 精 神 科 救 急 医 療 に係 る 実 績 を相 当 程 度 有 して **,** \ ること。

に係 を行

(2) 精 神 科救急 急 性 期 医 療入院料 \mathcal{O} 対 象 患者

ル

デ

]

タ

提

出

加 算

る

届

出

0

て

1

る

保

険

医

療

機

関

で

あること。

別 表第十 に 撂 げる 患者

(3) 精 神 科 救 急 急 性 期 医 · 療 入 院 料 \mathcal{O} 注 2 の 除 外 薬 剤 注 射 薬

別 表 第 五. \mathcal{O} の 匹 に 撂 げ る 薬 剤 注 射 薬

(4) 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院料 \mathcal{O} 注 4 に 規定す る 厚生労働大臣 が 定め る状 態

統 合 失 調 症、 統 合 失調 型障害及び妄想性 障害又は 気分 (感 情) 障 害 \mathcal{O} Ł

(5)精 神 科 救急 急 性 期 医 療 入 院 料 0 注 5 に 規定 す る 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 当 該 病 棟 12 お い て、 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が + 六 又

はその端数を増すごとに一以上であること。

口 医 師、 該 保 看 護 険 師 医 療機 及び 精 関 神 に お 保 健 71 て、 福 祉 入 院 士 等 児患者にご で構 成 され 対 する た 委員 行 動 会を 制 限 設 を 置 必 要最 L て 7 小 ること。 限 0) ŧ \mathcal{O} とするた め、

夜 間 に おけ る看 護業 務 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 に <u>冷</u> する十分な業務管 理等 \mathcal{O} 体 制 が 整備されているこ

کے

= 看 護 職 員 0 負 担 0) 軽 一減及び)処遇 改善に資する体制が整備されていること。

精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料 \mathcal{O} 注 5 に 規定 す る 厚 生 一労 働 大 臣 が定 め る 日

(6)

該 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行う 看 護 職 員 0) 数 が三 未 満 で あ る 日

(7) 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療入院料 \mathcal{O} 注 6 に 規定す Ź 精 神 科 救 急 医 原体 制 加算 の施 設基

潍

イ 精神科救急医療体制加算1の施設基準

1 当 該 病棟 に お け る病 床 数 が 百二十床以下であること。 ただし、 (8)に該当する場合に お 1

ては、この限りでない。

2 当 該 病 棟 を有 する保険 医 療 機 関 に、 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医が五 名以上配 置され ているこ

کے

③ 精神科救急医療に係る実績を相当程度有していること。

4 精 神 科 救 急 医 療 を行うに つき十分な体 制 が 整 備されてい ること。

精 神 科 救急 医療 体 制 加算 2 \mathcal{O} 施 設 基 準

口

- 1 イ \mathcal{O} 1 か 5 3 ま で を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- 2 精 神 科 救 急 医 療 を 行 うに つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て **,** \ ること。

ハ 精 神 科 救 急 医 療 体 制 加 算 3 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- ŧ
- 1 1 \mathcal{O} 1 か ら ③ までを満たす 0 で あること。
- 2 精 神 科 救 急 医 療を行 う体 制 が 整 備 さ れていること。

(8)

精 該 神 病 科 棟 救 急 が 急 性 令 和 期 兀 医 年三 療 入 院 月三十 料 \mathcal{O} 注 __ 6 時 に 規定 点 で す 旧 医 る 厚 科 生労働 点 数 表 大 \mathcal{O} 精 臣 が 神 定 科 救 \Diamond 急 る 場 入 院 合 料 に 係

日

る 届

出

を行

て **,** \ る 場 合で あ 0 て、 当 該 病 棟 に お け る 病 床 数 が 百二十 床 を超えることに つ き診 療 \mathcal{O} 実 施上

B む を得 な V) 事 情 が あると認 め 5 れ るとき

0

当

十 五 (1)精 通 神 則 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 0 施 設 基

潍

等

1 主とし て 急 性 期 \mathcal{O} 集 中 的 な 治 療 を 要す る 精 神 疾 患 を有 する患者を入院 さ せ、 精 神 病 棟 を単

位 とし 7 行う ₽ \mathcal{O} で あ ること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九条第 項 第 号に定める医 師 \mathcal{O} 員 数 以 Ĺ \mathcal{O} 員 数が 配 置されているこ

کے

- 医 療 法 施 行 規則第 + 九条第二 項第二号に定める看 護 師 及び 准 看 護師 O員 (数以: 上 一の員 数 が 配
- 置されていること。

ノヽ

- = 対 _ 当 入 該 院 病 基 院 本 に 料、 他 \mathcal{O} + 精 五. 神 対 病 棟 __ 入 を 有 院 す 基 る場 本 料、 合 十八 は、 対 精 神 入 病 院 棟 基 入 院 本 料 基 若 本 料 L < \mathcal{O} は二十 + 対 --- 対 入 院 入 基 院 本 基 料、 本 料 十三 又
- は 特 定入院 料 . を 算 定 L て 7 る 病 棟 であること。
- ホ 当該 地 域 に おけ る精 神 科 救 急医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 0 た め に 整 備された精神 科 救 急医 療施 設 で あ
- ること。
- (2) 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 0) 施 設 基 潍
- イ 該 病 当 棟 該 に 病 常 棟 勤 を 有 \mathcal{O} 精 す 神保 る 保 健 険 指 医 定 療 医 機 関 が に、 名以 常 上 勤 配置され \mathcal{O} 精 神 保 てい 健 指 ること。 定 医 が二名 以上 配置され、 カュ 当
- 口 十 $\dot{\Xi}$ 当 該 又 病 は そ 棟 12 \mathcal{O} 端 お 数 1 を増 て、 すごとに 日 に 看 護 以 を行 上 で う あ 看 ること。 護 職 員 0) ただ 数 は 常 当 時、 該 当 病 該 棟 に 病 棟 お 0) 1 て 入 院 患 者 日 0 12 看 数 が 護
- を 行 う 看 護 職 員 が 本 文 に は規定 す る 数 に 相 当 す る 数以· 上 で あ る 場 合 に は、 当 該 病 棟 に お け る 夜
- 勤 夜 を行 勤 を 行 う j 看 場 護 合 職 に 員 お \mathcal{O} 数 1 は、 7 は 看 本 護 文 師 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 定 数 に は か $\overline{}$ か で わ らず、 あることとする。 看 護 師 を含む二以上 (看 護 補 助

者が

ノヽ 当 該 病 棟 12 お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 兀 割 以上が 看 護 師 で あること。

= 者 勤 に お 棟 \mathcal{O} に 看 数 を行う場合に \mathcal{O} 該 数 お 護 が 主とし 三十 け 病 は 補 る 棟 助 常 7 夜 又 に を 事 勤 時、 行 は お 務 お を う そ 7 行う て、 一 当 7 看 \mathcal{O} 的業務 端 て 該 護 は 看 病 補 数 日 を 棟 を行う看 護 助 <u>ー</u> か 増 補 12 \mathcal{O} 者 入 助 が すごとに 看 ɪ 護 補 院 ら当該 者 本 文に 護 患 \mathcal{O} 者 補 数 助を行う看 看護 \mathcal{O} 助 は、 規 者 以 定 数 1を含 が 二 上で 職 す 本 員 文 る 護 百 む場合 0) 0 数 あ 補 規 ること。 又 数を減じた 12 助者 は 定 相 そ 当す は 12 の \mathcal{O} カ ただ 端 数 カン る 日 数以上) 数 は、 数 わ 5 を増すごとに に 以 事務 ず、 上 常 時、 で 当 的 であることとす 二以上 あ 該 業務 当該 る場 病 棟 合 を行う看 病 12 **(**看 に 棟 に お 相 は \mathcal{O} 護 1 入 院 . 当 す 職 護 当 員 患者 る 補 が 該 な 夜 日 数 助 病

ホ 精 精 神 神 科 科 急性 急 性 期治 期治 療を行うに 療を行うにつき十分な体 つ き 十 分な構 造 制 設 が 備 整 備されてい を有してい ること。 ること。

(3)

精

神

科

急

性

期

治

療

病

棟

入

院

料

2

 \mathcal{O}

施

設

基

淮

以

下

で

あ

ること。

イ 該 当 病 該 棟 に 病 常 棟 勤 を 有 \mathcal{O} 精 す 神 る 保 保 健 険 指 医 定 療 医 機 関 が に 名 常 以 上 勤 配 \mathcal{O} 置 精 さ 神 れ 保 て 健 指 1 ること。 定 医 が 二 名 以 上 配 置 さ れ、 カン 当

口 + を 行 五 当 Š 又 該 看 は 病 そ 護 棟 職 \mathcal{O} に 端数 員 お が 1 て、 を増すごとに 本文に規 日 定す に 看 る数 護 以 を行う に 上で 相 当す あること。 看 護 Ś 職 数以 員 \mathcal{O} ただ 数は、 上である し、 常時、 場 当 該 合 当 に 病 該 は、 棟 病 12 当 棟 お 該 1 0 入院 て、 病 棟 患者 に お 日 け 12 \mathcal{O} る 看 数 夜 が 護

勤 を 行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か カュ わ 5 ず、 看 護 師 を含 むこ 以 上 へ 看 護 補 助 者 が

夜 勤 を 行 う 場 合 に お 1 て は 看 護 師 \mathcal{O} 数 は で あ ることとす る。

ノヽ 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ る こと。

二 者 に お 勤 棟 \mathcal{O} 0 看 数 を 当 12 数 行 護 が 該 主とし お \equiv は う け 補 病 + 場 る 助 棟 常 て 合 を 又 夜 に 行う は 時 事 勤 に お 務 そ お を 1 看 当 \mathcal{O} て、 的 1 行 端 該 業 う 護 7 数 病 務 は 看 補 を増 棟 を 護 助 日 行 者 \mathcal{O} 補 に 入 う カン が すごとに 助 看 院 本 看 護 5 者 患者 当 文に 護 補 \mathcal{O} 補 該 数 助 規定 __ \mathcal{O} を は、 助 看 以 数 者 護 行 が 二 す 上で を含 う 本 職 Ź 員 文 看 あ む 数 百 護 \mathcal{O} \mathcal{O} 又 場 に ること。 数 規 補 は 合 相 定 を 助 当す そ 者 は 減 に 0 U か \mathcal{O} 端 Ź ただ た カン 数 数以 数 日 数 わ は、 を増 し、 5 に 以 上 上 ず、 事 常 当 で 務 時 すごとに 該 あ 的 で る場 業 以 当 あ 病 務 棟 該 ることとす 上 合 を 病 12 に 行う 看 に お 棟 相 は 護 1 \mathcal{O} . 当 す て、 看 入 職 る。 院 当 護 員 る数 補 該 患 が 者 な 病 助 夜 日

ホ 精 神 科 急 性 期 治 療 を 行 う に つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

以

下

で

あ

ること。

精 神 科 急 性 期 治 療 を 行 う に つ き 適 切 な 構 造 設 備 を 有 L て 7 ること。

別 表 第 五 \mathcal{O} \mathcal{O} 几 に 掲 げ る 薬 剤 • 注 射 薬 (4)

精

神

科

急

性

期

治

療

病

棟

入

院

料

 \mathcal{O}

注

2

 \mathcal{O}

除

外

薬

剤

注

射

薬

精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

(5)

别 表 第 +に 撂 げる 患者

(6) 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

十 五 の <u>-</u> 統 合 失 精 調 神 科 症 救 統 急 合 合 失 併 調 型 症 障 入院 害 料 及 \mathcal{U} \mathcal{O} 妄 施 設 想 基 性 準 障 等 害 又 は 気 分 (感 情 障 害 \mathcal{O} t

 \mathcal{O}

(1) 精 神 科 救 急 合併 症 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

•

イ 都 道 府 県 が 定 \emptyset る救 急 医 療 に 関 す Ź 計 画 に 基 づ ** \ て運営される救命救急セ ン タ を 有 して

11 る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 単 位 で 行 う ŧ \mathcal{O} で あ ること。

位として 行う ŧ Oで あ ること。

口

主

とし

7

急

性

期

 \mathcal{O}

集

中

的

な

治

療

を

要する精

神

疾

患

を

有

する患

者

を

入院

させ、

精

神

病

棟

を単

医 療 法 施行 規則 第 + 九条第一 項 第 一 号に定める医 師 \mathcal{O} 員数 以 上 の員数が 配 置されているこ

<u>ک</u> 。

ノヽ

= 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第 項 第二号に 定 め る 看 護 師 及 び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配

置 さ れ て 1 る

ホ 当 該 病 棟 に おける常 勤 \mathcal{O} 医 師 \mathcal{O} 数は、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者 の数が 十六又は その 端 数 を 増 す

ごとに 以 上 であること。

当 該 病 棟 を 有する保 険 医 療 機 関 に、 常 勤 \mathcal{O} 精 神 科 医 が 五 名 以 上 配 置さ れ、 カゝ つ、 当該 病 棟

に 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医 が 二 名 以 上 配 置さ れ 7 7 ること。

 \vdash う う 又 は 看 看 当 護 護 そ 該 師 師 \mathcal{O} 病 端 が 棟 \mathcal{O} 数 本 数 に 文に は、 を お 増 1 規定 すごとに 本 て、 文 す \mathcal{O} る数 規 日 定 __ に に に 以 看 カン 相 上 護 カン 当する数以上で で を 行 あ わ う 5 ること。 ず、 看 護 二以 師 た \mathcal{O} 上で あ だ 数 る は、 Ļ 場 あ 一合に 常 ることとする。 当 該 時 は 病 当 棟 該 当 に 該 お 病 病 11 棟 棟 て、 \mathcal{O} 12 入 院 お け 患 日 る 者 に 夜 看 \mathcal{O} 勤 護 数 を を が 行 行 +

チ 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た め に 整 備 さ れ . た 精 神 科 救 急 医 療 施 設 で あ

ること。

IJ 精 神 科 救 急 合 併 症 医 療 を 行 う に つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

ヌ 精 神 科 救 急 合 併 症 医 療 を 行 うに つき十 分 な 構 造 設 備 を 有 L てい ること。

精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 注 2 0) 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

(2)

ル

精

神

科

救

急

合

併

症

医

療

に

係

る

実

績

を

相

当程

度

有

L

て

いること。

別 表 第 五 \mathcal{O} \mathcal{O} 匹 に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

(3)

別表第十に掲げる患者

(4) 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定す Ź 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状

統

合

失

調

症

統

合

失

調

型

障

害

及

び

妄

想

性

障

害

又

は

気

分

(感

情

障

害

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

態

- (5) 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- イ は そ 当 該 \mathcal{O} 端 病 数 棟 を に 増 お す 1 <u>څ</u> て、 に 夜 勤 以 を 上 行 で う あ 看 る 護 としと。 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 十 六

又

- 口 医 師 当 該 看 保 護 険 師 医 療 及 び 機 精 関 神 に 保 お 健 1 福 て、 祉 入 士 等 院 で 患 者 構 成 に . 対 す さ れ Ź た 委 行 員 動 会を 制 限 設 を 置 必 要 L 最 7 1 小 る 限 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} とす る た め、
- ノヽ 夜 間 に お け る 看 護業 務 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 に 資 す Ź $\dot{+}$ 分 な業務 管 理 等 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 さ れているこ
- = 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 改 善 12 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

<u>ک</u> 。

(6) 当 精 該 神 病 科 棟 救 に 急 お け 合 る 併 夜 症 勤 入 を 院 行 料 う \mathcal{O} 看 注 護 5 職 に 員 規 \mathcal{O} 定 数 す が る 三 厚 未 生 満 労 で 働 あ 大 臣 る 日 が 定 8 る 日

+ 五 の 三 児 童 • 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 淮

- (1)+ 歳 未 満 \mathcal{O} 精 神 疾 患 を 有 す る 患 者 を お お む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 病 棟 精 神 病 棟 12 限 る。
- 又 は 治 療 室 精 神 病 床 に 係 る t \mathcal{O} に 限 る。 を単位として行うも \mathcal{O} で あ ること。
- (2)医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号に定め る 医師 \mathcal{O} 員 数以上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置 さ れ 7 1 ること。
- (3)医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第二項第二号に定める看 護 師 及び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置

さ

れ

7

ること。

- (4) が 二 当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春 名 以 上 配置 されて お り、 うち 一名 は 精 神 保 健 指 期の精神医療に関し経験を有する常勤 定 医であること。 \mathcal{O} 医 師
- (5) は、 該 本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 ること。ただし、 病 当 棟 本 該 又は 文 病 \mathcal{O} 棟 当該 規 又は 定 に 治 当該 当該 か 療室 かわらず、二以上であることとする。 治 を有 病棟又は当該 療室 する病棟 一を有 す Ś 治 \mathcal{O} 病棟 療室 入 院 に 患者 を有する病棟に お **,** \ の数 て、 が 当該 + 日 又はそ に お . 看 病棟における夜勤を行う看護 ** \ 護を行う看 の 端 て、 — 数を増 日に看護を行う看 護 すごとに一 師 \mathcal{O} 数 は、 以 常 護 師 上 時 、 師 で \mathcal{O} 数 が あ 当
- (6) <u>-</u>+ 歳 未 満 \mathcal{O} 精 神 疾 患 を有する患者に 対する療養を行うにつき十分な体 -制 が 整 備され 7 7

る

(7) 二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有している

十六 精神療養病棟入院料の施設基準等

(1)

精

神

療

養

病

棟

入

院

料

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

イ 主として長 期 \mathcal{O} 入 院 を要する精神疾患を有する患者を入院させ、 精神病棟を単位として行

うものであること。

退院調整を担当する者が配置されていること。

口

ノヽ 医 療 法 施 行 規則第 + 九条第 項第二号に定める看 護 師 及 Ű 准 看 護師 \mathcal{O} 員 人数以 上 0 員 数 が 配

置 さ れ て 7 る

= 当 該 病 棟 を 有 する保 険 医 療 機 関 に お **\ て、 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医 が 名 以 上 配 置 さ れ、 カン

当 該 病 棟 12 専 任 \mathcal{O} 常 勤 精 神 科 医 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

ホ 当 該 病 棟 12 お 7 に 看 護 を行う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助を行う看 護 補 助者 (T) 数 は、

常

て、

日

時 当 該 病 棟 0 入 院 患 者 0) 数 が + 五. 又 は そ \mathcal{O} 端 数を増え すごと に 以 上 で あ ること。 ただ

当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 が 本 文に 規定

す る 数 12 相 当 「する 数 以 上 で あ る 場 合 に は、 当 該 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護

補

助 者 \mathcal{O} 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規 定 に カン カン わ 5 ず、 看 護 職 員 を含む二 以 上であることとす る。 な お

主 とし て 事 務 的 業 務 を 行 !う看 護 補 助 者を含む場 合 は、 日 に 事 務的 業務を行う看 護 補 助 者 \mathcal{O}

数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 0 数 が二 百又はその端 数を増 すごとに一に相当す る数 以 下

で あ ること。

当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 五. 割 以 上 が 看 護 職 員 で あるこ

<u>ک</u> 。

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 $\widehat{\mathcal{O}}$ 割 以 上 が 看 護 師 であること。

チ 精 神 療 養 を 行うにつ き十 . 分 な 体 制 が 整 備 され て \ \ ること。

IJ 精 神 療 養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(2) 精 神 療 養 病 棟 入院 料 \mathcal{O} 注 2 D 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

宣言计口证(),表示(方案

別

表

第

五.

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

五.

に

撂

げ

る

薬

剤

注

射

薬

③ 重症者加算1の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

(4) 重症者加算2の対象患者の状態

GAF尺度による判定が四十以下であること。

(5) 重症者加算1の施設基準

当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療体 制 \mathcal{O} 確 保に協力している保険医療機 関 であること。

(6) 退院調整加算の施設基準

1 当 該 保 険 医 |療機 関 に お 1 て、 入 院 患者の退院に係る支援に 関する部門が設置されているこ

と。

口 退 院 調 整 を行うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

(7) 精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 該 病 棟 に 専 従 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が 一 名 以 Ĺ 配置されていること。

口 入 院 患 者 \mathcal{O} 退 院院 が 着 実に · 進 \Diamond 5 れ 7 7 る保険 医 療 機関であること。

十七 削除

+ 八 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基

潍

(1) 通則

主 とし 7 急 性 期 \mathcal{O} 集中 的 な治 .療を 要する 認 知 症 患者を入院させ、 精神 病 棟を単位とし て行う

ものであること。

(2)

認

知

症

治

療

病

棟

入

院

料

1

0

施

設

基

潍

1 <u>二</u> 十 る夜 場 を行う看 合 当 勤 又 に 該 を行う は お 病 護 そ 1 棟 7 職 に \mathcal{O} 看護 端 は 員 お \mathcal{O} 数 看 1 数が を増 護 職 て、 員 職 本文に \mathcal{O} すごとに 員 数 0) 日 は 数 に 規定す は 看 本 護 以 以 文 を 上 0) る 上 行 数に 規 で う 定 で あ 看 あ に ること。 護 相当する数以 か 職 ることとする。 か 員 わ \mathcal{O} らず、 ただ 数 は 上で し、 常 以 あ 当 時、 る場 上 該 当 病 (看 一合に 棟 該 護 病 に 補 は、 棟 お 助 1 \mathcal{O} 者 当該 入 7 が 院 夜 病 患 者 勤 棟 日 を に 12 \mathcal{O} 行 お 数 看 う け 護 が

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 0 割 以 上 が 看 護 師 で あ る

病 日 \mathcal{O} に 数 棟 看 が 該 12 護 お 病 + け 補 棟 る 五. 助 に を行 夜 又 お 勤 は 1 を う看 その て、 行 端 う 護 数 看 補 日 を増すごとに 護 助 に 補 者 看 が 助 護 本 者 補 文に \mathcal{O} 助 を 数 規 は 行 定す 以 う 上 本 看 で 文 る数に 護 あること。 \mathcal{O} 補 規 助 相 者 定 当す に \mathcal{O} カゝ 数 ただ る は、 か 数 わ 以 し、 5 常 ず、 上 時 当 で 二以 該 あ 当 る 病 該 上 場 棟 病 合 棟 に (看 12 お \mathcal{O} は、 護 入 1 院 7 職 当 員 患 者 該 が

な 数 夜 助 勤 以 者 お、 下 を行う場 \mathcal{O} で 数 主 とし あること。 は 一合に 常 て 事 時 務 お 当 的 7 て 該 業 は、 病 務 棟 を 行 \mathcal{O} う から当該看 入 院 看 護 患 者 補 助 \mathcal{O} 護職 者を 数 が 員の 含 百 む 数を減じ 又 場 は 合 そ は 0) 端 た数以 数 日 を に 増 上 事 すごとに 務 であることとする。 的 業 務 を行 に う看 相 当 す 護 補 る

③ 認知症治療病棟入院料2の施設基準

イ 三十 る を行う 夜 当該 勤 又 を 看 病 は 行 そ 棟 護 う 職 12 \mathcal{O} 端 看 員 お 護 0) 数 7 職 数 を増 て、 が 員 本 すごとに \mathcal{O} 文に 数 日 は に 規 看 護 定 本 -- 文 す 以 を行う看 る 上 O数 で 規 定 あ に 相当 に ること。 護 カン 職 「する カン 員 わ 0 数以 らず、 ただ 数 は 上 し、 で 常 以 あ 当 時 、 る場 該 上であることとする。 当 病 合 該 棟 に に 病 棟 は、 お 0 1 当 て、 入 該 院 患 病 者 棟 日 0 に 12 お 看 数 護 け が

口

当

該

病

棟

12

お

7

て、

看護

職

員

0

最

小

必要数

の 二

割

以

上

が

看

護

師

であること。

ハ L \mathcal{O} 常 数 当 て 時 事 が 該 務 病 当 的 + 棟 該 業 五 12 病 務 お 又 棟 を は 7 行 そ て、 \mathcal{O} う \mathcal{O} 入 端 院 看 --- 患 護 数 日 者 に 補 を 増 \mathcal{O} 助 看 数 者 護 すごとに を含い が二百又はその端数を増すごとに一に 補 助 む を 行 場 ___ !う看 合 に は 相 当 護 補 す 日 助 る 者 数 に 以 事 \mathcal{O} 務 上 数 的 で は、 業 あ 務 常 ることとす を行 時、 · う 当 相当する数 看 該 る。 病 護 補 棟 助 な \mathcal{O} 以 者 お 入 下 院 \mathcal{O} で 数 主 患 あ لح 者 は

(4) 退院調整加算の施設基準

ること。

イ 当 該 保 険 医 療機関 に お **\ て、 入院患者の退院に係る支援に 関する部門が設置されているこ

ک

口 退 院 調 整 を 行うに つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 V) ること。

(5) 認知症夜間対応加算の施設基準

イ 該 病 棟 に お け る夜 勤 を行う看 護補 助者の数が三以上 (看護職員が夜勤を行う場合におい

7 は、 三から 当該 看 護 職 員 0 数 変を減 じ た数以上) で あること。

口

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

て、

入

院

患

者

に

対

する

行

動

制

限

を必

要最

小

限の

も の

とするため、

医 師、 看 護 師 及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成 さ れ た 委 員 会 を 設 置 L 7 7 ること。

(6) 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 4 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 注 射 薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

+ 九 特 定 般 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 特 定 般 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 地 域

別表第六の二に掲げる地域

② 特定一般病棟入院料1の施設基準

イ 般 病 棟 (診療 報 膕 \mathcal{O} 算 定 方法 第 号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病

院の病棟を除く。)であること。

口 夜 を + 勤 行 $\dot{\Xi}$ 当 う を 該 又 看 行 は 病 う 棟 護 そ 看 職 に \mathcal{O} 端 護 お 員 職 数 7 \mathcal{O} を て、 数 員 増 が \mathcal{O} 数 本 すごとに 文に 日 は に 本 規 看 護 文 定 以 を \mathcal{O} す 行 規 上 る ごう看 数 で 定 に に あ 護 相 ること。 か 当 職 か す 員 わ る 5 \mathcal{O} ず、 数 ただ 数 以 は 上 し、 以 で 常 あ 当 時、 上 で る 該 場 当 あ 病 該 ることとする。 合 棟 病 に に は 棟 お 1 \mathcal{O} 各 7 入 院 病 患 棟 者 12 日 お 12 \mathcal{O} け 数 看 護 る が

- ノヽ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 0) 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- = 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 労 働 時 間 が 適 切 な ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- ホ 夜 勤 12 0 1 て は 看 護 師 を含 む 以 上 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 看 護 職 員 が 行うこと。
- 病 現 棟 12 \mathcal{O} 見 看 B 護 す を 行 1 場 0 7 所 に 1 掲 る 示 病 棟 L て لح 1 ること。 \mathcal{O} 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 と当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 لح \mathcal{O} 割 合 を 当

該

- 1 算 及 及 Ż び 当 び 注 該 れ 3 た 9 病 入 棟 ŧ \mathcal{O} 規 院 \mathcal{O} \mathcal{O} 入 定 12 L 院 限 た に 患 る。 日 ょ か 者 n 療 5 \mathcal{O} (3)平. 養 起 \mathcal{O} 算 均 病 ハ に 在 棟 L 院 7 お 入 院 五 日 1 数 て 料 日 ま (保 同 1 U° で \mathcal{O} 険 例 \mathcal{O} 期 診 に 療 間 が ょ に n に 算 係 + 限 る入院 兀 定 る。 L H て 以 内 患 を 1 算 者 る で 患 定 あ (短 者 ること。 L 期 を て 滞 除 1 く。 在 る 手 患 者、 術 等 を 基 基 注 礎 本 7 に 料 本 文 計 1
- イ + 五. 当 該 又 は 病 そ 棟 \mathcal{O} 12 端 お 数 1 を増すごとに一以 て、 日 に 看 護 を 上で 行 う あ 看 ること。 護 職 員 \mathcal{O} ただ 数 は し、 常 当 時、 該 当 病 該 棟 に 病 棟 お 1 \mathcal{O} て 入 院 患 者 日 に \mathcal{O} 看 数 護 が

(3)

特

定

般

病

棟

入

院

料

2

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 各病棟 に お ける

夜 勤 を行 ごう看 護 職 員 0) 数は、 本 文 0 規 定 に か か わ らず、 二以上であることとする。

- 口 当 該 病 棟 に お 7 て、 看護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 0) 兀 割 以 上 が 看 護 師 であること。
- 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 の平 · 均 在 .— 院 日 数 が六 十日日 以 内 で あ ること。
- ニのつが、二及びへを満たすものであること。
- (4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準

1 特 定 般病 棟 入 院 料 1 に 係 る 届 出 を行 0 て V) る病 棟であること。

口 該 加 算 を 算定 する・ 患 者に 0 7 7 測 定 L た 般 病 棟 用 0) 重 一症度、 医療 看 護巡 要度 Ī 又は

(5) 特定一 般病棟入院料の注 7に規定する施設 基 進

 \prod

0

結果に基づき、

当

該

病棟に

お

ける当該

看護

必要度

 \mathcal{O}

評

に価を行

ってい

ること。

イ 病室を単位として行うものであること。

口

次

 \mathcal{O}

1

ず

れ

カ

に

該当すること。

- 1 る病室であ 般 病 棟 ること。 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要度I 0 基 準を満たす患者 を一 割二分以 上入院させ
- 2 般 診療内容 病 棟 用 0 に関するデー 重 症 度、 医 療 タを適切に提出できる体 看 護 必 要 度 \prod 0 基 準 制が整備された保険 を 満 たす 患者 を八分 以 医 上 療 一入院_· 機関 させ で あって、 る病室

で あること。

- 3 で 1 て、 あ 当 ること。 該 病室 自宅等 に ただ カン お ら入院 7 て、 し、 当該 入 院 L た 患 病 患 者 者 室 が に に 六 占 お 以 め け 上 る、 る であること。 病 床 自 数 宅 等 が + か 5 未 満 入 院 \mathcal{O} t L た \mathcal{O} 12 t あ \mathcal{O} \mathcal{O} 0 て 割 は 合 が 前 \equiv 割 月 五. 間 分 以 に 上 お
- 4 以 上 当 該 であること。 病室 にお け る自宅等 カゝ 5 0 緊 急 0 入院患者の受入れ人数が、 前 三月間にお **\ て六人
- (5) 次 \mathcal{O} 1 ず れ か二つ 以 上 を 満 た L て 1 ること。
- 1 L て 在 宅 *(*) る 患 保 者 訪 険 医 間 療 診 機 療 関で 料 (I) あること。 及 び 在 宅 患者 訪問 診 療 料 を 前三月 間 に お 7 て三十 口 以 上 算定
- 2 導 料 在宅 療 機 (I) 及 患 者訪 で び 精 ること。 神 間 科 看 護 訪 問 • 指 看 導 護 料、 指導 同 料 建 を前 物 居 住者 \equiv 月 訪 間 に 間 看 お 護 *(* \ て六十 指 導料、 回 以 上算 精 神 定 科 L 訪 7 問 7 看 護 る 保 指 険

医

関

あ

- 3 養 護 費 ステ 訪 及 問 看 び 精 シ 護 彐 神 療 養 ン 科 費に係る が 訪 間 該 看 保 護 る 指 険 基 医 本 定 療 療 訪 機 問 養 費を 関 看 に 護 併設され 前三月 \mathcal{O} 費 用 間 \mathcal{O} 7 に 額 いること。 お \mathcal{O} 算 7 定 て三百 方 法 口 に 規定 以上 一算定 す る し 訪 て 間 ** \ 看 る訪 護 基 間 本 療 看
- 4 在 宅 患 者 訪 問 リハ ビリテ] シ 日 ン 指 導管 理 料 を 前三月間 に お いて三十 回 以 上 算 定 して

いる保険医療機関であること。

5 て 訪 第 間 1 五. 介 る 看 項 護 施 護 に 保 設 規 険 又 が は 定 法 当 同 す 第 該 る 八 条 保 条 第 訪 険 間 第二 匹 医 項 IJ 項に 療 に ハ 機 規 ピ 関 定 IJ 規 す に テ 定 る 併 1 す 設 介 る シ され 護 訪 日 予 ン、 間 7 防 介 7 護、 訪 同 ること。 法 間 IJ 第 同 条 ハ 八 ピ 条 第 IJ 兀 \mathcal{O} テ 項 第 に シ 規 項 定 彐 す ン 12 規 る \mathcal{O} 提 定 訪 供 す 問 実 る 看 護、 績 介 を 護 有 予 同 条 防 L

6 退 院 時 共 同 指 導 料 2 を 前 三 月 間 に お 1 7 六 口 以上算定 L てい る保 険 医 療 機関 で あるこ

کے

6 当該 保 険 医 療 機 関 に お *(*) て、 適 切 な 意 思 決 定支 援 に 関 す る 指 針 を定 \Diamond 7 7 ること。

7 許 可 病 床 数 が 百 八 + 床 未 満 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

専 該 あ 部 当 従 0 門 7 該 \mathcal{O} 保 12 は 社 専 会 険 入 福 退 医 任 院 療 \mathcal{O} 祉 社 支 機 士 会 援 関 が 福 及 内 配 に び 祉 置 入退院 地 士 さ が れ 域 て 連 支援 携 専 1 に 従 ること。 係 \mathcal{O} 及 る び 社 会 業 地 福 当 務 域 祉 該 に 連 関 携 部 士 が 門 す 業務を担う部 Ź 配 に 置 + 専 · 分 な さ 従 れ \mathcal{O} 経 て 看 護 験 門が設置され 1 を る 師 有 場 が 合 配 す る に 置 さ 専 あ てい 従 0 れ 7 \mathcal{O} て ること。 看 は 1 専 護 る 場 任 師 合 又 \mathcal{O} 当 看 は 12

= 当 該 病 室 を 含 む 病 棟 に常勤 \mathcal{O} 理学療法士、 作業療法士 又は言語聴覚士 が 名 以上配 置され

ていること。

護

師

が

配

置

さ

れ

て

7

ること。

ホ デー タ 提 出 加算 に係 る 届 出を行 0 て 1 る 保険 医 療 機 関 で あること。

患 者 ピ 心 リハ IJ 大 テ ĺП. ピ 1 管 リテ 疾 シ 患 日] IJ シ 料 ハ ピ 日 リテ ン 運 料 動 に 器] 係 IJ シ る ハ 彐 届 ピ 料、 出 IJ を テ 行] 脳 0 シ 血 て 管 彐 ン 疾 1 料、 患 る 保 等 IJ 険 呼 吸 医 ノヽ 器 ピ 療 リテ 機 IJ 関 ハ] で ピ シ あること。 IJ テ 日 ン 料、 シ 日 廃 ン 料 用 症 又 は 候 が 群 λ IJ

1 地 域 包括、 ケア入 院 医 療 を行 うに つき必要な体 制 を有 L て 1 ること。

IJ 当 該 病 室 に お 1 て、 退 院 患 者 に 占 \emptyset る、 自宅 等 に 退 院 す る ŧ 0) \mathcal{O} 割 合 が 七 割 以 上 で あるこ

<u>ک</u> 。

チ

地

域

包

括

ケア入

院

医

療

を行

うに

つき必要

な

構

造

設

備

を

有

L

てい

ること。

(6) 特 定 般 病 棟 入院料 膜灌が の注 8 0 除外 薬剤 注 . 射 薬

自 己 連 続 携 行 式 腹 流 用 灌か 流 液 及 び 別 表 第 五. の — の三に掲 げ る薬 和及 び 注 射 薬

二 十 (1)地 地 域 域 移 移 行 行 機 機 能 能 強 強 化 化 病 病 棟 棟 入 入 院 院 料 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 施 設 設 基 基 潍 潍 等

1 主 と L 7 精 神 疾 患 に ょ り 長 期 に 入 院 L て 1 た 患 者で あっ て、 退 院 に 向 け た 集 中 的 な支 援を

特 に 必 要とす る t \mathcal{O} を 入 院 いさせ、 精 神 病 棟 を単 位 とし て 行 う t \mathcal{O} で あ ること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九条第二 項 第二号に定め る 看 護 師 及 び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配

置 さ れ て 7 ること。

ノヽ つ、 当 該 病 棟 を 有 に す 専 る保 \mathcal{O} 険 医 療 機 関 に 医 お 1 て、 以 上 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 1 指 ること。 定医 一が二 名 以 上 配 置さ れ カン

二 及 び 当 当 精 該 該 神 病 保 棟 病 棟 健 に 福 お 祉 1 士 て、 任 \mathcal{O} 常 数 は 勤 日 精 12 常 看 神 時 、 護 科 を 当 行 が 該 う 看 名 病 棟 護 職 \mathcal{O} 入 員 配 院 置 看 さ 患 者 護 れ \mathcal{O} 補 7 数 助 を が 行 + う看 五 又 は 護 そ 補 \mathcal{O} 助 者、 端 数 を 作 増す 業 療 法 士

に 以 上 で あ ること。 ただし、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行 う 看 護 職 員 看 護 補 助 を

行う る 場 看 合 護 に 補 は 助 者、 当 該 作 病 業 棟 に 療 法 お 士 け る 及 び 夜 精 勤 を 神 保 行 う 健 福 看 祉 護 士 職 が 員 本 看 文 に 護 補 規 定 助 す 者 る 数 作 業 に 相 療 法 当 「する 士 及 数 び 精 以 上 神 で 保 あ 健

福 祉 士 \mathcal{O} 数 は 本 文 \mathcal{O} 規 定 12 か か わ 5 ず、 看 護 職 員 を 含 む 以 上 で あ ること。 な お 主 لح

L 常 て 時 事 務 当 的 該 業 務 病 棟 を 行 \mathcal{O} 入 う 院 看 患者 護 補 \mathcal{O} 助 数 者 が を 含む 百 又 場 はそ 合 は 0 端 数を増え 日 に 事 すごとに 務 的 業 務 を に 行 う看 相 当す 護 うる数 補 助 者 以 下 \mathcal{O} で 数 あ は

ること。

ホ \mathcal{O} 六 当 割 該 以 病 上 棟 12 が 看 お 護 1 て、 職 員 看 護 作 業 職 員 療 法 士 看 護 又 は 補 精 助 神 者、 保 健 作 業 福 祉 療 士 法 で 士 あ 及 る び 精 神 保 健 福 祉 士 \mathcal{O} 最 小 必 要 数

が 当 看 護 該 職 病 員 棟 数 に を上 お 1 て、 口 る 場 看 合 護 職 に は 員 看 護 作 業 職 員 療 数) 法 士 0 及 び 割 精 以 神 上 保 が 健 看 福 護 祉 士 師 で \mathcal{O} ある 最 小 必 要数 当 該 必 要 数

1 当 該 病 棟 に 専 従 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が 名 以 上 配 置 さ れ て お ŋ, か 該 病 棟 12 車

任 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が一名以上 (入院患者数が四十を超える場合は二名以上) 配置さ

れていること。

チ 精 神 疾 患を 有 する患 者 \mathcal{O} 退 院 に 係 る支援 を行うに つき十分 な 体 制 が 整 備 され 7 7) ること。

IJ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 7 て、 入 院 患者 \mathcal{O} 退 院 に係る支援 に 関 す る 部 門 が 設 置 され ているこ

<u>ک</u> 。

ヌ 長 期 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 当 該病 棟 から (T) 退院が着実に進んでおり、 当該 保険医療 機関 \mathcal{O} 精 神 病床

の数が減少していること。

ル 精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との

連携を有

していること。

② 重症者加算1の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

重症者加算2の対象患者の状態

(3)

G Α F 尺 度 に ょ る 判 定 が 兀 + 以 下 であること。

(4) 重症者加算1の施設基準

当 該 地 域 12 お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 12 協 力し ている保険医 療機関であること。

地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 4 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 注 射 薬

(5)

別 表 第 五. の 一 \mathcal{O} 五 に 掲 げ る薬 剤 及 び 注 射 薬

<u>一</u>十 特 定 機 能 病 院 リハ ビリテ 1 シ 日 ン 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 特 定 機 能 病 院 IJ ノヽ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ \mathcal{O} 間 口 復 は 期 令 IJ 和 ノヽ 兀 ピ IJ 年三月三十一 テ 1 シ 日 ン 日 \mathcal{O} に 必 お 要 い 性 7 \mathcal{O} 現 高 に 1 回 患 者 復 期 を IJ 八 割 ノヽ ピ 以 IJ 上 テ 入 院 シ さ せ、 日 ン 病 特 定 棟 機 入 院 能 料 病 に 院 係 **(当** でる 届 分

出 を 行 7 1 る 0 に 限 る。 _ 0 __-般 病 棟 単位 で 行う 0 で あ

ŧ

ること。

0

ŧ

口 ノヽ ピ 心 口 IJ 大 復 テ 期 ĺП. 管 IJ ノヽ シ 疾 患 ピ 日 IJ ン IJ テ 料 ハ] ピ (I) IJ シ 及 テ び 日 ン 呼 を 吸 シ 器 行うに 彐 IJ ン 料 ノヽ ピ 0 (I) き IJ テ 必 脳 要] 血 な 管 シ 構造 疾 日 患 ン 等 設 料 備 IJ (I) を有 に ハ ピ 係 IJ していること。 る テ 届] 出 を シ 行 日 ン 0 料 7 (I) 1 る 保 運 険 動 器 医 療 IJ

二 テ 口 復 シ 期 日 リハ ン が 行 ビリテー わ れ 7 シ 1 彐 ること。 ン を要 する状態 \mathcal{O} 患者 に 対 日当た り二単 位 以 上 \mathcal{O} IJ ノヽ ピ

IJ

機

関

で

あ

ること。

ホ 当 該 病 棟 に 専 従 \mathcal{O} 常 勤 医 師 が --- 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

行 + を う 行 又 当 う 看 は 該 看 そ 護 病 職 護 \mathcal{O} 棟 職 員 端 に 数を が 員 お 本 \mathcal{O} 1 文に 増 て、 数 は すごとに 規 定 本 日 す 文 に \mathcal{O} る 看 数 以 規 護 定 に 上 を で 相 に 行 当 カン あること。 う する数以 か 看 わらず、 護 職 員 上で、 ただし、 \mathcal{O} 二以上で 数 あ は る場 当 常 あることとする。 合 該 時、 に 病 当 は 棟 該 に 当 病 お 該 棟 1 病 て \mathcal{O} 棟 入 院 12 患 お 日 者 け に る 看 \mathcal{O} 夜 護 数 勤 を が

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

チ 者 お 勤 棟 に \mathcal{O} 数 を に 看 \mathcal{O} 行 数 お 護 が 該 主 三 لح は う け 補 病 場合 る + L 棟 助 常 夜 を て 又 に 時 事 に 勤 行 は お を 務 う そ お 1 行 当 7 看 て、 的 \mathcal{O} う 端 該 護 業 7 看 病 務 は 補 数 ___ 護 棟 を 助 を 日 補 者 増 行 \mathcal{O} に か 入 う 助 が す 看 院 ら当 ごとに 者 看 本 護 文に 患 補 護 \mathcal{O} 者 数 補 該 助 規 は、 を \mathcal{O} __ 助 看 以 定 数 者 護 行 職 本 す が を 上 う 含 員 文 る で 看 数 あ \mathcal{O} 護 百 む \mathcal{O} 場 数 又 規 に ること。 補 定 を は 合 相 助 当す そ に 者 は 減 じ \mathcal{O} \mathcal{O} か る 端 た カン た 数 数 数 だ 数 日 わ は、 以 以 を に 5 L 上で 上 ず、 増 事 常 務 当 時 すごとに で 的 あ 該 あ 以 る場 当 業 病 務 ることとす 上 該 棟 合 を 病 12 へ 看 に 行 に お 棟 う 相 護 は 1 \mathcal{O} 当す 看 職 て、 入 る。 院 当 護 員 る 補 が 該 患 数 な 者 夜 日 助 病

IJ 当 従 当 す \mathcal{O} 常 る 該 専 勤 病 棟 従 \mathcal{O} に \mathcal{O} 言 専 常 語 従 勤 聴 覚 \mathcal{O} \mathcal{O} 常 社 士 会 が 勤 福 \mathcal{O} ___ 理 名 祉 学 士 以 等 療 上、 法 が 士 専 が 三 名 従 以 \mathcal{O} 名以 常 上 配 勤 上、 置 \mathcal{O} 管 さ 専 れ 理 栄 従 7 1 養 \mathcal{O} る 常 士 こと。 が 勤 0) 作 名 業 以 上 療 法 在 士 宅 が 二 復 帰 名 支援 以 上 を 担 専

以

下

で

あ

ること。

ヌ 休 日 を 含 \Diamond 週 七 日 間 IJ ノヽ F, IJ テ シ 彐 ン を 提 供 で きる 体 制 を 有 L て **\ ること。

ル 当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入 院 患 者 \mathcal{O} う 5 五. 割 以 上 が 重 症 \mathcal{O} 患 者 で あ ること。

ヲ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 退 院 患 者 \mathcal{O} う 5 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 \sim 転 院 L た者等を除く者 0 割 合 が 七

割以上であること。

ワ IJ ノヽ ピ リテ] シ 日 ン \mathcal{O} 効 果 に 係 る実 績 の指数 が 兀 十 以 上で あること。

力 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 と \mathcal{O} 連 携 体 制 が 確 保 さ れ て 1 ること。

日 早 期 離 床 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 加 算 及 び 早 期 栄 養 介入管 理 加 算 に 係 る届 出 を行行 って ١, る保

険 医 療 機 関 で あること。

(2) 回 復 期 IJ ハ ピ リテ] シ 日 ンを要す る状態及び算定 上 限 日 数

表 第 九 に 掲 げる 状 態 及 び 日 数

(3)

特

定

機

能

病

院

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

病

棟

入

院

料

 \mathcal{O}

注

2

に

規

定

す

る

費用

別

別 表 第 九 0) \equiv に 撂 げ る 費 用

(4) 特定 機 能 病 院 IJ ハ F IJ テ] シ 彐 ン 病棟 入 院 料 O注 2 の除外に 薬 剤 注 射

薬

自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 用 灌か 流 液 及び 別 表 第 五. の 一 の二に掲 げ る薬 剤 注射 薬

第十 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 0) 施 設 基 準 等

通 則

短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 を 算 定す る手 術等 は、 別 表 第 十一に · 掲 げ る ŧ のとすること。

短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 手 術 を 行 らった つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

(2) 短 期 滯 在 手 術 を行 らにつ き回 復室 そ \mathcal{O} 他 適 切 な 施設を 有 て いること。

- (3)当 該 口 復 室 12 お け る看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 口 復 室 \mathcal{O} 患 者 \mathcal{O} 数 が 兀 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増 「すご
- と に 以 上 で あ ること。
- 三 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \emptyset る 保 険 医 療 機 関

診 療 報 膕 \mathcal{O} 算 定 方 法 第 号 た だ L 書 に 規 定 です る 別 に 厚 生労働 大臣 が 指 定す る病 院 \mathcal{O} 病 棟を有す

る 病 院 又 は 診 療 所 で な こと。

几

短

期

滞

在

手

術

等

基

本

料

 \mathcal{O}

注

5

 \mathcal{O}

除

外

薬

剤

注

射

薬

别 表 第 五 \mathcal{O} \mathcal{O} 三 に 掲 げ る 薬 剤 及 び 注 射 薬

第 + 経 過 措 置

看 護 職 員 \mathcal{O} 確 保 が 特 に 困 難 であ ると 認 \Diamond 5 れ る 保 険 医 療 機 関 に つ ١ ر 7 は、 第 五. \mathcal{O} 几 の 二 \mathcal{O} (2) \mathcal{O}

規 定 12 カン カン わ 5 ず、 当 分 \mathcal{O} 間 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ ること が で きる。

当 分 \mathcal{O} 間 は 第 九 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 中 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 لح あ る \mathcal{O} は 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員

数 同 令 第 五 + 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 間 \mathcal{O} 規 定 12 ょ ŋ 有 l な け れ ば な 5 な 1 医 師 \mathcal{O} 員 数 以

上 \mathcal{O} 員 数) と 第 九 \mathcal{O} + 兀 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 第 九 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 第 九 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ハ 及 び 第 九

 \mathcal{O} + 五. の 三 \mathcal{O} (2)中 \neg 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 と あ る \mathcal{O} は 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 同 令 第 兀 + 九

条 及 び 第 五. + 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を受 け る 間 そ れ ぞ れ ک れ 5 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 有 L な け れ ば な 5 な 1 医

師

 \mathcal{O}

員

数

以

上

 \mathcal{O}

員

数)

と、

第

九

 \mathcal{O}

+

兀

 \mathcal{O}

(1)

 \mathcal{O}

ハ、

第

九

 \mathcal{O}

+

五.

 \mathcal{O}

(1)

 \mathcal{O}

ハ

第

九

 \mathcal{O}

+

五.

の <u>-</u>

 \mathcal{O}

(1)

 \mathcal{O}

二、 適 成 あ 用 + る を 三 第 \mathcal{O} 受け 年 は 九 厚 \mathcal{O} + る 生 看 間 労 護 五. 働 師 \mathcal{O} 三 省 及 令 \mathcal{O} び \mathcal{O} 規 第 准 (3)定 及 八 看 に 号 護 び ょ 第 師 り 附 九 \mathcal{O} 有 則 員 \mathcal{O} + 第 数 L 六 な 以 け + 上 \mathcal{O} れ 条 \mathcal{O} (1)ば 員 \mathcal{O} \mathcal{O} な 規 数 ハ 5 中 定 な \mathcal{O} 医 看 1 適 療 看 用 法 護 護 を 施 師 受 及 師 行 け 及 び 規 准 る び 則 准 病 等 看 護 看 院 \mathcal{O} 師 護 に 師 あ 部 \mathcal{O} 員 \mathcal{O} を 0 改 数 員 7 数 は 正 以 す 以 上 上 る \mathcal{O} \mathcal{O} 省 員 \mathcal{O} 数 員 規 数 定 亚 لح \mathcal{O}

とす

る。

正 病 病 区 す 院 平成二十 棟 る 分 入 入 件 院 院 番 号 基 基 平 六 Α 本 本 年三 成二 料 料 1 を 七 0 + 月三 算 対 0 六 定 \mathcal{O} ___ + 年 注 す 入 る 院 厚 8 __ に 生 病 基 日 規 労 棟 に 本 定 働 12 料 お す 省 若 限 1 る 告 る。 7 し 特 示 < 現 定 第 は に 患 保 五 12 +者 + 入 対 険 をい 七 院 医 号) す 療 入 う。 る 院 機 に 特 関 基 ょ 定 本 が に 患 料 地 る 改 0 者 方 7) 特 厚 正 診 7 生 前 定 は \mathcal{O} 療 機 局 診 報 長 能 等 当 酬 療 病 分 報 院 に \mathcal{O} 膕 算 \mathcal{O} 届 入 間 定 院 け \mathcal{O} 算 出 方 基 定 法 た 医 本 方 療 \mathcal{O} 料 病 法 棟 区 又 分 部 别 は 3 を 専 表 般 لح 第 改 門

兀 護 \mathcal{O} 老 平 \mathcal{O} 成 12 人 保 三十 該 2 当す 健 第 施 年 Ź $\dot{\Xi}$ 設 八 ŧ 月 \mathcal{O} 又 三 \mathcal{O} は + لح 介 \mathcal{O} 4 (2)護 な 日 療 \mathcal{O} す 養 に 1 型 お 医 1 (1)て、 療 \mathcal{O} 施 ^ 当 \mathcal{O} 設 該 2 を 設 に 保 限 置 険 る。 医 L て 療 機 1 る 関 及 لح CK 保 第 険 同 八 医 療 建 \mathcal{O} 機 物 内 関 \mathcal{O} (3)に に 特 \mathcal{O} 0 別 1 1 て 養 護 (1)は 老 \mathcal{O} 第 人 \mathcal{O} 八 ホ (2) \mathcal{O} ム、 12 限 \mathcal{O} 介 る (1)

4

な

す。

五. 令 和 兀 年三 月三十 日 に お 1 7 現 に 次 \mathcal{O} (1) か 5 (16)ま で 12 掲 げ る 診 療 料 12 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る

病 棟 又 は 病 室 12 0 1 て は 同 年 九 月 \equiv + 日 ま で \mathcal{O} 間 12 限 ŋ 次 \mathcal{O} (1) か 5 (16)ま で 12 掲 げ る 区 分 に 応

じ、 当 該 各 (1)カ 5 (16)ま で に 定 \Diamond る 基 準 に 該 当 す る t \mathcal{O} لح 4 な す。

- (1)急 性 期 般 入 院 料 1 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 1 又 は 2
- (2)急 性 期 般 入 院 料 2 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} イ \mathcal{O} (3) \mathcal{O} 1 又 は

2

- (3)急 性 期 般 入 院 料 3 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} イ \mathcal{O} 4 \mathcal{O} 1 又 は 2
- (4)急 性 期 般 入 院 料 4 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} (5) \mathcal{O} 1 又 は

2

- (5)急 性 期 般 入 院 料 5 第 五 \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} (6)
- (6)結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 七 対 入 院 基 本 料 第 五. \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} イ

(7)

特

定

機

能

病

院

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

般

病

棟

 \mathcal{O}

七

対

入

院

基

本

料

第

五

 \mathcal{O}

Ŧī.

 \mathcal{O}

(1)

 \mathcal{O}

1 \mathcal{O}

(1) \mathcal{O}

4

 \mathcal{O}

(3)

- (8)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 \mathcal{O} イ 第 五 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} (4) \mathcal{O} イ \mathcal{O} 2
- (9)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 \mathcal{O} 口 第 五 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} (4) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 2
- (14) (13) (12) (11) (10) 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 \mathcal{O} ハ 第 五. \mathcal{O} 五. \mathcal{O} (4) \mathcal{O} ノヽ \mathcal{O} 2

尃

門

病

院

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

七

対

入

院

基

本

料

第

五

 \mathcal{O}

六

 \mathcal{O}

(2)

 \mathcal{O}

1 \mathcal{O}

4

- 専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 3 \mathcal{O} イ 第 五 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} (3) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} (2)
- 尃 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 3 \mathcal{O} 口 第 五 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} (3) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 2
- 専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 3 \mathcal{O} ハ 第 五. \mathcal{O} 六 \mathcal{O} (3) \mathcal{O} ハ \mathcal{O}

(2)

(16) (15)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 第 九 \mathcal{O} + \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ハ

特

定

般

病

棟

入

院

料

 \mathcal{O}

注

7

第

九

 \mathcal{O}

+

九

 \mathcal{O}

(5)

 \mathcal{O}

口

 \mathcal{O}

(1)

又

は

2

六 令 和 兀 年 三 月 \equiv + 日 に お 1 7 現 に 急 性 期 般 入 院 料 1 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 病 棟 許 可 病

床 数 が 百 床 以 上 兀 百 床 未 満 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 病 棟 12 限 る。 に 係 る 第 五 \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 適

用 12 0 1 て は 同 年 + 月 \equiv + 日 ま で \mathcal{O} 間 12 限 り な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ るこ と が で き

七 は 令 和 同 几 年 年 九 三 月 三 月 + 三 + 日 ま で 日 に \mathcal{O} 間 お に 1 て 限 り、 現 に 第 急 性 五 \mathcal{O} 期 般 \mathcal{O} 規 入 定 院 に 料 か 6 カン に 係 わ る 5 ず、 届 出 を な 行 お 0 従 7 前 1 \mathcal{O} 例 る 病 に ょ 棟 るこ に 0 لح 1 が 7

八 令 和 兀 年 $\dot{\equiv}$ 月三 + 日 に お 1 7 現 に 次 \mathcal{O} (1)カン 5 (6) ま で に 掲 げ る 診 療 料 12 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る

で

き

る

令 病 棟 和 五. 又 年 は \equiv 病 月 室 三 + 許 ___ 可 日 病 ま 床 数 で \mathcal{O} が 間 12 百 限 床 り、 以 上 次 \mathcal{O} 保 \mathcal{O} 険 (1)か 医 療 5 (6)機 関 ま で \mathcal{O} 12 病 撂 棟 げ 又 る は 病 区 分 室 に に 応 限 じ、 る。 当 該 に 各 0 (1)1 カン 7 5 は (6)

ま で に 定 8 る 基 準 に 該 当 す る Ł \mathcal{O} لح 4 な す

- (1)地 域 般 入 院 基 本 料 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 4
- (2)専 門 病 院 入 院 基 本 料 + 三 対 入 院 基 本 料 に 限 る。 第 五. \mathcal{O} 六 \mathcal{O} (2) \mathcal{O} ハ \mathcal{O}

(4)

口

- (3)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 第 五 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} (1) \mathcal{O}
- (4)特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 第 九 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ^

- (5)特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 第 九 \mathcal{O} + __ \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ^ 又 は (2) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 2 若 L < は 口 \mathcal{O} 2 (1) \mathcal{O} ^ に 限
- (6) 緩 和 ケ T 病 棟 入 院 料 第 九 \mathcal{O} + 三 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ヲ

九

病 棟 令 又 和 は 兀 病 年 三 室 月 許 三 + 可 病 床 日 数 に が お 1 百 7 床 現 未 に 満 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 保 (1)険 カ 医 5 療 (6)機 ま 関 で に \mathcal{O} 病 掲 棟 げ る 又 は 診 病 療 室 料 に 12 限 係 る。 る 届 出 を に 0 行 0 11 7 7 は 1 る

令 和 六 年三 月三十 -- 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 次 \mathcal{O} (1)か 5 (6)ま で 12 掲 げ る 区 分に 応 じ、 当 該 各 (1) カン 5 (6)

ま で に 定 8 る 基 準 に 該 当 す る t \mathcal{O} لح 4 な す。

- (1)地 域 般 入 院 基 本 料 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 4
- (2)専 門 病 院 入 院 基 本 料 + 三 対 入 院 基 本 料 に 限 る。 第 五. \mathcal{O} 六

 \mathcal{O}

(2)

 \mathcal{O}

ノヽ

 \mathcal{O}

(4)

- (3)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 第 五. \mathcal{O} 七 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口
- (4)特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 第 九 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} \sim
- (5)特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 第 九 \mathcal{O} + _ \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ^ 又 は (2) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 2 若 L < は 口 \mathcal{O} 2 (1) \mathcal{O} ^ に 限 る。
- (6)緩 和 ケ T 病 棟 入 院 料 第 九 \mathcal{O} + 三 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ヲ

+令 和 几 年 三 月 三 + 日 に お 1 7 現 に 次 \mathcal{O} (1)カン 5 (8) ま で に 掲 げ る 規 定 に 係 る 届 出 を 行 0 て 7 る 病

棟 又 は 病 室 に 0 1 て、 急 性 期 般 入 院 基 本 料 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 般 病 棟 に 限 る。

専 カン 5 門 病 4 院 ま で 入 又 院 は 基 本 地 料 域 包 十三 括 ケア 対 病 入 棟 院 入 院 基 料 本 を 料 算 を 定 除 す る 病 棟 若 口 復 L < 期 IJ は 地 ハ ピ 域 包 IJ テ 括 ケア シ 入 日 院 ン 病 医 療 棟 管 入 院 理 料 料 を 1

床 算 あ か L 1 < 若 未 を 定 る す 満 有 障 ŧ は L Ź < で す 緩 害 \mathcal{O} 者 病 あ る 12 和 は り、 2 限 ŧ ケ 施 室 り、 ア \mathcal{O} \mathcal{O} 設 等 1 か \mathcal{O} 病 療 当 う ず 棟 入 養 5 分 院 れ 入 病 デ 院 ŧ \mathcal{O} 基 棟] 間 料 本 入 有 れ タ を 料 院 L 次 提 5 算 基 な 定 \mathcal{O} 出 \mathcal{O} 口 本 1 す 保 加 病 復 料 (1)る 算 期 険 カン 棟 \mathcal{O} 病 5 \mathcal{O} 又 IJ 注 医 届 は 棟 療 (8)ハ 11 病 ビ ま 出 又 機 で を 室 IJ 車 関 は 行 門 特 テ に \mathcal{O} で う 病 掲 あ 殊 病 こと げ 院 疾 床 シ 0 て、 る 数 患 彐 入 区 が \mathcal{O} 入 ン 院 分 合 院 基 地 木 病 に 難 域 計 医 棟 本 応 料 療 で が 入 当 じ、 あ 管 院 般 る + 該 理 料 入 こと 当 \equiv 院 保 料 5 該 険 を 対 基 各 に 算 特 本 医 料、 入 療 定 0 殊 (1)院 機 す 疾 1 か 関 る 療 5 て 患 基 正 に 病 養 (8)病 本 当 ま な 室 棟 料 病 な 棟 で に 11 \mathcal{O} 入 て 入 に 理 院 限 1 定 ず る 院 料 由 百 若 料 8 が れ

(1)地 域 般 入 院 基 本 料 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 4

る

ŧ

 \mathcal{O}

12

該

当

す

る

Ł

 \mathcal{O}

لح

4

な

す。

- (2)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 第 五. \mathcal{O} \equiv \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 8
- (3)専 門 病 院 入 院 基 本 料 + 三 対 入 院 基 本 料 に 限 る。 第 五. \mathcal{O} 六 \mathcal{O} (2) \mathcal{O} ハ \mathcal{O}

4

- (4)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 第 五. \mathcal{O} 七 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口
- (5)特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 第 九 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ^
- (6)口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 5 第 九 \mathcal{O} + \mathcal{O}

(6)

- (7)特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 第 九 \mathcal{O} + \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ^ 又 は (2) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 2 若 L < は 口 \mathcal{O} 2 (1) \mathcal{O} ^ に 限 る。
- (8)緩 和 ケ T 病 棟 入 院 料 第 九 \mathcal{O} 十三 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ヲ

+ は --- 令 令 和 和 六 兀 年三 年 三月 月三十 三十 日 日 ま に お で \mathcal{O} 1 間 7 現 に に 限 り、 精 神 第 科 救 九 急 \mathcal{O} 入 +院 兀 料 \mathcal{O} 12 (1)係 \mathcal{O} る ル 届 に 出 該 当す を 行 る 0 7 ŧ 1 \mathcal{O} لح る 4 病 な 棟 す 12 0 7 7

令 和 兀 年 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 月 三十 日 に お 11 7 現 に 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 診 療 所 に

0 ١ ر 7 は 同 年 九 月三十 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 第 六 \mathcal{O} \mathcal{O} (2) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 2 に 該 当 す Ź Ł \mathcal{O} لح 4 な

十三 に 0 令 1 和 7 は 兀 年 $\dot{\equiv}$ 同 年 月 三十 九 月 \equiv + 日 日 に まで お 1 7 \mathcal{O} 現 間 に に 総 限 り、 合 入 院 第 八 体 制 \mathcal{O} 加 算 \mathcal{O} 12 (1)係 \mathcal{O} チ、 る 届 出 (2)を \mathcal{O} 行 イ 0 (1) 7 \mathcal{O} 1 チ る 保 に 限 険 る。 医 療 機 又 関

+ 兀 は (3)令 \mathcal{O} 和 ホ 兀 に 年 該 $\dot{\equiv}$ 当 月 す 三十 る £ \mathcal{O} 日 لح に 4 な お す 11 7 現 12 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険

医

0 療 機 関 に 0 急 1 7 性 は 期 般 同 年 入 院 九 月三 料 7 + 又 は ま + で 対 \mathcal{O} 間 入 院 に 限 基 り、 本 料 第 に 八 係 \mathcal{O} る 七 届 の 三 出 を \mathcal{O} 行 (1) 0 0) 7 1 る 保 (2) 険 (1)医 \mathcal{O} 療 ^ 機 関 に 限 に 限 る る

日

(3) \mathcal{O} 口 (1) \mathcal{O} ^ に 限 る。 $\overline{}$ 又 は (4) \mathcal{O} 口 (1) \mathcal{O} ^ 12 限 る。 に 該 当 す Ź ŧ \mathcal{O} لح 4 な す。

十五 令 和 兀 年 $\stackrel{\cdot}{=}$ 月 三 + 日 に お 1 7 現 に 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療

機 関 急 性 期 般 入 院 料 7 又 は +対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 に 限 る

又 に は (3)0 \mathcal{O} 1 て 口 は (1) \mathcal{O} 同 = 年 に 九 限 月三十 る。 日 12 ま 該 で 当 \mathcal{O} す 間 る に ŧ 限 り、 \mathcal{O} と 4 第 な 八 す。 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 二、 (2)(1) \mathcal{O} = 12 限 る。

+ 六 令 和 几 年 $\dot{\Xi}$ 月 三十 日 に お 1 7 現 12 看 護 補 助 加 算 1 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関

地 険 域 医 療 般 機 入 関 に 院 料 限 る 1 若 L < に は 0 1 地 域 7 は 般 同 入 院 年 料 九 月三 2 又 + は + 日 三 ま 対 で \mathcal{O} 間 入 院 に 基 限 本 り、 料 第 に 係 八 る \mathcal{O} + 届 三 出 を \mathcal{O} 行 (1) \mathcal{O} 0 7 ハ に 1 る 該 保

十七 険 医 令 療 機 和 関 兀 に 年 $\dot{\Xi}$ 0 月三十 1 す。 7 は 日 令 和 に 五. お 年三 1 7 現 月 三 に 十 精 神 科 日 急 ま 性 で 期 \mathcal{O} 間 医 に 師 限 配 り、 置 加 第 算 1 八 に 0) \equiv 係 + る 五. 届 出 \mathcal{O} を 九 行 \mathcal{O} (2)0 7 \mathcal{O} 1 = に る 保 該

当す

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

4

な

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

4

な

す。

+ + 九 八 IJ 九 0 日 テ V ン \mathcal{O} + 病 令 令 7 和 棟 シ は \mathcal{O} 和 几 几 (2)入 日 \mathcal{O} 院 ン 年 年 同 $\dot{\equiv}$ 三 料 病 年 ホ 月 月 棟 4 九 三十 三十 月三 12 (3)入 院 係 + る 料 (2)2 届 日 日 日 \mathcal{O} 出 に ま に ホ を に お で お 口 限 行 復 \mathcal{O} 11 11 る。 間 期 7 7 0 7 IJ 現 現 に に に 1 ハ 限 り、 救 る ピ 回 (4)リテ 病 復 命 \mathcal{O} 棟 第 期 救 イ 急 に IJ 九 又 0 シ ハ \mathcal{O} 入 は 院 1 ピ 日 = (5)7 ン IJ \mathcal{O} 料 は 病 テ (1)1 (4)棟 \mathcal{O} 又 \mathcal{O} 同 入 シ 1 は 1 年 院 3 日 \mathcal{O} に 料 (5) に 九 ン 限 月 3 病 に 係 る。 三 又 棟 該 る + 当 は 入 届 12 院 す 出 日 口 る を 該 ま 復 料 当 期 ŧ 行 で 1 す IJ \mathcal{O} \mathcal{O} 0 る 間 て ハ 口 لح ŧ) に ビ 復 4 1 限 IJ 期 な る \mathcal{O} テ لح り、 す。 IJ 病 棟 4 ハ 第 な シ ピ に

二十 わ 出 を 5 ず、 行 令 和 0 な 7 兀 年 お 1 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ る 従 月 前 病 \mathcal{O} 棟 + 例 に 12 0 よることが 1 日 7 に お は 1 令 7 現 できる。 和 に 五 年 回 \equiv 復 月 期 三十 IJ ハ ピ 日 IJ テ ま で \mathcal{O} シ 間 日 に ン 病 限 り、 棟 入 第 院 料 九 5 \mathcal{O} + 又 は \mathcal{O} 規 6 に 定 係 12 る か 届

か

す。

7 + 医 は 療 機 令 同 関 年 \mathcal{O} 和 九 病 兀 年 月 棟 \equiv 三 又 月三 + は 日 病 + ま 室 で ___ 当 \mathcal{O} 日 間 に 該 お に 病 棟 限 1 り、 7 又 は 現 第 病 12 九 室 地 域 \mathcal{O} に 包 十 係 る 括 ___ ケ \mathcal{O} 病 T 床 \mathcal{O} が 病 棟 療 (10)養 入 に 院 該 病 当 料 床 に す で る 係 あ る t る 届 \mathcal{O} ŧ لح 出 \mathcal{O} を 4 に 行 な 限 す。 る。 0 7 1 る に 保 0 険 1

二 十 二 九 を 月三 有 す + る 令 保 日 和 ま 険 兀 で 医 年 \equiv \mathcal{O} 療 月三 間 機 関 に + 限 舎許 り、 可 日 第 病 に 九 床 お 数 \mathcal{O} 1 十 7 が 一百 現 \mathcal{O} 12 床 地 \mathcal{O} 以 域 上 包 (4)几 括 \mathcal{O} 二 百 ケ 又 床 T は 未 病 棟 満 (8) \mathcal{O} \mathcal{O} 入 院 ホ ŧ に 料 \mathcal{O} 該 に に 当す 限 係 る。 る る 届 ŧ 出 12 を \mathcal{O} لح 行 0 4 1 0 て な 7 す。 は 1 る 同 病 年 棟

<u>一</u> 十 当 又 口 は 病 (2)室 令 \mathcal{O} \mathcal{O} 12 和 口 几 0 12 4 年 1 限 な 7 \equiv る す 月三 は + ` 同 年 -- (5) 九 日 \mathcal{O} 月三 に 1 お + 1 (3) 日 7 \mathcal{O} ま 現 1 で に に \mathcal{O} 地 限 間 域 る。 包 に 限 括 り、 ` ケ T (6) 第 病 \mathcal{O} 九 棟 口 \mathcal{O} 入 院 十 (7)料 \mathcal{O} \mathcal{O} に ハ 係 \mathcal{O} る (8) 届 (2) \mathcal{O} \mathcal{O} 出 ホ を 口 又 行 は 9 (3)(9) \mathcal{O} 7 \mathcal{O} 1 1 ハ る 12 病 (4)該 棟 \mathcal{O}

す

る

t

と

二 十 又 1 は 兀 病 (2)令 \mathcal{O} 室 に 和 ハ に 兀 0 年 限 1 \equiv る 7 月三 は + 又 同 は 年 __ 九 日 (7)に \mathcal{O} 月 三 お 口 + 1 7 (3) 日 \mathcal{O} ま 現 で 12 口 12 \mathcal{O} 地 限 間 域 る。 包 に 括 限 り、 ケ T 12 該 第 病 当 九 棟 す \mathcal{O} 入 院 る + ŧ 料 --- \mathcal{O} \mathcal{O} に لح 係 4 る \mathcal{O} な 届 (2)す。 出 \mathcal{O} を 行 0 (3) \mathcal{O} 7 1 口 る 病 (6)棟 \mathcal{O}

<u>二</u> 十 又 1 は 五 病 (2)室 令 \mathcal{O} = 12 和 に 兀 0 年 限 1 る。 三 7 月三 は + 又 同 は 年 九 日 (7) 月 に \mathcal{O} \equiv 口 お + 1 (3) 7 日 ま \mathcal{O} 現 ハ で 12 12 \mathcal{O} 地 限 間 域 る。 包 に 括 限 り、 ケ に T 該 第 病 当 棟 九 す \mathcal{O} 入 院 る + ŧ 料 \mathcal{O} \mathcal{O} に کے 係 4 \mathcal{O} る な (2)届 す。 出 \mathcal{O} 二、 を 行 (3)0 7 \mathcal{O} 1 ハ る (6)病 \mathcal{O} 棟

+ 六 令 和 兀 年三 月 三 + --- 日 に お 7 7 現 に 地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 病 棟

又 は 病 室 に 0 1 7 は、 同 年 九 月三 + 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 第 九 \mathcal{O} + __ の 二 \mathcal{O} (4) \mathcal{O} ハ、 (5) \mathcal{O} 口 (8) \mathcal{O}

ハ 又 は (9) \mathcal{O} 口 12 該 当す る ŧ \mathcal{O} と 4 な す。

- 又 七 は 病 室 令 を 和 有 兀 す 年三 る 月三十 保 険 医 療 機 日 関 に に お 0 1 7 1 7 現 E は 地 同 域 包 年 括 九 ケア 月三十 病 棟 入 院 で 料 \mathcal{O} 間 に 12 係 る 限 り、 届 出 を 第 行 九 \mathcal{O} 0 7 + 1 る \mathcal{O} 病 棟 \mathcal{O}

日

ま

(23)に 該 当 L な 7 t \mathcal{O} と 4 な す

<u>一</u>十 八 令 和 兀 年 \equiv 月三 は、 + --- 日 に お 1 7 現 に 旧 医 科 点 数 表 \mathcal{O} 精 神 科 救 急 入 院 料 に 係 る 届 出 を 行 0 7

す Ź ŧ \mathcal{O} لح 4 な

1

る

病

棟

12

0

1

7

令

和

五.

年三

月三十

日

ま

で

 \mathcal{O}

間

に

限

り、

第

八

 \mathcal{O} 三

+

五.

 \mathcal{O}

九

 \mathcal{O}

(2)

 \mathcal{O}

=

12

該

当

一 1 1 九 12 る 限 病 令 る。 棟 12 和 兀 0 年三 1 又 7 は 月三十 は、 ハ \mathcal{O} (1)同 年 __ 7 日 九 月 に \mathcal{O} Ξ 1 お 12 + V) て 限 日 現に ま る。 で 旧 \mathcal{O} に 間 医 科 該 に 当 点 限 数 り、 す 表 る 第 \mathcal{O} £ 精 \mathcal{O} 九 لح 神 \mathcal{O} 科 4 + 救 な 兀 急 す \mathcal{O} 入 院 (7) \mathcal{O} 料 イ に \mathcal{O} 係る 届 口 出 \mathcal{O} を行 1 7 0 て \mathcal{O}

三十 間 係 る に 令 限 届 り、 出 和 を 兀 行 年 第 \equiv 九 0 \mathcal{O} 7 月 -+ 三十 1 る 病 \mathcal{O} 日 棟 規 に 特 定 お 定 12 1 該 機 て 当 能 現 す 病 に る 院 旧 ŧ \mathcal{O} 医 科 \mathcal{O} 病 点 棟 数 みなす。 に 限 表 る。 \mathcal{O} 口 復 に 期 0 IJ 1 ハ て F, は IJ テ] 同 年 シ 九 日 月三 ン 病 $\overline{+}$ 棟 日 入 ま 院 で 料 12 \mathcal{O}

別 表 第 か 5 別 表 第 十 五. ま で を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

術

J 0 1 3 \Box 腔っ 内 消 炎 手 術 顎 炎 又 は 顎 骨 骨 髄 炎 等 に 限 る。

J016 口腔底悪性腫瘍手術

J018 舌悪性腫瘍手術

J031 口唇悪性腫瘍手術

J O 3 2 腔っ 顎、 顔 面 悪 性 腫 瘍 切 除 術

J035 類粘膜悪性腫瘍手術

J039 上顎骨悪性腫瘍手術

J

0

3

6

術

後

性

上

顎

養の

胞

摘

出

術

J042 下顎骨悪性腫瘍手術

J043 顎骨腫瘍摘出術

J066 歯槽骨骨折観血的整復術

J068 上顎骨折観血的手術

J069 上顎骨形成術

J070 類骨骨折観血的整復術

J072 下顎骨折観血的手術

J 0 7 2 2 下 顎 関 節 突 起 骨 折 観 血 的 手 術

J075 下顎骨形成術

J076 顔面多発骨折観血的手術

J087 上顎洞根治手術

别 表 第二 平 均 在 院 日 数 \mathcal{O} 計 算 対 象と L な 1 患 者

精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 を算 定 す る 患 者

救 命 救 急 入 院 料 広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料 に 限 る。 を 算 定 す る 患 者

三 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 広 範 开 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料 12 限 る。 を 算定 でする 患 者

兀 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を算 定す る 患 者

五. 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

六 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

七 新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 を 算定 す る 患 者

八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定す る 患 者

九 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

十 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患

者

十 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十三 緩 和 ケ T 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 兀 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 五. 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 六 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+七 児 童 • 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

+ 八 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 八 の 二 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 八 の 三 特 定 機 能 病 院 IJ ノヽ F IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 を算 定 す る 患 者

十 九 般 病 棟 $\widehat{}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 $\widehat{}$ 般 病 棟 に 限 る。 又 は 専 門 病

院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る 病 棟 を 除 く。 に 入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 九 + 日 を 超 え 7 入 院 L 7 い る

患 者 で あ 0 7 医 科 点 数 表 第 章 第 部 第 節 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 12 規 定 す る 厚 生 労

働大臣の定める状態等にあるもの

一 十 般 病 棟 に 入 院 た 日 か ら 起 算 L 7 九 + 日 を 超 え 7 入 院 L 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 医 科 点 数 表

第 章 第 部 第 節 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 又 は 専 門 病 院 入

院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 \mathcal{O} 規 定 に ょ 1) 療 養 病 棟 入 院 料 1 \mathcal{O} 例 に ょ り 算 定 し 7 1 る 患 者

<u>二</u> 十 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 を算 定 L 7 1 る 患 者

<u>-</u>+ 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 及 び 3 入 院 L た 日 か 5 起 算 7 五. 日 ま で \mathcal{O} 期 間 に 限 る。 を 算

定している患者

二十三 診 療 報 酬 \mathcal{O} 算 定 方 法 第 --- 号 ただ L 書 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 を

有す る病 院 に お 1 て、 別 表 第 十 --- \mathcal{O} \equiv に 規 定 す る 手 術 検 査 又 は 放 射 線 治 療 を 行 0 た 患 者 入 院

L た 日 カ 5 起 算 L て 五. 日 ま で に 退 院 L た 患 者 に 限 る

+ 兀 別 表 第 十 \mathcal{O} __ に 規 定 す る 手 術 又 は 検 査 を 行 9 た 患 者

別 表 第三 看 護 配 置 基 準 \mathcal{O} 計 算 対 象 لح L な 1 治 療 室 病 室 又 は 専 用 施 設

一 救命救急入院料に係る治療室

特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

 \equiv ハ 1 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

兀 脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

五. 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

六 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

七 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

八 新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

九 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

十 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 に 係 る 口 復 室

十 外 来 腫 瘍 化 学 療 法 診 療 料 又 は 外 来 化 学 療 法 加 算 に 係 る 専 用 施 設

別 表 第 兀 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態 等 に あ る 患 者

難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 を 算 定 す る 患 者

重 症 者 等 療 養 環 境 特 別 加 算 を 算 定 す る 患 者

 \equiv 重 度 \mathcal{O} 肢 体 不 自 由 者 脳 卒 中 \mathcal{O} 後 遺 症 \mathcal{O} 患 者 及 てバ 認 知 症 \mathcal{O} 患 者 を 除 <_ ° 脊 髄 損 傷 等 \mathcal{O} 重 度

障 害 者 脳 卒 中 \mathcal{O} 後 遺 症 \mathcal{O} 患 者 及 び 認 知 症 \mathcal{O} 患 者 を 除 <_ 。 重 度 \mathcal{O} 意 識 障 害 者 筋 ジ ス 1 口 フ

イー患者及び難病患者等

兀 悪 性 新 生 物 12 対 す る 治 療 重 篤 な 副 作 用 \mathcal{O} お そ れ が あ る t \mathcal{O} 等 に 限 る を 実 施 L て V る 状 態

にある患者

五 観 血 的 動 脈 圧 測 定 を 実 施 L て 1 る 状 態 に あ る 患 者

六 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ

IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ビ IJ テ] シ 日 ン 料 を 実 施 L 7 1 る

状 態 12 あ る 患 者 患 者 \mathcal{O} 入 院 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L て 百 八 + 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 る

七 ド V ン 法 又 は 胸 腔り 若 L < は 腹 腔な \mathcal{O} 洗 浄 を 実 施 L 7 1 る 状 態 12 あ る 患 者

八 頻 口 12 ·喀 痰たん 吸 引 及 び 干 渉 低 周 波 去 痰たん 器 に よる 喀☆ 痰たん 排 出 を 実 施 L 7 7 る 状 態 に あ る 患 者

九 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 患 者

十 人工 腎 臟 持 続 緩 徐 式 血. 液 濾る 過 又 は 血 漿よ 交 換 療 法 を 実 施 L て V る 状 態 に あ る 患

者

+全 身 麻 酔 そ \mathcal{O} 他 ک れ に 準 ず る 麻 酔 を 用 1 る 手 術 を 実 施 し、 当 該 疾 病 に 係 る 治 療 を 継 続 L 7 1

る 状 態 **当** 該 手 術 を実施 L た 日 カゝ 5 起 算し て三十月 ま で 0) 間 に 限 る。 に あ る 患 者

別 表 第 五. 特定 入 院 基 本 料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料、 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 及 び 注 12 \mathcal{O} 点 数

並 び に 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 に 含 ま れ る 画 像 診 断 及 び 処 置 並 び に . ک れ 5 に 含 ま れ な 1 除 外

薬剤・注射薬

一 これらに含まれる画像診断

写 真 診 断 単 純 撮 影 工 ツ ク ス 線 診 断 料 に 係 る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 に 限 る。

撮 影 単 純 撮 影 工 ツ ク ス 線 診 断 料 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 に 限 る。

一 これらに含まれる処置

創 傷 処 置 手 術 日 カン 5 起 算 L て + 匹 日 以 内 \mathcal{O} 患 者 に 対 す る ŧ \mathcal{O} を 除

喀痰吸引

摘便

酸素吸入

酸素テント

膀胱洗浄 皮膚科軟膏処置

留置カテーテル設置

膣⁵ 導 洗 涤 浄

耳処置

眼

処

置

耳管処置

鼻兒

口腔、咽頭処置

間接喉頭鏡下喉頭処置

ネブライザ

超音波ネブライザ

育を真 介達 牽引

消炎鎮痛等処置

鼻 腔; 栄 養

長 期 療 養 患 者 褥ょ 瘡さ 等 処 置

 \equiv れ 5 に 含 ま れ な 1 除 外 薬 剤 特 定 入 院 基 本 料 に 係 る 場 合 を 除 <_ 。

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 に 罹り 患 L 7 1 る 患 者 12 対 L 7 投 与 さ れ た 場 合 に 限 る Н Ι F

Р Н 阻 害 剤 入 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を 受 け て 1 る 患 者 \mathcal{O} う ち 腎 性 貧 血 状 態 に あ る ŧ \mathcal{O} に 対 L 7 投

与 さ れ た 場 合 に 限 る。 \smile 及 び 疼さ 痛 コ ン 1 口 ル \mathcal{O} た め 0 医 療 用 麻 薬

兀 れ ら に 含 ま n な 1 注 射 薬 特 定 入 院 基 本 料 に 係 る 場 合 を 除 <

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 12 罹り 患 L 7 1 る 患 者 に 対 L 7 投 与 さ れ た 場 合 12 限 る 工

IJ

ス

口

ポ 工 チ ン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を 受 け て 1 る 患 者 \mathcal{O} う 5 腎 性 貧 血. 状 態 12 あ る £ \mathcal{O} に 対 L 7 投 与

され た 場 合 に 限 る ` ダ ル ベ ポ エ チ ン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受 け 7 1 る 患 者 \mathcal{O} う 5 腎 性 貧

腹 血 膜 状 灌が 態 流 12 を あ 受 る け ŧ 7 \mathcal{O} に 1 る 対 患 L 者 7 \mathcal{O} 投 う 与 さ 5 腎 れ 性 た 場 貧 合 血. に 状 態 限 る。 に あ る t \mathcal{O} 工 12 ポ 対 工 チ L 7 ン 投 べ 与] さ タ <u>~</u>° れ ゴ た 場 ル 合 人 に 限 工 腎 る 臓 又 及 は

び 疼さ 痛 コ ン \vdash 口 ル \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 医 療 用 麻 薬

别 表 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 特 定 入 院 基 本 料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 及 U 注

12 \mathcal{O} 点 数 並 \mathcal{U} に 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 12 含 ま れ な 1 除 外 薬 剤 注 射 薬 並 び に 特 殊 疾 患 入

院 医 療 管 理 料 回 復 期 IJ ノヽ ピ リテ シ 日 ン 病 棟 入 院 料、 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 緩 和 ケ T 病 棟 入 院 料

認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 及 び 特 定 機 能 病 院 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 注 射 薬

イ ン タ フ エ 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は \mathbf{C} 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る

抗 ウ イ ル ス 剂 В 型 肝 炎 又 は C型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 し < は 効 果 を 有 す る Ł \mathcal{O} 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症 候

群 又 は Н Ι V 感 染 症 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

血 友 病 \mathcal{O} 治 療 12 係 る 血 液 凝 固 因 子 製 剤 及 び ĺП. 液 凝 固 因 子 抗 体 迂ぅ 口 活 性 複 合 体

別 表 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} \equiv 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 特 定 般 病 棟 入 院 料 及 び 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 \mathcal{O} 除 外

薬剤・注射薬

性 与 べ 能 C を 貧 抗 受 型 さ 悪 若 血 貧 ル 肝 れ け 状 性 l 血 タ \mathcal{O} <u>~</u>° < た た 炎 状 7 態 腫 場 ゴ 瘍 は \mathcal{O} 態 1 に 8 効 効 に 合 る あ \mathcal{O} 剤 ル 果 能 る あ 12 患 医 若 人 者 悪 を る 限 ŧ 療 る。 性 有 L t 工 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 < 腎 う 新 \mathcal{O} 12 す 麻 る 12 5 は 臓 対 薬 生 腎 物 効 対 又 ŧ L \mathcal{O} 果 L Н は 性 7 に 工 を 投 て 腹 IJ 罹り 及 Ι 貧 有 投 与 び 膜 血 ス 患 F す 灌が 状 さ 与 後 口 L る さ 態 れ ポ て 天 Ρ 流 た 性 ŧ れ Н を に 工 1 受 場 る 免 \mathcal{O} た 阻 あ チ 場 け に 合 ン 患 疫 害 る 不 合 ŧ に 者 限 剤 7 る。 全 \mathcal{O} 限 人 に に 1 限 人 る 対 12 る 工 症 る。 腎 患 対 候 工 L 腎 者 7 群 L 臓 抗 投 臟 \mathcal{O} 7 又 又 う 投 ダ 与 は ウ 又 は ち さ 与 腹 Н 1 は ル イ さ 膜 ベ ン 腹 腎 れ Ι ル 灌が た V ス タ 膜 ポ 性 れ 剤 た 場 感 灌が 貧 工 流 染 を 合 フ 流 血. 場 チ 受 合 に 症 В を 状 ン エ 型 受 限 態 12 け \mathcal{O} 口 る。 効 肝 人 ン け 限 て に 炎 能 製 て あ 工 1 る る 腎 若 又 剤 1 る は る ŧ 臟 患 L < C В 患 \mathcal{O} 又 者 疼き 型 型 者 は に は \mathcal{O} 痛 工 効 肝 肝 対 ポ 腹 う \mathcal{O} コ 果 う 膜 ち ン 炎 炎 L 工 ち 灌が 腎 7 チ を \mathcal{O} 又 1

腎

効

は

投

流

性

口

ン

有 す Ś ŧ \mathcal{O} に 限 る。 及 び Ш. 友 病の 治 療 に係 る 血. 液 凝 固 因 子 製 剤 及 び ш. 液 凝 固 因 子 抗 体 迂ぅ 口 活 性 複

合 体

別 表 第 五. \mathcal{O} __ \mathcal{O} 兀 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料、 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 及 び 精 神 科 救 急 合

併症入院料の除外薬剤・注射薬

イ ン タ フ エ 口 ン 製 剤 $\widehat{\mathbf{B}}$ 型 肝炎又は C 型 肝炎の効能若 L くは 効 果を有する ŧ 0 に 限 る。

抗 ウ イ ル ス 剤 В 型肝 炎 又 は С 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症 候

群 又 は Н Ι V 感 染 症 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る Ł \mathcal{O} 12 限 る。

血 友 病 \mathcal{O} 治 療 に 係 る 血 液 凝 古 因 子 製 剤 及 び 血 液 凝 古 因 子 抗 体 迂ぅ 回 活 性 複 合

ク 口 ザ ピ ン 治 療 抵 抗 性 統 合 失調 症 治 療 沿指 導 管 理 料 を 算 定 L て 1 る ŧ \mathcal{O} に 対 L て投与 され た場合

体

に限る。)

別

持 続 性 抗 精 神 病 注 射 薬 剤 投 与 開 始 日 カン 5 起 算 L 7 六 + 日 以 内 に 投 与 さ れ た 場 合 に 限 る。

表 第 五. \mathcal{O} \mathcal{O} Ŧī. 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 及 び 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 除 外 薬 剤 注 射 薬

イ ン タ フ 工 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を有 す る ŧ \mathcal{O} 及 び 後 天 性 免 疫不全症候

群 又 は Н Ι V 感 染 症 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す Ś ŧ \mathcal{O} に 限 る。

血 友 病 \mathcal{O} 治 療 12 係 る 血 液 凝 固 因 子 製 剤 及 び 血 液 凝 古 因 子 抗 体 迂ぅ 口 活 性 複 合 体

ク 口 ザ ピ ン 治 療 抵抗性統 合失調 症治 療指 導管 理料 - を算 定 L 7 1 る ŧ \mathcal{O} に 対 L 7 投 与 され 、 た 場 合

に限る。)

持 続 性 抗 精 神 病 注 射 薬 剤 投投 与 開 始 日 か 5 起 算 L て 六 + 日 以 内 に 投 与さ れ た 場 合 に 限 る。

院 基 本 料 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 A に 係 る疾患及び 状 態

別

表

第

五.

 \mathcal{O}

療

養

病

棟

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

入

院

料

A

入

院

料

В

及

び

入 院

料

C

並び

に

有

床

診

療

所

療養

病

床入

一 対象疾患の名称

スモン

一 対象となる状態

医 師 及 び 看 護 職 員 に ょ り、 常 時、 監 視 及 び 管 理 を実 施 L て ١ ر る状態

中心静脈注射を実施している状態

二 十 几 時 間 持 続 L て 点 滴 を 実 施 L て 1 る 状 態

人工呼吸器を使用している状態

K ン 法 又 は 胸 腔り 若 L < は 腹 腔な \mathcal{O} 洗 浄 を 実 施 L て 1 る 状 態

気管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ て お り、 か つ、 発 熱 を 伴う 状 態

酸 素 療 法 を 実 施 L 7 7 る 状 態 密 度 \mathcal{O} 高 1 治 療 を 要す Ź 状 態 に 限 る。

感 染 症 \mathcal{O} 治 療 \mathcal{O} 必 要 性 か 5 隔 離 室 で \mathcal{O} 管 理 を 実 施 L 7 1 る 状 態

別 表 第 五. \mathcal{O} \equiv 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 入 院 料 D 入 院 料 Е 及 び 入 院院 料 F 並 び に 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入

院 基 本 料 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 В 及 び 入 院 基 本 料 Cに 係 る 疾 患 及 び 状 態 等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多 発 性 硬 化 症 筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症 パ] キ ン ソン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大脳 皮

質

基 底 核 変 性 症 パ] キ ン ソ ン 病 **(**ホ 工 ン Y ル \mathcal{O} 重 症 度分 類 が ス テ] ジ \equiv 以 上 で あ 0 7 生 活

機 能 障 害 度 が \prod 度 又 は \coprod 度 \mathcal{O} 状 態 12 限 る。 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 指 定 難 病 等 ス 干 ン を 除

脊 髄 損 傷 頸い 椎 損 傷 を 原 因 とす る 麻 痺ひ が 匹 肢 全 7 12 認 8 5 れ る 場 合 に 限 る。

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患 ヒ ユ 1 ジ 日 ン ズ \mathcal{O} 分 類 が V度 \mathcal{O} 状 態 に 該 当 す る 場 合 に 限 る。

悪 性 腫 瘍 医医 療 用 麻 薬 等 \mathcal{O} 薬 剤 投 与 に ょ る 疼ら 痛 コ ン 1 口 ル が 必 要 な 場 合 に 限 る。

二 対象となる状態

肺 炎 に 対 す る 治 療 を 実 施 L て 1 る 状 能

尿 路 感 染 症 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態

傷 病 等 に ょ る IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン が 必 要 な 状 態 原 因となる傷 病 等 \mathcal{O} 発 症 後、 三十 日 以 内 0 場

合で、 実 際 に IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン を 行 0 7 1 る 場 合 12 限 る。

脱 水 に 対 す る 治 療 を 実 施 L て 1 る 状 態 か 0 発 熱 を 伴 う 状 態

消 化 管 <u>;</u> か体内 か 5 \mathcal{O} 出 血. が . 反復継 続 L 7 V) る 状 態

頻 口 \mathcal{O} 嘔ぅ 吐 に 対 す る 治 療 を 実 施 L てい る 状 態 か つ 発熱を伴 こう 状 態

褥^{じよくそ}う に 対 す る治 療 を実 施 L てい る | 状態 (皮 膚 層 \mathcal{O} 部 分的 喪 失 が 認 め 5 れ る 場 合又 は 褥 によくそう が二

箇所以上に認められる場合に限る。)

末 梢よっ 循環障害による下肢末端 \mathcal{O} 開 放 創に対す る治療を実施してい

る状態

せん妄に対する治療を実施している状態

う つ 症 状 に 対 す る 治 療 を 実 施 L て 1 る状 熊

他者 に 対 す Ź 暴 行 が 毎 日 認 \Diamond 5 れ る 状 態

人工 腎 臓 持 続 緩 徐 式 血 液 濾る 過 腹 膜 灌か 流 又は Ш. 漿よう 交換療法を実施してい

る状

態

経 鼻胃: 管や胃 渡る 等 0 経腸 栄 養 が 行 わ れ て お り、 か つ、 発熱又は嘔吐を伴う 状

日 八 口 以 上 \mathcal{O} 喀な 疾ん 吸引 を 実 施 L て V る 状 熊

気管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ て 7 る 状 態 へ 発 熱 を伴 う 状 態 を除

頻 回 \mathcal{O} 血. 糖 検 查 を 実 施 L て 1 る 状 態

創 傷 手 術 創 B 、感染創 を含 む。 皮膚潰瘍又は下 . 腿^t, 若 しく は足部の蜂巣炎、 膿等の感染症に

対する治療を実施している状態

酸 素 療 法 を実 施 して 7 る 状 態 (密 度 の高 1 治療 を要する **状態** を 除 く。

三 対象となる患者

次 に 掲 げ る 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 療 養 病 棟 で あ 0 て、 平 成 + 八 年 六 月 三 + 日 に お 1 7 現 に 特 殊 疾 患 療

養 病 棟 入 院 料 又 は 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算 を 算 定 す る ŧ \mathcal{O} に 入 院 L 7 7 る 患 者 (重 度 \mathcal{O} 肢 体 不

自由児(者)又は知的障害者に限る。)

(1) 児 童 福 祉 法 第 匹 十二条第二号に規定する医療型障 害児 入所施設 (主とし て肢体 不 自 由 \mathcal{O} あ る

児 童 又 は 重 症 心 身 障 害 [児を] 入所さ せる ŧ \mathcal{O} に 限 る。

(2)児 童 福 祉 法 第 六 条 \mathcal{O} の 二 一第三 項 に 規 定 す る 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関

(3) 身 体 障 害 者 福 祉 法 昭昭 和 + 兀 年 法 律 第 百 八 十三号) 第 + 八 条 第 項 に 規 定 す る 指 定 医 療

機関

別 表 第五 \mathcal{O} 兀 療 養 病 棟 入院 基 本料及び有 床診 療 所 療 養 病床入院基本料 の注 4 に 規定する厚 生労働大

臣が定める状態

ADL区分三の状態

別 表 第六 難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 に 係 る 疾 患 及 び) 状態

一対象疾患の名称

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

パ] キン ソン 病 関 連 疾患 進 行 性 核 上 性 麻 森 痺_ひ 大脳 皮質 基底核 変性 症 及 び パ 丰 ン ソン

病)

多系 統 萎 縮 症 線 条 体 黒 質 変 性 症 才 リ | ブ 橋 小 脳 萎 縮 症 及 び シ ヤ 1 • ド レ ガ] 症 候 群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

メ チ シリン 耐 性 黄 色 ブ ド ウ 球 菌 感 染 症 (開 胸 心 手術 又 は 直 陽悪性 腫 瘍 手 術 \mathcal{O} 後に発症 L たもの

に限る。

後 天 性 免 疫不 全 症 候 群 Н Ι V 感 染 を含 む。

多剤耐性結核

- 二 対象となる状態
- (1)テ 該 12] 疾 著 多 ジ 三 患 L 剤 に 1 耐 罹り 支 以 性 上 障 患 結 で を L 核 あ て 来 以 0 1 L 外 7 る 7 \mathcal{O} 生 状 1 疾 活 態 る 患 機 に 状 を 能 態 主 パ 障 病 害 後 と 度 す 丰 天 が 性 ン る \prod ソ 免 患 度 ン 疫 者 又 病 不 に は 12 全 あ \prod 0 症 0 度 1 候 て \mathcal{O} て 群 は 状 は 態 Н ホ 当 に 該 Ι 限 エ V 疾 る。 ン 感 患 染 を を含 t 原 因 む。 とし ル \mathcal{O} 7 重 症 日 に 度 常 0 分 生 11 類 7 活 が 動 は 作 当 ス
- (2)た \Diamond 多 に 剤 必 耐 要 性 な 結 構 核 造 を 及 主 び 病 設 と 備 す を る 有 患 す 者 る 12 病 あ 室 0 に て 入 は 院 し 治 7 療 1 上 る \mathcal{O} 状 必 態 要 が あ 0 て、 適 切 な 陰 圧 管 理 を 行 う

别 表 第 六 \mathcal{O} 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

- 北 海 道 江 差 町 上 1 玉 町 厚 沢 部 町 \angle 部 町 及 び 奥 尻 町 \mathcal{O} 地 域
- 北 海 道 日 高 町 平 取 町 新 冠 町 浦 河 町 様 似 町 え n 4 町 及 び 新 7 だ カン 町 \mathcal{O} 地 域
- 三 北 海 道 稚 内 市 猿 払 村 浜 頓 別 町 中 頓 別 町 枝 幸 町 豊 富 町 礼 文 町 利 尻 町 利 尻 富 士 町

及び幌延町の地域

- 兀 別 北 村 海 大 道 帯 樹 町 広 市 広 音 尾 更 町 町 幕 别 士 幌 町 町 池 上 田 士 町 幌 豊 町、 頃 鹿 町 追 町、 本 别 町 新 得 足 町 寄 清 町 水 陸 町 別 芽 町 及 室 び 町 浦 幌 中 町 札 内 \mathcal{O} 村 地 域 更
- 五. 北 海 道 根 室 市 别 海 町 中 標 津 町 標 津 町 及 び 羅 臼 町 \mathcal{O} 地 域

六 青 森 県 五. 所 Ш 原 市 0 が る 市 鯵 ケ 沢 町 深 浦 町 鶴 田 町 及 び 中 泊 町 \mathcal{O} 地 域

七 青 森 県 む 0 市 大 間 町 東 通 村 風 間 浦 村 及 U 佐 井 村 \mathcal{O} 地 域

八 岩 手 県 花 巻 市 北 上 市 遠 野 市 及 U 西 和 賀 町 \mathcal{O} 地 域

九 岩 手 県 大 船 渡 市 陸 前 高 田 市 及 び 住 田 町 \mathcal{O} 地 域

+ 岩 手 県 宮 古 市 Ш 田 町 岩 泉 町 及 \mathcal{U} 田 野 畑 村 \mathcal{O} 地 域

+ 岩 手 県 久 慈 市 普 代 村 野 田 村 及 び 洋 野 町 \mathcal{O} 地 域

十 二 秋 田 県 北 秋 田 市 及 \mathcal{U} 上 小 阿 仁 村 \mathcal{O} 地 域

十三 秋 田 県 大 仙 市 仙 北 市 及 び 美 郷 町 \mathcal{O} 地 域

+兀 秋 田 県 湯 沢 市 羽 後 町 及 び 東 成 瀬 村 \mathcal{O} 地 域

+五 Щ 形 県 新 庄 市 金 Ш 町 最 上 町 舟 形 町、 真 室 Ш 町、 大 蔵 村 鮭 \prod 村 及 \mathcal{U} 戸 沢 村 \mathcal{O} 地 域

+ 六 東 京 都 大 島 町 利 島 村 新 島 村 神 津 島 村 三 宅 村 御 蔵 島 村 八 丈 町 青 ケ 島 村 及 び 小 笠

原村の地域

+ 七 新 潟 県 + 日 町 市、 魚 沼 市 南 魚 沼 市 湯 沢 町 及 び 津 南 町 \mathcal{O} 地 域

十八 新潟県佐渡市の地域

十 九 福 井 県 大 野 市 及 び 勝 Ш 市 \mathcal{O} 地 域

<u>二</u> 十 Щ 梨 県 市 Ш 三 郷 町 早 Ш 町 身 延 町 南 部 町 及 び 富 士 Ш 町 \mathcal{O} 地 域

<u>二</u> 十 長 野 県 木 曽 郡 \mathcal{O} 地 域

<u>-</u> + -長 野 県 大 町 市 及 U 北 安 曇 野 郡 \mathcal{O}

二 十 三 岐 阜 市 騨 市 市 地 \mathcal{U} 域 地

県

高

Ш

飛

下

呂

及

白

Ш

村

 \mathcal{O}

域

二 十 四 愛 知 県 新 城 市、 設 楽 町 東 栄 町 及 75 豊 根 村 \mathcal{O} 地 域

二 十 五 滋賀 県 長 浜 市 及 び 米 原 市 \mathcal{O} 地 域

二十六 滋 賀 県 高 島 市 \mathcal{O} 地 域

二十七 兵 庫 県 豊 岡 市 養 父 市 朝 来 市 香 美 町 及 \mathcal{U} 新 温 泉 町 \mathcal{O} 地

二十八 奈 良 県 五. 條 市、 吉 野 町 大 淀 町、 下 市 町 黒 滝 村 天 Ш 村 野 迫 Ш 村 + 津 Ш 村、 下 北

域

Щ

村、 上北 Щ 村、 ||上 村 及 び 東 吉野 村 \mathcal{O} 地 域

二十九 島 根 県 雲 南 市、 奥 出 雲 町 及 び 飯 南 町 \mathcal{O} 地 域

三十 島 根 県 大 田 市 及 び 邑 智 郡 \mathcal{O} 地 域

三十 島 根 県 海 士 町、 西 ノ 島 町 知 夫 村 及 び 隠 岐 \mathcal{O} 島 町 \mathcal{O} 地 域

三十二 香 ÌЦ 県 小 豆 郡 \mathcal{O} 地 域

三十三 長 崎 県 五. 島 市 \mathcal{O} 地 域

三十 . 匹 長 崎 県 小 値 賀 町 及 び 新 上 五 島 町

 \mathcal{O}

地

域

三十 五. 長 崎 県 壱 岐 市 \mathcal{O} 地 域

三十六 長崎県対馬市の地域

三十 七 鹿 児 島 県 西 之 表 市 及 てド 熊 毛 郡 \mathcal{O} 地 域

三十 八 鹿 児 島 県 奄 美 市 及 び 大 島 郡 \mathcal{O} 地 域

三十九 沖 縄 県 宮 古 島 市 及 び 多 良 間 村 \mathcal{O} 地 域

兀 + 沖 縄 県 石 垣 市 竹 富 町 及 び 与 那 玉 町 \mathcal{O} 地 域

上 記 \mathcal{O} ほ カ 離 島 振 興 法 第二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 لح L て 指 定 さ

れ

た

離

島

措 \mathcal{O} 置 地 法 域 第 兀 奄 美 条 第 群 島 項 振 12 興 規 開 定 発 す 特 る 别 措 小 笠 置 原 法 諸 第 島 ___ \mathcal{O} 条 地 に 域 規 及 定 び す 沖 る 縄 奄 振 美 興 群 特 島 別 \mathcal{O} 措 地 置 域 法 第 小 三 笠 条第三号 原 諸 島 振 12 踵 規 開 定 発 す 特 る 别

離島の地域に該当する地域

別 表 第 六 \mathcal{O} 三 ハ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

妊 娠 + = 週 カン 5 \equiv + 週 未 満 \mathcal{O} 早 産 \mathcal{O} 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 +八 凋 以 降 で 出 血 等 \mathcal{O} 症 状 を 伴 う ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

妊 娠 三 + 週 未 満 \mathcal{O} 切 迫 早 産 子 宮 収 縮 子 宮 出 血 頸い 管 \mathcal{O} 開 大 短 縮 又 は 軟 化 \mathcal{O} ** \ ず れ か \mathcal{O} 兆 候

を示すもの等に限る。)の患者

多胎妊娠の患者

子 · 宮 内 胎 児 発 育 遅 延 \mathcal{O} 患 者

心 疾 患 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

糖 尿 病 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

甲 状 腺 疾 患 治 療 中 \mathcal{O} t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

腎 疾 患 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る \mathcal{O} 患 者

膠こ 原 病 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 \mathcal{O} 患 者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患

者

白 血 病 治 療 中 \mathcal{O} t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患

者

血 友 病 治 療 中 \mathcal{O} £ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

出 血 傾 向 \mathcal{O} あ る 状 態 治 療 中 \mathcal{O} t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

Н Ι V陽 性 \mathcal{O} 患 者

R h 不 適 合 \mathcal{O} 患 者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外 \mathcal{O} 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 又 は 行 う 予 定 \mathcal{O} あ る 患 者

精 神 疾 患 \mathcal{O} 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 1 る t \mathcal{O} に 限 る。

別 表 第七 ハ 1 IJ ス ク 分 娩べん 等 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

ハ 1 IJ ス ク 分 娩心 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦である患者

分 娩^ベん 前 \mathcal{O} В M Ι が 三 + 五. 以 上 \mathcal{O} 初 産 婦 で あ る 患

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 Ш. 等 \mathcal{O} 症 状 を伴うも \mathcal{O} に 限 る。

 \mathcal{O}

患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血. 傾 向 \mathcal{O} あ る 状 態 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

HIV陽性の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外 \mathcal{O} 開 腹 手 術 を 行 0 た 患者又は 行う予 定 \mathcal{O} ある患者

精 神 疾 患 \mathcal{O} 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ て 1 る ŧ 0) に 限 る。

地域連携分娩管理加算の対象患者

四十歳以上の初産婦である患者

子 宮 内 胎 児 発 育 遅 延 **(重** 度 0) ŧ 0) を 除 \mathcal{O} 患

者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

精 神 疾 患 \mathcal{O} 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ て 1 る ŧ \mathcal{O} に 限

る。

別 表 第七 \mathcal{O} 精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

呼 吸 器系 疾 患 肺 炎、 喘ん 息 発 作、 肺 気 腫 間 質 性 肺 炎 \mathcal{O} 急 性 増 悪、 肺 塞 栓 又は気 胸)

 \mathcal{O}

患

心 疾 患 (New York Heart Association 8 心 機 能 分 類 \mathcal{O} \coprod 度、 IV 度 相 当 \mathcal{O} 心不 全、 虚 血. 性 心 疾 患 又

はモニター監視を必要とする不整脈)の患者

手 術 又 は 直 達 • 介 達産が 引 を要す る 骨 折 \mathcal{O} 患 者

脊髄損傷の患者

重 篤 な 内 分 泌 • 代 謝 性 疾患 (インス IJ ン投与を 要する糖 尿 病、 専 門 医 \mathcal{O} 診 療を要する内分泌疾患

又 は 肝 硬 変 に 伴う 高 アン モ ニア 血 症 \mathcal{O} 患 者

重 篤 な 栄 養 障 害 (Body Mass Index 15 未満 \mathcal{O} 摂 食 障 害) \mathcal{O} 患者

意 識 障 害 (急 性 薬 物 中 毒、 ア ル コ ル 精 神 障 害 電 解 質 異 常、 代 謝 性 疾 患 に ょ る せん 妄等) 0 患

全 身 感 染 症 (結 核 後 天 性 免 疫 不 · 全 症 候 群 梅 毒 1 期、 2 期 又 は 敗 血. 症 \mathcal{O} 患 者

中 枢 神 経 系 \mathcal{O} 感 染 症 髄 膜 炎 脳 炎等 \mathcal{O} 患 者

急 性 腹 症 **(**消 化 管 出 血 1 レ ウ ス 等) \mathcal{O} 患 者

劇症肝炎又は重症急性膵炎の患者

悪 性 症 候 群 又 は 横 紋 筋 融 解 症 \mathcal{O} 患 者

広範囲(半肢以上)熱傷の患者

手 術 化 学 療 法 若 L < は 放 射 線 療 法 を要する状 態 又 は 末 期 \mathcal{O} 悪 性 腫 瘍 \mathcal{O} 患 者

透析導入時の患者

重 篤 な 血 液 疾 患 $\overline{}$ ^ モ グ 口 ピ ン 7 80, d1以下 0) 貧 血 又 は 頻 口 に 輸 血. を 要す る状 態 \mathcal{O} 患 者

急 性 か 0 重 篤 な 腎 疾 患 急 性 腎 不 · 全、 ネフ 口] ゼ 症 候 群 又 は 糸 球 体 :腎炎) \mathcal{O} 患 者

手 術 室 で \mathcal{O} 手 術 を 必 要とす る 状 態 \mathcal{O} 患 者

膠っ 原 病 専 門 医 に ょ る 管 理 を必必 要とす る状 態 に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

妊産婦である患者

難 病 \mathcal{O} 患 者 に 対 す る 医 療 等 12 関 す Ś 法 律 平 成 三 十 六 年 法 律 第 五. + 号) 第 五. 条 第 項 12 規 定 す る

号 指 12 定 難 規 定 病 す \mathcal{O} 患 る 者 特 定 同 医 法 療 費 第 \mathcal{O} 七 支 条 給 第 認 几 定 項 に に 係 規 定 る 基 す る 潍 を 医 満 療 受 た 給 す ŧ 者 証 \mathcal{O} لح を 交 L 7 付 さ 診 れ 断 を 7 受 1 け る た Ł ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} を 同 含 条 第 む 項 各 12

別 表 第 八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

限

る

感 染 症 法 第 六 条 第 九 項 に 規 定 す る 新 感 染 症 又 は 同 条 第二 項 E 規 定 す る 類 感 染 症 に 罹り 患 L 7 1

る 患 者

別

表

第

九

口

復

期

IJ

ハ

ビ

IJ

テ

]

シ

日

ン

を

要

す

る

状

態

及

75

算

定

上

限

日

数

症

前 号 \mathcal{O} 感 染 症 \mathcal{O} 疑 似 症 患 者 又 は 無 症 状 病 原 体 保 有 者

脳 血 管 疾 患 脊 髄 損 傷 頭 部 外 傷 < ŧ 膜 下 出 血 \mathcal{O} シ ヤ ン \vdash 手 術 後、 脳 腫 瘍、 脳 炎、 急 性 脳

脊 髄 炎 多 発 性 神 経 炎 多 発 性 硬 化 症 腕 神 経 叢さ 損 傷 等 \mathcal{O} 発 症 後 若 L < は 手 術 後 \mathcal{O} 状 態 又 は 義

肢 装 着 訓 練 を 要 す る 状 態 算 頸い 定 開 始 日 カン 5 起 算 し 7 百 五 + 日 以 内 た だ し、 高 次 脳 機 能 障 害 を 伴

起 算 L て 百 八 + 日 以 内

0

た

重

症

脳

血.

管

障

害、

重

度

 \mathcal{O}

髄

損

傷

及

び

頭

部

外

傷

を

含

む

多

部

位

外

傷

 \mathcal{O}

場

合

は

算

定

開

始

日

カン

5

術

後 \mathcal{O} 大 状 腿だ 骨、 態) 算 骨 定 盤 開 脊 始 椎 日 カン 股 5 起 関 算 節 若 L 7 L < 九 + は 膝っ 日 関 以 節 内 \mathcal{O} 骨 折 又 は 肢 以 上 \mathcal{O} 多 発 骨 折 \mathcal{O} 発 症 後 又 は 手

三 外 科 手 術 又 は 肺 炎 等 \mathcal{O} 治 療 時 \mathcal{O} 安 静 12 ょ り 廃 用 症 候 群 を 有 L 7 お り、 手 術 後 又 は 発 症 後 \mathcal{O} 状 態

算 定 開 始 日 か 5 起 算 L 7 九 + 日 以 内

兀 大 腿だ 骨、 骨 盤 脊 椎 股 関 節 又 は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 神 経 筋 又 は 靭し 帯 損 傷 後 \mathcal{O} 状 態 算 定 開 始 日 か 5 起

算して六十日以内)

五 股 関 節 又 は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 置 換 術 後 \mathcal{O} 状 態 算 定 開 始 日 か 5 起 算 L 7 九 + 日 以 内

六 急 性 心 筋 梗 塞 狭 心 症 発 作 そ \mathcal{O} 他 急 性 発 症 L た 心 大 血. 管 疾 患 又 は 手 術 後 \mathcal{O} 状 態) 算 定 開 始 日

か

ら起算して九十日以内)

別 表 第 九 \mathcal{O} 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 要 す る 状 熊

脳 血 管 疾 患 脊 髄 損 傷 頭 部 外 傷 < ŧ 膜 下 出 血 \mathcal{O} シ ヤ ン \vdash 手 術 後 脳 腫 瘍 脳 炎 急 性 脳

症

脊 髄 炎 多 発 性 神 経 炎 多 発 性 硬 化 症 腕 神 経 叢さ 損 傷 等 \mathcal{O} 発 症 後 若 L < は 手 術 後 \mathcal{O} 状 態 又 は 義

肢装着訓練を要する状態

大 腿だ 骨、 骨 盤 脊 椎 股 関 節 若 L < は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 骨 折 又 は 肢 以 上 \mathcal{O} 多 発 骨 折 \mathcal{O} 発 症 後 又 は 手 術

後の状態

三 外 科 手 術 又 は 肺 炎 等 \mathcal{O} 治 療 時 \mathcal{O} 安 静 12 ょ n 廃 用 症 候 群 を 有 L て お り 手 術 後 又 は 発 症 後 \mathcal{O} 状 態

兀 大 腿が 骨、 骨 盤 脊 椎 股 関 節 又 は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 神 経 筋 又 は 靭し 帯 損 傷 後 \mathcal{O} 状 態

五 股 関 節 又 は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 置 換 術 後 \mathcal{O} 状 熊

六 急 性 心 筋 梗 塞 狭 心 症 発 作 そ \mathcal{O} 他 急 性 発 症 L た 心 大 ήί. 管 疾 患 又 は 手 術 後 \mathcal{O} 状 態

別 表 第 九 \mathcal{O} 三 口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 及 び 特 定 機 能 病 院 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院

料 に お け る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 費 用

管 料 7 医 IJ 療 疾 廃 で 入 院 患 機 あ 用 ハ 関 ピ 等 0 症 中 7 IJ 候 12 \mathcal{O} \mathcal{O} テ お 患 --- 群 患 け 者 日 IJ 者 シ る に で ハ 12 ピ あ 0 対 日 口 き六 IJ す ン 復 0 7 る \mathcal{O} 期 テ 単 提 IJ 発] 心 大 供 症 位 シ ハ 実 ピ 後 を 血. 日 IJ 六 超 ン 管 績 + テ え 料 疾 を る 患 相 日 当 以 シ ŧ 運 IJ 程 内 彐 \mathcal{O} 動 ハ 器 度 ン \mathcal{O} ビ 特 IJ 有 病 ŧ IJ テ す 棟 掲 ハ \mathcal{O} る ピ 又 に 診 스 療 IJ は 対 シ 料 テ 特 L 彐 ŧ て ン 定 \mathcal{O} 料 に 機 行 施 シ 能 0 設 日 効 た 基 脳 病 ン 果 院 潍 料 血 ŧ 管 等 12 IJ \mathcal{O} 又 を 疾 係 ハ 别 は る ピ 患 除 表 呼 第 等 吸 相 IJ く。 当 テ 器 九 IJ 程 \mathcal{O} IJ ハ \equiv ピ 度 シ \mathcal{O} ハ 費 に IJ ピ \mathcal{O} 彐 テ 用 規 実 ン IJ 績 病 定 テ 当 す が シ 棟 認 該 る に シ 彐 ン 保 8 お 脳 日 5 険 料 1 血

別 表 第 + 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 及 び 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院

料の対象患者

れ

な

1

場

合

12

限

る。

精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

定

に

ょ

ŋ

入

院

す

る

患

者

- (1)精 神 保 健 及 75 精 神 障 害 者 福 祉 12 関 す る 法 律 第 +九 条 第 項 又 は 第 + 九 条 \mathcal{O} 第 項 \mathcal{O} 規
- (2)7 保 (1)険 以 医 外 療 \mathcal{O} 機 患 関 者 で **(当** あ 該 0 病 て、 棟 を 精 有 神 す 科 る 救 保 急 険 急 医 性 療 期 機 医 関 療 を 入 含 院 む 料 12 係 る \mathcal{O} 精 病 神 棟 病 に 棟 入 に 院 入 す 院 る 前 心 \equiv 月 神 喪 間 失 に 等 お \mathcal{O} 1

第 状 態 兀 + で 重 大 条 第 な 他 害 項 第 行 為 号 を 行 又 は 0 第 た 者 六 + \mathcal{O} 医 条 療 第 及 び ___ 観 項 第 察 等 号 に 関 \mathcal{O} す 決 る 定 に 法 ょ 律 る 平 入 院 成 十 以 五. 年 下 法 医 律 第 療 観 百 察 十 号) 法 入

(3)患 者 精 \mathcal{O} 神 う 科 5 救 急 (1)急 又 性 は 期 (2)医 以 療 外 入 \mathcal{O} 院 患 料 者 \mathcal{O} で 届 あ 出 0 を て、 行 0 治 7 療 1 抵 る 抗 病 性 棟 統 を 有 合 失 す 調 る 症 保 治 険 療 医 薬 療 に 機 ょ 関 る に 治 入 院 療 を L 行 7 う 1 た る

院

と

1

う。

を

除

く。

を

L

た

こと

が

な

1

患

者

めに当該病棟に転棟するもの

精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

(1)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 に 入 院 す る 前 \equiv 月 間 に お 1 7 保 険 医 療 機 関 **当** 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医

療 機 関 を 含 む。 \mathcal{O} 精 神 病 棟 に 入 院 医 療 観 察 法 入 院 を 除 <_ を L たことが な 1 患 者

当 該 病 棟 に お け る 治 療 が 必 要 な ŧ \mathcal{O} (2)

精

神

科

急

性

期

治

療

病

棟

を

有

す

る保

険

医

療

機

関

に

入

院

L

7

١ ر

る患者

であっ

て、

急

性

増

悪

 \mathcal{O}

た

8

(3)患 者 精 \mathcal{O} 神 う 科 ち 急 性 (1)期 又 治 は 療 (2)病 以 棟 外 入 \mathcal{O} 院 患 料 者 \mathcal{O} で 届 あ 出 0 を て、 行 0 治 て 療 1 抵 る 抗 病 性 棟 統 を 合 有 失 す 調 る 症 保 治 険 療 医 薬 療 に 機 ょ 関 る に 治 入 院 療 を L 行 7 う 1 た る

めに当該病棟に転棟するもの

三 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

(1)精 神 保 健 及 U 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 第 + 九 条 第 項 又 は 第 + 九 条 \mathcal{O} 第 項 \mathcal{O} 規

定により入院する患者

- (3)(2)保 保 険 険 (1) (2) 医 医 に 以 療 療 か 外 機 機 か \mathcal{O} 関 関 わ 患 \mathcal{O} 5 者 **当** ず、 精 で 神 該 あ 当該 病 病 0 棟 棟 て、 を を 病 除 有 棟に 精 <_ す 神 おけ る 科 保 救 に る治 険 急 入 医 • 院 療中 療 合 機 併 <u>(</u>医 に、 関 症 療 を 入 観 当 含 院 察 該 む。 料 法 保 に 入 険 係 院 医 \mathcal{O} る を 療 精 病 除 機 神 棟 関 < . 病 に に 棟 入 院 お を 精 す 1 てよ L 神 る たことが 病 前 り 三 床 高 月 \mathcal{O} 度 4 間 な管 な を 12 11 有 お 患 理を す 1 る 7
- (4)ため 者 0 精 うち、 に 神 . 当 科 該 救 病 (1) 急 棟 に 合 (2)転 又 併 棟 は 症 す (3)入 Ź 以 院 ŧ 外 料 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 患 届 者 出 で を あ 行 0 0 て、 て 7 治 る 療 病 抵 棟 抗 を 性 有 統 す 合 る 失 保 調 険 症 医 治 療 療 機 薬 関 に に ょ 入 る 院 治 L て 療 を 1 行 る

う

患

行

0

た後、

再度、

当

該

病

棟

に

お

1

7

治

療

を行

う

患

者

別 表 第十 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 12 係 る 手 術 等

短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 が 算 定 で き る 手 術 又 は 検 査

D 2 8 7 内 分 泌 負 荷 試 験 1 下 垂 体 前 葉 負 荷 試 験 1 成 長 ホ ル モ ン G Н 連とし

て

D 2 9 1 2 小 児 食 物 T レ ル ギ 負 荷 検 查

K 0 O 5 皮 膚、 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 部) 3 長 径 匹 セ ン チ メ 1 ル 以 上 (六歳未満 に 限

る。)

K 0 0 6 皮膚、 皮下 腫 瘍 摘 出 術 露出 部以 外 3 長径六センチ メー ŀ ル以上十二セ ンチ

メ 1 ル 未 満 **分** 歳 未 満 に 限 る。

K 0 0 6 皮 膚 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 部 以 外) 4 長径 十二セ ンチ メ] \vdash ル 以 £ (六歳-

未

満 に 限 る。

K 0 O 8 腋臭症手 術

K 0 3 0 匹 肢 躯< 幹 軟 部 腫 瘍 摘 出 術 2 手、

足 手 に限 る。

K 0 4 8 骨 内 異 物 挿 入 物 を 含 む。 除 去 術 4 鎖 骨、 膝っ 蓋 骨、 手、 足、 指 (手、 足)

そ

 \mathcal{O} 他 手 に 限 る。

K 0 6 8 半 月 板切 除 術

K 0 6 8 2 関 節 鏡 下 半月 板 切 除 術

7 0 ガ ン グリ 才 ン 摘 出 術 1 手、 足、 指 (手、 足) 手 に限 る。

K 0 9 3 手 根 管 開 放 手 術

K

0

9 3 2 関 節 鏡 下 手 根 管 開 放 手 術

K

0

K 2 0 2 涙管 チ ユ] ブ 挿 入術 1 涙道 |内視鏡を用 ζ) るもの

K 2 1 7 眼 験が 験が 内 反 症 手 術 2 皮 膚 験が 切 開 法

K

2

1

9

眼

下

垂

症

手

術

1

眼

挙

筋

前

転

法

K 2 1 9 眼 験が 下 垂 症 手 術 3 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

K 2 2 4 翼 状 片 手 術 弁 \mathcal{O} 移 植 を 要 す る t \mathcal{O}

K 2 5 4 治 療 的 角 膜 切 除 術 1 工 丰 シ 7 レ] ザ に ょ る ŧ \mathcal{O} 角 膜 ジ ス } 口 フ 1

又

は 帯

状 角 膜 変 性 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

K 2 6 8 緑 内 障 手 術 6 水 晶 体 再建 術 併 用 眼 内 F レ

挿

入

術

K 2 8 2 水 晶 体 再 建 術

K 4 7 4 乳 腺 腫 瘍 摘 出 術

K 5 0 8 気 管 支 狭 窄さ 拡 張 術 (気管· 支 鏡 12 ょ る ŧ \bigcirc

K 5 1 0 気管 支 腫 瘍 摘 出 術 (気管 · 支 鏡 又 は 気 管支フ ア 1 バ] ス コ

プ

に

ょ

る

ŧ

 \mathcal{O}

6 1 6 4 経 皮 的 シ ヤ ン 1 拡 張 術 • 血 栓 除 去 術 1 初

皮 的 シ ヤ ン 1 拡 張 術 血 栓 除 去 術 2 1 \mathcal{O} 実 施 後 3 月 以 内 に 実 施

す

Ś

場合

1 1 7 7 下 下 肢 肢 静 静 脈 脈 瘤り 瘤り 手 手 術 術 2 1 抜 硬 去 化 療 切 法 除 術 連として)

K

6

K

6

K

K

K 6 1 7 下 肢 静 脈 瘤は 手 術 3 高 位 結 ない。

K 6 1 7 4 下 肢 静 脈 瘤は 血 管 内 焼 灼や 術

K 6 1 7 6 下 肢 静 脈 瘤は 血 管 内 塞 栓 術

K 6 5 3 内 視 鏡 的 胃、 + 指 腸 ポ リー プ 粘 膜 切 除 術 1 早 期 悪 性 腫 瘍 粘 膜 切 除 術

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ] プ 粘 膜 切 除 術 1 長 径 セ ン チ メ] 1 ル 未 満

K 7 4 3 痔じ 核 手 術 脱 肛こ を 含 む 2 硬 化 療 法 兀 段 階 注 射 法 に ょ る ŧ \mathcal{O}

K 7 4 肛っ 門 良 性 腫 傷、 肛っ 門 ポ リー プ、 肛っ 門尖地 圭が コ ン ジ 口 A 切 除 術 肛っ 門 ポリ] プ、 肛^こう 門

尖は大きな コ ンジ 口 A 切 除 術 に 限 る。

尿 失 禁 手 術 (ボ 毒 素

K

8

2

3

6

ツ

IJ

ヌス

に

よる

ŧ

 \mathcal{O}

K 8 3 4 3 顕 微 鏡 下 精 索 静 脈 瘤は 手 術

K 8 4 1 2 経 尿 道 的 V ザ] 前 <u>\f</u> 腺 蒸 散 術

三 短 期 滯 在 手 術 等 基

削

除

本 料 3 を算定 す Ź 手 術 検 査 又 は 放 射 線 治 療

2 3 終 夜 睡 眠 ポ IJ グラフ 1] 3 1 及 び 2 以 外 \mathcal{O} 場 合 1 安 全 精 度管 理 下 で行うも

 \mathcal{O}

D

D 2 3 7 終 夜 睡 眠 ポ IJ グラフ 1 3 1 及 び 2 以 外 \mathcal{O} 場 合 口 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

D 2 3 7 2 反 復 睡 眠 潜 時 試 験 M S L $\underbrace{\mathsf{T}}$

D 2 8 7 内 分 泌 負 荷 試 験 1 下 垂 体 前 葉負 荷 試 験 1 成 長 ホ ル モ ン G $\bigcup_{i=1}^{n}$ (一連とし

D 2 9 1 2 小 児 食 物 ア レ ル ギ 負 荷 検 査

D 4 1 3 前 <u>\\ \</u> 腺 針 生 検 法 2 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

K 0 0 7 2 経 皮 的 放 射 線 治 療 用 金 属 7] 力 留 置 術

K 0 3 0兀 肢 • 躯< 幹 軟 部 腫 瘍 摘 出 術 2 手、 足 手 に限 る。

K 0 4 6 骨 折 観 血. 的 手 術 2 前 腕 下 腿に 手 舟 状 骨 (手 舟 状 骨 に 限

る。

足)

そ

K K 0 0 4 4 8 8 骨 骨 内 内 異 異 物 物 挿 挿 入 入 物 物 を を 含 含 む。 む。 除 除 去 去 術 術 4 3 鎖 前 骨、 腕、 膝っ 下 腿だ 蓋 骨、 前 手、 腕 に 足、 限 る。 指 手、

 \mathcal{O} 他 鎖 骨 に 限 る。

K 0 4 8 骨 内 異物 (挿 入 物 を含 む。 除 去 術 4 鎖 骨、 膝っ 蓋 骨、 手、 足、 指 手、 足) そ

 \mathcal{O} 他 手 に 限 る。

K

0

7

0

ガ

ン

グ

IJ

才

ン

摘

出

術

1

手、

足、

指

手、

足)

手

に

限

る。

K

0 9 3 2 関 節 鏡 下 手 根 管 開 放 手 術

1 9 6 2 胸 腔っ 鏡 下 交 感 神 経 節 切 除 術 両 側

Κ 2 1 7 眼 験が 内 反 症 手 術 2 皮 膚 切 開 法

K

2

0

2

涙

管

チ

ユ

]

ブ

挿

入

術

1

涙

道

内

視

鏡

を

用

1

る

₽

 \mathcal{O}

K

K 2 1 9 眼 験が 下 垂 症 手 術 1 眼 験が 挙 筋 前 転 法

K 2 1 9 眼 験が 下 垂 症 手 術 3 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

K 2 2 4 翼 状 片 手 術 弁 \mathcal{O} 移 植 を 要 す る ŧ \mathcal{O}

K 2 4 2 斜 視 手 術 2 後 転 法

K 2 4 2 斜 視 手 術 3 前 転 法 及 び 後 転 法 \mathcal{O} 併

K 2 5 4 治 療 的 角 膜 切 除 術 1 工 丰 シ 7 レ ザ 施 に ょ る Ł \mathcal{O} 角 膜 ジ ス 1 口

フ

1

又 は

帯

状 角 膜 変 性 に 係 る t \mathcal{O} 12 限 る。

K 2 6 8 緑 内 障 手 術 6 水 晶 体 再 建 術 併 用 眼 内 K V ン 挿

入

術

他

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

2 8 2 水 晶 体 再 建 術 1 眼 内 V ン ズ を 挿 入 す る 場 合 口 そ \mathcal{O}

2 8 2 水 晶 体 再 建 術 2 眼 内 レ ン ズ を 挿 入 L な 1 場 合

K

K

K 3 1 8 鼓 膜 形 成 手 術

K 3 3 3 鼻 骨 骨 折 整 復 固 定 術

K 3 8 9 喉 頭 声 帯 ポ IJ プ 切 除 術 2 直 達 喉 頭 鏡 又 は フ ア 1 バ 1 ス コ プ に

ょ

る

Ł

 \mathcal{O}

K 4 7 4 乳 腺 腫 瘍 摘 出 術 1 長 径 5 セ ン チ メ 1 ル 未 満

K 4 7 4 乳 腺 腫 瘍 摘 出 術 2 長 径 5 セ ン チ メ \vdash ル 以 上

Κ 6 1 6 4 経 皮 的 シ ヤ ン 1 拡 張 術 血 栓 除 去 術 1 初 口

6 1 6 4 経 皮 的 シ ヤ ン 1 拡 張 術 血 栓 除 去 術 2 1 \mathcal{O} 実 施 後 3 月 以 内 12 実 施 す る 場 合

K

K 6 1 7 下 肢 静 脈 瘤り 手 術 1 抜 去 切 除 術

K 6 1 7 下 肢 静 脈 瘤は 手 術 2 硬 化 療 法 連として)

K 6 1 7 下 肢 静 脈 瘤は 手 術 3 高 位 結 禁さ

術

K 6 1 7 2 大 伏 在 静 脈 抜 去 術

K 6 1 7 4 下 肢 静 脈 瘤り 血 管 内 焼 灼や 術

K 6 1 7 下 肢 静 脈 瘤り 血 寒

6 管 内 栓 術

K 6 3 3 ル = ア 手 術 5 鼠そ 径 ル = ア

K 6 3 4 腹 腔り 鏡 下 鼠そ 径 ^ ル = ア 手 術 両 側

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ プ 粘 膜 切 除 術 1

的 大 腸 ポ IJ プ • 粘 膜 切 除 術 2 長

径

セ

ン

チ

メ

1

1

ル

以

上

長

径二

セ

ン

チ

メ

]

1

ル

未

満

化

療

法

兀 段

階

注

射

法

に ょ

る

 \mathcal{O}

硬

2

む

K

7

4

3

痔じ

核

手

術

脱

を

肛っ

K

7

2

1

内

視

鏡

含]

プ、

肛っ

門尖地

圭が

コ

ン

ジ

口

A

切

除

術

肛っ

門

ポ

IJ 1

プ 切 除

術

コ

ンジ

口

門 ポ IJ

瘍、 肛っ

7 肛っ 門 良 性 腫

K

7

4

に

. 限

る。

K

7

4

7 肛っ 門 良 性 腫 瘍、 肛っ 門 ポ IJ] プ、 肛っ 門尖 圭が コ ンジ 口] 7 切 除 術 肛っ 門尖岩

 Δ 切 除 術 に 限 る。

K 7 6 8 体 外 衝 擊 波 腎 尿 結 石 破 砕 術 連 にに 0 き

K 8 2 3 6 尿 失 /禁手 術 (ボ ツ リヌス毒 素 に よる ŧ \mathcal{O}

K 8 3 4 3 顕 微 鏡 下 精 索 静 脈 瘤は 手 術

K 8 6 7 子 宮 頸い 部 たったっ 部 切 除 術

K 8 7 2 3 子 宮 鏡 下 有 茎 粘 膜 下 筋 腫 切 出 術、 子 宮 内 膜 ポ IJ ĺ プ 切 除 術 1 電 解

質 溶

液利

ŧ \mathcal{O} 用 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

K 8 7 2 3 子 宮 鏡 下 有 茎 粘 膜 下 筋 腫 切 出 術、 子 宮 内 膜 ポ リー プ 切 除 術 2 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

K 8 7 3 子 宮 鏡 下 子 宮 筋 腫 摘 出 術 1 電 解 質 溶 液 利 用 \mathcal{O} ŧ

8 7 3 子 宮 鏡 下 子 宮 筋 腫 摘 出 術 2 そ \mathcal{O}

K

他 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

K 8 9 0 3 腹 腔り 鏡 下 卵 管 形 成 術

M 0 0 1 2 ガ ン 7 ナ 1 フ に よる定位放射線 治 療

別 表 第 +

脊 髄 損 傷

筋 ジ ス 1 口 フ 1 症

多 発 性 硬 化 症

重 症 筋 無 力 症

ス 七

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

パ 1 丰 ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大脳 皮質 基底 核核 変性 症 及 U パ] キ ン ソ ン 病 **(**ホ

工 ン • t ル \mathcal{O} 重 症 度 分類 が ス テ ージ三以上であって生活機 能 障 害 度 が \prod 度 又 は \prod 度 \mathcal{O} 状 態 に 限

る。))

ハンチントン病

多系 統 萎 縮 症 線 条 体 黒 質 変 性 症 才 IJ ĺ ブ 橋 小 脳 萎 縮 症 シ ヤ 1 • F V] ガ 症 候 群

プリ オ ン 病 ク 口 1 ツ フ エ ル \vdash • t コ ブ 病、 ゲ ル ス 1 7 ン ス 1 口 1 ス ラ シ ヤ 1 ン 力] 病、

致死性家族性不眠症)

亜急性硬化性全脳炎

仮性球麻痺で

脳性麻痺
の

別 表 第 十三 在 宅 患者 1緊急 入院 診 療 加 算 に 規定す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 疾 病 等

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ] 丰 ン ソ ン 病 関 連 疾 患 <u>(</u>進 行 性 核上性麻 痺ひ 大脳皮質基底核変性症及

工 ン • Y ル 0 重 症 度 分 類 が ス テ 1 ジ 三 以 上で あって 生 活 機 能 障 害 度 が \prod 度 又 は \coprod 度 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限

び

パ

]

キ

ン

ソン

病

(ホ

]

多系統書

る。

多系 統 萎 縮 症 線 条 体 .黒質 変性 症 才 リー ブ 橋 小 脳 萎 縮 症 及 び シ ヤ 1 • K レ] ガ Ì 症 候 群)

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

+ 五. 歳 未 満 \mathcal{O} 者 で あ 0 て 人 工 呼 吸器を使用 L 7 1 る 状 態 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 又 は + 五. 歳 以 上 \mathcal{O} ₽ \mathcal{O} で あ って人

工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 が + 五. 歳 未 満 か 5 継 続 L て 1 る Ł \mathcal{O} 体 重 が + キ 口 グ ラ A 未 満 で あ

る場合に限る。)

別 表 第 + 兀 新 生児 特定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1, 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 0 注 1 及び 新 生

児 治 療 口 復 室 入 院 医 療管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定する 別 に厚生 労 働 大臣 が 定 め る疾患

先天性水頭症

全前脳胞症

二分脊椎 (脊椎破裂)

アーノルド・キアリ奇形

後鼻孔閉鎖

先天性喉頭軟化症

先天性気管支軟化症

先天性のう胞肺

肺低形成

食道閉鎖

十二指腸閉鎖

小 腸 閉 鎖

鎖 肛こ

ヒ ル シ ユ ス プ ル ン グ 病

総 排 泄 腔り 遺 残

頭 蓋 骨 早 期 癒 合 症

骨 軟 骨 を含 む。 無 形 成 低 形 成 異形

成

腹 壁 破 裂

臍さ 帯 ル = T

ダ ゥ 症 候 群

1

]

13 18 1 ij ij ソミ ソミ

多 発 奇 形 症 候 群

先 天 性 心 疾 患 人 工 呼 吸、 酸 化 窒素 吸入 療 法 経 皮 的 冠 動 脈 1 ン タ べ ン シ 彐 ン 治 療 若 L < は

別 表 第 + 五. 特 定 入 院 料 \mathcal{O} 4 で 届 出 可 能 な 対 象 入 院 料

開

胸

手

術

を

実

施

L

た

ŧ

 \mathcal{O}

又

は

プ

口

ス

タ グ

ランジ

ン

Е

1 製

剤

を投

与

L

た

ŧ

 \mathcal{O} に

限

る。

料 5

Α 3 0 7 小 児 入 院 医 療 管 理

A 3 0 8 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料

A 3 0 8 3 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 1 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 2 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院

保 険 医 療 機 関 に あ 0 7 は 百 八 + 床 未 満 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 が 算 定 す る 場 合 に 限 る。 料

3

又

は

地

域

包

括

ケ

ア

病

棟

入

院

料

4

許

可

病

床

数

が

百

床

別

表

第

六

 \mathcal{O}

<u>ー</u>に

掲

げ

る

地域

に

所

在

す

る

Α 3 0 9 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1 又 は 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 2

A310 緩和ケア病棟入院料

Α 3 1 1 精 神 科 救 急 急 性 期 医 療 入 院 料

Α 3 1 1 2 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 又 は 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 2 他 \mathcal{O} 特 定 入

院 料 を 届 け 出 て 1 る 保 険 医 療 機 関 が 算 定 す る 場 合 に 限 る。

Α 3 1 1 3 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料

A 3 1 1 4 児 童 • 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料

A312 精神療養病棟入院料

A 3 1 4 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 1 又 は 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 2

Α 3 1 7 特 定 般 病 棟 入 院 料 1 又 は 特 定 般 病 棟 入 院 料 2

Α 3 1 8 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料